

NIHU現代中国早稲田大学拠点

W I C C S

研究シリーズ

5

東アジア地域の立体像と中国

松村史紀・森川裕二・徐顕芬 編著



早稲田大学現代中国研究所

NIHU現代中国早稲田大学拠点

W I C C S
研究シリーズ

5

東アジア地域の立体像と中国

松村史紀・森川裕二・徐顕芬 編著



早稲田大学現代中国研究所

はしがき

天児 慧

それぞれの時代に立脚して国際政治の全体像や個別の事件、国家関係などを明らかにすることは、ある意味で全く新しい知的作業であると言えるかもしれない。本書に掲載された次世代研究者達の論文を拝読しながら、そのような思いに駆られた。1970年代初頭に大学院生であった私はどのように国際関係の動向を見ていたのだろうか。当時の国際関係は終結に向かうベトナム戦争、文化大革命を経た中国が外交面で大きく舵を旋回させた「米中接近」「国連への登場」「日中国交正常化」、「プラハの春」(1968年)以降の社会主義陣営の混迷など、まさに「激動」と呼ぶにふさわしい変化の中にあった。それでも「冷戦枠組み」が根本から変わるとはとても考えられないという「認識」を前提とした上で、新たな変化の意味や、国家関係の動向を分析していたことを思い出す。私自身が現代中国研究を始めた動機の一つが、まさに「ニクソン訪中」「田中訪中」を演出した中国の指導者、毛沢東、周恩来の圧倒的なパフォーマンスを見せつけられたところにあったのだが、そのような日本の対中政策、ひいては米国の対中政策の大転換が、冷戦認識そのものの転換にとって極めて重大な要因になっていくことなど、その当時知る由もなかった。

当時の国際関係の研究は、第一に、やはり資本主義、社会主義というイデオロギーに強く拘束されていた。さらに第二に、第二次世界大戦の「戦禍」に対する強い反省——それ自体は重要なのだが——の行き過ぎから、戦争の要因や推進力になったと思われるものをすべて「悪」としてみなし、客観的に分析すること自体を忌み嫌う傾向があった。例えば「大東亜共栄圏構想」「東亜協同体論」自体、右翼ナショナリストの主張というレッテルを張り、幾人かの研究者を除いて正面からそのテーマに向き合うことが避けられていた。第三に、戦後を「客観的」に研究するにはあまりにも資料が少なく限定されていた。とくにソ連研究や中国研究は、党や政府の公

式的な声明、指導者の発言（しかも多くは都合よく修正された発言）など以外の生の資料を収集することは至難のことであった。当時の指導教授から『人民日報』の分析に際して、「行間を読め」ということが真面目に強調された。情報のあふれる今日では信じられない状況であろうが、今にして思えばまさに含蓄のある言葉である。が、それほどまでに「客観的」な分析のための資料は欠乏状態にあったのである。

現在という地点に立てば当たり前のこととして論じられているある時代のことが、その時代に立脚して考えればとても考えられようのない、新鮮な問題意識と視角として見えてくる。本書の各論文に沿ってコメントするのなら、もちろん「二つの戦後」という捉え方は当時には存在しなかった。1930～40年代の国際関係を考える上で「満蒙」を「重なり合う秩序」としてとらえる発想はなかった。満州統治を考察するにあたって「民族協和」という美辞の虚構を「戸籍制度」の実態から検証するアプローチには説得力がある。中ソ関係史の中で当時の研究では「ミコヤン訪中」という事実さえ1～2行の説明のみでほとんど明らかにはされていなかった。マレーシア、あるいはタイ、フィリピンの70年代の対中国交正常化のプロセスの中で「日本方式」がかくも重要な意味を持っていたことは1970年代アジア国際関係史を再考する重要な契機となる。1950年代の中印関係は往々にして政治・安全保障問題としてしか扱われてこなかったが、ここでは経済関係からアプローチし、中印関係に新しい視座を提供している。中国の「不結盟」（同盟関係を結ばない）政策を歴史の文脈から実証的に明らかにしていく作業は貴重である。さらに、米国のアジア政策を対中関係と日米同盟を中心に米紙論説記事から変化の過程を追跡する試みも、本書全体の東アジア国際秩序を立体像として把握するというテーマに重要な貢献をなしている。

おそらくこうしたそれぞれの作業をさらに積み重ね、それを踏まえある段階でつなぎ合わせる試みを意識的に行い、その上でこれまで言われてきた既存の第二次世界大戦期、冷戦期という国際関係の大きな枠組みを再検証し、それぞれの実証研究をベースにした国際関係の理論枠組みの再構築

を試みるとしたら、国際関係論の分野でかなりインパクトの強い意義ある研究成果になるだろう。次世代研究者達がやがて国際関係論、国際関係史の舞台で主役を演ずる日はそう遠くないのではないだろうか。

目次

はしがき		天児 慧…………… 3
序章	東アジア地域の立体像をめざして	
	—国際政治学のなかの近代と現代—	松村史紀…………… 9
I	二つの太陽と東アジア	
II	思考のための概念整理	
III	中心と周辺の近代	
IV	非公式の総力戦	
V	二つの東アジア地域	
VI	本書の構成	
第1章	重なりあう秩序	
	—20世紀初頭の国際関係と「満蒙」—	鈴木仁麗……………31
I	焦点としての辺境	
II	日本の二つの顔	
III	戦間期の国際秩序のなかの「満蒙」	
IV	「非公式帝国」への貢献——満洲国に重なる二つの秩序	
第2章	満洲国統治における「日本臣民」という存在	
	—戸籍問題からみる「民族協和」の実相—	遠藤正敬……………57
I	はじめに	
II	満洲国における戸籍法の模索	
III	「日本臣民」の開拓移民推進と戸籍	
IV	満洲国民籍制度の成立	
V	在満日本人における「民族の純血」	
VI	満洲国における民籍法の限界——国民証構想と寄留法	
VII	おわりに	

第3章 ミコヤン秘密訪中考（1949年1-2月）

—中国革命と戦争をめぐる秩序設計— 松村史紀……………83

- I 新しい物語？
- II テキスト・クリティーク
- III ミコヤン訪中までのあゆみ
- IV 中共の秩序設計
- V ソ連の秩序設計
- VI 二つの中ソ同盟のあいだ

第4章 マレーシアの対中接近と ASEAN 協調

—ZOPFAN に隠された地域外交協力— 平川幸子…………… 109

- I はじめに
- II マレーシアの対中政策転換の背景
- III ZOPFAN 宣言の成立背景
- IV フィリピンの事例
- V タイの事例
- VI おわりに

第5章 中国の同盟観

—なぜ同盟を組まないか— 徐 顕芬…………… 137

- I 中国の同盟小史
- II 中ソ同盟からの教訓
- III 米中戦略的提携関係の形成と解消
- IV 独立自主政策と「不結盟」

第6章 冷戦後の米国外交と対日中認識

—米紙報道の文脈分析— 森川 裕二…………… 159

- I はじめに——「二つの戦後」秩序の立体像という方法
- II 問題の所在
- III 定性分析
- IV まとめ

あとがき（編者一同）…………… 190
執筆者紹介（執筆順）…………… 192

東アジア地域の立体像をめざして

—国際政治学のなかの近代と現代—

松村史紀

I 二つの太陽と東アジア

世界のなかで東アジア地域が占める比重は、ますます大きくなっている。この地域を広くとらえ、米国まで含めるとすれば、経済大国の実に上位三国がここに集中していることになる。例えば、この地域が大きな変動のなかにあると指摘することは、たやすい。

では、その変動はどのように理解できるのだろうか。ここで、現代の東アジア地域を対象にした国際政治学を取りあげてみよう。情勢を理解するためにつくられた物語のバリエーションは、意外なほどに少ない。小さな物語は無数にあったとしても、大きな筋書きはそれほど多くはない。20世紀後半以降、おもに米国で成長した国際政治学の理論体系が、大きな物語を与えているからである。ここでささいな個体差を脇へおくとすれば、リアリズム、リベラリズム、コンストラクティビズムといった大きな理論体系の系譜に属する物語が、東アジア国際政治の理解をほぼ支配していることになる。

さらにやっかいなことに、どの理論を使って現実を説明しても、それなりに物語は成立してしまう。そこで、おもだった理論をすべて折衷して説明を組み立てることが、いまや分析の主流になってしまった。ところが、いずれの理論においても点（アクター）と線（アクターどうしの行動パターン）を捉えることに重点がおかれてしまう。点と線をどれだけ並べてみても、広がる世界はあくまでも平面に過ぎない。ここにこそ、現代東アジア地域を研究対象にした国際政治学の限界がある¹。

本書は、前著に引き続いて、東アジア地域の特徴を「平面」から捉えるのではなく、歴史的变化という大きな枠組みから「立体化」して理解す

ることをめざしている²。こまかな史的事実の考察は各章にゆずるとして、ここではやや古典的ではあるが、オーソドックスな国際政治の考えかたを参照軸にして、東アジア地域の近代と現代の特徴を描いてみたい。

そこでまずは、ある印象的なシーンをてがかりに、この地域をイメージしてみよう。映画『太陽の帝国』(スティーヴン・スピルバーグ監督、1987年)では、上海や蘇州を舞台にして、あるイギリス人少年がみた太平洋戦争のすがたが描かれている。この映画には、二つの太陽が登場する。一つは、真っ赤に染まった夕陽であり、いまや斜陽となってしまった日本の帝国を象徴する「太陽」である。これと対照的なのが、原子爆弾の光に象徴されるのぼりゆく「太陽」である。イギリス人少年が「原子爆弾」という言葉をつぶやくとき、その背中越しにぎらぎらとまぶしく輝いているのが、高くのぼった太陽である。東アジア地域に日本という古い太陽が沈んだとき、新しくのぼってきたのは、核兵器の光に代表される米国という太陽だった³。

古い太陽が「近代」の帝国だったとすれば、新しい太陽は「現代」の非公式帝国であるだろう⁴。では、この二つの太陽は、東アジア地域をどのように照らしてきたのだろうか。

II 思考のための概念整理

1. 理念としての国際政治

「アジアらしさ」や東アジア地域の「特殊性」といった問題は、いったん脇へおき、ここでは国際政治を理解するための枠組みを組み立ててみたい⁵。「近代」と「現代」を思考するのに必要な概念整理をしておきたいからである。

近代ヨーロッパ世界に生まれた国際政治は、少なくとも理念の上では、主権国家からなる体系をもち、法的には対等な世界であった。その主権国家どうしは、パワー・ポリティクスや勢力均衡とよばれる関係を成り立たせてきた。アロン (Raymond Aron) によれば、パワー・ポリティクスとは各国が調停、仲介、さらには自分の意思を超える法規を認めることなく、自分自身の力や同盟にのみ頼って、自らの存在や安全保障を確保することである。だからこそ、主権国家にとっての第一目標は「生存」ということになる⁶。

そのために国家どうしは、外交から戦争にいたるまで幅広い手段を行使

しあうことになる。平時に政治家が外交手段によって国家間関係を処理し、戦時において軍事手段を使うことは当然であるが、平時においても軍事力による脅し、戦時においても同盟諸国などとの外交が続けられることになる⁷。その意味では、少なくとも20世紀後半になるまで、国際政治における戦争と平和は陸続きであった。アロンの表現を借りれば、「これまでのところ平和とは、政治主体間の軍事的対立をいくらか先延ばしにしたもののように見えた」ということになる⁸。

ただし、主権国家がつくる国際政治は、時代によってその様相を変えてきた。アロンは平和のかたちを三類型に分けている。一つは「均衡」であり、これは政治主体間で勢力にバランスがとれている状態を指す。二つめは、そのうちの一国の勢力が優位にあるという「覇権」の状態である。最後は、「帝国」である。一国の勢力だけが桁外れに勝っており、他の諸国は政治決定を行うような自律性を奪われているという状態である⁹。

さて、理念から考察すれば、国際政治は対等な主権国家によって成り立つ世界に違いないが、ひとたびその実体に近づこうとすれば、理念からかけ離れたところへ行ってしまう。覇権や帝国という平和のかたちは、平等な主権国家の体系からはほど遠いところにある。

2. 実体としての国際政治

では、実体としての国際政治をどのように考えればよいのだろうか。そもそも世界は、国力の差が圧倒的に開いた国々が集まる場所である。むしろ国力が「不均等に配分」されていることこそ常態である。一方の端に、一帝国が世界を支配するというヒエラルキーの秩序をおき、他方の端に対等な主権国家の体系をおくとすれば、国際政治はその間のいずれかの地点におかれていることになる¹⁰。どの地点におかれているのかという差異こそ、それぞれの時代と地域がもつ個性になるだろう。

この実体を測るために、実にさまざまな概念が生み出されてきた。そもそも国力とは何を指すのかということから論争があるだろうし、たとえばそれを確定できたところで、正確に国力を測定することは至難である。まして、常に動態的な国力を相手にするとすれば、国力の差には驚くほど多くのバリエーションがあることになる。そこで、ここでは国力の差や力の不均等の特徴づける概念のうち、代表的なものだけを挙げておきたい。

まずは、ワイト (Martin Wight) の区分にしたがって、国力の大きい

ものから小さいものへと並べてみよう。最初にくるのが、「支配的大国」である。これは「自分のライバルすべてを合わせたものよりもなお勝る強さをもつパワー」のことである。次に「世界的大国」が挙げられるが、これは関心が世界大に及ぶ大国のことを指す。より正確に言えば、「ヨーロッパ内部でうまく強さを発揮でき、さらにその強さの資源をヨーロッパ外部から奪ってくるのできる大国」のことである。これに続くのが「大国」である。これは、ナポレオン戦争後のウィーン会議以降に恒常化した地位であり、あくまでも歴史的な概念である。定義は難しいが、パワーの構成要素—人口、領土、工業資源、社会組織、歴史的伝統、偉大さをめざす意志—のいくつかにおいて平均以上であれば、ひとまず大国と呼べそうである。以上の三者は、たがいに重なりあうところもあり、正確な区別はそれほど容易ではない。そして最後にくるのが、「中小国 (minor powers)」である。これは前三者よりもはるかに多岐にわたる内容を含んでいる。なかでも地域大国と中級国家という二種類は、抜きでた存在であり、後者にいたっては、前者よりもなお大国との区別は難しい。ただし、限定的な利益を守る手段しか持たないという点で大国とは決定的に異なっている。なかには、自分の独立を維持することで精一杯だという小国もある¹¹。

このように整理すれば、国力の大きさだけを測ろうとしても、正確な区分にたどり着くまでにいくつものハードルが用意されていることが分かる。そこで、国力の類型を精緻化していくよりも、国力の差が歴然としている国家（或いは地域）の間にどのような「関係性」が成り立つのかを考えることにしたい。

その代表的な議論が、帝国や覇権という概念である。帝国と覇権を区別し、さらに帝国のなかにも公式のものと非公式のものがあるという区分は一般的なものであろう¹²。ただし、非公式の帝国と覇権には、そもそもそれほどの違いが認められないという議論もある¹³。

いずれにせよ、東アジア地域における力の不均衡という実体を考察するために、国力に開きのある国家どうし（或いは国家として独立さえしていない地域も含む）の「関係性」を捉えていくことにしよう。

III 中心と周辺の近代

1. 中心における機能

近代における国際政治の特徴を、その「関係性」から理解するために、支配的「中心」と従属的「周辺」という二者がつくり上げた関係を考察することからはじめたい¹⁴。

まず、中心の諸大国どうしがつくり出す関係性は、どのようなものだろうか。これは、理念の国際政治に近い。むしろ、ここで生まれた経験が、国際政治の基本的理念をつくりあげたといえるだろう。ここでの国家間関係の中心的機能の一つが、勢力均衡である¹⁵。

ワイトによれば、勢力均衡には通常のサイクルがある。例えばそれは、18世紀のヨーロッパに見てとることができるという。まず、三つ以上の大国或いは陣営が、多角的な均衡をはかるという「メリーゴーランド」が現れる。具体的には、イギリス、フランス、スペインの間に均衡がつけられ、東欧においてはオーストリア、ロシア、プロシア、スウェーデン、トルコが均衡を保つにいたった。さらにドイツ、イタリアの諸国家どうしは、前二者の下位におかれながら均衡が生まれた。以上、いずれの均衡もともに相互作用するものであった。その多角的均衡は、やがて米国とフランスの革命によって崩れてしまうが、その後ウィーン会議で再びそれが回復される。ところが、その「メリーゴーランド」も結局は二つの陣営に分裂していき、単純均衡の「シーソー」と化してしまう。とりわけ19世紀末につくられた露仏同盟とそれに対抗するドイツ、オーストリアーハンガリー、イタリアの三国同盟との間で顕著な「シーソー」がすがたを現すことになった¹⁶。

このように勢力均衡は、戦争によって崩れながらも、再び回復して平和をとり戻すというくり返しを経験してきた。これが近代国際政治の基本的な機能の一つだとすれば、各国にとって戦争と平和は陸続きになった政策のセットであったということになる。ワイトが次のように表現していることは、あまりに一般的なことではあるが、それだけに真理をついているだろう。「独立した主権国家の集まる世界では、自分たちの死活的利益を守るために、各々が行使できる唯一の最終手段が戦争なのである」¹⁷。また「外交」が「交渉するための制度」であるとすれば、「戦争は、対立に最終決断を下す制度である」¹⁸。

さて、ここまでの物語に登場するのは、あくまでも中心地域の大国ばかりであった。なぜ、彼らは崩れた平和を回復することができたのだろうか。さまざまな原因はあるだろうが、ここでは周辺におかれた地域を視野に入れて、この問題を考えてみたい。

2. 周辺の統治へ

大国どうしが戦争のあと平和を回復するとき、周辺におかれた地域を取引の対象にしていたことは想像にかたくない。そこで、モーゲンソー (Hans J. Morgenthau) の議論を参照軸にして、この問題を考察してみたい。

19世紀後半になるまで、中心地域の諸大国にとって「パワーは領土獲得によって追求」されるものであったし、それは「国力の象徴やその内実と考え」られてきた。「強い隣国から土地を奪うことは、国力をかせぐための一手段であった」し、そのようにすることにそれほど大きなリスクはなかった。なぜならアフリカ、米両大陸、さらには東・南アジア地域にむかって広く領土拡大することができたからである¹⁹。

1870年にドイツが国家統一すると、ヨーロッパにおける領土獲得のフロンティアは消えてしまい、やがて「世界政治の中心的議題」はアジア・アフリカ地域へと移っていった。そこでは「ある大国がアフリカやアジアの政治的な真空地帯に力を伸ばそうとするとき、別の大国に対して武力を使う必要はまったくなかった」のである²⁰。

例えば、「賠償政策」は「この上なく成功をおさめることができた。それは、自分自身も他国も同じように賠償できるだけの政治的な真空地帯が十分にあったからである」。だから「1870年から1914年までの時期というのは、他人の土地を外交上の取引に使ったり、それを売買したり、紛争を先送りしたり、問題を脇へおいやった時期であったし、諸大国の間で平和が続いた時期でもあった」²¹。いわば中心地域の平和は、周辺地域を犠牲にしながらようやく成り立っていたということになる。

このとき周辺地域は、取引の材料となったばかりではなく、大国の本国によって直接統治される対象にもなっていた。このことを的確に論じたホブズボウム (E. J. Hobsbawm) の言葉を、ここで引いておこう。

資本主義諸国の経済・軍事的優位は、長らく深刻な挑戦を受けなかつ

た。ただし、それら諸国は18世紀末以降75年近くにわたって、公式の征服・併合・統治をめざす体系的努力をしなかった。それが行われたのが、1880年から1914年の間である。このとき欧米以外の世界は、大半が正式な領土分割にあい、一国もしくは少数諸国—おもにイギリス、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギー、米国、日本—によって公式に統治されるかあるいは非公式に政治支配されることになった²²。

19世紀末からはじまったこのような中心—周辺の関係性を、ここでは仮に「帝国」システムと呼んでおこう。

3. 三つの体系

では、その「帝国」システムとは、どのようなものだろうか。あまりに論争的な概念であるため、ここではおもに三つの体系に分けて考察するとどめておきたい。前二者については、ドイル (Michael Doyle) の議論を参照しよう。

まず、支配の体系である。中心と周辺という二つの政治主体の間には、どのような相互作用がみられるのだろうか。「帝国」という場合、それは「ある政治社会が別の政治社会の実質的主権におよぼす政治的コントロールの諸関係」のことをいう。もう少し正確に言えば、帝国は他国の実質的な主権—対外政策、国内政策—に政治的コントロールを及ぼすのである²³。

つぎに、中心と周辺がどのような制度のなかに構成されているのかを考えてみたい。ここでは、それを構造の体系と呼んでおこう。中心である本国では、人々は単一の主権に属しており、国内秩序と呼ぶにふさわしい空間が広がっている。ところが、周辺におかれた地域（おもに植民地）では、社会的相互作用と文化的価値を完全に統合することはできない。共同体がないにもかかわらず、主権だけが存在し、人々は本国に対して不平等なルールに従っている。ここにみられるのは、国内秩序というよりは、国際秩序と呼ぶにふさわしい空間である²⁴。

最後に、時間軸の体系である。中心と周辺の関係がつねに動的であることを考えれば、その関係を時間の流れのなかで理解しておく必要があるだろう。ワイトはいう。「あらゆる支配的大国は、国際社会全体を政治統一することで普遍的帝国になることをめざす」²⁵。これは、他の諸大国を

圧倒する力を持つ「支配的大国」についての議論ではあるが、中心地域の「大国」一般についても、同じく次のように表現している。「大国の性質は拡張することにある。その成員は、文化的・経済的・政治的にエネルギーを放出するし、強い障壁に出会うまで、その趨勢は領土的拡張のかたちをとることになるだろう」²⁶。結局のところ、「帝国」にはつねに支配を拡張させる趨勢があるといえそうである。

さて、これまでの三つの体系をここで重ね合わせて、考えてみよう。そのとき現れるのは、周辺という「外部」を中心である「内部」がとりこみ続ける過程である。いわば「外部の内部化」がつねに進展するプロセスが、「帝国」システムの重要な特徴の一つということになる²⁷。

4. 外部の内部化

近代世界において、ヨーロッパと日本の「帝国」はそれぞれ、どのように「外部の内部化」を進めたのだろうか。この研究対象もまた、あまりに豊富で多岐にわたる研究成果の宝庫である。そこで、水野直樹のすぐれた整理を参考にして考察してみたい。

欧米の植民地支配は、「文明化と差異化（野蛮化）」という二重性を持っていた。水野の表現を引いておこう。「西洋文明を絶対化することによって、被支配者をそれとは対極の位置に固定したうえで、被支配者を『文明化』することに自らの使命を見出し、文明化した被支配者にはそれ相応の地位と権利を付与する」²⁸。欧米にとって、自分たちが「文明」世界にいることは、あまりに自明のことであった。

では、日本はどうだったか。アジアに対しては自分を「文明」として示すことができたとしても、欧米に対してその姿勢をとることは難しかった。そこで、日本の植民地主義は「同化と排除」という二重性を持つことになった。まず「同化」である。日本は、普遍的文明を基準として文明化を進めるといふばかりでなく、「日本的なもの」への同化を求めることになった。例えば、台湾に対しては「同文同種」を、朝鮮に対しては「日鮮同祖」を掲げたのである。次に「排除」であるが、同じ「帝国臣民」でありながらも、戸籍の違いによって日本人、朝鮮人、台湾人は区別された。いわば「差異を残しつつ同化する」ことが日本の植民地主義の特徴になった。さらに1930年代後半から40年代前半にかけては、植民者に天皇制を内面化するという「皇民化」が進められることになった²⁹。

近代日本による「同化と排除」の過程を描いた作品は多数あるだろう。ここでは、アイヌを事例にして、そのダイナミズムを描きだしたテッサ・M. 鈴木の研究を参照しておこう。彼女によれば、明治日本の植民地主義はアイヌに対して不安定な両義性をもっていた。対外的な政治目標としては、アイヌを日本人として扱おうとしたのに対して、対内的に国民体をつくらうとするときには、アイヌを日本人とは異なる存在として扱おうとしたからである。日本人として「同化」させながらも「排除」するという構図がみごとに現れている。ここでは、時系列の境界を設けることで「同化と排除」が成り立っている。明治期の日本は歴史的に進歩した農業社会であるが、アイヌは「狩猟採集社会」の原型であり、はるか過去の日本のすがたである。このような理解に立つことによって、アイヌを日本人として「同化」しつつも、時間軸でははっきりと「排除」しようとしたのである³⁰。

そもそも外部であったものを内部化しようとする以上、そこに生まれる社会にはつねに緊張があらわれ、安定した共同体とはほど遠い空間が広がることになる。中心の大国どうしは、たがいに平和をつくるために周辺の地域を犠牲にしたり、それを本国の政治支配の下にとりこんだりしてきたが、そこには大きなひずみが蓄積されていったのである。

IV 非公式の総力戦

1. 非公式の帝国

20世紀後半、つぎつぎに植民地がすがたを消し、世界は主権国家によって埋めつくされていった。かつて「植民地」を所有していた「帝国」は、いまや斜陽となった。ところが、国力の「不均等な配分」はいつまでも解消されることがなかったため、ここでもやはり、中心と周辺という構成から国際政治を描いてみよう。ただし、かつてのような「帝国」と「植民地」という明確な区分が成り立つわけではないから、中心と周辺という設定は、ときに相対的なものである。

中心地域のなかでも、圧倒的な優位をほこったのが、米国とソ連に代表される「非公式な帝国」であった。これも多義的な概念ではあるが、ここではドイルの用法に従って理解しておくことにしよう。これは、おもに二つの点で公式の「帝国」とは異なる。第一は、周辺地域の政府を押しえつけて管理するのではなく、あくまでも協力を通じてコントロールしようと

することである。周辺国政府は、法的に独立してはいるが、実質的には従属していることになる。第二は、正確に言えば覇権国の特徴ではあるが、その影響力が周辺国の国内政策全体にまで及ぼされることはない。あくまでも周辺国の対外政策に対して、影響力を持つのである³¹。

では、中心地域のなかでもその中核にいた「非公式の帝国」が活躍した冷戦のしくみを考察してみよう。かつて「帝国」がくり広げたグローバルな総力戦は、敵である相手国が無条件に降伏するまで熾烈に戦いつづけるという正義の戦争であった³²。

20世紀後半になると、核兵器が登場したこともあって、そのグローバルな総力戦を実際に戦うことは不可能になってしまう。中心の超大国は、戦争を想定した軍備拡張を空前の規模で進めることはあっても、あくまでグローバルな総力戦だけは回避してきた。それは、石井修のすぐれた表現を借りれば「五五年体制」と呼ばれるものであった。1955年、超大国を中心にした東西両陣営は「分断による安定」へと向かう。いわば「現状維持」を続けるような政策に転換していくことになる。さらに、このころから「冷戦の戦われ方」にも重要な変化がみられるようになった。それは、軍事手段よりは政治、経済、イデオロギー、プロパガンダ、文化など非軍事的分野の方法に重点をおいた戦いへの変化であった³³。

1955年を境にして、「冷戦」が「現状維持」を主軸にして安定していくという理解は、より一般的なものである。マクマン (Robert J. McMahon) は次のように表現している。

広義に言えば、ジュネーブ会談 [1955年] はヨーロッパにおける既存の現状維持を [東西] 両者が暗黙のうちに認めるものであった。そのときには、両者ともに戦争によってそれを転覆するリスクは負わないという暗黙の理解があった³⁴。

グローバルな総力戦を想定した軍備拡張は進められたものの、そのような戦争が起こるのは必然的ではなく、実際には偶発的であるという理解が広がっていく。核戦争の悪夢が偶発的に起こってしまうという作品は多数あるが、例えばS. キューブリック監督の映画『博士の異常な愛情：または私は如何にして心配するのを止めて水爆を愛するようになったか』(イギリス、1964年 [DVD、ソニー・ピクチャーズ・エンタテインメント])

はその代表作の一つであろう。

さらに、ソ連が最初に原爆実験に成功する1ヶ月以上も前から、スターリン (Iosif V. Stalin) はこのような認識を持っていたようである。彼は、当時訪していた劉少奇に次のように語っている。「現在、ソ連と戦争することは帝国主義者にとって不利」であり、「歴史的発展の一般的ルールに従えば、目下戦争が起こるはずがない。ただし、歴史上、冒険家もいれば、精神的に常軌を逸したものもいるため、戦争勃発の可能性は残されている」。帝国主義者はソ連への侵攻を準備している。「彼らはまた原子爆弾を使って、脅しをかけるが、我々だって準備してい」る³⁵。あくまでも西側世界との間に戦争が起こる可能性は、偶発的に過ぎないという理解である。

結局、冷戦はグローバルな総力戦をまじえることなく終焉をむかえた。ところがイデオロギー上の対立をくり広げた東西両陣営は、どちらか一方が倒れるまで冷戦を闘いつづけることになった。このように考えれば、相手側が無条件に降伏するまで「正義の戦争」をつづける総力戦を非公式に闘ったようにもみえる。いわば「非公式の総力戦」こそ、冷戦の特徴だったといえるのではないか³⁶。

2. 国家建設と軍事介入

では、周辺にとって冷戦とはどのようなものだったのだろうか。ここでとり上げる周辺は、周辺のなかでもさらに周辺におかれたような地域である。植民地から独立したものの、依然として軍事力や経済力などで（超）大国にはるかに及ばなかった「第三世界」である。ここでは、中心の（超）大国が周辺をめぐる国際政治を展開するという構図そのものは終焉しなかった。

モーゲンソーの議論をここでみておこう。「これまで世界政治の周辺におかれていたものが、いまや二超大国が領土支配や人心の獲得をめざして争う中心地の一つ、主戦場の一つになろうとしている」。この変化には、二つの原因がある。一つは、植民・半植民諸国が旧宗主国に対して革命をしたこと、もう一つは、二極システムに二陣営をつくる性質がかねそえられていることである。この二つが重なると、二極世界において「倫理上、軍事上、はたまた政治上の中間地帯」が生まれることになる。その中間地帯は、いずれの陣営にも完全には属していない。多極システムが衰退し、

二極世界になったいま、二超大国はその中間地帯にいる諸国を自陣営に引き込むだけで、自分たちの「権威、領土、人口、天然資源の力を増やすことができる」のである。そこで「二超大国は、手を付けていない空間に倫理、政治、軍事、政治力を注ぎこみ」、その空間を自陣営に引き込もうとするのである³⁷。

超大国からみれば、第三世界は自分たちが力比べをしたり、利権を広げたりする舞台にすぎない。一方、第三世界からみれば、植民地から独立して国家建設をしようとするとき、最初からその建設モデルにコンセンサスがあるわけではなく、領域や国民を確定することから争いがはじまる。また国家建設をすすめるための資金を自分たちだけで調達することはかなり難しい上に、独立するために旧宗主国を相手に戦わなくてはならないことまである。いきおい第三世界における脱植民地のための独立運動と国家建設は、超大国の戦略と結びつくことになる。両者を結び付けるものはさまざまにあるが、なかでも二つのモダニティ（資本主義と共産主義）をめぐる選択がその支柱にあるだろう。第三世界のなかの内紛は超大国の援助をまねき、ひどいときには地域紛争が生じてしまう³⁸。

超大国にとっては「非公式の総力戦」であったはずのものが、第三世界の内紛を前にしたとき、中心国による周辺地域への露骨な軍事介入へと変貌することになる。ここでも中心の平和が周辺を犠牲にして成り立つという国際政治のあからさまな構図がみられることになる。

V 二つの東アジア地域

1. 二重の同盟

では、超大国である米国とソ連は、東アジア地域においてどのようなコミットメントをしたのだろうか。ここでは、その最もフォーマルな形式である「同盟」について考えてみたい。なお、東アジア地域には日本や中国など大国といえそうな諸国も顔を並べてはいる。ここでは、あくまでも超大国からながめたときに、当該地域が相対的に周辺に位置づけられるということを想定している。

まず、米国の「同盟」をみておこう。ヨーロッパにつくられた北大西洋条約機構（NATO）の同盟とは異なり、米国は東アジアにおいて現地諸国と二国間の同盟をつぎつぎにつくりあげていった。なぜ、多国間による同盟

のしくみではなく、ハブ・スポーク型の同盟をつくったのだろうか。さまざまな議論はあるが、ここではチャ（Victor D. Cha）の「パワープレイ論」を参照軸にして、この問題を考えてみたい。

チャは、「より弱小の同盟国の行動を最大限にコントロールするよう設計された非対称な同盟の構成」を「パワープレイ」と呼んでいる。この概念から戦後米国が東アジアにおいて作りあげた同盟を理解することに彼の主眼がある。米国にとって、この地域の同盟には二重の目的があった。一つは、ソビエトの脅威を抑制するという、冷戦期におなじみの「反共」である。もう一つは、現地の戦争に巻き込まれないようにすることである。米国からみれば、現地の同盟諸国—とりわけ親西側的な独裁者—が「反共」をかかげて国家統一を押しすすめ、やがて戦闘を拡大させるという危険は現実的なものであった。そこで、米国は大規模な戦闘に巻き込まれないよう、何らかのしかけをつくらなければならなかった。そのためには、地域大の多国間メカニズムを育てるよりも、現地諸国をコントロールできる二国間同盟を選ぶほうが都合がよいというわけである。トルーマン政権やアイゼンハワー政権にとって、とりわけ台湾と韓国において指導者の行動を抑制するのにこの同盟は最適であった³⁹。

朝鮮戦争とベトナム戦争というあまりに深刻な例外はあるものの、米国はグローバルな総力戦を「非公式化」して、東側陣営と平和裏に対峙するために、この地域にハブ・スポーク型の同盟をつくりあげたということになる。チャの議論を敷衍すれば、現地の同盟諸国にとって、外交と戦争という対外政策の伝統的手段のうち、後者が米国によって事実上、抑えこまれたことになる⁴⁰。彼らは、かつて外交と戦争をセットにして国際政治を運用してきた近代ヨーロッパの経験とはかなり異なるプロセスをたどってきたことだけは確かである。

2. 強制による同盟管理

東アジア地域にいまなお息づいている米国の同盟と比べれば、あまりに早くほころびてしまったのが東側陣営、なかでも中華人民共和国とソ連の間の同盟であった。しかし、そもそもこの中ソ同盟が持つ意味は大きかった。ウェスタッド（Odd A. Westad）の表現を借りておこう。

中ソ同盟は、資本主義時代において結集された反システムのパワーの

なかで最大のものであったし、16世紀にオスマン帝国が最後の拡張をみせて以来、西側資本の政治的優位に挑戦するパワーのなかでおそらく最大のものであった⁴¹。

これほどの意義を与えるかどうかは別にしても、中ソ同盟は少なくとも東アジア地域における東側陣営の同盟のなかでは、圧倒的に存在感が大きかったことだけは確かだろう。そこで、ここでは中ソ同盟を軸にして、ソ連が東側地域にどのようにコミットメントしたのかを考察してみたい。

そもそも、ソ連はどのように外部世界と接してきたのだろうか。ズボク (Vladislav Zubok) とプレシャコフ (Constantine Pleshakov) は、ソ連の対外政策を「革命・帝国パラダイム」から考察している。これによれば、その対外政策は二つの異質な要素が結びついて、つくられている。一つは、国益や領域的安全保障といった自己保存の要素であり、これが拡張的支配を引きおこす。もう一つは、マルクス主義という「普遍主義」のイデオロギーに後押しされた革命である。この二つが結びついたものこそ「社会主義帝国」であり、これに支えられて対外政策が展開されることになる⁴²。

ズボクによれば、このような「社会主義帝国」が現れたのは、レーニン時代にほかならない。レーニンは革命と国益のバランスをはかるために新しい解釈をもちだし、ソ連を世界革命の基地とみなすようになった。スターリンにとっても革命と国益は並存すべきものであった。彼は自国の安全保障や力の拡張に主眼をおいていたが、隣接諸国の政権あるいは社会経済秩序を最終的に変革していくことを中心的な目標にしていたからである⁴³。

では、このようなソ連にとって「同盟」はどのように機能していたのだろうか。ギャディス (John L. Gaddis) によれば、ソ連は強制や抑圧的な方法によってその「帝国」を維持しようとしたために、最終的にみずから崩壊してしまった。例えば、スターリン時代には、彼一個人が優位に立つようにして「帝国」は運営されてきた⁴⁴。1950年代半ばに入り、フルシチョフ (Nikita S. Khrushchov) 期になると、ソ連は西側と非軍事手段をつかった「経済競争」に転じていく。このとき現れた三つの武器が、技術開発・経済援助・経済成長であった⁴⁵。ソ連もまたグローバルな総力戦を「非公式」に闘うことに主戦場を移したが、自身の勢力圏のなかにある「同盟」諸国に対しては厳しい強制的な手段をつかいながら、その行動を抑えこむことになった。

3. ほころびた同盟管理

さて、このような物語はおもに東ヨーロッパ諸国を舞台にしたものである。では、ソ連は東アジア地域の「同盟」諸国に対しては、どのような戦略をとってきたのだろうか⁴⁶。体系だった研究が不足しているため、その全体像を描くことは困難だが、ここではいくつか重要な問題を拾いあげてみたい。ソ連は、現地の革命・内戦・戦争を徹底的に統制しながら、グローバルな総力戦を回避するという姿勢をとったわけではなかった。

まず、1950年前後のスターリンの決断が、やがてこの地域に熱戦を生む。終戦後しばらく、ソ連は中国共産主義者による革命運動に消極的な態度をとってきた。国内内戦が始まっても国府との公式関係を維持し、中共に対する助言をひかえてきた⁴⁷。スターリンのこのような態度に変化が現れはじめるのは、1949年後半くらいである。中国革命が進展し、中華人民共和国が成立すると、それがソ連にとって無視できない資産になった。中国革命が成功し、中共がスターリンに対して忠誠をしめしており、さらには中華人民共和国の成立が他国にとって模範になるということは何よりの資産だったからである。やがてスターリンは米国が東アジアから撤退していると考えようになり、北朝鮮の南下に青信号を出す⁴⁸。ソ連が現地の内戦・戦争を統制するどころか、むしろそれを誘発してしまうことになった。

中華人民共和国とソ連との同盟は、朝鮮戦争における協力をへて、1950年代半ばには蜜月時代をむかえた。しかし、1958年後半に関係悪化へと転じていく。とりわけ第二次台湾海峡危機をめぐって両者の見解が相違したことは、その重要な要因であった。その後、1960年代に入るとイデオロギー上の対立が激化し、やがて実際の戦火を交えた対立へと発展していくことになる⁴⁹。ここでは、二つのことを確認しておこう。

まず、両者のあいだにグローバルな総力戦—ここでは世界戦争—が不可避かどうかをめぐって、理念の対立が生まれたことである。ソ連は平和共存が可能だとうったえたのに対し、1950年代末以降も中国側は世界戦争が不可避であるという立場をとっていた⁵⁰。ソ連は理念の上でさえ、この地域を抑えこんで総力戦の「非公式化」をすすめることには成功しなかった。

次に、冷戦のさなか、中華人民共和国は何度か武力行使をくり返してきた。東アジア地域における西側諸国と比べれば、あまりに対照的である。

ここでは、ホワイティング (Allen S. Whiting) の議論を参照しながら、彼らの武力行使について考察してみよう。彼によれば、中国が冷戦期に武力行使した事例は、おもに七つある。第一は朝鮮半島での米国との戦争 (1950～53年)、第二は二度にわたる台湾海峡危機 (1954～55年、58年)、第三は1962年に国民党の本土進攻が差し迫っていると判断して、人民解放軍が台湾にしかけた抑止行為、第四は同年におこったインドとの限定的な戦争、第五は1965～68年、米国の介入に対抗すべく、ベトナムに与えた援助、第六は1969年におけるソ連との紛争、第七は1979年、ベトナムとのあいだで生じた限定的な戦闘である。ホワイティングによれば、第一の事例は先制、第五・六の事例は抑止、第四・七の事例は威圧、第二・三の事例は威圧的外交という範疇にそれぞれ分類できるという⁵¹。

こうした武力行使のなかには、本格的な戦争からほど遠いものも含まれるが、中華人民共和国にとって、少なくとも形式上は戦争と外交が選択肢としてセットになっていたように思われる。ソ連は同盟国である中国に対する管理能力をつぎつぎに失ってしまい、現地国の戦争あるいは武力行使という対外政策の手段を抑えこむことができなかった。

4. 二つの世界から一つの地域へ？

東アジアにおける冷戦は、異質な二つの世界がぶつかりあう舞台だったといえるだろう。

西側陣営は、米国による「外部の内部化」が比較的すすんだ世界であった。いわば超大国がすすめようとした「総力戦の非公式化」が、この地域の西側世界には及ぶことになった。米国はおもに「パワープレイ」を通して、事実上、同盟諸国から戦争の手段を奪いつづけてきた。現地諸国は米国に絶対的に服従してきたわけでは全くないが、同時に彼らにとっては戦争の選択肢を自由にもちだすこともまた難しかった。

一方、東側陣営は「外部の内部化」がほころびた世界であった。ソ連は、中華人民共和国という最大の同盟国から武力行使という選択肢を奪いつづけることはできなかった。東アジアにおける現地の大国—中国—は、戦争と外交を組み合わせることで戦略を立ててきたからである。むしろ彼らが大きな戦争を回避してきたのは、おもに米国というもう一つの超大国が東アジアにプレゼンスをおいていたからであったろう⁵²。ロス (Robert S. Ross) によれば、1950～60年代において中国は米国を前にして、イデオ

ロギーよりは現実主義的な目標をめざしてきた。米中ともに国益をめぐって対立する場合には、交渉を通じてその対立を抑制したり、解決したりできたのである。だから当時、米中冷戦は不可避ではなかった⁵³。

このような東アジアの冷戦は、1970年代から終焉へとむかっていく。東側陣営の軸であったはずの中ソ同盟はもろくも崩れさり、中華人民共和国は敵国であった米国と関係を正常化させていく。ただし、東アジア地域では東西が和解しながら冷戦を終わらせていったものの、どちらか一方が崩れて消えてしまうというプロセスまでは、いまのところ経験していない。グローバルな冷戦が終わったあと、この地域に残されているのは、意味あいこそ大きく変わってしまったものの、冷戦期につくられた「現状維持」のすがたである。中台と南北朝鮮は分断されたままの勢力配置をつづけ、米国のハブ・スポーク型の同盟はいまなお健在である⁵⁴。

いま東アジア地域では、地域協力のための試みがさまざまに積み重ねられている。状況を観察すれば、この地域においてもヒトやモノ、サービスなどの移動は飛躍的に増大しており、地域の情勢をゆるやかに変化させていくようにもみえる。ところが、ひとたび何らかの危機をむかえれば、古くからある「現状維持」が突然すがたを現すこともある。例えば、朝鮮半島で武力衝突の危険が生まれそうなとき、米国を中心につくられた「ハブ・スポーク」型同盟をつかった抑止が、戦争回避のための選択肢の一つになるということは十分に考えられるだろう。

東アジア地域に新しい「共同体」をつくるというシナリオだけでこの地域をながめるのではなく、歴史的につくられた「現状維持」の存在だけに思考を支配されるのではなく、この地域を考察することはできないだろうか。東アジア地域が大きな変化を経験しているようにみえるときこそ、この地域の歴史的な立体像をあらためて考える意味はあるだろう。とりわけ中国がその存在感をつよめているようにみえる現在、この地域における国際政治の成り立ちを考えることは、地域の安定した秩序を構想する上でも、欠かすことのできない現実的な課題であるだろう。

VI 本書の構成

本書には、このような問題認識を出発点にしながらも、それぞれの専門分野から個別の研究対象にアプローチした論稿が収められている。むしろ

歴史的なできごとの豊かさを描くことで、序章でひろげた見取り図をより精緻に、ときに批判的にとらえなおすことを目指した論稿が収録されている。各章は、研究対象を時系列にならべながら構成された。

第一章と第二章は、「近代」の東アジア、とりわけ日本帝国が「外部を内部化」していく史的プロセスを対象にしている。第一章の鈴木論文「重なりあう秩序—20世紀初頭の国際関係と『満蒙』—」は、日露戦争後、日本を含む列強間の勢力角逐の主な舞台となった「満蒙」の成り立ちに注目している。従来、「満蒙」はひと括りでとらえられてきたが、この論稿では日本にとって「満」と「蒙」が実は異なる文脈をもっていたのではないかと推測する。かつて列強が権謀術数によって領土を争奪した旧秩序が「満」に、国際連盟などに代表される新外交の秩序が「蒙」に反映されていく史的過程を読み解くことで、議論は展開される。

第二章の遠藤論文「満洲国統治における『日本臣民』という存在—戸籍問題からみる『民族協和』の実相—」は、満洲国における日本の帝国支配を戸籍問題からアプローチした論稿である。満洲国の日本人は指導民族と目されたが、他方で「民族協和」という国是に従えば、彼らは国家を構成する一民族にすぎなかった。この社会的亀裂を前にして、日本人の帰属意識がどのように処理されたのかを、「日本人」の公証史料となる戸籍に焦点をあてて考察する。朝鮮人や台湾人は、対外的には日本人と同じ「帝国臣民」であったが、対内的には血統主義によって日本人とは区別された。この論稿では、このような「同化と排除」の論理が批判的に解読されている。

第三章以下は、「現代」の東アジアを研究対象にしている。第三章の松村論文「ミコヤン秘密訪中考（1949年1—2月）—中国革命と戦争をめぐる秩序設計—」は、東側陣営の同盟（中ソ同盟）ができるまでの「移行期」を対象にしている。旧ソ連側の交渉記録を利用して、ソ連共産党政治局員ミコヤンと中共幹部との秘密交渉過程を分析した論稿である。中共は国家建設を軸に現状変革を設計したのに対し、ソ連は国際政治における戦争阻止に基づいて現状維持を構想した。中ソ同盟が成立するまでに、両者の戦略があまりに対照的であったことを描くことで、やがてほころびることになる同盟の祖形を辿ろうと試みている。

第四章の平川論文「マレーシアの対中接近とASEAN協調—ZOPFANに隠された地域外交協力—」は、米国、ソ連、中国といった（超）大国がしきる国際政治だけを見ていたのでは、とりこぼしてしまう、それでいて

重要な研究対象をあつかっている。いわば、周辺からアジア冷戦を克服するという「自立的」な試みに注目した論稿である。1974～75年にかけて、マレーシア・フィリピン・タイといった ASEAN 諸国はつぎつぎと中国と外交関係を樹立した。そこで中心的役割を果たしたのは、1960年代末から中立化・非同盟志向という外交ビジョンを打ち出し、中国政策をいち早く転換したマレーシアであった。米国の同盟国であったフィリピン・タイも、マレーシアとの外交協調—ASEAN 外交—を重視して、対中接近を開始した。このような史的プロセスを、おもにイギリスの外交文書を利用して分析する。

第五章の徐論文「中国の同盟観—なぜ同盟を組まないか—」は、いま中国が同盟を結ぼうとせず、多くの国家あるいは国家集団とパートナーシップ関係を構築しようとする、その戦略や意味合いを歴史的なプロセスから考察した論稿である。なぜ、中国はいかなる国家あるいは国家集団とも同盟を結ばない（不結盟）と宣言しているのだろうか。まず、中国が中ソ同盟（1950年）の締結・破綻からどのような教訓を得たのか、次に、1982年に独立自主政策を公式に打ち出したことにはどのような戦略があったのか、最後に現在すすめているパートナーシップ関係の構築を検討することで、この問題にアプローチする。

第六章の森川論文「冷戦後米国外交と対日中認識—米紙報道の文脈分析—」では、伝統的アプローチ、とりわけ力の分布という物的関係を追いかけるだけでは見逃してしまう重要な研究対象をとらえている。冷戦のさなか、米国を中心につくられた同盟システムは、冷戦終焉後、東アジアにおいても生き残った。このような「現状維持」が残されているにもかかわらず、アクターの認識には大きな変動があった。この制度と認識のズレにアプローチするために、日米の新聞論説記事を定性分析したのが、この論稿の特徴である。日米安保の再定義に焦点をしぼり、日本と米国の中国政策あるいは対中認識に現れた変動をとらえることで、日米中三者の秩序認識が分裂していくプロセスを描き出した。

以上、各章の考察は、序章の内容を出発点にはしているとはいえ、あくまでも個別のできごとを対象にした研究でもある。従って、「近代」と「現代」の東アジア国際政治をすべて論じるというものではない。しかし、個々の豊かな内容にこそ、新たな知的冒険にむかうための契機がひそんでいるだろう。

付記

本稿のIV、V節は、科学研究費補助金、基盤研究（B）「冷戦秩序の変容と同盟に関する総合研究—冷戦終焉の視点からの考察」（研究代表者：菅英輝。研究課題番号：22330059）の研究成果の一部である。註

- 1 以上の点について詳細は、次を参照。松村史紀「序章 東アジアの国際政治：二つの「戦後」から見た地域秩序」同、森川裕二、徐穎芬編著『NIHU 現代中国早稲田大学拠点研究シリーズ2 二つの「戦後」秩序と中国』早稲田大学現代中国研究所発行、2010年3月、7-26頁。
- 2 前著とは、同上書である。
- 3 ここで依拠したものは、DVDに収録されたものである。スティーヴン・スピルバーグ監督『太陽の帝国 特別版』（DVD）、ワーナー・ホーム・ビデオ、2002年。
- 4 3非公式の帝国についての論点整理は、例えば以下を参照。藤原帰一『デモクラシーの帝国：アメリカ・戦争・現代世界』岩波書店、2002年；山本吉宣『「帝国」の国際政治学：冷戦後の国際システムとアメリカ』東信堂、2006年。
- 5 東アジア地域の「特殊性」と「普遍性」をめぐる国際政治学の論争については、前著で批判的整理をした。松村「東アジアの国際政治」、10-11頁を参照。
- 6 アロンは、このパワー・ポリティクスの定義と「力の均衡（balance of forces）」とがほぼ同義であると論じている。Raymond Aron (with a new introduction by Daniel J. Mahoney and Brian C. Anderson), *Peace and War: A Theory of International Relations*, New Brunswick: Transaction Publishers, [1966]2003, p.125, p.72.
- 7 *Ibid*, p.24.
- 8 *Ibid*, p.151. 斜体は原文イタリック。以下、特に言及がない限り同様。
- 9 *Ibid*, p.151.
- 10 以上の点については、以下を参照。藤原帰一「帝国は国境を越える：国際政治における力の分布」大芝亮他編『日本の国際政治学』第2巻、有斐閣、2009年、197-216頁。
- 11 Martin Wight (Edited by Hedley Bull and Carsten Holbraad, Foreword by Jack Spence), *Power Politics*, New York: Continuum, [1978] 2004, p.34, p.56, pp.41-42, pp.48-49, p.61, pp.63-65.
- 12 例えば、Michael Doyle, *Empires*, (New York: Cornell University Press) 1986, ch.1.
- 13 藤原「帝国は国境を越える」、198-199頁。
- 14 これはドイルが論じた「帝国」のモデルである。Doyle, *Empires*, p.12. ただし、「帝国」というのは、あまりに論争的な概念なので、ここでは国力の差が開いている国家（或いは地域）どうしの関係について考察することにした。
- 15 高坂は、近代ヨーロッパの国際関係において「勢力均衡」が「基本原理」として意識されており、しかもその原則によって「相当満足すべき国際秩序が可能になるという楽観主義があった」としている。高坂正堯『古典外交の成熟と崩壊』中央公論社、1978年、5頁。
- 16 Wight, *Power Politics*, pp.169-170.
- 17 *Ibid*, 104.
- 18 *Ibid*, p.112.
- 19 Hans J. Morgenthau (Revised by Kenneth W. Thompson), *Politics among Nations: The Struggle for Power and Peace*, Sixth Edition, (MacGraw-Hill, Inc: 1985), p.367.
- 20 *Ibid*, pp.368-369.
- 21 *Ibid*, p.369.
- 22 E.J. Hobsbawm, *The Age of Empire 1875-1914*, (New York: Vintage), [1987] 1989, p.57.
- 23 Doyle, *Empires*, p.12, p.19.
- 24 *Ibid*, p.12, p.36.
- 25 Wight, *Power Politics*, p.37.

- 26 *Ibid.*, p.144.
- 27 近代の啓蒙思想は、「内部」(文明)がつねに「外部」(野蛮)をとりこみ続ける運動としてあったという理解は、以下の研究でみごとに描かれている。西谷修『戦争論』講談社、1998年。ここでは、そのようなイメージを参考にしたい。
- 28 水野直樹「序論:日本の植民地主義を考える」同編『生活の中の植民地主義』人文書院、2004年、8頁。
- 29 同上、8-9、13、14-15頁。
- 30 テッサ・モーリス・鈴木(大川正彦訳)『辺境から眺める:アイヌが経験する近代』みすず書房、2000年、51-63、85頁。なお、以上の議論の一部には、徳川時代からの連続や延長として描かれている部分も含まれる。
- 31 Doyle, *Empires*, pp.37-38, p.12.
- 32 詳細は、Morgenthau, *Politics among Nations*, pp.257-258, pp. 392-400, pp. 574-575.
- 33 石井修『国際政治史としての二〇世紀』有信堂高文社、2002年、216-217頁。
- 34 Robert J. McMahon, *The Cold War: A Very Short Introduction*, Oxford University Press, 2003, p.61. []内は引用者、以下同様。
- 35 劉少奇から中共中央・毛への電報、49年7月18日、中共中央文献研究室『建国以来劉少奇文稿』第一冊(1949年7月-1950年3月)、中央文献出版社、2005年、36頁。
- 36 松村「東アジアの国際政治」、17-18、25頁。
- 37 Morgenthau, *Politics among Nations*, p.370, p.377.
- 38 Odd Arne Westad, *The Global Cold War: Third World Interventions and the Making of Our Times*, Cambridge University Press, 2005を参照。
- 39 ただし、日本については、事情がやや異なるとしている。例えば、吉田茂がすぐにアジアで戦争を始めるということは考えなかったからである。Victor D. Cha, "Powerplay: Origins of the U.S. Alliance System in Asia," *International Security*, Vol.34, No.3 (Winter 2009/10), pp.158-159, pp.182-184.
- 40 白石隆によれば、戦後米国は東アジアで「半主権」プロジェクトを展開してきた。例えば、米国は日本に「二重の封じ込め」政策をとることで、日本の軍事を米国主導の安全保障体制にくみこんできたからである。白石隆『海の帝国:アジアをどう考えるか』中央公論新社、2001年、127-143頁。上記の議論は、この「半主権」プロジェクトという文脈から理解しておきたい。
- 41 Odd Arne Westad, "Introduction," in idem ed., *Brothers in Arms: The Rise and Fall of the Sino-Soviet Alliance, 1945-1963*, Stanford University Press, 1998, p.2.
- 42 Vladislav Zubok and Constantine Pleshakov, *Inside the Kremlin's Cold War: From Stalin to Khrushchev*, Harvard University Press, 1996, p.2, p.12, pp.14-17, p.77.
- 43 Vladislav Zubok, *A Failed Empire: The Soviet Union in the Cold War from Stalin to Gorbachev*, USA: The University of North Carolina Press, 2007, pp.19-20.
- 44 John L. Gaddis, *We Now Know: Rethinking Cold War History*, Clarendon Press Oxford, 1997, pp.28-33, p.40, pp.49-52.
- 45 末廣昭「1章 発展途上国の開発主義」東京大学社会科学研究所編『20世紀システム』第4巻(開発主義)、東京大学出版会、[1998]2000年、13-46頁。
- 46 ソ連が朝鮮民主主義人民共和国と正式の同盟を締結するのは、61年であるが、ここでは東側陣営のメンバーという広い文脈で北朝鮮を含めるものとする。
- 47 松村史紀「第2章 東アジアの戦後秩序設計:「大国中国」というアポリア」同他編著『二つの「戦後」秩序と中国』、54-56、59-65頁。
- 48 Vojtech Mastny, *The Cold War and Soviet Insecurity: The Stalin Years*, Oxford University Press, 1996, pp.87-95.
- 49 以上の点は、沈志華主編『中蘇関係史綱(1917-1991)』新華出版社、2007年、第二巻第八章、

- 第三巻を参照。
- 50 同上書、第三巻第一章。
- 51 ホワイティングは中国が武力行使した第八の事例として、1995～96年の台湾海峡での軍事演習を挙げているが、ここでは冷戦期の事例に絞って考察したことを断っておく。なお彼は、第八の事例を威圧的外交の範疇に分類している。Allen S. Whiting, “China’s Use of Force, 1950-96, and Taiwan,” *International Security*, Vol.26, No.2 (Fall 2001), pp.103-131.
- 52 白石は、中国が（米国を除けば）唯一主権行使できる国家だと述べ、同国が米国の「半主権」プロジェクトに半分入っていて、半分入っていないと論じている。白石『海の帝国』、133-134頁。
- 53 Robert S. Ross, “Introduction,” in Robert S. Ross, and Jiang, Changbin eds., *Re-examining the Cold War: U.S.-China Diplomacy, 1954-1973*, Harvard University Press, 2001, pp.2-7, pp.21-22.
- 54 松村「東アジアの国際政治」、17-20頁を参照。なお、この見取り図を最も体系的に描いたものとして、白石『海の帝国』も参照。

重なりあう秩序

— 20世紀初頭の国際関係と「満蒙」—

鈴木仁麗

Ⅰ 焦点としての辺境

東アジア地域を考えるにあたって、中国の東北地域、すなわち日本人が1910年代から「満蒙」と呼んだ東北の三省と内モンゴル自治区の東部地域の近代を取り上げたい。

20世紀初頭の国際環境において、日本がここに「特殊」な地位を確立するためには、ヨーロッパ列強間で取り結ばれた「勢力均衡」を旨とする関係性と、その外部に構築された国際秩序に準拠することがなにより現実的であった。たとえば、ロシアとの協約締結や対中共同借款への参加は、日本が列強の一員として東アジアの国際秩序の形成に参画したことを示す。そして、その交渉の中で日本は「満蒙」での自国の「特殊」地位を列強に認めさせようとした。ところが、日本が一貫して「満蒙」権益を主張し続けたのとは異なり、ヨーロッパ列強は第一次世界大戦の後に東アジアをめぐる外交方針を変更し、新たな国際秩序を模索するようになる。そうした変容のなかで日本は、「満蒙」問題においてどんな決断を迫られたのか、本章ではこの点を、特に「蒙」の部分に焦点を当てて、日本とヨーロッパ列強及び中国との外交交渉の過程から考察し、「満蒙」と一括りにされる地域に生まれた折り重なる秩序とその重層性を明らかにしたい。

中国の東北地域は中央ユーラシアの東の果てに位置し、古代よりさまざまな遊牧民族が暮らしたモンゴル高原に連なり、また清朝発祥の地を包含する。北方の諸民族にとってこの地域は、彼らの活動の中心的拠点であり続けた。同地域の20世紀初頭に目を転じれば、ここでは清帝国とロシア帝国というの二つの世界規模の「帝国」が疆域を連ねていた。アジア地域にネイション・ステートとしての「国家」が生まれる前、そこを覆ってい

たのはいくつかの「帝国」であった¹。「帝国」は異民族を征服することで成立するため、それが興ると辺境問題が生まれ、辺境とはつまり異質なものの併存であるとされる²。したがって前近代において、二つの帝国が境界を接するこの地域は「辺境」であった³。そして現在でも、内モンゴル自治区の東部を含む東北地域を中国の政治・経済の中心と見る人は少ないだろう。国境にほど近く、諸民族が雑居するこの一帯は、東アジアの周辺的な位置にあって、今もなお「辺境」の一角をなす。

では、近代はどうだったのか。イギリスで20世紀初頭のアジア政策を担当したカーゾン(George N. Curzon)卿は、「辺境はカミソリの刃である。そこに近代の諸国民の戦争と平和、生と死がかかっている」と言った。岩村忍はこの言葉を受けて、「遊牧民が歴史を動かす力を失った近代においても「辺境」の重大性はすこしも減少しなかった。それどころか、辺境あるいは辺境的性格をもつ地域は、近代になっていっそう拡大され、閉鎖せられるようになった」⁴と記している。岩村が示したのは、帝国主義時代の到来により、「辺境」に新たな力関係が発生して、現在もなお、「満州から西トルキスタンにわたるアジア大陸中央部」は辺境であり続けているという認識であった⁵。ここには満洲が含まれている。伝統的な「帝国」の周辺にあった同地域は、近代以降、異なる性質を帯びた公式の、あるいは非公式の「帝国」が押し寄せた後も周辺に位置していた。しかし同時に、国際政治の上での抗争の焦点でもあった。ただし、それはそれほど長い期間ではない。ヨーロッパ列強がアジアで勢力圏を承認しあって本土での均衡を保とうとする帝国主義的外交が行われた19世紀末から、第一次世界大戦後、東アジアで新たな枠組みが模索された1920年代中頃までであった。その後、1920年代後半には東アジアがその意識の上で孤立化したと言われるが⁶、この時から満洲国期を越えて戦後に至ると、中国東北は再び国際政治の焦点となる。

中国の東北地域に関する研究は多い。その理由として「その地域が発する混沌とした魅力と、今日の世界、アジア、そして日本を考えることへとつながる幾多の問題点を、地域の歴史が内包しているからであろう」⁷との説明がある。しかし、具体的にこの地域の歴史性が現代の世界、アジア、日本を考えることにどんな問題を提起していると言うのだろうか。ここで、断続的に焦点であり続けた「満蒙」をあらためて20世紀初頭の国際政治の俎上に乗せて、時々の国際秩序がそこに幾重にもなっていたことを考え

よう。それによって、ヨーロッパを中心とする世界と、それに「従属的」な周辺としての東アジア、そしてそのいずれにも与しがたい存在として認識される近代日本の三者をとらえなおし⁸、近代から現代を貫く同地域の歴史的性質を理解する一つの手掛かりにしたい⁹。

II 日本の二つの顔

日本が近代国家として成立するためには、主権国家の形成を図り、国際社会への参入を果すことが求められた。それは、東アジアにおいて、後進のアジアから離脱して先進のヨーロッパと合一化するという「脱亜論」的な戦略により、中華中心的な政治秩序—冊封・朝貢体制—に代わる日本中心の新しい秩序を再編成する要求となって表れる¹⁰。ヨーロッパ文明の正嫡子であると自認しつつ、アジアの国の「盟主」として立とうとする日本は、二つの顔を持っていたと言える。

日本の日露戦争での勝利は、外交および日本イメージのパラダイムが変化する転機となった¹¹。そこに二つの顔を持つ日本が抱える矛盾を見て取れる。外交に関しては、列強の仲間入りをめざして列強との政治的・経済的・密接な関係を重視する一方、列強が日本を平等に扱ってくれるのかどうか不安を抱くようになる¹²。また、日本イメージの変化を山室信一は次のように言う。「白色人種に勝利し有色人種を代表して欧米に対決する「黄色人種の闘士」という日本と、アジアにありながら西洋文明の摂取に成功して欧米に追随する日本、という相反する二つの日本イメージが併存している」き、それは「非西欧世界の人々にとって欧米が、文明の師であるとともに、軍事力によって植民地支配を迫る侵奪者としての二つの相貌を持って現れてきた過程を、日本もたどり始めたことを意味」すると¹³。列強の一員としての顔とアジアの国としての顔のそれぞれの輪郭が明確になる契機は日露戦争にあった。

1. 「満蒙」との接触——列強の一員としての顔

日露戦争はまた、満蒙の内の「蒙」と出会うきっかけを作った。実地調査や研究面で東部内モンゴルが新たなフィールドとなるのはこの頃からであり¹⁴、大陸国家となった日本は、外交の場でも東部内モンゴルに接触した。この時期、日本は条約改正や朝鮮問題などの具体的目標を失い、統一

した外交政策が見だし難い状況にあった。しかし、「大国」間の協調関係を重視する帝国主義的外交は日本外交の一つの潮流となっていた¹⁵。その中で、列強との交渉によって満蒙権益を確保する動きは、日本の東アジアを舞台とする勢力圏外交¹⁶への参画を意味し、そこに日本の列強の一員としての顔が見える。その交渉において「満蒙」の一部としての東部内モンゴルはどのように立ち現れたのだろうか。

(1) ロシアとの交渉

大戦前に満蒙での勢力範囲が議論された交渉は二つある。日露協約交渉と日本・英米独仏露の六国借款団交渉である。これを表裏のものとして分析してはじめて、日本の満蒙への姿勢を大戦前の東アジアにおける国際秩序の中に位置づけられる¹⁷。日露協約交渉は大戦前に三回行われ、第一次協約は、西園寺内閣の時に結ばれた1907年7月のものである。第二次協約は第二次桂内閣の時の1910年7月、第三次協約は第二次西園寺内閣の時の1912年7月に調印している。協約付属の密約から、この間の東部内モンゴルへの関心の推移を見ると、最初は内モンゴルの真空化を目指し、徐々に野心が深まって、最後には権益の明文化を望むようになったとわかる。第三次協約について中見立夫は、「ほぼこの時点以降、「満蒙」という、あらたな地域概念が日本人のあいだで登場する」¹⁸と述べ、日本人の地域概念を書き換えた重要性を指摘した。

第一次協約の時、内モンゴルの問題は、ロシアが日本の韓国権益を認める代償に、モンゴルと中国辺疆地域を勢力範囲として求めたことで浮上した¹⁹。ロシアが言う「モンゴル」に内モンゴルが含まれると分かる²⁰と、日本はその要求を拒否した。林薫外相は、これを認めれば「支那本土ノ安全ヲ危フシ東亜全局ノ均勢ヲ破ルニ至」り、「日英協約第五条ノ精神トモ背逆ス」る²¹と考えた。ここに、列強間で構築する東アジアの秩序を重んじるという建前が示されている。また、本野一郎駐ロシア公使がロシア外相に内モンゴルでの両国の良好な関係を望むと述べていることから²²、当時はまだ、そこに排他的な権益を得ようとしていたとは断言できず、確認できるのは内モンゴルの利権をひとまず真空状態に保ちたいとの意思のみである。

第二次桂内閣は、発足直後から満洲での日本利権を清朝に承認させようと努め、「安奉鉄道に関する覚書」など鉄道権益の強化に関わる取決めを

次々に結んだ。これらはロシアを警戒させ、米国の「鉄道中立化構想」とも対立した²³。北岡伸一がすでに第二次協約の交渉を整理しているが、その過程に日本の東部内モンゴルへの関心の変化を見ることができる。日本は、ロシアとともに英米の借款による鉄道敷設計画に参加し、最初は東部内モンゴルについて、「列国の一員としての権利を得ようとしていたにすぎなかった」が²⁴、計画地点が西に動くのに任せて、「日本の経済的・軍事的利害関心」は「さらに西方に延長された」²⁵。それは東部内モンゴルへ関心の変化、野心の深まりを示していると言い換えられる。

第三次密約の背景には、日韓併合により南満洲が「地続き」となり、その西の東部内モンゴルへの関心が増したことがある。また、清朝崩壊後の独立問題に関するモンゴル・中国協議を斡旋したロシアに不信感を持ったことも指摘できる。特に、日本は、ロシアの言う「モンゴル」の語に敏感で、「其特殊関係ヲ有スル地域ヲ全蒙古ニ拡張スル」可能性を危惧していた²⁶。そこで、第三次協約では、第一次協約で定めた南北境界線を西へ延長した上で、「北京ノ経度ヲ以テ」、内モンゴルを「東西ノ二部ニ分割」²⁷して、その西部をロシア、東部を日本の特殊権益として認めあった²⁸。当初、日本は鉄道敷設計画があった張家口―庫倫（現在のウランバートル）ラインの東を「日本国特殊権益」として交渉に臨んだが²⁹、ロシアはここを内モンゴルの「最も重要ナル部分」と言い、その周辺と直隸省北部の内モンゴルに日本の権益を認めなかった³⁰。日本は、内モンゴルの「東部四盟ト西部二盟トノ境界」を分界線にすることで譲歩し³¹、上述の通り合意に至った。

こうして徐々に東部内モンゴルへ関心を移した日本は、第三次協約で当地を勢力範囲として明文化することに成功した。これはロシアとの二国間の秘密協約で達成されたものだが、鉄道敷設問題との関係で見れば、列強間の満蒙における勢力均衡に便乗することで成し遂げられたとも言える。勢力圏外交システムの中で日本の勢力範囲をいかに承認させるか、このことが満蒙をめぐる日本外交の課題であった。

（2）六国借款団交渉と満蒙留保問題

第三次協約の交渉と同時期に行われた六国借款団交渉は、国際金融資本を中国市場にいかに関与させるか、投資活動の範囲などの条件を話し合うものであった。これに関して白井勝美は、日本の借款団への参加は列強と

平等に中国財政を掌握しようとした政治色の強いものと論じ³²、最近では、加藤陽子が日本の満蒙權益がこの交渉を通じて拡大したことを論じた³³。日本は列強の一員としてどんな態度で交渉に臨み、東部内モンゴルをどう捉えなおしたのか。

借款団への参加を打診された日本は、1912年3月に「本借款ニ関連スル一切ノ事項ハ南満洲ニ於テ帝国ノ有スル特殊権利及權益ト何等抵触スルカ如キコト之ナカルヘキヲ当然期待スル」という条件で参加を受諾した³⁴。日本はここで借款団の共同投資の対象から南満洲を外して欲しいとの要望を提示したのである。一方で、ロシアは借款団参加の条件として「北満洲、モンゴル、西部中国に有するロシアの原権利と利益に何ら不利益」はないと明言することを求めていた³⁵。これを知った日本は突如、先の受諾条件に加えて、「帝国ハ南満洲トノ関係上蒙古ニ於テモ亦特殊ノ利益ヲ有スル」³⁶と、満蒙での權益主張を強めた。内田康哉外相は、ロシアの提示条件に鑑みて、「此際後日ノ誤解ヲ避クル為ニ為念蒙古ニ関スル留保ヲ明ニシ置クヲ相当ト」と考え、日本の權益範囲を「蒙古地方」へ拡大したと説明している³⁷。

ところが、加藤高明駐英大使はこれについて、突然「蒙古ニ関スル留保」を言い出せば、日本の真意について種々疑惑と揣摩憶測を喚起するだろうと書き送り、日本が「蒙古」に持つ特殊權益は何か、「南満洲ニ接近ル蒙古」とはどこかと問い合わせた³⁸。その回答として、内田外相は、ロシアの提示条件を放置する不利益に再び言及して、東部内モンゴルは「地理上南満洲ト分離スベカラザル一地域ヲ形成シ且歴史上、行政上並經濟上互ニ密接ナル関係ヲ有」するために、日本は「該当地方ニ対シ重大ナル利害ヲ感スル」と、留保を主張した。加藤は翌日の電報でも反論を続け、満洲と「東部内蒙古」の関係を追究した³⁹。内田外相は、東部内モンゴルの開墾が進み、「兩地域間ノ境界ノ如キ往々明確ナラザルノ状態ニ」とあると答えたが⁴⁰、特殊權益の有無など東部内モンゴルの留保を願う具体的な根拠には言及しなかった。

ロシアを除く列強各国は、日本の満蒙留保問題に対して二種類の反応を示した。ドイツと米国は中国との間で条約・協約が成立しているなら認めるというものであった⁴¹。イギリスとフランスは日露間の協議との関連を読み取っていた⁴²。日本の要望は中国との協約に基づくものではなく、今後そのような取り決めを結ぶことも不可能と判断されたが⁴³、最終的には、

「日本国銀行団は、本借款関連事項が南満洲とそれに隣接する内モンゴル東部（the Eastern portion of Inner Mongolia）地域における日本の特殊権益に何ら不利益をもたらすものではないとの了解の下に、本借款団への加入を宣言した」との文言が会議録に挿入された⁴⁴。

内田外相はこの結果を、モンゴルの留保に対して各国政府が「表面積極的ノ異論」を唱えないことは幸いだと評価した⁴⁵。日本では当時、外務省内部でも東部内モンゴル認識についての一致した見解が成立していなかった。たのみにしたのは、第三次協約の締結を控えた日露間の了解事項であるという点のみで、列強各国も日露の秘密協約の内容を推し量って、両国間で「現状」を維持するという形をとった。東部内モンゴルは、日露協約と六国借款団交渉という典型的な勢力圏外交システムの中で、はじめて日本の勢力範囲と認められた地域であった。

2. 中国との折衝——アジアの国としての顔

六国借款団交渉の後に内田外相が駐華公使へ宛てた訓令には、東部内モンゴルには「未タ事実上ニ我権利ノ樹立セラレタルモノナク且奥地ニ通スル鉄道ト外国通商ノ為開放セラレタル市邑トヲ欠キ」、「成ルヘク速ニ機ヲ見テ左ノ措置ヲ執ルコトヲ必要ト認ム」とあった⁴⁶。これ以降、鉄道借款による東部内モンゴル方面への勢力伸張が図られ、1913年10月には日中間でいわゆる満蒙五鉄道借款協定が結ばれた⁴⁷。こうした満蒙の鉄道利権に関する、いわば「点と線」をめぐる交渉が、「面」を分ける交渉に発展したのが、1915年の対華二十一箇条要求の第二号要求「南満東蒙条約」の交渉である⁴⁸。

（1）交渉の進展と東部内モンゴルの差別化

最初の第二号要求（甲案）では、「南満洲」と「東部内蒙古」を同列に扱い、両地域の権益に差がなかった。しかし中国側の対案には「東部内蒙古」の語はなく、「東三省南部」の問題に限定しており⁴⁹、満蒙を分けて、日本勢力の「蒙」への拡大を阻止しようとした。ところが日本は、「蒙」において「満」と同等の権益を得ることに拘った。それは、強硬な内容を持つ第五号要求に中国側が難色を示すのを見て、加藤高明外相が第五号で譲歩する代わりに、「第二号第二条及第三条内蒙古問題等」で日本の要求を貫徹させよと命じた⁵⁰ことから明らかである。

1915年4月15日の第23回談判では東部内モンゴル問題が協議され、中国の陸徴祥外交総長は東部内モンゴルを満洲と同様の地位には置けないと主張し、「日本国カ歴史上政治上南満洲ニ対シ或ハ特殊ノ地位ヲ占メルトスルハ認ムルモ東部内蒙古ニ付テハ何等スノ如キ特殊ノ理由存在セサル」と日本の要求を拒絶した⁵¹。ここで日置益駐華公使が第五号要求との交換を提案すると、陸外交総長は一旦、この条件を考慮すると述べるが、第24回談判で発言を翻し、「該地域ハ支那ノ首都タル北京ノ藩屏ヲナス」ことを理由に、外国勢力の侵入を危険視して、「商埠地ヲ添設」すべきこと以外は「東部内蒙古ニ関シテハ何等ノ約束ヲモ為スヲ得サル」と語った⁵²。これを受けて日本は、次の修正案（4月26日）で、第二号の中に「東部内蒙古ニ関スル事項」という項目を別に立て、東部内モンゴルへの要求を大幅に見直した⁵³。ここにはじめて「南満洲」と「東部内蒙古」に権益上の差が生まれ、それを基に最終決着まで修正が続けられた。

その後の交渉では、権益に差ができることを前提にして、東部内モンゴルの範囲問題が焦点の一つとなった。第25回談判では、陸外交総長は「東部内蒙古」の区域について、中国政府は「南満洲接壤地域ヲ以テ東部内蒙古ト看做シ北満洲及直隸省ニ接近スル地域」をそれと見なさないとして、日本の東部内モンゴルに対する認識を質した。日置の照会に答えた加藤高明外相は、これは「第三回日露協約ノ関係モアリ「デリケート」ナル問題」とした上で、「南満洲ト云フモ東部内蒙古ト云フモ共ニ素ト漠然タル地理的名称ナルカ我方ノ所謂東部内蒙古ハ長城以北ニシテ南満洲ニ接壤セル地域ヲ指シ普通ニ所謂内蒙古東四盟ノ大部ヲ包括シ西方多倫諾爾辺迄ヲ含ム地方ヲ謂フモノ」と説明するよう指示した。ただし加藤は、直隸省内の長城以北を含むことへの中国側の反発を予想し、日本の言う「東部内蒙古」内にあっても、中国側の事情により「勢力範囲内ニ入」れることが困難なら、特別の取り決めをしても構わないと伝えた⁵⁴。

これに対する中国の最終修正案（5月1日）には、第二号に「東部内蒙古ニ関スル交換公文案」が付いている。「東部内蒙古」は「南満洲及熱河道所轄ノ東部内蒙古」と地域を限定した形で表現された。当時、日本で「東部内蒙古」といえば、多くの場合「東四盟」—ジirim盟、ジョスト盟、ジョーオダ盟、シリングル盟—とチャハル部の一部を指した⁵⁵。中国側の修正案は、ここからシリングル盟とチャハル部を外したものであった。しかし、皮肉なことに、加藤はこの修正案に「熱河道所轄ノ東部内蒙古」とあるの

を見て、直隸省内の長城以北を「東部内蒙古」とすることに中国側が反対するという予想は「杞憂ニ属シタル」と満足し、日置に対して「東部内蒙古範圍ニ関スル件ハ此際我方ヨリ進デ支那側ニ言明スル必要モナク又右ノ範圍ハ漠然ト致シ置ク方可然ト思考スルニ付若シ未ダ貴官ヨリ支那側ニ言明シ居ラレサル次第ナルニ於テハ右ノ言明方見合セ置カレ度シ」と伝えた⁵⁶。日本は東部内モンゴルの範囲を十分に定義していなかったが、中国の最終修正案が、加藤らが危惧した点で予想以上の回答を示したため、その後は戦略的に「東部内蒙古」の範囲を曖昧にして、徐々にその拡大を図るやり方へと方針を転換したと考えられる。

表1-1 「南満東蒙条約」に見える権益の差

	南満洲	東部内モンゴル
土地商租権	各種商工業上の建物を建設するためまたは農業を經營するため必要な土地を商租できる（第二条）	
実業の権利	自由に去来し各種の商工業その他の業務に従事できる（第三条）	中国国民との合弁により農業及附随工業の經營をしようという時は中国政府はこれを承認するべき（第四条）

出典：1915年5月25日調印「南満洲及東部内蒙古に関する条約」『日外主』上、406-407頁。

（2）周辺の周辺と化す「満蒙」

南満東蒙条約の締結によって、上の表に示した通り、二つの地域には権益上の差ができた。日本人は東部内モンゴルでの商租権を認められず、実業を行う際も合弁を条件とし、中国政府の承認が必要であるという制限があった。そのため、中国側は南満洲を小さく、東部内モンゴルを大きくして権利の損失を最小限にとどめようとした⁵⁷。条約締結後の善後会議では境界が議論され、歴史的経緯に鑑みて南部は遼河を北部は柳条辺墻を境界として、県治地域を含むその西側を東部内モンゴルとすることが妥当性のある一案とされた⁵⁸。反対に日本は、東部内モンゴルを狭く見積もろうとして⁵⁹、両国間の交渉でその境界が定まることはなかった。

「満蒙」を一括りの空間と見る時、南満東蒙条約を、権益の大幅な拡大をはかった日本の侵略的態度として理解できる。ただし、満蒙を「満」と「蒙」の複合地域と考えれば、日中の交渉を「満」と「蒙」を分ける交渉とも見なせる。この時の中国側の東部内モンゴル認識は、上述の23回談判での陸外交総長の発言にうかがえる。陸は「同地方ノ文化ノ幼稚ナルコト民智

未タ開カサルコト及交通不完全ナルコト等ヲ列举シ」て、日本に南満洲と同等の利権を認めなかった。そこを文化レベル・民度の低い地域として表象し、南満洲と区別することで日本の勢力拡大を阻止しようとした。一方で、この機に東部内モンゴルを拓こうという考えも見られる。それは、同条約第四条の文言に根拠がある。日本語版では、「日本国臣民カ東部内蒙古ニ於テ支那国国民ト合弁ニ依リ農業及附随工業ノ経営ヲ為サムトスルトキハ支那国政府之ヲ承認スヘシ」と日本人が主体だが、漢文では、「如有日本国臣民及中国人民愿在東部内蒙古合弁農業及附随工業時、中国政府可允准之」⁶⁰とあり、日本人と中国人が併記されて、いずれも東部内モンゴルにて合弁で農業と附随工業を行い得る、という意味合いをより強く持っている。

この条文を受けて、吉林巡按使は、東部内モンゴルを「荒れてきびれて、調査も行き届かない」、いわば未開の地と見なした上で、「今後、双方が直接モンゴル王に（借款と土地の抵当を）請求すれば、彼らは軽率に許す可能性があり、「外と結ぶことの損失たるやその内憂は大きい」と述べ、モンゴル王公への説明と理解の徹底を提案した⁶¹。「双方」とは日本人と中国人を指すが、これによれば第四条の「中国人民」からモンゴル人が抜け落ちていると読める。つまり、今後、東部内モンゴルに殺到するのは日本人と「漢人」であり、条約の第四条は双方の東部内モンゴルの権益争奪への「平等」な参画を保障するものと解釈された。奉天省の官吏周肇祥の提案はこの点をより露骨に表現した。周は東部内モンゴルの開放を提言し、これは「内外人民の競争の機会であり、おのずと官と商の合弁で早いもの勝ちを目指すべきだ」とし、政府が速やかに巨額を準備して、会社名義で先にモンゴル旗と協議して東部内モンゴルの重要で肥沃な土地をある限り買取せよ、などと提案した⁶²。ほかに、第四条に関する別の規則を作る提案があるが、それも東部内モンゴル統治の見直しと切り離せないものと考えられた。奉天巡按使公署はこれに関して、モンゴル王公と土地の種々の伝統的な関係を断ち切り、公債や税金で彼らの生活を保護しながら土地を国有にして、完全に一般行政区域とするなどを提案した⁶³。こうして東部内モンゴルを一元的な地方統治体系の中に収めて領土を明確にし、それにより日本勢力の流入を阻止するやり方は、日本と先を争って利権を得ようとする姿勢よりは穏健にも見える。しかし、特有の行政単位である盟や旗を温存し、牧畜業を守りたいモンゴル人にとって、一般行政区域への改編

や牧地の農地化、およびその準備としての「測量、地図作り、開墾実施のための章程作り」⁶⁴に抵抗がなかったとは考えにくい。南満東蒙条約の締結を機に、満蒙は日本と中国によって分けられ、その内の「蒙」は、日中の開発競争の場となったと見ることができる。

当時の日中間には圧倒的な力の差があり、この条約が中国の領土を侵犯したことは間違いない。しかし、国家間交渉の末の政治的「妥協」が満蒙を犠牲に成立したこと、特に「未開」の東部内モンゴルに対しては、日中間で「勢力均衡」の状態を生み出したことを指摘できる。ヨーロッパという中心が周辺たる東アジアを犠牲にして「勢力均衡」をはかる図式が日中与満蒙の関係を確認できるなら、その時、満蒙は周辺の周辺と化したと言える。渡辺昭夫は言う。「日本の国家としての自己形成と対外的膨張」は「時間的にも空間的にも近接し連続していた」、「ヨーロッパ諸列強がヨーロッパを舞台とする相互間の競争の過程で自己形成を遂げ、彼ら列強間の内部における勢力均衡の成立条件の一つとして外部における膨張競争を要求したのに比し、日本の強国としての形成は、まさしくこれら西欧列強の対外的膨張の舞台そのものを直接的環境として成し遂げられねばならなかったのである。いわば、西欧列強の勢力均衡が内における協調と外における競争という二重のメカニズムによって辛うじて成立していたのだとすれば、日本にはそのようなぜいたくを享受し得る自由は許されなかったのだと言えよう」⁶⁵。

日本は、日露協約や六国借款団交渉で列強とともに東アジアでの力の膨張競争に参画し、東アジアの隣国に犠牲を強いる形で国際政治の表舞台に立った。内部での協調と外部での競争という「二重のメカニズム」が機能していないという東アジアの特徴が、南満東蒙条約交渉にも確認でき、日本のアジアの国としての顔が見える。ところが、確かに同条約は中国に従属的な関係を強いたが、日中両国がそのさらに周辺に位置する「未開の」フロンティアを見つけると、そこを膨張競争の場とし、両国間には擬似的な「協調」関係が成立したと考えることができ、満蒙をめぐるのは「二重のメカニズム」が機能していたと言える。

III 戦間期の国際秩序のなかの「満蒙」

大戦のために列強が極東から撤退している間に、日本は満蒙での勢力範

囲の拡大をはかったが、大戦が終わると、勢力圏外交による国際秩序は見直される。南満東蒙条約で「満」と「蒙」に差が現れ、そこに「二重のメカニズム」が滲んでいたが、新たに作られようとする国際秩序の枠組みの中で、満蒙はどのような場所となったのか。

1. 大戦後の日本外交と「満蒙」

パリ講和会議の裏では、1918年7月に米国の提案で始まった新四国借款団交渉が続いていた。関連する先行研究は主に、同交渉が従来の勢力圏外交の潮流を変える契機となったのか否かを問題にした。例えば、三谷太一郎は、新借款団は原内閣の中国に対する経済主義的アプローチの象徴と考え、外交政策は転換したが、満蒙保留問題は伝統的アプローチの遺産であるとした⁶⁶。服部龍二は新借款団の合意に拘束力なく満蒙権益は拡張したことを指摘し、日本の勢力圏外交は継続したと論じた⁶⁷。酒井一臣も新借款団は国際銀行家の会議であり、大戦後の新しい国際協調主義体制を補完するものではないとし、むしろ交渉自体には勢力圏外交への回帰が見られるとした⁶⁸。一方、中谷直司は新借款団交渉がワシントン体制を準備したことを論じ、日本は対米協調と満蒙権益の実質的維持には成功したが満蒙権益の正当性を失って勢力圏外交はここから溶解しはじめたと、転換の契機を読み取った⁶⁹。さて、日本は満蒙をめぐるパワーバランスが崩れる中で⁷⁰、交渉を通じて再び満蒙権益の国際的承認を得ようとするが困難を極める。「満蒙」を一括りにせずに考えれば、転換と継続の問題をいかに見直せるのか。交渉過程での東部内モンゴルに関する議論から検討しよう。

(1) 新四国借款団交渉

各国銀行団は、1919年5月12日の会議で借款団規約案を決議し、その中で、行政・実業借款を行うこと、各国銀行団の持つ優先権を新借款団に提供し、共同化することを確認した。日本は20日の閣議で、規約案承認の条件として、「日本ハ満蒙対シ地理上歴史上特殊ノ感情及利害關係ヲ有スルコト及以上ノ關係ハ英米露仏諸国ノ数次承認シタル所ノミナラス元借款規約調印ノ際ニモ我ニ於テ満蒙ヲ留保シタル行懸リアル」ことを理由に借款団のからの満蒙「除外」⁷¹を決めた。これに対し、イギリスは「勢力範囲ヲ打破シ新ナル覚悟ヲ以テ」望むべきと非難し⁷²、米国も満蒙を除外する「如何ナル計画モ容認スルヲ得ズ」という態度を取った⁷³。それで

も日本は、8月14日の閣議で借款団規約案について、満蒙における「日本ノ特殊権利及權益ニ何等不利ノ影響ヲ及ホスコトアルヘキモノナリト解釈スヘカラサルハ勿論ナリトス」⁷⁴と確認した。

各国在勤の大使たちは国際環境の変化を読み取り、英米が日本の満蒙留保を認める見通しは低いと考えたが、果たして英米の反応は厳しかった。米国は留保には応じず、日本を除く三国で借款団を形成することを考えていた。一方、イギリスの対応は東部内モンゴルを考える際に興味深い。第I節で紹介したカーゾン卿は、当時外務大臣代理の任にあり、日本の満蒙留保についてまず、「南滿洲ニ関シテハ日本人カ人命財産ノ犠牲ヲ払ヒタル事歴ニ鑑ミ其ノ特殊地位ハ十分之ヲ諒解スルモ東部蒙古ニ之ヲ及ホスノ理由ハ自分ノ諒解ニ苦シム処ナリ一体東部蒙古ナル地域ノ境界ハ何処ニアルヤ」と述べ、東部内モンゴルにおける日本の特殊地位は理解できないと主張した。在英国珍田大使はこれに答えて、「「テクニカル」ノ問題」で「即座ニ確答シ兼ヌル」としつつ、「東部蒙古ト云ヒ滿洲ト云ヒ地理学上ノ「コンベンショナル・ネイムス」ヲコソ異ニスレ歴史的及經濟的ニ觀察スレバ兩地一帯ト見タルコト適当ニシテ經濟的見地ヨリ立論セバ東部蒙古ハ滿洲ノ「ヒンテルランド」（背後地—原文）ニ過ギズ」と述べた。対してカーゾンは、「或觀察点ヨリ見ルトキハ蒙古ハ寧ロ北京ニ対スル「ヒンテルランド」ナリト見ラレサルニモ非ス此処ニ割拠スルモノハ遠ク北京ニ圧迫ヲ加ヘ得ル地勢ナルカ如シ」と語った⁷⁵。内田康哉外相は境界問題に関する照会に、「『南滿洲ト云フモ東部内蒙古ト云フモ共ニ漠然タル地理的名称ナルカ我方ノ所謂南滿洲トハ大体第二松花江ト東支鉄道南部支線トノ交互点ヲ中心トシテ東支鉄道本線ト並行スル線以南ニ方ル滿洲ヲ謂ヒ又東部内蒙古トハ長城以北ニシテ南滿洲ニ接譲セル地域ヲ指シ普通ニ所謂内蒙古東四盟ノ大部ヲ包括シ熱河ヲモ含ム地方ヲ謂フモノナリ』」と答え、境界線については「正確ナル限定的説明ハ成ルヘク避ケラレタシ」と補足した⁷⁶。また、同電文では、日露協約を範囲設定の根拠としたと言え、その「効力問題ヲ誘致シ事端ヲ醸スノ虞」があるため言明を避けよとも命じている。外務省は満蒙留保の根拠の薄弱さを自認していた。

さて、カーゾンは日本が先の境界問題に回答できない点などを挙げて、東部内モンゴルの留保に「飽く迄反対スル」方針を貫こうとした⁷⁷。日本はそれでも東部内モンゴルを諦めず、1920年2月の覚書⁷⁸でも、満蒙との「国防並国民的生存ニ極メテ深甚特異ノ關係」を訴え続け、借款団規約

案承認の「フォーミュラ」には、「南満洲及東部内蒙古ニ関スル借款ニシテ帝国ノ国防並国民ノ経済的生存ノ安全ヲ確保スル上ニ於テ重大ナル障害ヲ来タスト認メラルルモノニ付テハ帝国政府ニ於テ其ノ安全ヲ保障スルニ必要ナル措置ヲ採ルノ自由ヲ留保ス」と記し、ここでも、南満洲と東部内モンゴルを同列におき、地域全体の留保を主張した。

(2) 新しい秩序への順応

米国は門戸開放と機会均等主義の貫徹を重視したため、日本が地理的・政治的留保を取り下げるなら、日本が除外を求める鉄道を全て受け入れるつもりになっていた。しかし、イギリスは、カーゾンが「東蒙ヲ包括スルカ如キハ依然諒解ニ苦シム」と述べ⁷⁹、また日本が列挙する鉄道に「日本の特殊權益範圍」とは異なるものが含まれるとして、米国の考えにも反発した⁸⁰。その後、米国銀行団代表ラumont (T. W. Lamont) と日本銀行団代表井上準之助との会談で、米国はイギリスの意向を受けて、日本に洮熱(洮南—熱河)線の借款団への提供を促したが、井上は経済上の理由を挙げて、東部内モンゴルへの鉄道延長に理解を求めた⁸¹。しかし、井上にしても、在英珍田大使にしても、東部内モンゴル問題で妥協しなければ、英米の理解は得られないと実感していた⁸²。

「フォーミュラ」への英米の回答は、東部内モンゴルについて鉄道問題に絞って取り下げを要求するものだった⁸³。これを原敬は「従来我国が満蒙を勢力範圍なりと漠然主張せし趣旨よりは寧ろ具体的に保證する事なるが如き返答なる」と肯定的に捉え⁸⁴、「フォーミュラ」の撤回と洮熱線と同鉄道の一地点より海港に至る鉄道を借款団の共同事業にすると伝えた⁸⁵。交渉は最終的に1920年5月11日の「梶原・ラumont協定」で決着し、「洮南熱河鉄道及洮南熱河鉄道ノ一地点ヨリ海港ニ至ル鉄道ハ借款団規約ノ条項内ニ包含セラルルモノ」となった⁸⁶。明石岩雄は、最終的に洮熱線が除外された理由を考察して、「日本の満蒙における權益に関しては「帝国国防」「極東治安保持」という視点を除外の適否の基準とするという日本の立場を、アメリカが事実上承認したことを意味した」と言い、「日本と満蒙との関係に関する列強間の合意の最も本質的な問題は、……日本帝国主義の側の価値側面が列強によって追認された点であろう」⁸⁷と指摘した。明石は明示していないが、「日本帝国主義の側の価値側面」は「満」だけに認められたのであり、日本は事実上、東部内モンゴルに対する特殊

な地位から降りた。

大戦後、日本の満蒙に対する立場は変化した。すなわち、表向きには勢力範囲を認め合う従来の外交のあり方そのものが否定されて、満蒙全域を概括的に日本の勢力範囲とすることは列強の公認を得られなかった。また、東部内モンゴルでは「特殊権益」を有する点も承認されず、満蒙の「満」と「蒙」の差が一段と広がった。南満洲はイギリスとの妥協により確保した地域と見ることができる。イギリスは勢力範囲競争の放棄を表明しつつも自国の既得経済基盤を損なうことは認めず⁸⁸、その立場からカーゾン は南満洲に関して、早々に「日本人カ人命財産ノ犠牲ヲ払ヒタル事歴ニ鑑ミ其ノ特殊地位ハ十分之ヲ諒解スル」と表明し、日本の既得権益を認めた⁸⁹。つまり南満洲では、日本の「特殊権益」や勢力範囲を前提として協調をはかる、従来までの勢力圏外交の名残を見て取れる。一方でカーゾンは、東部内モンゴルにおける日本の留保要求を頑なに拒んだ。彼が最も恐れたのは、「東部内モンゴルを制する列強が実質的に直隸省と北京へと続くルートを支配する」という点であり、始動している鉄道敷設や借款を東部内モンゴルに持たない日本にここの「独占を認めることなど問題外」⁹⁰であると言った。しかし、日本を外して三国で借款団を作ろうと言う米国にも、日本の単独行動を恐れて同意しなかった⁹¹。この時、米国もイギリスとの協調を重視していたために英米間では妥協点が探られ、それが東部内モンゴルの処遇につながったと考えられる。すなわち、勢力範囲を認めないとする米国が提唱する新外交の原則が東部内モンゴルで実現し、東部内モンゴルに日本のいかなる特殊権益も認めたくないイギリスにとっても洩熱線を放棄させることで目標を達成できた。日本にとっても、直接交渉に当たった大使や銀行団代表の感覚が示すように、新たな国際秩序の中で列強と協調していくためにも、また、南満洲の権益を承認してもらうためにも、東部内モンゴルでの妥協が必要であった。つまり、東部内モンゴルの処遇は国際協調という名の各国の妥協の上に成り立ち、しかもそれは新しい外交のあり方を模索する形で決着したと見ることができる。ここで、先行研究の問題意識にひきつけて考えれば、南満洲に旧外交による秩序の継続を見ることができ、東部内モンゴルは新外交による秩序への順応を示している。

2. 持ちこたえる「満蒙」概念

満蒙は様々な外交交渉の場面で議論されたが、境界と疆域は明確ではない。これが境界と疆域をもつのは満洲国ができた時である。このことは、日本の満蒙概念が曖昧な形をとりながら、その時まで決定的には崩れなかったことを意味する。満蒙權益を認めて欲しい一方で、新たな国際秩序への順応を示したい日本にとって、新四国借款団交渉の結果としての「満」と「蒙」の差異は、相反する要望を相互補完的に実現させるための避けがたい作用として現れ、それゆえに異なる二つの地域は強く結びついて、「満蒙」という地域概念は崩壊を免れたと考えられる。

また、満蒙概念が崩れなかったことは、その空間認識にも関係がある。日本が東部内モンゴルと考える地域は、満洲国に取り込まれた「蒙」の部分で、新設の興安省の疆域を中心とする広がりであり、おおよそジリム盟の未開墾地域とその北側（フルンボイル地方）を含むが、そこは列強間の交渉で問題となった満蒙の「蒙」と必ずしも一致しない。次の地図（図表1-2）は、清代のジリム盟の疆域に1923年頃の県を設置状況を書き込み、新四国借款団交渉で取り上げられた鉄道のうちのジリム盟にかかる4路線と、第一次日露協約で南満洲の西側境界とした東経122度線を重ねたものである。これを見ると、借款団の共同投資事業からの除外が許された三路線はいずれも、東経122度線の東側に収まっている。つまり、ヨーロッパ列強との国家間交渉においては、日本は東経122度線以西を東部内モンゴルと意識し、そこでの妥協にも甘んじた。しかし一方で、中国との交渉では満蒙の境界が定まらず、また、満洲国建国に向けてジリム盟各旗のモンゴル人と付き合いを深めていく過程を見ても⁹²、日本にとっては東経122度線以東の、日露協約が定めるところの「南満洲」もまた、東部内モンゴルに違いなかった。そのため、ヨーロッパ列強との交渉で東経122度線以西の東部内モンゴルを「失う」ことになっても、満蒙概念はほとんど打撃を受けなかったと考えられる。

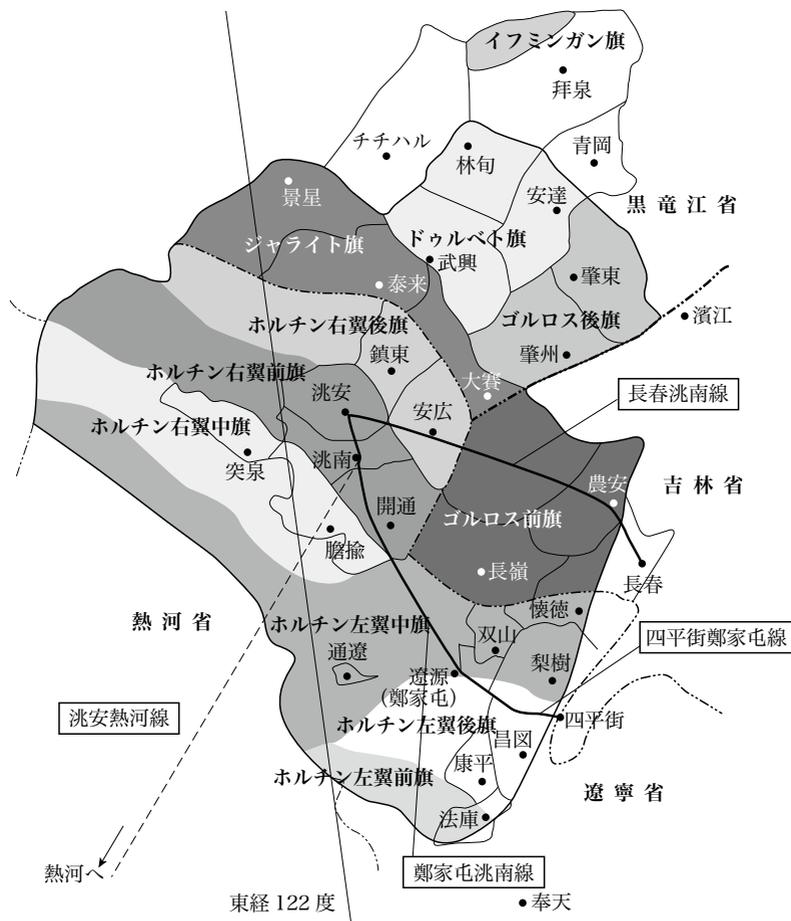


図 1-1 ジリム盟と東経 122 度線

各旗疆域を模様で示した。旗と重なる様にして、いくつもの県が設置されている（1923年頃のもの）。1923年以降、ゴルロス前旗に乾安県が設置された。

—— 旧ジリム盟の疆域 - - - 省界線 —— 県界線

—— 新四国借款団で除外が許された三鉄道 - - - 放棄した鉄道

出典：久間猛「満蒙行政区画図」『北満洲ノ政治経済的価値』満蒙文化協会、1923年；「内蒙古六盟 套西二旗 察哈爾」『中国歴史地図集』第8冊、中国地図出版、1987年；『現代東部蒙古地図』東亜同文会調査編集部発行、1915年

概念上だけでなく、日本の満蒙における権益拡大方針は実際にも継続した。新四国借款団交渉の結果を「全然失敗」であると厳しく評した参謀本部も、これにより日本の「国防上並対支一般活動上多大ノ影響アリト謂」も、「不断ノ努力ヲ傾注シ之カ奮闘ニ従事センカ敢テ必スシモ悲観ノ要ナキナリ」と、大陸侵出の手を緩めないことを宣言した⁹³。また、1921年5月の閣議では、新四国借款団交渉を「我満蒙ニ対スル特殊地位ニ付折衝ヲ重ネ結果終ニ三国ヨリ公文ヲ以テ右特殊地位ニ関スル保障ヲ得タリ之ニ依テ帝国ノ満蒙ニ於ケル地位ハ関係列国ニヨリテ初メテ明確ニ承認セラレタリ」と総括しており、東部内モンゴルが削られたことを意に介さず、満蒙と言いつつ、そこにおける「特殊地位」が国際的に「初メテ明確ニ承認」されたと評価した。「協調ノ精神」への配慮を見せてはいたが、そこでの既得の特殊地位及権益の確保と「之カ獲得ニ」は一層積極的であった⁹⁴。

ワシントン会議以後、満洲国建国までに、日本は東部内モンゴルに権益を有することについての国際的承認を得ていない。しかし、ワシントン体制の下で、幣原外交が列強との協調路線を選択した時期も、東部内モンゴル方面への鉄道権益の伸張が確認でき⁹⁵、1910、20年代を通じて、各種合弁事業の進展、満鉄関連機関の設置など、水面下では、絶えず中国側やモンゴル側との交渉が続いた。東部内モンゴルで新たに権益を積み上げ、モンゴル人との関係を深めることが着々となされたため、田中内閣の満蒙分離政策が挫折して、「満蒙領有」が声高に議論されるようになった時も、東部内モンゴルは満蒙の一部として、ほとんど躊躇もなく領有する対象地域に含まれた。

その満蒙に、1932年3月1日、満洲国が建国された。

IV 「非公式帝国」への貢献——満洲国に重なる二つの秩序

ここまで、20世紀初頭の国際政治の中で、日本が満蒙にどのように向かい合ってきたのかを辿った。当時のヨーロッパの国際体系は、ヨーロッパ諸国間に適用される内の原理と非ヨーロッパ諸国に適用される外の原理の二重原理体制であるといわれる⁹⁶。そしてヨーロッパ内にある原理を「国際秩序」とし、ヨーロッパ外にある外の原理を「帝国秩序」とすれば、ヨーロッパではこれが別個のものであるが、東アジアにおいては、この二つは重なりあっていて、日本外交にとって「帝国秩序」は外部化できない

領域であったと言う⁹⁷。東アジアにおいては、「国際秩序」と「帝国秩序」が錯綜していたのである。本章では、満蒙を一括りの空間として捉えるのではなく、「満」と「蒙」とに分けて考察して、この秩序の重なり合いが、満蒙ではより複雑であったことを論じた。

その重なりを整理すれば、まず前提として、満蒙のうちの東部内モンゴルは、第一次世界大戦前の典型的な勢力圏外交秩序の中で、具体的な利権もないままに日本の勢力範囲に組み込まれた地域として、南満洲とは異なる特徴を指摘できる。その後、列強が世界大戦のために東アジアから撤退した時期には、日本は中国との間で二十一箇条要求交渉を行う。この交渉で日本は中国に従属を強いる帝国主義的態度を露わにしたが、満蒙をめぐる交渉では、満と蒙の線引きを日中間で行おうとし、「未開」と見なされる東部内モンゴルに対しては、中国にも日本に先んじて墾務事業を進展させようとする向きがあり、そこは日中の開発競争の場となったと考えられる。つまり、「開発」される立場にある東部内モンゴルから見れば、日中両国が作る東アジアの「国際秩序」の外部に自らが位置づけられたことになる。したがって、満蒙には、ヨーロッパ中心の「帝国秩序」と東アジア中心の「帝国秩序」の二つが重なっていたと考えることができるだろう。ところが、大戦が終わると、ヨーロッパが東アジアで構築してきた「帝国秩序」の転換が模索されるようになる。帝国主義を覆い隠す新しい観念による外交政策が試みられたのである。この時、満蒙は、容易には転換しきれない「帝国秩序」を映す鏡であった。すなわち、新たな外交原理を重んじる米国と旧い外交を引きずるイギリスの双方との妥協によって満蒙は分けられ、「満」には列強が認める日本の特殊権益が残り、「蒙」は新しい外交に順応して列強同士の外交フレームワークに戻ろうとする日本にとっての、いわば「踏絵」であった。よって、満蒙には新旧二つの「帝国秩序」が重なっていたと見るのが可能であろう。

ところで、満蒙は日本、中国、ヨーロッパ列強のいずれにとっても、また現地の人間にとっても境界と疆域のはっきりしない地域であった。そのため、いくつもの秩序の重なり合いと同時に、地理的認識も交錯しているという複雑な重層性を持っていた。結局、それらの再編と整理が満洲国によってなされたことは否定できない。満洲国は疆域を持ち、「蒙」を興安省という一省に閉じ込めて満蒙の境界を明らかにしたからである。しかし、このことはまた、満洲国が建国されても、その内部には「満」と「蒙」が

存在したことを意味する。「蒙」に関しては、既存の盟旗の境界を重んじて、そこから既墾地を除いた地域を興安省の疆域とした。そのため、大戦後の国際秩序への順応を示して放棄した東経122度以西の東部内モンゴルも興安省の中にあった。この時日本は、別の形で国際社会の新しい潮流に乗ろうとしていたと考えられる。すなわち、戦間期に列強が植民地主義を正当化する新たな支配方法として委任統治などの形態を生み出したように、満洲国も、「非公式帝国」であろうとした。日本を中心として周辺に植民地を配した満洲国以前の帝国を「公式の帝国」と言うなら、満洲国の成立は、直接的領有によらない独立国家の樹立とその傀儡化という新方式でなされた点で歴史的意義を有し⁹⁸、ドウス (Peter Duus) はこれを「「非公式帝国」の新しい形」の出現ととらえ、ヨーロッパ列強が「民族自決権」を誓約していることを考慮にいれたものであったと言う⁹⁹。戦間期の民族自決主義という一つの潮流に、満洲国が順応しようとした時、「満」と「蒙」はまた別々の役割を負うことになった。

確かに、満洲国は以後の植民地統治に対し、理念と支配方式の両面で新しいモデルを提供した¹⁰⁰。しかし、満洲国の植民地支配が必ずしも斬新とは言えず、従前の日本の植民地支配から政策面・人材面で引継いだ部分が少なくはなく、植民地間の連鎖は満洲国においても特徴的であった¹⁰¹。つまり、「非公式帝国」満洲は、なおも「公式の帝国」との連続性を持ち合わせた。ところが、興安省では事情が異なる。興安省統治が引継いだものを、興安省統治を担う興安局の成り立ちから考察すれば、そこに、日本の従来の植民地統治をモデルとしない、独自の統治政策を見て取れる¹⁰²。満洲国では、新しい支配方式が創出されたと言われるが、満洲国の他の面ではなお認められる植民地間の連続性を、興安省統治においてはほとんど確認できず、「公式の帝国」との断絶が著しかった。

また、「民族協和」という理念¹⁰³によって「多民族国家」を治める方式においても、興安省の「貢献」は大きかった。なぜなら、満洲国における「民族協和」の実践は、官吏の日満定位くらいであったため、興安省の特殊統治は、「民族協和」を制度的に成し遂げるものとして、実際以上の評価を得ていたからである¹⁰⁴。例えば、興安省は興安局が治める特殊な省で、他の省との行政制度上の違いが認められ、そのことは、「満洲国は建国と共に蒙古族哺育の為特別保護行政を実施して、多年の積弊と圧迫に悩んでゐた蒙古族に復興の途を開いた」¹⁰⁵と評価されることがあった。満洲国は、

在住諸民族の自発的意思により中国から独立、建国された点を、「非公式帝国」たる根拠の一つとしていたため、建国期のモンゴル人による自治運動や、満洲国内のマイノリティーへの保護的な特殊統治はモンゴル人が望んだものであり、そのゆえに彼らは満洲国を支持している、と言うレトリックを生み、それが「非公式帝国」満洲を支える一助となっていたと考えられる¹⁰⁶。少なくとも建国直後の満洲国において、満蒙の「蒙」、すなわち興安省は「民族協和」の下での「特殊統治」・「自治的統治」を標榜する、「非公式帝国」の旗印となり、この時も満蒙の「蒙」は、新しい国際的潮流との調和を表徴する役割を負っていた。このことは、満洲国において、「公式帝国」と「非公式帝国」の二つの秩序の重なりあいが見られたことを示していると思われる。

そして、その後、日本を中心とする「非公式帝国」が東アジアで膨張していく様は、ヨーロッパ中心の「帝国秩序」から東アジアを守るという日本の使命に支えられた、「東亜新秩序」や「大東亜共栄圏」の構想に繋がっていく。戦後の東アジアに残された秩序に、欧米、東アジア、日本の戦前からの関係性が影を落とし、現在も息づいているものがあるならば、それを理解するべく、その重層性を解きほぐす糸口の一つが満蒙にあると言えるだろう。

註

- 1 入江昭『極東新秩序の模索』原書房、1968年、5頁。
- 2 岩村忍「乾いた文化と湿った文化」『東洋史のおもしろさ』新潮社、1976年、7、15頁。
- 3 中見立夫「「地域」「民族」という万華鏡、「周辺」「辺境」と呼ばれる仮想空間」中見立夫編『境界を超えて アジアの周縁から』山川出版社、2002年、7頁。ここでは、中国東北地方の一角から勃興した満州民族によって樹立された清帝国の登場により、かえって「周縁」と化したのは皮肉なことであると述べられている。そして、ロシア帝国と清帝国の「辺境」として「開発」の対象となったことも指摘している。
- 4 岩村「乾いた文化と湿った文化」、13頁。カーゾン卿の言葉の日本語訳は岩村による（同論文、7頁）。
- 5 同上、15頁。
- 6 それまでの東アジアに国際秩序が崩れると、各国が個別に中国に接近しても、列強間の関係にひびが入る危険が少なくなった。つまり、列強各国の東アジアに対する政策と、その他の地域に対する政策の間に関連がなくなったという意味で東アジアは孤立化した（入江『極東新秩序の模索』、89-90頁）。
- 7 江夏由樹ほか編『近代中国東北地域史研究の新視角』山川出版社、2005年、iii頁。なお、19世紀後半から20世紀初頭までの東北アジアを「跨境史」として多角的に検討し、前近代の帝国であるロシアと、近代の植民地帝国イギリスに関する従来の帝国論を、主に、経済的ネットワーク

- クの観点から乗り越えて、東北アジアの地域像に迫ろうとした研究に、左近幸村編『近代東北アジアの誕生-跨境史への試み』北海道大学出版会、2008年がある。
- 8 近代日本においては、「西洋」が他者であったと同時に、アジアにおける唯一の「文明国」として近隣諸国への支配権を拡大したことに伴って、自己を「東洋」からも阻害して、それを他者となし、「西洋」、「東洋」、「日本」という三項的認識が主流になっていた(梅村直之「日本研究とアジア研究」工藤元男・李成市編『アジア学のすすめ3 アジアの歴史・思想論』弘文堂、2010年、225頁)。
 - 9 本章では、表題を除く本文で特に強調の必要がない場合は「満洲」「満蒙」「満洲国」にカッコを付けない。
 - 10 子安宣邦『「アジア」はどう語られてきたか 近代日本のオリエンタリズム』藤原書店、2003年、159頁。
 - 11 日露戦争以前に日清戦争によって、東アジアを覆っていた華夷秩序の崩壊と日本の帝国主義転化、および列強の東アジアにおける帝国主義体制の確立はこの時期におこり、東アジアは新たな国際秩序を迎えるに至った(小風秀雅「日清戦争と二〇世紀の世界秩序」同編『近代日本と国際社会』放送大学教育新報、2004年、116頁)。また、清朝にとって、日清戦争は、最後の朝貢国を失って冊封・朝貢体制が崩れ、残された内地と藩部を領土にして近代的国民国家に編成しなおすことを余儀なくされたという意味で、大きな転換点の一つであった(茂木敏夫「国民国家の建設と内国植民地—中国辺疆の「解放」—」宮嶋博史ほか編『植民地近代の視座 朝鮮と日本』岩波書店、2006年、82頁)。
 - 12 入江『極東新秩序の模索』、7頁。
 - 13 山室信一『日露戦争の世紀—連鎖視点から見る日本と世界—』岩波書店、2008年、162頁。
 - 14 日本と内モンゴルの出会いに関する詳細は、鈴木仁麗「内モンゴルと近代日本」吉田順一監修、早稲田大学モンゴル研究所編『モンゴル史研究—現状と展望』明石書店、2011年、344-345頁に記した。
 - 15 入江昭『日本の外交 明治維新から現代まで』中央公論社、1993年、第三章。
 - 16 列強間の勢力範囲の相互尊重を基本枠組みとする外交をここでは勢力圏外交と呼ぶことにする。これは勢力圏外交という用語を用いている中谷直司「勢力圏外交秩序の溶解 新四国借款団設立交渉(1919-1920)と中国をめぐる列強間関係の変容」『同志社法学』59巻4号、2007年、85-174頁の定義による。なお、勢力範囲とは、中国が一定の地域をいずれの国にも割譲しないことをある特定の国に対して宣言する不割譲約定に依拠する範囲とされるが、日本が中国に有していた勢力範囲の定義はいまいで、旅順・大連の日本租借地、満鉄付属地や満蒙地域全域を勢力範囲と呼ぶことが多い(川島真「領域と記憶—租界・租借地・勢力範囲をめぐる言説と制度」貴志俊彦ほか編『模索する近代日中関係 対話と競争の時代』東京大学出版会、2009年、171頁)。
 - 17 中見立夫「“内モンゴル東部”という空間」早稲田大学モンゴル研究所編『近現代内モンゴル東部地域の変容』雄山閣、2007年、21-46頁は、日露交渉と二十一箇条要求交渉を並べて論じた。これは地域概念の問題を究明する有効な視角だが、後で述べるように日本はこの二つに別の顔で臨んでおり、同じ性質の交渉とは考えられない。
 - 18 中見立夫「地域概念の政治性」溝口雄三ほか編『アジアから考える1 交錯するアジア』東京大学出版会、1993年、283頁。
 - 19 1907年4月3日、在露国本野公使、林外務大臣宛電報第92号(別電1「同日本野公使発外務大臣宛電第93号」)外務省『日本外交文書』第40巻第1冊、1963年(以後、『日本外交文書』各巻を、『外交文書』40-1という様に略す)、120頁。
 - 20 1907年4月13日、伊藤韓国総監、林外務大臣宛電報第15号、『外交文書』40-1、124頁。
 - 21 前掲、1907年6月10日、林外務大臣、伊藤韓国総監宛電報第96号。
 - 22 1907年5月11日、在露国本野公使、林外務大臣宛電報No146(second)、『外交文書』40-1、149頁。

- 23 北岡伸一『日本陸軍と大陸政策』東京大学出版会、1978年、24-25頁。
- 24 同上書、26頁。
- 25 同上書、27頁。
- 26 1912年1月16日、閣議決定、外務省編纂『日本外交年表並主要文書』上(以下、『日外主』上と略す)、原書房、1969年、359頁。
- 27 1912年7月8日調印「第三回日露協約」『日外主』上、369頁。
- 28 第三回協約の成立経緯に関して、鹿島守之助(1970)『日本外交史9』鹿島研究所出版会、第三章がある。
- 29 1912年1月22日、内田外務大臣、在露国本野大臣宛電報第15号、『外交文書』45-1、56-57頁。
- 30 1912年2月22日、在露国本野大使、内田外務大臣宛電報第37号、『外交文書』45-1、71頁。
- 31 1912年3月19日、内田外務大臣、在露国本野大使宛電報第69号〔極秘〕、『外交文書』45-1、73頁。
- 32 白井勝美『日本と中国 大正時代』原書房、1972年、第1章。
- 33 加藤陽子『満洲事変から日中戦争へ』岩波書店、2007年、第2章。
- 34 1912年3月18日、内田外務大臣、在本邦英国大使宛、『外交文書』45-2、278頁。
- 35 1912年4月6日、在露国本野大使、内田外務大臣宛電報第83号、『外交文書』45-2、314頁。
- 36 1912年4月17日、西園寺首相及内田外相関係官民協議決定(極秘)、『外交文書』45-2、326頁。
- 37 1912年4月25日、内田外務大臣、在英国小池臨時代理大使宛電報第115号、『外交文書』45-2、337頁。
- 38 1912年5月6日、在英国加藤大使、内田外務大臣宛電報第90号、『外交文書』45-2、351頁。本電報では、「保留」と「留保」を混同して用いている。留保は、共同借款の適用範囲に制限をつけることを意味している。
- 39 1912年5月10日、在英国加藤大使、内田外務大臣宛電報第92号、『外交文書』45-2、355頁。
- 40 1912年5月11日、内田外務大臣、在英国加藤大使宛電報第130号、『外交文書』45-2、356-357頁。
- 41 J. Bernstorff to Huntington Wilson, May.5,1912, (United States Department of State ed., *Papers relating to the Foreign Relations of the United States with the Annual Message of the President Transmitted to Congress December 3, 1912*, Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1912: 78); Huntington Wilson to J. Bernstorff, May.9,1912. (Ibid, p.79.)
- 42 1912年5月14日、在英国加藤大使、内田外務大臣宛、機密公第29号、『外交文書』45-2、370頁；1912年5月11日、在仏国安達臨時代理大使、内田外務大臣宛(電報)第58号、『外交文書』45-2、357-358頁。
- 43 1912年5月18日、在中国伊集院公使、内田外務大臣宛電報第384号、『外交文書』45-2、381頁。
- 44 ただし、文言の下には、英独仏米の四国の団体は「政治問題を処理する権限がないため、この宣言に対する意見を表明する立場にないことを言明した」と四国声明が加えられた。1912年6月18日、安達臨時代理大使、内田外務大臣宛電報第80号(外務省記録1-7-1「支那改革借款一件第九卷分割4」)。
- 45 1912年6月16日、内田外務大臣、在露国本野大使宛電報第132号、『外交文書』45-2、409頁。
- 46 1913年11月13日、内田外務大臣、伊集院公使宛訓令、外務省記録1-1-2「内田外務大臣ノ対支那(滿蒙)政策二関シ伊集院公使ヘノ訓令(極秘)(阿部政務局長稿「対支那(滿蒙)政策概要」松本記録)。
- 47 10月5日の「滿蒙鉄道借款修築に関する公文」で四平街-洮南(四洮鉄道)、開原-海龍城(開海鉄道)、長春-洮南(長洮鉄道)3線の借款権と、洮南-承德、海龍-吉林2線の借款優先権を得た(『日外主』上、378頁)。
- 48 二十一箇条要求交渉に関する研究は多い。60年代には条約の成立過程が検討され(白井勝美「南滿東蒙条約の成立前後—二十一箇条条約の—解釈—」栗原健編著『対滿蒙政策史の一面：日露戦争期から大正期に至る』原書房、1966年、115-137頁など)、70年代には日本の要求(商租権・雜居権)に関する研究、及びそれに抵抗する中国のナショナリズムが検討された(渡辺龍策『近

- 代日中政治外交史』雄山閣、1978年、浅田喬二「満州における土地商租権問題」満州史研究会編『日本帝国主義下の満州—「満州国」成立前後の経済研究—』御茶の水書房、1972年、317-397頁など。その後、交渉に対する各国の態度が考察され（北岡伸一「二十一条条再考—日米外交の相互作用—」近代日本研究会『日本外交の危機認識』山川出版社、1985年、119-150頁、吉村道男『日本とロシア（増補版）』日本経済評論社、1991年など）、近年は要求の曖昧さが東北地域にもたらした混乱を研究するものがある（李盛煥『近代東アジアの政治力学 間島をめぐる日中朝の史的展開』錦正社、1991年、第三章、川島真「南満洲」の解釈可能性—対華二十一条交渉における議論の中で—』『アジア遊学』44、2002年、55-68頁など）。なお、南満東蒙条約とは二十一条要求の第二号要求で「南満洲及東部内蒙古ニ関スル条約」を言う。
- 49 1915年6月8日、「大正四年日支交渉ニ関スル公文書」、外務省記録2-1-1「大正四年対支交渉一件〔極秘〕/大正四年日支交渉ニ関スル公文書」。
- 50 1915年4月12日、加藤外務大臣、日置公使宛第234号〔極秘〕、「大正四年対支交渉一件〔極秘〕分割4」。
- 51 1915年4月16日、日置公使、加藤外務大臣宛第196号ノ式、「大正四年対支交渉一件〔極秘〕分割4」。
- 52 1915年4月17日、日置公使、加藤外務大臣宛台200号〔極秘〕、「大正四年対支交渉一件〔極秘〕分割4」。
- 53 前掲「大正四年日支交渉ニ関スル公文書」。
- 54 1915年4月27日、加藤外務大臣、日置公使宛電訓第276号、外務省記録2-1-1「大正四年対支交渉一件〔極秘〕松本記録第三巻分割1」。
- 55 関東都督府陸軍部編『東部蒙古誌補修草稿 上編』、1914年、2頁。
- 56 1915年5月10日、加藤外相、日置公使宛電訓第331号、外務省記録2-1-1「大正四年対支交渉一件〔極秘〕松本記録第三巻分割2」。
- 57 川島「南満洲」の解釈可能性、57頁。
- 58 1915年5月27日、外交部取政事堂史紀常呈、附件三「南満東蒙界限説略」、中央研究院近代史研究所編『中日関係史料 二十一条交渉・上』中央研究院近代史研究所（以下、『二十一条交渉・上』と略す）、1985年、349頁などにこの見解が見られる。中国東北地方を歴史を考える際の柳条辺境の位置づけについては、ボルジギン・ブレンサイン「中国東北三省のモンゴル人世界」ユ・ヒョジョン、同編『境界に生きるモンゴル世界—20世紀における民族と国家』八月書館、2009年、第二章に詳しい。
- 59 例えば、条約締結後の第36回帝国議会衆議院での犬養毅の発言（「官報号外第36回帝国議会衆議院速記録第10号』『帝国議会衆議院議事速記録30 第三・三六回議会大正三年』東京大学出版会、180-182頁）や、関東都督府陸軍部の意見（1915年8月1日、関東都督府陸軍参謀長西川虎次郎、陸軍次官大島健一宛密受第491号「南満洲及東部内蒙古ノ境界ニ関スル意見」陸軍省大日記「密大日記大正4年4冊の内3」）に確認できる。
- 60 1915年5月25日、「関于南満洲及東部内蒙古之条約」黄紀蓮編『中日「二十一条」交渉史料全編（1915-1923）』、安徽大学出版社、2001年、174頁。
- 61 1915年6月7日、外交部取吉林巡按使〔孟憲彝〕呈、附件四『二十一条交渉・上』、383頁。
- 62 1915年6月22日、外交部取内務部函 附件二「照鈔周肇祥条陳」『二十一条交渉・上』、419-420頁。
- 63 1915年7月19日、外交部取奉天巡按使〔張元奇〕咨陳 附件二「密陳統治東蒙宜標本兼拳呈文」『二十一条交渉・下』、571-574頁。
- 64 同上、573頁。
- 65 渡辺昭夫「近代日本における対外関係の諸特徴」中村隆英・伊藤隆編『近代日本研究入門』東京大学出版会、1977年、136-137頁。
- 66 三谷太一郎「転換期（1918-1921）の外交指導」篠原一、同編『近代日本の政治指導 政治家研究Ⅱ』東京大学出版会、1965年、293-374頁。

- 67 服部龍二『東アジア国際関係の変動と日本外交1918-1931』有斐閣、2001年。
- 68 酒井一臣『近代日本外交とアジア太平洋秩序』昭和堂、2009年。
- 69 中谷「勢力圏外交秩序の溶解」。
- 70 第四次日露協約締結の翌年、ロシア革命により日露の協商関係が消滅したことが一因である。
- 71 1919年5月20日、閣議決定、『外交文書』8-2上、246頁。
- 72 1919年6月19日、在英国永井臨時代理大使、内田外務大臣宛電報第249号、『外交文書』8-2上、290頁。
- 73 1919年7月31日、在米出淵臨時代理大使、内田外務大臣宛電報第575号、『外交文書』8-2上、322頁。
- 74 1919年8月14日、閣議決定、『外交文書』8-2上、331-332頁。
- 75 1919年9月2日、在英国珍田大使、内田外務大臣宛電報第392号、『外交文書』8-2上、368頁。
- 76 1919年9月9日、内田外務大臣、在英国珍田大使宛第308号、外務省記録1-7-1「対支新借款団関係第五卷分割1」。
- 77 1919年11月10日、在米幣原大使、内田外務大臣宛第801号、外務省記録1-7-1「対支新借款団関係」第五卷分割3。三国借款構想を描き始めた米国に、その構想を否定した上で、東部内モンゴルの留保には断然反対だとイギリスが伝えて来たことを知らせる電報である。理由として、東部内モンゴルに日本が持っている鉄道が直隸省に食い込んでいる点も挙げている。ここで指摘する路線は、日本が1918年9月に国民政府との間で借款契約を交わした「滿蒙四線」の内、洮南-熱河間、洮南-熱河間の一地点から海港に至る線であると思われる。
- 78 1920年2月27日、内田外務大臣、在英国珍田大使宛電報第78号、『外交文書』9-2下、194-195頁。米国に対しては同日、在英国幣原大臣宛電報92号、『外交文書』9-2下、201-202頁。
- 79 1920年3月17日、在英国珍田大使、内田外務大臣宛電報、『外交文書』9-2下、234-235頁。
- 80 中谷「勢力圏外交秩序の溶解」、146頁。
- 81 ラモント井上第三回会見録（1920年3月10日、井上日本銀行総裁、内田外務大臣宛〔手交〕、『外交文書』9-2下、222-223頁）。
- 82 ラモント井上第四回会見録（同上、225頁）；1920年3月17日、在英国珍田大使、内田外務大臣宛電報、『外交文書』9-2下、234-235頁。
- 83 1920年3月17日、在米幣原大使、内田外務大臣宛電報、『外交文書』9-2下、234頁；1920年3月21日、在英国珍田大使、内田外務大臣宛電報、『外交文書』9-2下、240頁。
- 84 原奎一郎編『原敬日記 第五卷首相時代』福村出版、1965年、226頁。
- 85 1920年3月30日、内田外務大臣、在米幣原大使宛電報別電第150号、『外交文書』9-2下、246頁。ただし、この二鉄道に二点の希望をつけている。希望事項は以下の通り。1. 新借款団に於て他日洮熱鉄道を北方に延長し東支鉄道線に接続させる場合は予め日本政府の同意を得ること。2. もし新借款団団体に於て両鉄道への出資を希望しない時は日本団体に於て他団体と協議の上単独で実行し得ること、その際には米国側に援助を求める（イギリス政府に解決を援助してもらう）（1920年3月30日、内田外務大臣、在英国幣原大使宛別電第155号、『外交文書』9-2下、253頁）、引用中カッコ内はイギリスに対する要求。
- 86 1920年5月11日、「米銀行団代表者ヨリ日本銀行団代表者宛書翰（訳文）」『日外主』上、512頁。
- 87 明石岩雄『日中戦争についての歴史的考察』思文閣出版、2007年、60頁。
- 88 同上、56頁。
- 89 Earl Curzon to Mr. Alston, Nov. 20, 1919, Kenneth Boume and D. Cameron Watt eds., *British Documents on Foreign Affairs, Part II, series E, Volume 2 Japan, May 1915-December 1919*, Bethesda, Md: University Publication of America, 1991, p. 341.
- 90 Ibid, p. 341.
- 91 中谷「勢力圏外交秩序の溶解」、133頁。
- 92 鈴木仁麗「満洲国建国期の対東部内モンゴル政策-関東軍による政策決定過程とその初期理念」

- 『東洋学報』87-3、2005年、383-411頁。
- 93 1920年6月15日、参謀本部第二部「新借款団成立ト帝国ノ対策」、外務省記録1-7-1「対支新借款団関係第七卷分割1」。
- 94 1921年5月13日、閣議決定、『日外主』上、523頁。
- 95 服部『東アジア国際関係の変動と日本外交』、150-153頁。東部内モンゴルを通る鉄道の敷設問題については、塚瀬進『中国近代東北経済史研究 鉄道敷設と中国東北経済の変化』東方書店、1993年、第6章、芳井研一「満蒙」問題の現出と洮索・索温沿線の社会変容『環日本海研究年報』14、2007年、78-103頁などがある。
- 96 初瀬龍平「国際関係理論の転換」馬場伸也編『講座政治学V 国際関係』三嶺書房、1988年、313-359頁。
- 97 酒井哲哉『近代日本の国際秩序論』岩波書店、2007年、6頁。
- 98 山本有造『満洲国 経済史研究』名古屋大学出版会、2003年、10頁。
- 99 ピーター・ドウス「日本/西欧列強/中国の半植民地化」大江志乃夫ほか編『近代日本と植民地2』岩波書店、1992年、76頁。
- 100 山本『満洲国 経済史研究』、14-15頁。
- 101 山室信一「植民帝国・日本の構成と満洲国—統治様式の遷移と統治人材の周流—」ピーター・ドウスほか編『帝国という幻想 「大東亜共栄圏」の思想と現実』青木書店、1998年、155-202頁。
- 102 鈴木仁麗「興安局の創設と満洲国のモンゴル統治」『明大アジア史論集』13、2009年、233-254頁。
- 103 民族協和観念について、山室は「三民主義のうちの民族主義や民族自決主義に対抗的に形成されたという側面をもち、これにより反日・排日の根幹となっている民族意識を暗消せしめる意図がこめられていることは論をまたない」（山室信一『キメラ—満洲国の肖像』中央公論社、1993年、131頁）と述べている。民族協和は、当時の世界的潮流であった民族自決主義や中国の五族共和から影響を受けて創り出された観念であると考えられる。
- 104 鈴木「興安局の創設と満洲国のモンゴル統治」、239頁。
- 105 呂作新『民族協和の満洲国』満洲国協和会中央本部、1939年、63頁。
- 106 この点の国連派遣のリットン調査団に対するアピールが必ずしも成功しなかったことなどは、鈴木「内モンゴルと近代日本」に詳述した。

満洲国統治における「日本臣民」という存在

—戸籍問題からみる「民族協和」の実相—

遠藤正敬

I はじめに

国家はその領域において一定の「国民」(nation)の資格を公定し、これに則して随意に「国民」を創成していくのが常とされてきた。近代の西欧国家は対外的侵出による領土拡張の結果として「帝国」を築いていくが、その過程で植民地の在来民族を宗主国民族に同化していくことで「国民」として抱合していった。多元的な民族に対する同化の論理は「帝国」における支配権力関係が作用し、おのずと宗主国の利害に照応したものとなる。

1931年9月18日、中国の東三省(遼寧省・吉林省・黒竜江省)いわゆる満洲において関東軍は石原莞爾、板垣征四郎らの策謀により「満洲事変」を引き起こしてこれを武力で占領するや、1932年3月1日に「3千万民衆」の民族自決による独立国家として「満洲国」(以下、「」は省略する)を発足させた。満洲国統治において日本による「国民」創成の方針はいかなる展開をみせたのか。それをさぐる鍵として本稿で焦点を当てようとするのが、在満日本人のアイデンティティと戸籍をめぐる問題である。

国家が何らかの形で領土内にある人民を公定の「国民」の基準に則して登録することは一般的な業務であり、また国家の管理統制という権力行為の範囲に属するものである¹⁾。すなわち国民登録は国家が国民に対して社会保障・就学・選挙などの公民権を保障し、便益を供与するための資料として要請される一方、徴兵・徴税に象徴される国民的義務を賦課し、国策へ動員していく上で不可欠となる。

日本における国民登録簿であり、「日本人」の公証史料とされてきたのが他でもない戸籍である。日本は1894年の台湾割譲を端緒に朝鮮・南樺太と植民地を拡大していくが、「大日本帝国」においては血統主義の原理

を中枢とする戸籍を地域別に設定することにより、「帝国臣民」の枠内で日本人と朝鮮人、台湾人は区別された。すなわち対外的には「日本国籍」を有する「帝国臣民」として包摂しながら、対内的には生来の日本人でない者を差別するという統治方針を可能としたのである。

かかる日本の植民地統治の方針は満洲国においても実践されたのであろうか。けだし、満洲国の構成員は日本人／非日本人という従来の帝国統治における対立軸のみでは画し得ない多元性を備えていた点で、満洲国統治は日本にとって未曾有の経験となったのである。満洲国における日本人の人口は建国時こそ約15万人ほどであったが、建国以降、国策によってかつてない規模で移民が送り込まれ、終戦時には130万人を超えるに至っていた。日本人は満洲国で指導民族として位置づけられたものの、「民族協和」という建国の国是に則すれば、満洲国を構成する一つの民族として指定されることになった。

満洲国における日本人以外の民族は、主としてA—朝鮮人、B—漢族・モンゴル人・満洲族、C—白系ロシア人、D—中国人労働者（「苦力」）というようにカテゴリー化される。Aは「大日本帝国」においては「帝国臣民」として一括されるも生来の日本人（内地人）と峻別され、「二等公民」の扱いであった。だが、満洲国にあつては朝鮮人も建国の民族主体として日本人と並び立つものとされる。Bは当該地域における在来の住民であり、日本では「満洲人」とも総称されていた。なかんずく、漢族は満洲国人口の約90%を占める最大民族であった。そして、満洲国において主要な「外国人」として扱われたのはCとDであった。ハルピンに集住していたCは大半がソビエト政府に反旗を翻して亡命してきた政治難民であり、事実上の無国籍者であった³。主に中国の華北地域から流入してくるDは、満洲国を中華民国からの“独立国”として呼号するならば、少なくとも建国後に入満してきた者は「外国」からの移民として扱うべき存在となる。だが、民族的な出自からいえば「苦力」は上記の「満洲人」と同根である。さらに、少数ながら台湾人も漢族の範疇に含まれる。これらの他にムスリムやユダヤ人なども在住していた。かかる満洲国を独立の主権国家として演出すべく日満の統治者は「国民」の造成をどのように考えたのか。

社会学者のマッキーバー（Robert Morrison MacIver）によれば、国民意識は、特定の時代社会にあるという歴史的条件下で、国家の統一のなかで発現される共同体意識である。かかる国民意識は様々なエゴイズムか

ら生じた矜持や虚栄心などよりも明確で強力で主導的なものであり、だからこそ人々は国民の名によって覚醒し、国家に対する献身や犠牲や崇拜の意識が深く沸き起こるのである⁴。

しかし、上述のように人種の区分が複雑であるのみならず、エスニックな種別とは別次元の多様な対立軸が交錯するという社会的亀裂を与件としていた満洲国において「国民」たる一体意識をいかに醸成していくべきか、そのなかで「日本人」のアイデンティティをいかに位置づけるかは重要な課題となった。そして満洲国における多元的な民族を統合していくためには、まず諸民族について人口・居住地・原籍・身分関係といった基礎的情報を把握するのが肝心となる。従って、満洲国において戸籍法を制定すべしという要請は、一方で満洲国における国民登録法としての戸籍、他方で「日本臣民」たる帰属の証明としての戸籍という二つの方向から現れてくる。

以上のような問題意識に立ち、本稿では、満洲国における戸籍法をめぐる政策論の帰趨と「日本人」のアイデンティティをめぐる議論の展開を検討することにより、日本の帝国支配を貫いていた原理を描出してみたい。

II 満洲国における戸籍法の模索

1932年3月1日、満洲国政府の名で建国宣言が発せられた。日本政府は満洲国政府との間で1932年9月に日満議定書を締結し、同国を独立国家として“承認”した。

近代国家において個人は国籍（nationality）を通じて国家と観念的かつ法制的に結合する国家構成員、すなわち「国民」たる地位を得るものとされてきた。「国民」の資格を法律上に規定するものが国籍法である。満洲国では建国草創期より「満洲国国籍」の創設が模索された。「満洲国国民」という身分を法制上に「国籍」として具現化することで満洲国の主権国家たる形式を明示し、近代的法治国家としての評価を対外的に獲得するためであった。

かくして1932年から1936年にかけて関東軍特務部、満洲国政府、南満洲鉄道（満鉄）経済調査会等によって満洲国国籍法案が立案されていった。各国籍法案では、満洲国の国家建設のために日本から官民を通じて広く人材を登用すべきとの考えから、日本人には日本国籍を保持させたまま

日満二重国籍として扱う方針が大半であった。

だが、立案において苦慮されたのが国籍法の核となる国籍取得の原則についてであった。一般に国籍法においては、出生時に国籍を取得する原則として、親の国籍を子が継承する血統主義と、出生した地域の管轄国の国籍を取得する出生地主義の二通りがある。満洲国を移民主体の多元的国家として運営していく長期的視野に立てば、移民の二世以降の国籍取得を保障する出生地主義の採用が不可避となる。一方、日本人移民の利害関係を優先すれば、日本国籍法と同じ血統主義を採用するのが望ましい。いずれを選択するかについて立案過程では結論に至らなかった。さらに朝鮮人、「苦力」、白系ロシア人の国籍をどう取扱うかは、日本の朝鮮統治や満洲国建国における「民族協和」との整合性、ソ連をめぐる国際環境といった要因が絡んで難問となり、容易に立法化は実現しなかった⁵。

国際法学者・大平善悟が1932年9月に満洲国司法部及び國務院法制局に提出した「満洲国国籍法草案」においては「満洲国ノ住民ノ範圍極メテ不明ナリ。第一ニ満洲国ノ国境確定セサル今日ナリ。是レハ結局国家ノ最高政策ニヨリテ、最後ニ確定スヘキモノニシテ、又戸籍法ヲ施行セサル限り、本問題ノ解決ハ困難ナルヘシ⁶」（傍点、筆者）と述べられていた。すなわち、満洲国を独立国家として完成させるべき「最高政策」となる国籍法制定にとって不可欠の関連法として、戸籍法の制定を必須とみていたのである。

もっとも、満洲国において戸籍制度は草創期から「匪賊」対策という治安的要請から緊要とされた。満洲国内に割拠していた抗日武装組織は日本から「匪賊」と包括的に呼称されていたが、抗日反満を掲げる「政治匪」や中国共産党の指揮下にある「共匪」など一様ではなかった。共産主義運動の浸透に注意を払っていた満洲国ではとりわけ「共匪」の弾圧に注力した。また、満洲事変勃発によりソ連と日本の緊張関係は高まり、日本陸軍では対ソ脅威論が強く主張されるに至っていた⁷。コミンテルンは1932年2月のモスクワ会議で満洲事変後の対満方針として、革命思想の基盤形成を企図した反日民族統一戦線の結成を決議し、これが同年秋の執行委員会第12次全会において採択された。1933年1月及び1934年2月にこの指令を接受した中国共産党は満洲における反日民族統一戦線の結成を実現に移していった⁸。

「日満共同防衛」の精神に則して「匪賊」の徹底的な掃討を必要とみた

関東軍では1933年5月の「塘沽停戦協定」締結以後、華北を国民党支配から切り離して防共・緩衝地帯とする「華北分離工作」に着手していった。満洲国における治安政策を管掌する民政部警務司では、「匪賊」の跳梁を許して満洲国に治安不良をもたらした一つの素因として、治安肅正工作の中樞となるべき戸籍法の不在を挙げていた。民衆のなかに潜伏して思想工作を行う「匪賊」を警察や憲兵が摘発する手段として戸籍の利用が念頭に置かれていたのである。そこで戸籍に代替する手段として民政部警務司では1933年より指紋制度の調査研究が着手された。「我が国は複合民族国家であると共に民籍なく、然も年々五、六十万の労働者が北支方面より入国する関係上、治安方面からも亦国策遂行上からも国民全部の指紋を蒐集するを必要とするが、これを実施するとすれば果して技術的及び事務的に見て可能なりや⁹⁾」(傍点、筆者)という問題点が研究され、満洲国の国民証明の一策として国民指紋法の実施が有効と考えられていた。中国共産党の権勢下で「匪賊」の抗日運動が活発化していた「北支」から来満する労働者については、多くが短期型の季節労働者であるにせよ、陸軍などにおいて主流をしめていた防共論の観点からその統制は指紋を利用してまで嚴重が期されたのである。

奇異なことに、満洲国国籍法が未制定であるにもかかわらず、日滿の行政実務では「満洲国国籍」なる文言が使用されていた。国籍の有無が決定的意味をもつ出入国管理について、日本内地の行政では、満洲国内に「本籍」を有する者を「満洲国国籍」として認定していた。また、満洲国の行政では一定期間満洲国内に居住している事実を以て「国民」の判定基準とすることが慣例となっていた。満洲国で出入国管理の主たる対象とされ、入国証の発給が義務づけられていたのは、毎年50～60万人に及ぶ入国数があった「苦力」であった¹⁰⁾。関東軍や満洲国政府では「苦力」の導入とともにその規制を考量せねばならなかったのは、「苦力」の中国共産党との関係を危惧したからである。

「苦力」が従業員の大半であった撫順炭鉱を擁する奉天省では、指紋法が戸籍法の穴を埋める便法となり、「苦力」のなかに潜伏する匪賊の摘発にも効果あるものと期待して満洲建国直後より立案に着手した。1933年3月、奉天省公署は「奉天省互保身分登記法案¹¹⁾」を作成しているが、その「制定趣意書」をみると、本法は「満洲国の領土内に居住し満洲国主権の支配を受くる国民に対し指紋法が持つ個人識別の特性を援用し其身分を

登記せしめ戸籍法に代わる法律たらしむると共に国籍法制定の際に於ける根拠法規たらしめんとするもの」とされていた。すなわち指紋制度は「満洲国民たる実証を挙ぐる方法」であるのみならず、「国民に対し戸籍なる観念を与ふる適切な方法」として重視されていた¹²。これより、満洲国において戸籍法および国籍法は外事・治安上の有用性を見込まれていたのが窺知できよう。

帰順した「匪賊」の保護指導は「真の建国理念を訓へ、誤られたる国家・社会観念を是正せしめて、之を善良なる国民に誘導する事は、又王道国家満洲国が持つ使命の一端でもある¹³」との見識から重視されていたが、ここでも指紋が利用された。1933年6月に満洲国における治安維持政策の立案審議機関として設立された「中央治安維持会」では、「帰順匪」取扱の統一方針として1937年2月28日に「帰順匪賊処理要綱」が制定された。ここでは、「匪賊ニ対テハ徹底的討伐竝検挙ニ依リ絶滅ヲ図ルノ方針ヲ執リ誘導的帰順工作ハ絶対ニ之ヲ行ハザルモノトス」との強硬な方針の下、帰順者に対して県公署及警察庁は「入墨ヲ施シ且ツ指紋及写真ヲ取りタル後」に「帰順者原簿」に登録して「帰順者認許証」を交付し、適当な正業に就かせて再匪化を防止するか、又は本国に帰還させて再び入満させぬように定めていた¹⁴。

華北分離工作を進める関東軍は、さらに1935年6月に「梅津・何応欽協定」によって河北省の国民党勢力を撤退させた。日本の北支攻略の意図が表面化したことで、中国共産党は1935年8月1日に中国全土に祖国を守るべく「抗日救国統一戦線」を提唱する「8.1宣言」を発した。かくて中国共産党の対満方針として明確に主張された反満抗日民族運動がさらなる拡大をみせていくのに対し、満洲国では1935年度より日満軍警共同で「匪賊」に対する治安肅正工作を実施していった。満洲国における「匪賊」の根拠地区と指定された東辺道の通化、輯安、臨江など9県では1936年10月より満洲国軍政部の指導の下で大規模な治安肅正工作が開始された。ここでは「匪民分離工作」として、住民に指紋を添付した住民証・通行証・購買許可証を交付して「匪賊」の潜伏を防止することが実施された¹⁵。

指紋制度は中国人に対する労働統制政策においても要望された。1933年9月、全満労働統制の協議機関として関東軍特務部において「労働統制委員会」が設置され、1934年1月9日に陸軍、関東軍、満洲国、日本大使館、関東庁、朝鮮総督府、満鉄といった日満の軍官民関係者が参集し、小磯国

昭関東軍特務部長を委員長として第一回労働統制委員会が開催された。ここで重要案件とされたのが、中国人労働者「苦力」に対する質的選別と量的制限である。満洲国の民族別就業状況をみると工場・鉱山などで雇用される労働者の90%以上が中国人であり、その70%が山東・河北両省に本籍を有するものであった¹⁶。

審議においては「苦力」に関連して「帰順匪」の取扱いに議論が及び、長尾吉五郎民政部警務司長は「不良のものは費用を出して山東へ送る方が、国内に置いて保護し教育するよりも安い」として強制退去させる方針を述べ、さらに具体策として「指紋を全満的に行ふ必要を感じて居る¹⁷」と回答していた。同委員会において審議決定された「外国労働者取締規則」（康徳2年関東局令第5号及民政部令第1号）は1935年3月15日に施行された。同規則第3条により「外国労働者」は写真を貼付した身分証明書を常時携帯することを義務付けられた。ここにいう「外国労働者」なる文言は中国人を指称するものであるが、それを明文化することは差し控えたものである。すなわち、第二回委員会の打合（1934年3月12日）において「支那人労働者と謂ふ言葉を明確に用ひないで、外国人労働者として之を活用する方よかろう¹⁸」との提言を受入れた結果であった。満洲国の法令において中国人を重点的に排除するような法文は、「五族協和」の国是に背馳するものとなり、中国人の民族自決による独立国家という建国の大義名分を遜色させる危惧があったのである。

また満洲国ではそもそも気候や需給関係を原因として季節的に繁閑を来たす産業が多いという条件も労働力移動を頻繁なものとしていた¹⁹。そこで満洲国政府により1937年1月に労務統制機関として設立された「満洲劳工協会」は、指紋登録により労働者の国内移動や不正入国を防止するとともに、思想犯を含む犯罪行為の摘発検挙に供して治安対策の確立に努めるものであった²⁰。次いで1938年12月1日に公布された労働統制法（康徳5年勅令第268号）さらに労働統制法施行規則（康徳6年民生部令第2号・治安部令第3号）に基づき、満洲国内の労働者は劳工協会から労働票の発給を受けることが義務付けられたが、その際に十指指紋と写真を登録する定めとなった。如上のような指紋事務の拡張に伴い、警察指紋と労働者指紋を統合管理する指紋管理局が1939年1月16日、治安部外局として設置をみた。1939年・40年に満洲事変以前より「匪賊」の拠点となっていた東南地区（吉林・通化・間島・牡丹江各省）を中心に実施された治安肅正

工作においては指紋管理局は指紋遊動班を編成派遣し、一指指紋を押捺させた居住証明書の発給により「匪・民識別」を図った²¹。こうした指紋登録は警察目的による権力関係が色濃いものである以上、人権思想への背馳となりうる管理技法であるが、日本人ではなく中国人を射程に置いていたがゆえに積極的に遂行されたのは明らかである。

III 「日本臣民」の開拓移民推進と戸籍

日本の国内政治においては1936年2月に陸軍を中心に実行された2・26事件を契機として軍部による政治主導が強硬なものとなった。同事件を取扱ったことで主導権を手中にした陸軍統制派の後押しで1936年3月に広田弘毅内閣が発足した。陸軍は日満不可分関係の拡充強化を第一義とする対満国策の確立を要望していた²²が、これに沿って広田内閣が同年8月25日に「十大国策」の一つとして閣議決定したのが、「二十箇年百万戸五百万人」の満洲開拓民計画であった。閣議決定を受けて、日本人の満洲移住のための助成機関として1937年8月、日本政府・満洲国政府・満鉄・三井・三菱・住友等の出資により「満洲拓殖公社」が新京に設立された（※注番号のチェックをお願いいたします）。さらに1937年12月、16～19歳の日本人男子を対象とした「満蒙開拓青少年義勇軍」が創設され、翌1938年より実施された。朝鮮人についても満洲国への開拓移民を送出すべく1936年9月、京城に「鮮満拓殖会社」が設立された。

かくて開拓移民政策が重大国策として本格的に実施に移され、日本人・朝鮮人の満洲移住人口はともに累年うなぎのぼりの増加を示していった（表2-1）。その一方、日本人・朝鮮人は満洲国において領事裁判権が認められ、同国の警察権や課税権に服しないといたった治外法権の存続が満洲国の独立国家たる外貌を損なうものと懸念されていた。

日本政府は日満議定書によって、日本が中国に対して承認させた治外法権は満洲国建国後も日本が継承することを規定したが、上記のような理由から治外法権の撤廃について前向きに検討を進め、1935年8月5日にこれを漸進的に実施することを公式に決定した。そして1936年6月10日の「満洲国ニ於ケル日本国臣民ノ居住及満洲国ノ課税等ニ関スル日本国満洲国間条約」に続き、1937年11月5日に日満間で締結された「満洲国ニ於ケル帝国ノ治外法権ノ撤廃及南満州鉄道附屬地行政権ノ委譲ニ関スル条

表2-1 満洲国在住内地人・朝鮮人人口の推移（1932～1943年、数字は年度末）

単位：人

	総人口	内地人	朝鮮人
1932	29,968,837	(116,589) ※	(27,956) ※
1933	31,234,032	178,680	579,884
1934	33,135,296	241,804	690,716
1935	34,702,319	318,770	774,627
1936	35,870,573	392,742	894,744
1937	36,949,972	418,300	931,620
1938	38,623,640	522,189	1,056,308
1939	39,454,026	642,356	1,162,127
1940	41,660,672	862,245	1,345,212
1941	43,188,000	1,017,000	1,465,000
1942	44,462,000	1,097,000	1,541,000
1943	45,323,000	1,148,000	1,634,000

※満鉄附属地のみ

出典：1932～1940年は石原巖「満洲国将来人口の予想」『調査』第1巻第3号、1941年12月、7頁より、1941～1943年は大蔵省管理局『日本人の海外活動に関する歴史的調査・通巻第22冊 満洲編 第一分冊』大蔵省管理局、1949年、210頁より。

約」により、満洲国にある「日本臣民」は同国の課税権および裁判管轄権に服すべきことが定められた。しかるに同附属協定の了解事項において、在満「日本臣民」の身分に関する事項の処理については、満洲国法院は日本の法令に準拠すべきものとされ、原則として日本人司法職員が担当することとされた。さらに日本政府においては1937年6月18日、「満洲国に於ける帝国の治外法権の撤廃及南満州鉄道附属地行政権の調整乃至委譲に関する実行方針の件」が閣議決定され、これにより兵役・宗教・教育という行政分野については日本の治外法権撤廃にあたって留保が付された²³。いずれも「帝国臣民」という帰属意識の根幹に関わるものであることはいうまでもない。

加えて、日本側の掌中に存置されたのが戸籍行政である。戸籍は兵役と不可分の関係にあり、1937年7月からの日中戦争の全面化により、日本では兵員確保が喫緊の要請となった。そしてなにより戸籍は血統を以て個人の家への帰属を公示することで「帝国臣民」の身分証明を担うものである以上、日本人の戸籍に関する行政は日本人の手で処理することが肝要と

されたのである。1937年12月1日、植田謙吉在満特命全権大使と張景惠満洲国國務總理の間で交換公文を以て、在満日本人の戸籍事務・兵事業務は、大使館配下の警察官署に配置された兵事員及び兵事掛が専従するものとなった²⁴。この兵事員に任じられるのは原則として満洲国警務機関に所属する日本人警察官であった²⁵。

さらに日満両政府は戸籍政策におけるもうひとつの課題として在満朝鮮人における大量の「無籍者」への対策に迫られていた。日本は植民地のうち唯一、朝鮮には国籍法を施行せず、朝鮮人に対する属人的管轄権を保持するために朝鮮人の日本国籍離脱を抑止していた²⁶。よってここでいう在満朝鮮人の「無籍」とは朝鮮戸籍令（1922年総督府令第154号）に基づき制定された朝鮮戸籍-朝鮮人は日本戸籍法の適用を受けない-への未登録を意味する。ただし、在満無籍朝鮮人を朝鮮戸籍の管理網に絡め捕って「日本人」という極印を押すことは、「無籍朝鮮人をして至急就籍せしめ治外法権撤廃後と雖朝鮮人をして満洲国に於て完全に私権を享有せしめたい²⁷」という如く、「皇国臣民」としての統合というイデオロギー的観点よりも、日本の権益維持という実利的観点から要請された面が強かった。

1909年に日清間で締結された「間島協約」に基づき、間島に在住する朝鮮人は当地での土地商租権を認められていた。こうした朝鮮人の既得権は満洲国における「日本人」の権益を開拓・拡張していく基盤として利用価値があったので、朝鮮人の日本国籍離脱を封じる必要があった²⁸。だが、満洲国における日本の治外法権が撤廃されるとなれば、「日本臣民」は満洲国の「国民」としての権利を全面的に保障されることになる。そこで、権利主体となるべき朝鮮人を戸籍によって画定する必要が増大したのである。

日本の治外法権撤廃に際して朝鮮総督府法務局は「満洲国に在住する朝鮮人は無慮百万と称せられるが其の大部分は無籍であつて国籍の立証が困難なる為満洲国に於て或は土地商租権の登記を拒否せられ或は治外法権を撤廃せられたる暁に於ては土地に関する権利は終に之を享有し得ざるに至るやも計り難い²⁹」（傍点、筆者）との判断から、在満無籍朝鮮人について就籍手続の簡易化による解決を検討し、1935年5月11日に朝鮮地方官による無籍証明の発行を全部無料化し、就籍の裁判を極力簡易なものとする対策の実施に踏み切った。加えて無籍者に対する講習会を開催したり、各裁判所に通牒を発して容易に就籍許可の裁判をさせるなどの措置を実施

した。

さらに朝鮮総督府は治外法権撤廃後も依然として在満無籍朝鮮人が多数にのぼる実情から、「若シ満洲国側ニ於テ就籍者ノミヲ朝鮮人ト認ムル方針ニ出ヅルトキハ多数ノ朝鮮人ハ不安ノ念ヲ抱クニ至ルベキヲ以テ朝鮮人ナリヤ否ヤニ付テハ形式的就籍ノ有無ノミニ依ラズ實質的ニ調査セラルル方針ヲ採ル様満洲国側ニ交渉セラレンコトヲ望ム³⁰」（傍点、筆者）と中央政府に伝えていた。このように満洲国において実施された無籍朝鮮人対策の根底には現実主義が色濃く観察され、在満朝鮮人の認証においては形式的な戸籍の有無に依拠すべきでないという政策的配慮には日本政府における便宜主義を看取せざるを得ないのである。

IV 満洲国民籍制度の成立

統治者にとって国民たる自覚の高低が至極重要となるのは国家の危急存亡に際してである。逆にいえば、そのような状況において対外的危機感を扇動することは、国民意識を国家の望ましい方向へ操作する手段となる³¹。1938年7月、満洲国東南端の張鼓峰において朝鮮軍とソ連軍が衝突し、満ソ国境紛争に発展するという張鼓峰事件が発生した。紛争終結後の同年12月、関東軍参謀部は「本事件ノ満洲国内諸民族人心ニ及ボシタル影響」について陸軍中央に報告していた。ここでは「国家的意識ノ下ニ団結結束スル迫力ノ乏シキハ明カニ看取シ得ラレ一朝有事ノ際真ニ東亜平和ノ大事業ニ身命ヲ賭シテ邁進シ得ルハ唯単ニ日本民族ノミ³²」であると観察し、満洲国内の諸民族における国家意識の希薄さを憂慮していた。このように満洲国を取り巻く国際的緊張がいつそう高まったことで、満洲国における「国民」の育成が焦眉の急と認識されたのである。

愛国心の発揚は兵役にとっての至上命令である。満洲国軍は建国以来、志願兵制をとっていた。だが、1939年5月からソ連との国境で発生したノモンハン事件で日本軍が敗北したことにより対ソ国防強化の要請がいつそう切迫したことで徴兵制の整備が促され、1940年4月11日に国兵法（康德7年勅令第71号）として公布（同年4月15日施行）をみた。ここで肝要となるのは、国兵法の適用対象となる「帝国人民タル男子」（第1条）の具体的範囲であるが、満洲国政府では1940年の壮丁検査開始前に「仮民籍簿」を作成し、これに編入された者を「帝国人民」と認定して徴集事

務を行うという計画であった³³。

無論、国民登録としての民籍制度の必要性は軍事的要因にとどまるものではなかった。1939年9月30日より満洲国協和会の第6次全国連合協議会が開催された。全国連合協議会は協和会における最高決議機関として年に一度開催され、ここでの決議が満洲国政府に承認されれば法制化されることとなっていた。協議会の第8日（10月7日）に「国籍及民籍法定ニ関スル件」が奉天・間島・錦州・安東・興安東・濱江・熱河・三江の各省の連合協議会（各省協和会の代表会議）より議案として上程された。ことに間島省代表による意見では、満洲国でも速やかに国籍法及び民籍法を制定して「暫行戸口届出ヲ以テ直チニ入籍手續ニ轉換シ」「満洲国住民ハ一律ニ民籍ニ登録シ外国籍ニアル者モ之ヲ満洲国籍ニ転入セシメ」といった立法政策を提案していた。すなわち、従前からの戸口届出を基準資料として満洲国の住民を民籍に登録することで「国民」として統合を図るべきというものであった。その理由については以下の如く表明されていた。

未ダ国籍法ノ制定ナキ為メ我等4千万民衆ハ国民トシテノ資格ヲ立証スルノミナラズ 又新興国民トシテノ矜持ヲ傷ツクモノナリ、而シテ満洲帝国ハ民族複合セルタメ往々ニシテ民族意識ノ対立ヲ招来スルノ虞レナシトセズ、コレヲシテ帝国々民トシテノ同一意識ヲ把握セシ以テ忠良ナル国民トシテ建国ノ使命ニ邁進セシムルニハ各民族ヲ一律ニ包含スベキ法ノ制定ヲ急速ニ実現スルコト肝要ナリ。是レ真ニ民族協和ノ理想ヲ顕現シ又協和治政ノ実績ヲ招来スル所ナリト信ズ³⁴（傍点、筆者）。

すなわち、満洲国の国籍法が未制定である現状においては多元的民族を単一の身分登録法のなかに包摂することによって「帝国々民トシテノ同一意識」を涵養すべきであるという提言であった。これに対し、菅原達郎司法部民事司長は「取り敢へズ簡略ニシテ弾力性ニ富ム暫行民籍法ヲ制定シ現下ノ要望ニ応フルト共ニ之ヲ以テ民籍制度確立ノ先駆タラシメントスル意図ノ下ニ目下法案ノ具体化ニ努力シ居リ」（傍点、筆者）として1940年度中に「暫行民籍法」を制定すると約束していた³⁵。

かくて「暫行民籍法」が1940年8月1日に勅令第197号として公布された。これにより地方警察機関が主として取扱ってきた満洲国住民の身分

登録が国家事業として体系化されることとなった。民籍法の適用対象について満洲国政府の公式見解は「慣習法タル国籍法ハ、満洲国ノ人民トハ国内ニ生活ノ本拠ヲ有スル日鮮漢滿蒙ノ建国ノ聖業参加ノ民族デアルトノ回答ヲ与ヘル（傍点、筆者）」³⁶としていた。ここで「慣習法タル国籍法」というのは、国内に「生活ノ本拠」を有する「日鮮漢滿蒙」すなわち「五族」を「満洲国人民」とするという「国民」の定義を指している。これは、居住地主義（＝属地主義）と出自主義（＝属人主義）を抱かせたもので、1932年3月1日に発布された「満洲国建国宣言」第5段において、「原有ノ漢族、満族、蒙族及日本、朝鮮ノ各族ヲ除クノ外、即チ其他ノ国人ニシテ長久ニ居住ヲ願フ者モ亦平等ノ待遇ヲ享クルコトヲ得」³⁷と闡明された「国民」概念を踏襲したものであった。

だが、「日鮮漢滿蒙」と一口にいうものの、仔細にみれば20余りの種族に分別され³⁸、家族に関する観念や慣習も種族によって多様であった。かかる住民の多極化に鑑みれば、血統に重きを置く日本の戸籍と同様な身分登録制度を施行することは諸民族の慣習の相違からみて不適合であるとの判断から、「生活ノ本拠」という地縁を基軸として「五族」を包括する統一的身分法の制定が社会的亀裂の表面化を抑え、各民族を「満洲国人民」たる意識の下に統合していく有効な方途として考えられたのである。

「五族」には含まれない白系ロシア人も民籍に登録されることとなったが、白系ロシア人には反ソ反革命という政治運動に関与する者が少なくなく、その法的地位の扱いは対ソ関係に影響するものであった。よって、民籍への登録を以て「満洲国国籍」とみなすことは留保が付され、「準外国人」という玉虫色の扱いであった³⁹。

暫行民籍法の施行される1940年10月1日、満洲国では国内の現在人口を民族別・性別・職業別・年齢別等によつて的確に把握して民籍編製の根本資料とすべく、全国一斉の「臨時国勢調査」が実施された。この結果、表2-2のように4300万人あまりの人口が確認されたが、漢族が圧倒的に大部を占め、日本人との差が歴然たるものであることがあらためて明らかになった。

民籍簿の記載事項は、戸長及び戸員の氏名、本籍（籍貫）、住所、出生地、出生年月日、戸長と戸員の続柄などに加え、種族や来満年月日という移民国家ならではの事項があったのが戸籍と異なるところであった。この暫行民籍法の施行以降、満洲国の法制における「本籍」とは民籍の所在する場

表2-2 第一回臨時国勢調査（1940年10月1日）の結果

単位：人

内訳		人数	比率 (%)
満洲国総人口		43,202,880	100.0
満洲人	総数	40,858,473	94.6
	漢族	36,870,978	90.2
	満洲族	2,677,288	6.2
	モンゴル人	1,065,792	2.5
	回教族	194,473	0.5
日本人	総数	2,271,495	5.3
	内地人	819,614	1.9
	朝鮮人	1,450,384	3.4
	無国籍人	69,180	0.2
第三国人		3,732	0.0

出典：満洲国史編纂刊行会編『満洲国史 各論』満蒙同胞援護会、1971年、58頁より。

所と観念されるものとなった。

それでは、「日本臣民」が日本の戸籍法に基づいて従来から有していた本籍はいかなる取扱になったのか。「はじめに」でも触れたが、「大日本帝国」においては統一的な戸籍法は制定されず、日本人は戸籍法（1898年法律第12号）、朝鮮人は前述の朝鮮戸籍令、台湾人は戸口規則（1905年総督府令第93号）に基づき、それぞれ内地・朝鮮・台湾に本籍を設定すべきものとされていた。その上、原則として内地-朝鮮-台湾間における本籍の移動を認めていなかった。よって本籍がいずれに所在するかを基に戸籍が民族的帰属を示す排他的標識となり、「日本臣民」という対外的地位の枠内で「家」の帰属地域を根拠として日本人／朝鮮人／台湾人の区画が固定される法的構造が形成された。また、そもそも同一人が二個の家に属することはないため、本籍を二個有せざることは当然とされていた⁴⁰。

満洲国においてもかかる戸籍の原則は遵守すべきものとされ、「日本臣民」すなわち日本人・朝鮮人・台湾人に対しては、満洲国を「外国」であるとみなし、同国において新たに暫行民籍法に基づく本籍を創設させるものとする便法が採られた。満洲国司法部は1941年7月、「日本戸籍法ノ適用ヲ受クル日本人」に対して暫行民籍法および日本戸籍法におけるいずれの届出義務をも負担するものとする⁴¹と訓令した。これにより「日本臣民」はそれぞれ内地戸籍・朝鮮戸籍・台湾戸籍の適用を受ける上に、満洲国では民籍の適用も受けることとなり、日本と満洲国において二つの本籍を有

することが認められたのである。本法には民籍への登録によって「満洲国国籍」を取得したものとすると規定されていなかったため、日満二重国籍という問題を法的に惹起する懸念はなかった。

ただし、満洲国司法部参事官として民籍法立案の主導役を担っていた新関勝芳によれば、「日系に付ては、日、鮮、台を問はず完備した戸籍制度を有するのであり、更に二重に民籍を持つことは蛇足であり、無用な届出を要求する為に却つて届出人側に於ても、執務者側に於ても、混乱を来すのではないか」として、「日本臣民」を二重本籍とすることは行政執務を煩多なものとするという懸念が拭えなかった。だが、「民籍が国民の身分関係を公証する文書である以上、民族の如何を問はず総ての国民に適用せざるを得まい⁴²⁾」という如く、「民族協和」の国是に立脚して満洲国の国民意識を醸成していくという民籍法の本旨に則すれば、「日系」のみ民籍への登録を免除するという例外的取扱は容認しえぬ方針に帰したのである。逆にいえば、在満「日本臣民」の戸籍への緊縛は不動の前提とされていたわけである。

日中戦争が長期化に向かい、日本内地の成年男子が兵役により戦場に動員されて内地の農村労働力の減少が甚だしくなったことで、日中戦争勃発前の労働力過剰の状態を標準にしていた第一期開拓民送出計画の遂行は困難となった⁴³⁾。そこで日満両政府において満洲開拓移民政策に再検討を加えるべく1939年8月3日、平沼騏一郎首相を会長として「臨時満洲開拓民審議会」が設置された。ここでの決議に基づき1939年12月22日に閣議決定された「満洲開拓政策基本要領」において、満洲開拓政策は「日満両国の一体的重要国策として東亜新秩序建設の為の道義的新大陸政策の拠点を培養確立する」として、いつそう国策上の意義を強調して継続することが決定された。そして日本政府は1941年12月31日、「二十箇年百万戸」の満洲開拓移民計画を修正して「五箇年二十二万戸」を目標とする「満洲開拓第二期五カ年計画」を閣議決定した⁴⁴⁾。

いきおい在満日本人人口は表2-2のように着実に増加を続け、満洲国ではこれに対応して民籍事務の簡便化を図った。1942年12月23日、「満洲国ニ在住スル日本人ノ就籍ノ特例ニ関スル件」(康德9年勅令第254号)が公布され、内地戸籍・朝鮮戸籍・台湾戸籍の適用を受け、満洲国に在住している者は区法院の許可を要せずに街村長(街・村は県の下に置かれた行政単位)への届出により民籍への就籍を行い得るものとされた⁴⁴⁾。こう

した特例措置により、「日本臣民」の日満二重本籍という変則的状态は促進されるものとなった。

しかし、実際には、日本人に関する民籍事務にあたっては「日本ノ戸籍ト満洲ノ民籍ノ内容記載ガ身分上其ノ他ニ於テ全然相違スルコトハ許サレナイ⁴⁶」ものとされ、民籍の処理は日本の戸籍法に準拠したものの、すなわち戸籍における家族観念と符合すべきことが第一義とされたのである⁴⁷。「五族」の慣習を平等に尊重すべきであるという建前の下、日本人の戸籍の基幹をなす「家」の秩序は満洲国にあっても不可侵の扱いとされたのである。

V 在満日本人における「民族の純血」

日本の治外法権撤廃以降、政治・経済の両面において「日満一体化」「日満一如」が高唱されていった⁴⁸。この点について看過しえないのは、前述の「臨時満洲開拓民審議会」における議論である。開拓移民政策に関する議論が百出するなかで、開拓移民の促進にあたり満洲国における日本人の属性を那辺に帰すべきかという命題が遡上にのぼった。

第一回総会（1939年8月16日）では、深澤豊太郎（衆議院議員・立憲政友会）委員が日本政府に対し、「大和民族ノ純血性ヲ維持スル方針デア^ルカ、又維持シナイデ宜イ方針デア^ルカ」との質問を投じた。すなわち「大和民族ヲ満洲、朝鮮ハ勿論デア^リマスガ、其ノ他ノ民族ヲ混合セシメテ満洲国ヲ悠久ノ将来ニ民族的ニ建設スルト云フ大キナ考ヘ方デア^ラレマスカ、又日本民族トシテノ立場ヲ移民政策ノ上ニ於テモ取ラレルト云フ御考ヘ方デ取扱ツテ行カレマスカ⁴⁹」（傍点、筆者）という如く、開拓移民政策を継続する上で満洲国の指導民族として地歩を固めるべき「日本民族」＝「大和民族」のアイデンティティはどうあるべきかを問いただしていた。

続く特別委員会（1939年8月18日）では、この在満日本人における「民族ノ純血性」という問題をめぐって論議が噴出した。開拓移民政策の責任官庁である拓務省は、満洲国への移民送出にあたっては「其ノ純血ヲ保持シ、又日本人ノ特質ヲ永久ニ保持シテ満洲建国ノ大業ヲ翼賛スルト云フ形態デ進ムベキモノ⁵⁰」として、あくまで満洲国にある「日本人」としての属性を優位に置くべきであるとの底意を表白していた。

かかる議論のなかで在満日本人について他民族との「雑婚」を回避し、「民

族の純血」を保持する対策として加藤完治委員より提案されたのが、日本人女子の満洲国への送出である。日本国民高等学校（茨城県友部町）の初代校長を務めていた加藤は、1937年12月、日本政府に「満蒙開拓青少年義勇軍」の創設を建白し、1938年1月より開設された「満蒙開拓青少年義勇軍訓練所」の所長におさまっていた。その加藤から「コチラカラ日本ノ女性ヲ適当ナ方策ノ下ニ前以テ送込ミマシテ、サウシテ積極的に此ノ純血ヲ保持スルト云フコトガ必要デハナイカ⁵¹」との提言があった。田中武雄拓務次官はこれに賛意を示し、「開拓民ガ日本人トシテノ純血ヲ汚サナイヤウニ」当局の対策として、日本人女性の送出を積極的に行うべきこと⁵²を言明した。

前述の「満州開拓政策基本要領」では、「日本内地人開拓農民ヲ中核トシテ各種開拓民並ニ原住民等ノ調和ヲ図リ」日満関係の強化と「民族協和」の達成を期するものとされた⁵³、これより、満洲国において「純血」が守られるべき「日本人」とは「内地人」に他ならないことは明白である。そして、日満両国内に花嫁候補を訓練養成する「開拓女塾」が開設され、「民族の純血」の守り刀として「大陸の花嫁」の満洲送出が促進されていった⁵⁴。

この点で注意を引くのは、大山郁夫による国民意識の造成についての指摘である。大山によれば、nationにおける支配階級は共同意識の形成のために、異民族間で婚姻関係ができることにより「血族の混同が次第に増進して行くやうな事実を見れば、早晚必ずこの点を巧妙に粉飾して、その民族全体が共同祖先から繁殖して来た人間の一集団であるかのやうに取繕ふのである⁵⁵」。つまり異民族間の「混同」は国民としての一体性意識を粉飾する手段として支配者が好適に利用しうるものである。だが、満洲国においてはこうした「血族の混同」によるnationの擬製を創出する論理は援用されることがなかったのである。

それでは在満朝鮮人は「日本人」と「朝鮮人」のいずれに属性を置くべきものとなるのか。朝鮮では1938年より志願兵制が実施されていたが、1940年2月に南次郎朝鮮総督の下で創氏改名が開始され、総力戦体制への動員に向けて心身両面での「皇民化」が推進されていた。その一方、満洲国における朝鮮人に対しても「鮮満一如」が強調された。1941年5月16日に新京で開催された満洲国・朝鮮総督府の関係者による懇談会では在満朝鮮人の教育指導方針が議題となった。焦点は「満洲国に於いては彼

らを日本人として即ち『日系』として取扱ふべきであるか？或は日本人には相違ないが半島出身のものと云ふ意味に於いて別に『鮮系』として之を扱ふべきであるか？⁵⁶』という如く、朝鮮統治における「内鮮一体」と満洲国統治における「民族協和」という二つの根本方針をいかにして両立させるかにあった。同懇談会での結論は「内鮮一体」へと傾倒し、「教育方針は朝鮮及内地の如く皇国臣民練成を主眼とし満洲国を構成するする人民としての教養を持たしめること」等の八大項目が決定された⁵⁷。朝鮮人の「日本国籍」を強調して満洲国にあっても「皇国臣民」として善導することが主眼とされたのである。

「日満一体化」「日満一如」の官制スローガンが高唱されたものの、実際のところ、満洲国の国軍や学校で諸民族は一般に「日系」と「満系」とに区分されることがあった。1938年5月2日に新京に開校された建国大学では、学生の民族構成は漢族・満洲族・モンゴル人・日本人・朝鮮人・回教族・白系ロシア人の7民族からなっていた。このうち漢・満・蒙・回・ロの5民族は「満系」として包括され、「満洲国人」という帰属意識の刻印が図られた。一方、内地人、朝鮮人、台湾人は「日本国籍」という理由から「日系」に包括された⁵⁸。入学生を「満系」「日系」の二極に分化させることは、とりわけ漢族を主軸とする「中国人」という民族意識が覚醒されるのを成年前後の段階で抑止する目的に立つものであった。ゆえに「中国人」としての民族意識を発露する学生は「反満」であるとして抑圧の対象とされた⁵⁹。だが、かような分断的教育政策は中国人から「奴隷化教育」と受け止められ、沈潜していた民族意識をかえって覚醒させるという逆効果を生むこともあった⁶⁰。

さらに日満当局は満洲国における国家宗教をも日本化することで「日満一体不可分」を銘ずる国民観念を確立していこうと図った。1940年7月15日、満洲国皇帝溥儀は日本の「皇紀2600年」を慶祝し、帝宮内庭に天照大神を奉祀する建国神廟を創建し、「国本奠定詔書」を宣布した。これにより満洲国は「惟神の道」を国本と定め、「王道主義」を至上とする満洲国の建国理念は日本の国体に帰一すべきものであることを闡明したのである⁶¹。

まさに「日本人を含めた国民を満洲国民化すること」は、「国民たる各民族を皇化して、それによつてそれらを一丸となす⁶²」すなわち、諸民族が天皇へ帰依することで日満両国民の「一徳一心」が具現されるものと強

調査された。その裏面では、満洲国にあって内地人は「大和民族」として「民族の純血」の保持が要請されたのである。しからば「臣籍簿」としての意義を有する日本の戸籍を満洲国に移植し、そのなかに指導民族たる「大和民族」を多種多様な民族と混和して「満洲国人民」として包摂することは禁忌とされたものと考えられる。

VI 満洲国における民籍法の限界——国民証構想と寄留法

“高度国防国家”の建設に向けて満洲国では国兵法に続いて1942年11月18日に国民勤労奉公法（康徳9年勅令第218号）が公布され、兵役に就かない者には勤労奉仕が義務づけられた。しかしながら、満洲国において戦争動員体制を確立していくには、いかんせん国内人口動態の把握が不十分であった。「満洲国人民」の範囲を画定し、その身分を証明するという要務を担うはずであった民籍制度は、満洲国内の住民の動静を把握するには万全ではなかった。満洲国は移民国家ゆえに人口変動が激しい上に、国内でも農村部から都市部への人口流入が頻繁であったため、住民における本籍地と居住地との乖離は顕著となっていた。また、民籍法上の本籍を持たない者はその摘発を恐れ、有籍者の戸主に金銭を払い、その同郷あるいは親戚として同一戸内に入籍・居住しているように偽装して当局に届出するというケースもあった⁶³。民籍事務のかなめとなる本籍の把握は杜撰なものとなっていたのである。

こうした民籍制度の不振を克服する身分登録制度として浮上したのが、「民度が低く個人の識別が困難で移動が激しい満洲においては、手帳型の国民証を発給してこれを国民に常時携帯せしめ、その者の身分や世帯を一見して確かめ得るやうにすることが必要ではないか⁶⁴」という「国民証」構想である。すなわち複合民族国家である満洲国において「民籍簿を確固不動のものたらしめ、同時に本籍地と寄留地との連絡を堅持する為」に国民手帳を発給して携帯せしめ、これと民籍簿を連結させる必要⁶⁵が満洲国司法部において唱えられていた。

国民証制度における確実な個人識別の枢機とされたのが他でもない指紋である。司法部では個人識別法としての指紋制度について、南アフリカやインドでの身分登記における指紋の実用例を参照し、満洲国でも前述のように入満労働者の労働票や匪民分離工作における住民証に成功例をみてい

たことから、指紋制度を導入した国民登録制度を遠からず必須と見ていた⁶⁶。同時期に戦時動員体制の推進されていた日本内地でも司法省において戸籍制度に指紋登録を導入して個人識別の徹底を期す構想が現れていた⁶⁷。されど満洲国司法部は、国民証制度の必要を認識しつつも、従来指紋は警察取締の目的で取扱われてきたので「一般に感情的に厭ふ風」があり、性急に民籍制度に利用することは多くの障害が予想され、留保に帰したのである⁶⁸。

日本内地では国民の居住事実における本籍と現住地との乖離に対応すべく1914年に本籍地以外に居住する者を寄留簿に登録する、寄留法（1914年法律第27号）が制定された。1942年5月に朝鮮でも1944年からの徴兵制実施が閣議決定されて動員体制の準備に移り、1942年9月26日に朝鮮寄留令（1942年制令第32号）が公布された。満洲国でもこれらに倣い、1943年2月10日に寄留法（康德10年勅令第3号）が公布され、本籍以外の一定の場所に90日以上居住する者は「寄留者」として寄留届を行うよう定められた。かくして、「日本臣民」は満洲国にあっては同法の適用を受けるとともに、日本内地にあっては内地の寄留法、朝鮮にあっては朝鮮寄留令の適用も併せて受けることとなった⁶⁹。総力戦体制の完成に向けて「日本臣民」に対する管理網が日本・朝鮮・満洲国に交差して張り巡らされたのである。

満洲国における民籍の整備は遅々としたものではあったが、心臓部である吉林省では1943年度中に50万件にのぼる事務処理がなされ、ほぼ完了をみるに至り、一兩年中には民籍も完成の域に達するとみられていた⁷⁰。

再述するが、満洲国では国籍法という本来ならば主権国家として不可欠である立法は未完に終わり、国内の住民を登録する戸籍法を制定することもできなかった。これらの法に替わる、満洲国の多元的な民族構成に適した身分登録法となり、かつ満洲国における国民意識を醸成する法制となる目的を託されたものであったが、暫行民籍法は、立法の核心である「満洲国人民」という地位の取得や喪失について規定をもたず、民籍と「満洲国国籍」との関係について確たる方針を闡明することはできなかった。

満洲国では「民族協和」の御旗を掲げながらも、日本人は朝鮮人、さらに他民族との間で支配服従関係が成立していた。この点からすれば、民籍法は「五族」を単一の身分登録法のなかに統合することで「国民」として平準化を図るという外装をまとうことにより、「五族協和」イデオロギー

の正当性を担保することが役目であったといえる。

VII おわりに

満洲国の民籍法が国民登録法として十全たる機能をもちえなかったのは、結局のところ、満洲国で戸籍法をいかに扱うべきかという問題に左右されるところが大きかった。ここで注視すべきは以下の三点である。第一に、日本の戸籍が満洲国にあっても民籍に優越して扱われた点である。在満「日本臣民」は戸籍と民籍という二重の身分証明をもつこととなったが、満洲国にあっても「日本臣民」たる帰属意識が首座に置かれた。したがって日本と満洲国との間におけるアイデンティティの競合を抑止するためにも民籍法は日本戸籍法に従属した運用とならざるを得なかったのである。

まさにこの点と切り離せないのが、日満両政府において通有とされた在満日本人の「純血」保持という主張である。日本人と他民族の「雑婚」を禁忌とする「民族の純血」論には満洲国における「民族協和」の本質が現れており、ひいては日本人を指導民族として謳いあげた「大東亜共栄圏」というイデオロギーの欺瞞性が滲み出していた。

第二に、満洲国において日本人と朝鮮人を「五族」として水平的に処遇することはせず、既存の戸籍による峻別を維持することで民族的境界が固守された点である。日満両政府としては満洲国の「日本臣民」を管理する方策として、「大日本帝国」において既に形成されていた戸籍による分割統治のメカニズムを援用すればよかった。

「大日本帝国」においては内地人と植民地人を統一的な戸籍のなかに一元化して登録することは民族の混淆に帰するものとして峻拒され続けた。満洲国でもかかる戸籍の原則は貫徹されたのである。朝鮮人に対しては総力戦体制の整備という目下の要請から満洲国においても「皇国民」として練成する指導方針が維持されたが、在満朝鮮人の管理はやはり朝鮮戸籍によるべきものとされた。戸籍が担う民族峻別の機能は登録対象の本籍を基準としたものである以上、登録者における本籍と居住地との乖離を追跡する装置が必要であった。そこで内地、朝鮮、さらに満洲国でそれぞれ制定された寄留制度が民籍制度と連繫を蜜にして「日本臣民」を統制するものとなった。

第三に、戸籍法が満洲国において重視された外事・治安法制としての機

能は、専ら「匪賊」に対する治安肅正のために要請されたものであった。こうした機能を満洲国で戸籍に替わって請け負ったのは指紋制度であった。指紋登録により監視と規制の主たる対象とされたのは「匪賊」や「苦力」であった。このことは、日満両政府がいかにか中国民衆の「反満抗日」のエネルギーを根絶することに狂奔したかを物語るものである。

以上のように満洲国における戸籍問題は、日本人（内地人）優位の統治という実態と「民族協和」という建国の国是との整合性をいかに導出するかという課題と不可分であった。かかる課題に際し、満洲国の「国民」が法的定義をもたないことで、かえって日満両政府は日本人を優遇する政策や中国人の「匪賊」や「苦力」を排除する政策を正当化するにおいて融通無碍な「満洲国人」というフィクションを操作的に利用できたといえる。まさに日本の植民地統治における機会主義（opportunism）が浮き彫りになってこよう。

付記

本稿では、引用部については旧字体を新字体に改めたほかは、原文通りとした。

註

- 1 近代国家における警察行政の研究で知られるフロイドは、一般に国家による登録の要請は管理（regulation）の問題とともに、管理の権力（regulative power）の行使とこれに付随する手段を正当化する思考に関わるものであるとして、権力関係の問題を第一にとらえている。Ernst Freund, *The Police Power, Public Policy and Constitutional Rights*, Chicago: Callaghan & Company, 1904, p. 40.
- 2 「苦力」の語源は一様ではないが、満洲国においては、「①漢民族及び満洲民族であること ②不精錬労働者であること ③他人決定の労働に従事する賃金労働者であること④主として屋外にありて筋肉労働に従事する者であること」という四つの基準を以て「苦力」と認識していた。満鉄経済調査会編『満洲の苦力』満洲文化協会、1933年、20-24頁。
- 3 政治学者のアレントは、無国籍者は第一次世界大戦後に始まった「国民国家の崩壊の最も明白な徴候である」とその政治的意義を述べている。ハンナ・アレント著、大島通義・大島かおり共訳『全体主義の起源2』みすず書房、1972年、251-254頁。なお本論では、「白系ロシア人」という呼称については「白系」と形容されるに至った経緯を重視し、基本的には1917年のロシア革命によるソビエト政府樹立を原因として他国へ政治難民として移動していった人々を指す。本来ならば「」付きで呼称すべきところであるが、表記の煩雑を避けるために省略することとした。
- 4 Robert M. MacIver, *The Modern State*, Oxford: Oxford University, 1928, p. 124.
- 5 満洲国国籍法の立案の過程とその帰趨については、遠藤正敬『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍-満洲、朝鮮、台湾』明石書店、2010年、第3章を参照。
- 6 大平善悟「満洲国の国籍問題」東京商科大学国立法会編『東京商科大学研究年報 法学研究』第2号、1933年、306頁。

- 7 満洲事変勃発から満洲国建国後の日本陸軍において対ソ政策の比重が増大していく過程については、酒井哲哉『大正デモクラシー体制の崩壊』東京大学出版会、1992年、第2部第2章を参照。
- 8 満洲国治安部警務司編、加藤豊隆校閲『満洲国警察史』加藤豊隆発行、1976年、524-525頁。
- 9 『満洲国警察史』、692-693頁。
- 10 遠藤『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍』、214-215頁。
- 11 満鉄経済調査会「満洲人労働者登録制度研究に関する中間報告」（1935年8月）南満洲鉄道経済調査会立案調査書類第30篇第1巻（統）『満洲労働統制方策』南満洲鉄道経済調査会、1935年11月、672-677頁。
- 12 同上、678頁。
- 13 『満洲国警察史』、333頁。
- 14 中央治安維持会「治安維持ニ関スル諸規定集（昭和12年7月1日改正）」（国立国会図書館憲政資料室所蔵『旧陸海軍関係文書』リール108）。『満洲国警察史』、336頁。
- 15 満洲国治安部参謀調査課『満洲共産匪の研究 第二輯 国内治安対策の研究』（満洲国治安部、1964年、359頁。
- 16 たとえば1939年の満洲勞工協会による労働者調査によれば、満洲国労働力の民族別構成は、「満漢人」が89.3%を占め、日本人は9.3%、朝鮮人は1.2%であった。大蔵省管理局『日本人の海外活動に関する歴史的調査、通巻第22冊 満洲編第一分冊』大蔵省管理局、1949年、205頁。
- 17 南満洲鉄道経済調査会『満洲労働統制方策（立案調査書類第30篇第1巻）』南満洲鉄道経済調査会、1935年11月、41頁。
- 18 同上、58頁。
- 19 『満洲労働事情総攬』、13-14頁。
- 20 『満洲国警察史』、692-693頁。
- 21 本工作における居住証明書発給数は、1939年度 東南地区-590,144枚、1940年度東南地区-742,688枚、西北地区（北安・龍江・三江各省）-712,832枚、西南地区（熱河省）-386,789枚となり、両年度で合計1,842,309枚に達していた。『満洲国警察史』、710-711頁。
- 22 堀真清『西田税と日本ファシズム運動』岩波書店、2007年、744頁。
- 23 島田俊彦・稲葉正夫解説『現代史資料 8 日中戦争』みすず書房、1964年、797頁。
- 24 満洲国治安部『満洲帝国警察概要』満洲国治安部警務司、1942年、191頁。
- 25 公文機密第220号。外務省東亜局編『外務省執務報告 東亜局 第6巻（昭和13年（2）-15年）』外務省、1993年、52頁。
- 26 植民地統治期における朝鮮人に対する日本の国籍政策については、遠藤『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍』、58-73頁。
- 27 「朝鮮施政ノ一斑 昭和12年1月（極秘）」『大野緑一郎文書』国立国会図書館憲政資料室所蔵（以下、『大野文書』）マイクロフィルムR-128。
- 28 米国の東アジア研究家ホーンベックは、在満朝鮮人に対する日本の国籍政策は、①満洲を「日本臣民」の入植地とする、②朝鮮人移民の忠誠心を保持する、という二つの方針に基づいており、「日本臣民」としての治外法権的地位を有する在満朝鮮人が存在するおかげで日本は満洲において保護すべき「日本国民」の權益があると主張できることを指摘していた。Stanley K. Hornbeck, *Contemporary Politics in the Far East*, New York: Appleton, 1916, pp.270-271。
- 29 前掲「朝鮮施政ノ一斑 昭和12年1月（極秘）」。
- 30 「中央政府トノ交渉案件 昭和12年6月（極秘）」『大野文書』マイクロフィルムR-127。
- 31 パーカーによれば、国家は本質的に外的な強迫（compulsion）を手段としてあやつるもので、そうした手段を保障するものとなる対外的事態を歓迎するのである。たとえば国家が国民感情に偏向を与える手段として利用するものが戦争の準備である。Ernest Barker, *National Character and the Factors in Its Formation*, London: Methuen, 1927, p.145。
- 32 「張鼓峰事件ノ満洲国民心ニ及ボシタル影響」『昭和13年 満受大日記（密）』防衛省防衛研修所

所蔵。

- 33 満洲国治安部情報課「満洲国国兵法とは何ぞや」『鉄心』1940年1月、83頁。
- 34 満洲国司法部「協和会全連提案事項ニ対スル司法部回答」『法曹雑誌』第6巻第11号、1939年11月、133-134頁。
- 35 同上、134頁。
- 36 満洲国司法部参事官室『暫行民籍法要綱解説』出版地不明、1940年、康徳7年8月8日の日付あり、頁の記載なし。
- 37 『満洲国政府公報』第1号、1932年4月1日、2頁。
- 38 例えば「蒙古人」というカテゴリーをとってみても、「ハルハ族」「ブリヤート族」「バルガ族」「チブチン族」「オレート族」に分別されるものであった。満洲事情案内所編『満洲國の現住民族』満洲事情案内所、1940年、9頁。
- 39 民籍法における白系ロシア人の取扱いと満洲国国籍の関係については、遠藤『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍』、289-292頁。
- 40 関宏二郎『戸籍制度』常盤書房、1930年、4-5頁。
- 41 「民籍事務取扱ニ関スル質疑ノ件」（康徳8年7月9日司法部民事司公函第136号）『法曹雑誌』第8巻第9号、1941年9月、115-117頁。
- 42 新関「我國民籍制度の確立に就て(2)」、31頁。
- 43 細川嘉六『植民史』東京経済新報出版部、1941年、497-498頁。
- 44 『公文類聚』第65編・昭和16年・第87巻・外事4・国際4・移住』国立公文書館所蔵類2495。
- 45 『満洲国政府公報』2578号、1942年12月23日、4頁。
- 46 寺田利夫『満洲民籍必携』満洲国書、1941年、89頁。
- 47 例えば、1942年7月、日本の戸籍法では家族として戸籍登載の対象とされない内縁の妻とその子女を民籍法上ではどう取り扱うべきかについて、奉天省次長より照会を受けた満洲国司法部は、「日本戸籍上家族ト認めラザル者ヲモ同一民籍ニ記載セシムルコトハ暫行民籍法第11条ノ本旨ニ反ス」と回答していた。「日本戸籍ノ適用ヲ受クル者ノ内縁ノ妻ノ民籍ニ関スル件」（康徳9年7月18日司法部民事司公函第182号民事司長回答）『法曹雑誌』第9巻第10号、1942年10月、128-129頁。「第11条」とは、民籍における「戸」とは世帯を同じくする家族である、と定義したものであるが、司法部は民籍における「戸」の内容は日本戸籍における家族概念と符合したものであることを念頭に置いていたわけである。
- 48 解学詩『偽満洲国史新編』北京：人民出版社、1995年、575-577頁。
- 49 「臨時満洲開拓民審議会会議録」（1940年3月）『満洲移民関係資料集成 第3巻（第1篇 移民政策関係会議録類）』不二出版、1990年、469頁。
- 50 同上、505頁。
- 51 同上、115頁。
- 52 同上、116頁。
- 53 拓務省拓務局『満洲開拓政策基本要綱』拓務省拓務局、1940年、1-2頁。
- 54 基本要綱の第17項目には「開拓地における人口構成の階調的進展を期するため汎く女性一般に対し積極的進出を鼓吹すべき有効適切なる施設を行うものとす」とされており、これに基づいて日満両国では学校や農道場において女子訓練施設が設置されていた。
- 55 大山郁夫『政治の社会的基礎』同人社書店、1923年、288-289頁。ただし、大山は一貫してnationを「民族」の訳語を以て説明している。
- 56 青木一夫「満洲に於ける朝鮮人の概況と指導方針に付いての一考察」『協和運動』第3巻第12号、1941年12月、128-129頁。
- 57 『朝鮮』第312号、1941年5月、54頁。
- 58 建国大学の合格者における「満系」「日系」の平均比率は2:3であった。劉第謙「我所了解的偽満建国大学」孫邦主編、于海鷹、李少伯副主編、劉海瑛本巻編『偽満文化』長春：吉林人民出版社、

- 1993年、613頁。
- 59 熱河省喀喇沁旗爺府村の協和会会長であった烏秀青の回想によれば、学校教育では校訓として「日滿一徳一心」を強調し、教師・学生に日滿両国の国旗に敬礼させるとともに、天皇崇拝を訓諭することを怠らなかった。国民高等学校では、授業は日本語で行われた。烏秀青「鉄蹄下の十四年」『偽滿社会』、619頁。
- 60 建国大学3期生（1940年度入学）であった台湾人学生呂芳魁は、大学では自分自身は「満系」でも「日系」でもなく、あくまで「華系」であり、「中国人」としてのアイデンティティを主張していた。その後、呂は「李子秀」と改名して八路軍に参加、抗日戦争へ身を投じていった。呂と同じ第3期生には、山海関に逃れて反滿抗日に転じていった者が11人あったという。劉、「我所了解的偽滿建国大学」、635頁。
- 61 当時滿洲国經濟部次長であった古海忠はこうした滿洲国における皇民化政策について、民族協和の理想からすれば、「日本軍人＝関東軍の日本的独りよがりの現われ」であり、ひいては日本民族の自己中心性や非合理性から出たもので、滿洲諸民族にも悪い影響を与えたのみならず、日本にとっても不利となったと戦後に批判している。古海忠『忘れ得ぬ滿洲国』経済往来社、1978年、75頁。
- 62 金崎賢「民族問題雑論」『滿蒙』第271号、1942年11月、8頁。
- 63 趙卜謙「偽滿施行“民籍法”的見聞」孫邦主編、于海鷹、李少伯副主編、劉海瑛本卷編『偽滿社会』長春：吉林人民出版社、1993年、277頁。
- 64 新関勝芳「国民証の問題について」『法曹雜誌』第9巻第7号、1942年、68頁。
- 65 新関、「我国民籍制度の確立に就て(2)」『法曹雜誌』第7巻第7号、1940年7月、40頁。その後、民籍とは別に1943年12月21日に国民手帳法（康德10年勅令第319号）が公布された。国民手帳法は第1条第1項に「国ノ総力發揮ニ必要ナル人的資源ノ実態ヲ把握シ併セテ帝国人民ノ身分証明ノ用ニ供シ以テ国政ノ円滑ナル運営ニ資スル為本法ノ定ムル所ニ依リ帝国人民ヲシテ国民手帳ヲ受有セシム」と掲げ、手帳交付者に十指指紋の登録を義務づけることで「帝国人民ノ身分証明」に資するとともに、人的資源の動態把握を確実ならしめるものであった。だが、全国的な実施をみるまに滿洲国は消滅を迎えたのである。
- 66 新関「我国民籍制度の確立に就て(2)」、40頁。
- 67 金田栄三郎「司法省指紋の現状並指紋利用効果に関する雑観」『法曹会雜誌』第14巻第1号、1936年1月、98-99頁。具体的には、成年以上の者に市区町村役場に指紋を提出させてこれを戸籍に登録しておき、各人の届書や証明書を処理するたびに指紋を採取し、戸籍指紋と対照して個人の確認をするという方策であった。さらに金田は戸籍への指紋登録と別に、国民一般の指紋を採取し、管理して個人の異動識別を担当する指紋事務統括機関を設置するよう提言していた。
- 68 『滿洲国現勢 康徳九年版』滿洲国通信社、1942年、220頁。
- 69 『滿洲国政府公報』第2612号、1943年2月10日、1-4頁。
- 70 『滿洲日日新聞』1944年1月17日付。

ミコヤン秘密訪中考（1949年1-2月）

—中国革命と戦争をめぐる秩序設計—

松村史紀

1 新しい物語？

1949年1月末、人民解放軍が北平に無血入城した。このころ、大連から石家荘へと飛行機でむかい、そこから車で160～170キロ離れた西柏坡へとむかうミコヤン（Anastas I. Mikoyan、ソ連共産党中央委員会政治局員）のすがたがあった。彼はアンドリエフ（Andreev）という仮名をつかい、中国共産党（以下、中共）幹部と一週間ちかくにわたって秘密交渉をもったあと、帰国の途について¹。

いったい、この秘密訪中とは何だったのだろうか。これを考察しようとするれば、必ず二つの難題に出会うことになる。まず、これがかつての中ソ同盟（1945年）から新しい中ソ同盟（1950年）へとむかう過渡期にあたるため、どうしても固定した物語を描くことは難しい。次に、近年になるまで交渉の全容がつかめないという資料上の制約があった。いまもなお、中共側の詳細な交渉記録は未公開である。

この二重の難題があれば、解釈の幅はいかにも広がりそうである。ところが近年、東アジア冷戦史に新しい物語—「中国革命からみた東アジア冷戦」—が生まれ、これがみごとに多くの研究対象をのみこんでいった。中共、とりわけ毛沢東のイニシアティブによって、東アジアに冷戦がつくられたという物語が、できごとの解釈を支配していったからである。中共がソ連を同盟者としてアジアに引きこみ、このことが地域の紛争—朝鮮戦争—を誘発していくという筋書きが、あからさまに描かれることになる²。ミコヤンの秘密訪中もまた、この物語のなかにおかれ、新しい中ソ同盟へと向かう重要な起点として位置づけられる。

1990年代初頭、ゴンチャロフ（Sergei N. Goncharov）らが中国側通訳・

師哲の回想に依拠しながらミコヤン訪中を描いたとき、その物語はまだ控えめなものだった。1949年初頭、中共は反米・帝国主義と向ソ一辺倒の方向性を固めていたものの、スターリン (Iosif V. Stalin) は毛沢東がチトー化するという疑念を捨てなかった。だから両者には戦略上の違いが残されていたと評価したからである³。その後、ミコヤン訪中時の会談記録が利用できるようになったが、そのときにはすでに「新しい物語」として描くことが主流になっていた。代表的な研究を二つ挙げておこう。

ウェスタッド (Odd A. Westad) は、内戦期における中ソ関係のなかで最も重要な発展をみせたのがミコヤン訪中であつたと論じた。両者がこのとき内戦の戦略をめぐる論争を終え、正式な同盟形成にむかつたと考えたからである。ところが、ここで考察されているのは、おもに毛沢東の発言と認識にすぎない⁴。次に、薛衛天の研究である。彼によれば、中共が成立してから中ソ両党間で行われた会談のなかで、ミコヤン訪中が最上層の、最も重要な、そして最も成功した会談であつたという。このとき、かつての不平等な中ソ条約から新しく国家主権を回復した中ソ同盟へとむかう路線が生まれたばかりか、東アジアの革命において中共の役割が向上したことなどを評価したのである⁵。

やはりミコヤン訪中を起点にして、中共のイニシアティブで新しい中ソ同盟がつくられるという物語が、彼らの分析を支配している⁶。

では、新たな中ソ同盟が成立することをみこして物語を説き起こすのではなく、1945年につくられた中ソ同盟がなおも残され、人民解放軍が依然として揚子江を南下していなかったときに、ソ連と中共がどのような将来像を語ったのか、いわば二つの中ソ同盟の間におかれた移行期としてミコヤン訪中を考察することはできないだろうか。毛沢東とミコヤンが意見を交わした議題は多岐にわたるが、大きく二つの分野に分けて、両者の会談を分析することはできるだろう。一つは国内政治、とりわけ中国の新たな国家建設がどのように構想されていたのかという問題である。もう一つは国際政治、とりわけ東アジアにおける大きな戦争 (a major war) の予測をまえにして、両者がどのような秩序設計をしていたのかという問題である。

中共とソ連とでは、この二分野のいずれに重点をおくかをめぐって、対照的な設計図をもっていたのではないか。本稿では、両者の対照的な構想を体系的に描くことで、移行期において両者がどのような均衡点にたどり

ついたのかを考察してみたい。

II テキスト・クリティーク

ミコヤン秘密訪中の関連資料は、現在もおお完全な公開には至っていない。そこで、ここではおもだった資料をとりあげ、それぞれ資料批判をしておきたい。

まず、交渉内容のごく一部のみを伝える資料である。代表的なものは、中共の公刊資料であるが、ここではミコヤンとの交渉に参加した中共中央政治局員の各年譜が挙げられる⁷。また通訳・師哲の回想録も交渉の断片を伝えているものの、その内容については、他の資料との対照は必須である⁸。

次に、ミコヤンが後年（1960年9月22日）、ソ連共産党中央委常務委員会に提出した「ソ連共産党中央委常務委員会におけるA.I. ミコヤンの覚書、1949年1-2月の中国訪問について」という文書である（以下、「ミコヤン覚書」）。その内容は、上記年譜に比べれば、やや詳細であるものの、おもに交渉のなかの中心的議題だけがとりあげられている⁹。しかも、この文書が中ソ対立の始まっていた時代の産物であることにも留意すべきであろう。

現時点でアクセスできる資料のうち、最も詳細な会谈議事録はソ連側のものである。それによれば、1949年1月30日の第1回会談に始まり、2月7日（推定）の第12回会談までの内容を詳細にたどることができる¹⁰。しかし、中共側のものは依然として未公開である。

交渉の断片のみを伝える中共の公刊資料と詳細な議事録とでは、いきおいそこに現れる内容に差異が生まれる。前者においては、中共が革命・内戦において自立性をかねそなえていたことが強調されている。例えば、内戦の勝利が予想以上の早さですすんだことから、中共側は長江の南下と大都市（南京・上海など）の攻落を急ぐことをアピールしたという。また彼らは、中国の新政権がソ連や東欧などとは異なる人民民主専制をとることも明示したとされる¹¹。ここには、モスクワ、とりわけスターリンへの忠誠を過剰にアピールする毛沢東のすがたはない。さらに、中共とソ連が1945年の中ソ同盟をどのように評価するのか、東アジアの国際政治をどのように構想するのかについても知るすべはない。このような物語を描く

には、いまのところソ連側の議事録に頼るほかない。

III ミコヤン訪中までのあゆみ

ミコヤン秘密訪中の詳細を検討するまえに、その前史をここで整理しておこう。国共内戦のさなか、ソ連はあくまでも国民政府（以下、国府）との公式関係をつづけた。

1948年5月、全ソ連邦共産党（以下、ソ共）中央委員会政治局が、ソ連外務省を通じて、駐華ソ連大使館幹部に伝えた内容はおよそ次のようなものだった。米国が国府とともにソ連の権益を制限したり、中国を反ソ軍事拠点にすることがないよう警戒しなければならないが、国府との公式関係はつづける。「民主的、進歩的組織がいまのところ非合法的な立場にあることを理解」し、彼らとの面会・会談にあたっては、厳重なる注意を要する¹²。

一方、内戦前夜からソ連は中共に公式な助言をあたえながら、非公式な援助をするにとどめていた¹³。1948年4月20日、スターリンは中共中央に次のような助言をあたえている。内戦に勝利してもなお、一定期間は「共産主義政府」ではなく「民族革命民主政府」でなければならない。また、すべての土地を国有化したり、あらゆる地主の財産を没収するまでには「一定期間待たなければならない」。このように、あくまでも長期的で穏健な政策を提言していた¹⁴。なお、当時は暗号電報によるやりとりであったため、テレビン (Terebin) という暗号名をもつ軍医オルロフ (A. Ya. Orlov) らがモスクワとの連絡役をつとめていた¹⁵。

当時、スターリンは毛沢東の訪ソを計画しては、それを延期するということをくり返した。ここで、そのプロセスを整理しておこう。

1947年6月15日、スターリンはオルロフを通じて、ソ共中央が毛の秘密訪ソを求めていると伝えた。ところが7月1日になって、スターリンは毛の不在によって軍事作戦に悪影響があるといけなから、毛の訪ソを延期すべきだと通知した。翌年4月16日、毛は訪ソを決定したとスターリンに告げた。5月10日、スターリンは毛の不在による軍事作戦への影響を懸念して、延期するよう持ちかけた。ただし、延期しないときには、出発日時と場所を知りたいとしていた。毛は短期間、訪ソを延期するとスターリンに回答した¹⁶。

1948年7月4日、毛は近々、空路・海路などを利用して訪ソする予定だとスターリンに伝えた。しかし10日後、スターリンはオルロフを通じて、次のように伝えた。ソ共中央幹部は8月から穀物調達のため各地方に散ってしまうため、彼らには11月末、毛と会談するよう要請しておく。8月28日、オルロフが毛の考えをモスクワに伝達した。それによれば、1948年に情勢が変化したので、毛は訪ソを急いでおり、国内政治から東洋の革命にいたるまで協議したいということであった。ところが11月21日、毛は軽い病と前線での活動を理由に、12月末に訪ソを延期するようモスクワに連絡した¹⁷。

毛とスターリンの真の意図は不明であるが、毛が訪ソすることそのものは既定の方針となった。1949年1月9日、毛は中共中央政治局会議も終わり、同月18～20日にはいよいよ石家荘に到着し、訪ソする用意があるとスターリンに伝えた。さらに翌日、毛は中国革命の重要問題に関して指示を受けるべく、訪ソを急ぐ必要があるとスターリンにたたみかけた。オルロフがモスクワに報告した内容によれば、毛は1月末から1ヵ月モスクワに滞在して、とりわけ対外政策の全般的方針、通商などについて協議したがっていたという¹⁸。

1月13日、オルロフは師哲の次のような話をモスクワに伝えた。「もし毛沢東が4月末までに訪問できなければ、おそらく彼の訪問はまったく不可能になることは明々白白である」。しかし翌日、スターリンは毛にやはり訪ソを延期して中国にいるべきだと論じ、要望次第では「政治局の責任者」を訪中させてもよいと打診した。毛はこれを受けて、17日、訪ソを一時延期することを決め、代わりに政治局員の訪中を歓迎するとスターリンに伝えた¹⁹。

スターリンは毛の訪問を受け入れる代わりに、ミコヤンを訪中させることにした。スターリンとミコヤンら政治局員は、会談を円滑にすすめるために、中国が提起しそうな論点についてはあらかじめリストを作成し、それを検討していた²⁰。師哲の回想によれば、「ミコヤンは[訪中にあたって]もともと自分は耳を傾けるだけだと公言していた」というが、薛はこの回想に根拠はないとする。どうやらミコヤンは、重大な問題についてはスターリンに指示を求めていたようである²¹。実際、「ミコヤン覚書」には、スターリンが毎日、政治局会議でミコヤンの電報を読みあげ、それを審議していたという記述がある²²。

いずれにしても、ミコヤンの秘密訪中によって、中共とソ連は9日間にわたって幹部どうしの濃密な会談を計12回くり広げることになった。会談の議題は、出席者の顔ぶれに左右されることも多いため、時系列的にその内容を追いかけるよりは、問題領域ごとに体系立てて分析する方がはるかに意味はあるだろう。大まかな議事日程については、文末の資料にゆずることにして、ここからは中共とソ連両者の秩序設計を解剖することしよう。

IV 中共の秩序設計

1. 国家建設のための設計

中共が国内外の政治を構想するとき、自国の国家統一がいまだ達成されていないという条件は、何よりも重大なものであっただろう。現政権を倒すために内戦を勝ちすすみ、やがて新しい政権をつくって経済発展をめざす。中共にとって、この国家建設が死活的であったことを考えれば、ソ連の助言を待たずして独自に戦略を立てるといふ余地がここに生まれたとしても不思議はない。

一方、国際政治については、毛沢東はソ連が主導する陣営に忠誠をちかうという姿勢を過剰なまでにアピールした。これによってもたらされる大戦争のリスクよりは、これによって獲得できるソ連からのさまざまな助力を優先していたようにみえる。当然のことながら、モスクワへの忠誠が何らかのパフォーマンスであったことは否定できないが、中共がここで独自路線を色濃く打ちだすこともまた難しかったことは事実だろう。

全体としては、国家建設を主軸にしながら、国際政治の分野—対ソ接近—を設計していったようにみえる。そこで、一つ一つ議題を拾いあげて、この全体像を解剖していこう。

2. 内戦から国家建設へ

まず、毛は内戦の終結をいそぐため、軍事勝利がもはや決定的であり、今後は南京や上海などの大都市における平和攻勢が作戦の中心にくるといふ確信を語った。

1949年1月10日、毛はスターリンに電報を送り、「遅くとも7月末か8月初旬には人民解放軍の正規軍150万人が揚子江を越えるだろう。彼らは

士気の点でも、技術・装備の点でも国民党軍を凌ぐだろう」と伝えた²³。その二日後、さらに毛は「いまや中国のなかの階級的な力関係は根本的に変化したし、国際社会もまた南京政府を支持していないから、人民解放軍は今年夏に揚子江をわたり、南京に侵攻できるだろう」とスターリンに訴えた²⁴。

ミコヤンが訪中すると、毛はさっそくこの話をくわしく語った。「中国革命の軍事的段階が、実質的には完成したと見なすべき」であるし、「国民党の統治下におかれた住民は2億6000万人、解放区のそれは2億1000万人である。中共軍は220万人であり、うち120万人が南京地区、90万人（林彪軍-原文）が平津地区にいる。国民党〔軍〕は全体で110万人だが、ウルムチから上海まで散在しているため、その機動力は弱い」²⁵。彼は、戦況についてこうも話した。「いま最も危険な時期は過ぎ去り、大規模な作戦を実行する時期は、完了したとみてよい。現在、純軍事的な作戦から国民党の巨大な中心地区に対する平和攻勢へと次第に移り変わりつつある」。毛は、北平における無血入城を例示しながら「我々は南京、漢口、上海、広東で大規模な作戦をすることはないだろう」と述べた²⁶。

ただし、中共が都市において苦戦するという自覚もまた強かった。毛はミコヤンにこう話した。「共産党は農村においては無限の権力を享受し、そこにライバルはいない。しかし、都市となると事情は異なる。学生のなかでこそ、共産党は強い権力を有しているが、労働者階級のなかでは、共産党よりも国民党の〔権力の〕方が強い」²⁷。

今後、都市における平和攻勢に時間がかかることはあるにしても、国府の現政権を打倒することは、中共にとって既定の方針であった。だから、国府が米英仏ソという五大国に国共調停を求めたとき、毛はこの調停に断固として反対した。そこで、彼はスターリンに電報を送り、ソ連から国府に次のような回答をするべきだと訴えた。「ソ連政府は平和で、民主的で、統一された中国をいつも望んできたし、いまでも望んでいる。しかし、平和で、民主的で、統一された中国をいかなる方法で達成するかについては、中国人民自身の問題である。ソ連政府は他国への内政不干涉原則に基づいて、両者間の中国内戦に調停役として参加することは受け入れられないと考える」。つづけて毛は、「…もしもソ連が国際関係全体の利益に基づいて、我々の提案した方針にそって〔国府の〕覚書に回答されるのであれば、我々の提案に賛同するよう我々は貴殿に強く求める」とした²⁸。毛が「いかな

る調停の参入についても、また中共によるいかなる会談の参加についても反対している」ことは、オルロフからスターリンに伝えられた²⁹。

毛は、訪中したミコヤンにもこう語った。会談を望む国民党に対しては、厳しい条件を迫り、戦争犯罪人の名簿を提出するよう求めている³⁰。さらに彼はいう。世論のなかで相手の権威を高めないためにも「中共が会談している相手は、国民党ではなく、国民政府である」。「我々の条件は、国民党軍の再編、反動派を排除した政府の形成、国民党の法律、特に国民党という党の地位に関する法律を無効化することを求めるものである。…今ではもう誰も国民党を擁護しなくなっている。彼らには、連合政府を自主的に形成する力もない。実際に、国民党は孤立している」³¹。

新しい政権は、もはや現政権を多元化することで得られるのではなく、それを転覆することによって生まれるべきものだった。ここには、ソ連の国府に対する回答案を毛が作成するなど、少なからず中共自身の判断をかねそなえた戦略をみることができるだろう。

3. あたえられた独自路線

では戦勝とともに、どのような国家建設をめざしたのだろうか。ここでは、中共が設計した政府のかたちをみてみよう。モスクワからの助言は、最も重要な前提であった。

1月17日、毛は、外交・経済政策だけでなく、政治協商会議や連合政府についてもミコヤンと協議したいとスターリンに伝えている³²。とりわけ、新しい連合政府をつくる時期については、スターリンの助言に左右されることになった。スターリンは当初、夏以前に連合政府をつくってはどうかと助言していた。毛は、米国・国民党が中国人民からの信頼を失墜させたため、「我々の連合政府は夏あるいはもう少し早く、春にはつくられるかもしれないが、そこに大きな支障はないだろう」とスターリンに回答していた³³。1月末、毛は3週間後、北平から敵を一掃すれば、連合政府をつくることはできるとミコヤンに話した。ところがミコヤンは、毛が南京解放後に連合政府をつくることが望ましいと考えるのであれば、スターリンはこれに同意すると述べた。連合政府の樹立を急がなくてもよいと知った毛は、このとき「個人的には、連合政府づくりを南京解放まで延期し、6-7月にこれを形成する方がよいと考える」と本音をもらした³⁴。

では、新政府のかたちをどのように構想していたのだろうか。スターリ

ンは、上記のとおり、当面は「共産主義政府」ではなく「民族革命民主政府」をつくるよう助言していた。毛は、政治協商会議において共産主義者とその支持者が全議席の3分の2を占め、その席で連合政府の形成について協議することになる、とミコヤンに語っていた。さらに彼は、将来できあがる新政権が「プロレタリアート指導の下、労働者-農民連合に基づく人民独裁」であり、「プロレタリアートは共産党を通じて指導」すると述べていた。労農連合に頼るのは、「中国の人口の90%が労働者と農民」だからであった³⁵。また毛は、「自分たちの政権をソビエトの政権とは異なる新民主主義」或いは「人民民主主義」と呼んでいることについてもふれた³⁶。

経済建設についても、中共はモスクワからの助言にそって構想した。まず、社会主義への移行は長期にわたるものだった。劉少奇は、ミコヤンに次のように告げた。「新民主主義経済の特徴は、それが移行期にあるという点にあるが、その移行期間はヨーロッパの人民民主主義諸国と比べてもはるかに長いものになるだろう」。「我々の概算では、自分たちの経済のなかから資本主義的要素を一掃するのに、10～15年は要する」³⁷。次に、ロシアの経験をうけて、工業発展が重要であることを自覚していた。毛はいう。「もし我々が自身の工業を発展させなければ、農民に工業製品を与えられないばかりか、農民による労働者階級の指導も保障できなくなる。ロシアの経験が我々に教えているのは、農村には土地を与えるだけでなく、都市の商品も与えなければならないということである」³⁸。劉少奇もまた「完全に戦勝し、重工業が発達してからはじめて、農村経済を社会主義的なものに変化させ始める」と語っていた³⁹。

国家建設の具体的計画には、ソ連と異なる路線も含まれていたが、それは何よりもモスクワからの助言を前提にした構想であった。

4. 忠誠をちかう毛沢東

中共は、モスクワへの絶対的忠誠を過剰なまでにアピールした。薛によれば、そもそも彼らが向ソ「一辺倒」の対外政策に向かうのは、1947年後半である⁴⁰。それから約1年半後、ミコヤンを前にして、中共はおもに二つの分野からモスクワへの忠誠を披露した。

一つは、イデオロギー上の忠誠である。毛は、中国革命の経験がもつ意義を過小評価した。「『中国はロシアに比べ、ひどく遅れており、我々は弱

いマルキストであり、数多くの誤りをおかしている。もしロシアの基準から我々の取りくみをみるとすれば、我々に何もなかったことが分かる。このことを勘案していただきたい』。この後、彼は中共幹部の思想教育につかうテキスト12冊を列挙するが、そこに中共指導者の作品は皆無であった。そのことを指摘された毛は、こう切りかえた。「党指導者として、マルクス・レーニン主義につけ加えるものは何もないし、マルクス・エンゲルス、レーニン、スターリンと自分とを同列におくこともできない。…中国革命の今日の勝利は、レーニン・スターリンの教えに基づいている。…彼 [毛] はスターリンの生徒であり、自身の理論仕事を重視しているわけではない」⁴¹。毛はその後も「自身がスターリン同志の生徒であり、『親ソビエト志向』を堅持するということを何度も強調した」⁴²。

もう一つは、ソ連主導の陣営に与するというアピールである。ミコヤンの前で、「周恩来は4時間にわたって、中共と諸大国、おもに米国との対外関係の歴史、そして対外政策の原則と実際の問題について話したが、ソ連と人民民主主義諸国は、その例外であり、当該諸国とは平等と互恵に基づいて友好・協力政策をとらなければならないと述べた」⁴³。周はまた「重大な問題について、中共はソ共中央と直接連絡をとりたいという希望を語った」。彼自身の言葉によれば、「『基本問題はモスクワで決定されることになる』」ものであった。毛は、さらにふみ込んだ。「十月革命の記念日、彼らは中国がソビエト連邦をリーダーとする反帝国主義陣営に立たねばならないということを強調した」し、「我々にとって中間の道はないと毛沢東は結んだ」⁴⁴。

5. 二つの期待

なぜ、中共はこれほどまでにモスクワへの接近をアピールしたのだろうか。彼らがソ連から得ようとしたものを、ここでも大きく二つに分けて考察してみよう。

第一は、経済援助である。劉少奇は、ミコヤンに次のように話している。「我々にとっての移行期は新民主主義諸国よりも長く、ソ連と新民主主義諸国からの援助があってはじめて、我が国はうまく社会主義に変容できる。この援助には、三種類ありうる」。そこで劉があげたものは、まず「経験の伝達」、次に「文献、教科書、技術的情報の提供」、最後は「設備設置のための借款と金銭的融資の提供、経済的相互援助の実現」だった⁴⁵。彼は「解

放中国における産業基盤の形成は、ソ連邦と新民主主義諸国からの援助なしでは考えられない。この援助は、我々にとって決定的な役割を果たすはずである」とも語っている⁴⁶。このように、中共にとって経済建設の分野でソ連からの援助を引き出すことは、重大な目標であった。ただし、毛沢東は3億ドルの借款が必要だとしながらも、無償援助ではなく「将来中国が支払うことのできる利子に見合っ、返済する借款を求めている」という但し書きをつけていた⁴⁷。

彼らにとっては、ソ連や東欧諸国と通商関係をつくり上げることもまた重要な課題であった。毛はいう。「我々〔将来の連合政府〕は、ソ連邦、新民主主義諸国と〔通商〕条約を締結した」い。「最初、通商はソ連、人民民主主義諸国とのあいだで実施されるが、当該諸国に不要な場合に限って、資本主義諸国にも輸出をする」⁴⁸。任弼時もまたミコヤンにこう語った。「解放区はすべての輸出商品をソ連と人民民主主義諸国に送るが、自分たちの必需品と引き換えにして、資本主義諸国に提供するつもりはない」⁴⁹。

第二に、中共がソ連から得ようとしたものは、新しい戦争にそなえた軍事プレゼンスであった。ここでは、その論理を順序だてて、整理していこう。まず、毛沢東は対外政策の諸原則を13項目かかげたが、最初に「諸大国を挑発しないようにして、独立の方針をとる」ことを挙げた。そして、第10項目で「米国人に占拠されている青島基地を包囲し、彼らと周辺領土との関係を一切断絶し、軍事行動をとらずして米国人を退去させる」としながらも、つづけて「米国人が秩序を乱したり、軍や当局に抵抗したり、それらを鎮圧するときには、いかなる場合でも武力行使は不可欠である」と断言した⁵⁰。

慎重な姿勢をとりながらも、毛は最終的な反撃の余地だけは残していた。実際、彼は「満洲」を攻撃されて、新しい戦争が起こるというシナリオを描いていたようである。会談記録をみよう。「新疆を經由して、中国の鉄道とソビエトの鉄道を統合する鉄道は建設すべきかどうかという問題点を毛沢東が取り上げ、任弼時はそれを強く支持した。これは新しい戦争が起こったときに共同防衛をするのに大きな意味を持つだろう。「そのような戦争においては、当然中国はソ連と同じ側に立つだろう。もし満洲が攻撃されたときには、戦闘に立っている中国軍への物資供給にとって、その鉄道が重要な通路となるだろう」⁵¹。

毛はこのように語りながら、日本や米国との新たな戦争にそなえて、ソ連軍のプレゼンスが大きな意味をもつことを確認した。「中国は、ソ連からの援助なしに自力で自衛するには弱いため、ソ連邦が日本ファシズムから中国を防衛するために旅順口に来たのである。ソ連は帝国主義的勢力としてではなく、全般的な利益を擁護する社会主義勢力として中長鉄道と旅順口に来たのである」。「米帝国主義は、抑圧するために中国にいる……。中国が強くなり、日本の危険に対して自衛できるようになれば、そのときには旅順口の基地にソ連邦がいる必要はなくなる」⁵²。さらに「毛沢東と[中共] 政治局員は、ほぼ同時にこう話した。いまソビエト軍は遼東から撤退すべきではないし、旅順軍港を廃止すべきでもない。というのは、そうすることで我々は米国を増長させることになるだけだからだ」⁵³。

毛は、新しい中ソ同盟を急いでつくろうとしたわけではなかった。むしろ既存の中ソ同盟を部分的にせよ、評価していた。彼はこう語る。「彼ら[中共] は、蔣介石の条約を全廃することは求めている。なぜなら、そのなかには愛国主義的性格をもったものも含まれているからである」。例えば、「中長鉄道と旅順口に関する中ソ協定」などである⁵⁴。毛は、旅順口に関する協定が「不平等な」ものだと考えておらず、当面この条約を維持してもよいと表明していた。「中国国内で政治的抵抗がなくなり、人民が外国資本を没収するための攻撃に動員されるようになってから、またソビエト連邦からの援助を《我々がきちんと受けるようになって》はじめて条約は改正できる」。「中国人民はこの条約に関してソ連邦に感謝している。我々が強くなれば、そのときに《貴殿は中国から去り》、我々はソビエト-ポーランド条約と同様の相互援助条約を中ソ間で締結することになる」⁵⁵。

ソ連軍のプレゼンスを期待する毛にとって、アジアの革命をヨーロッパから切りはなすことは望ましくなかった。彼は、「インドシナ、タイ、フィリピン、インドネシア、ビルマ、インド、マレー、朝鮮の各共産党とは関係を維持している」ものの、「インドシナ・朝鮮の両共産党との関係が最も緊密であり、残りのものとの関係はかなり弱い」と語った。また「日本共産党とは、総じて無関係である」から、「このような条件下にヨーロッパの共産党情報局 [コミンフォルム] と同様のアジア諸国の共産党情報局を組織するのは時期尚早である」。「我が軍が華南を制しはじめ、我々[中共] の立場が強化されたときに、この問題を再びとり上げることができよう」。「最初は、すべてのアジア諸国の代表ではなく、一部の国、例えば、中国、

朝鮮、インドシナ、フィリピンの共産党代表から情報局を構成するのが目的にかなっている」⁵⁶。毛はこのように語り、ヨーロッパとアジアで革命を分業することに消極的な姿勢をみせた。

6. 英米からの接近

こうして中共は、日米と関係を改善するよりも、むしろ彼らと戦争になったときにそなえて、対ソ接近をはかることに重点をおいた。そもそも彼らは、米国の軍事介入する可能性はそれほど高くないとみていた。1月初旬、中共中央政治局会議は、次のような情勢認識で合意していた。「これまで我々は、米国の直接派兵して、中国沿海のいくつかの都市を占領し、我々と戦うという可能性を自分たちの作戦計画のなかに入れてきた。……しかし、中国人民の革命勢力がますます強大になり、断固たる姿勢をとるにしたがって、米国の直接軍事干渉する可能性はますます小さくなったし、[米国の] 国民党を財政及び兵器で援助するという可能性さえ低減した」⁵⁷。

彼らは、このような認識にとどまらず、英米両国が中共に接近する可能性さえあると熱心に語った。毛は、「国民政府[の権力]が分散したことで、米英は内政不干渉を表明せねばならなくなり、英米にいたっては、人民解放軍に期待するとまで言っている」とミコヤンに話した。周恩来もまた「民主的指導者を通じて得た中共の情報によれば、米国人・英国人は共産主義者をリーダーとする新政府を承認する用意がある」と語り、その証拠の一つとして「両国の大使が南京を離れず、広東に移った国民政府についていかなかったこと」を挙げた。ただし、彼は「中共が主要大国に新政府を即時承認するよう求める」のか、或いは「新政府の承認を急が」ず、たとえ外国政府が承認したいという意志を表明しても、それに拒否も同意も与えず、中国の新政府にフリーハンドを生むのかについては明言しなかった⁵⁸。

中共は、ソ連が主導する陣営に重点をおくとアピールする一方で、英米両国が自分たちに接近する可能性があることも忘れず喚起した。

V ソ連の秩序設計

1. 戦争回避のための設計

ソ連にとって、おもな冷戦の舞台はヨーロッパをおいて他になかった。

従って、東アジアの国際政治については、いきおい慎重な姿勢をとりつづけた⁵⁹。彼らは、現地で大きな戦争を回避するために、少なくとも当面は現状維持をはかろうとした。そこでソ連は、国府との公的な外交関係を維持しながら、中共があからさまに対ソ接近することを抑えようとした。東アジアとヨーロッパの革命を分業するというような提案もなされた。

これに比べれば、中国国内の国家建設に関する助言は、意外なほどに弱かった。ソ連は、内政不干渉の原則を堅持しながら、内戦の戦略と新政府の政治・経済建設については、定見ある助言をそれほど多くは与えなかった。あたかも東アジアの国際情勢を軸にしながら、中国国内の秩序設計をしていたようにみえる。以下、それぞれ体系立てて分析しよう。

2. 中共への疑念

まず、ソ連はどのように東アジアの国際政治を構想していたのか。順を追って、その論理を解剖していこう。

最初に、彼らの中国政策である。目下のところ、ソ連にとって公式の外交関係は、国府とのあいだで維持すべきものであった。ミコヤンは中共の幹部をまえにして、このことを露骨に語った。ロシチン大使が国府とともに広東に移動した件について、「これは至極当然のことである。なぜなら中国には、依然として政府は一つしかなく、我が大使はその政府からの信任状を得ているからである。」「実質上、このことは我々のあらゆる活動を損なうどころか、むしろそれを助けるものでもある」⁶⁰。

他方、ソ連は中共への援助を非公式ながらすすめていた。ミコヤンは述べる。「我々は、兵器生産を組織化するのを助け、助言者を与えることに原則として同意する。高射砲と対戦車砲については何もいえないが、モスクワに検討するよう伝えておく」⁶¹。また、経済・財政問題それぞれについて助言者を用意するよう中共から求められたとき、ミコヤンは「コワリョフ (I. V. Kovalev) 同志が経済問題に関するソ連邦閣僚会議の代表」であり、活動範囲は「満洲と華北」であるものの、コワリョフが「毛沢東同志の完全な指揮下におかれる」ことを確認した。その場合、「実質的に彼 [コワリョフ] の活動は中国全体に及ぶ」と述べた⁶²。

ただし、ミコヤンは中共に対して持っている疑念や不安を隠そうとはしなかった。師哲の回想によれば、ミコヤンは石家荘から西柏坡へ向かう道中、「何度も停車するよう求め、民衆の家を見物したがった。我々は安全

性を考え、彼〔ミコヤン〕を引き止めた。しかし、彼はこう答えた。『どのみち人々はみな知ることになる。情報はすぐ全世界に広まり、人々は「ソ連の鬼が中国に来て、破壊活動をした」というだろう。どのみち秘密は守られず、漏れてしまう……』。はじめから彼が考えていたのは、秘密保持の問題であり、安全性ではなかった」⁶³。中共との会談が始まってからも、ミコヤンは似たような非難をした。英米仏が国共の調停役を引き受けるつもりでいたにもかかわらず、「最近になって、当該諸国はソ連と中共が外国の調停に反対していることを何らかのかたちで知り、恥をかかないよう、自身の立場を変更し、調停を拒否した。これに関して、秘密活動に関わる諸問題を真剣に検討しなければならないし、中共の周囲をぶらつく連中のなかから米国人に情報が漏れた可能性があるかどうかについて、注意が必要である」⁶⁴。

ミコヤンの疑念は、中共幹部の知識や経験にも向けられた。彼は次のように表現している。「会談した政治局員は、政治一般・党・国際〔情勢〕・農民の諸問題、さらに経済一般の問題について、それぞれ通曉しており、確固たるものをもっている。しかし、経営問題となると、非常に知識は弱い。産業・交通・銀行に関する彼らの案は、とても漠然としている。…彼らの経営計画はすべて、一般的目標といった程度のものであり、彼らの統治下にある解放区についてさえ具体化しようとはしていない。〔彼らは〕へんぴな農村にいて、実践的活動からは乖離している」⁶⁵。あくまでも、中共幹部に対する評価は厳しかった。

3. 革命の分業

ソ連は中国をめぐる国際政治を構想するとき、米国などによる軍事介入を警戒していた。国府がソ連に国共調停を求めたとき、スターリンは毛にこう伝えた。これを明確に拒絶すれば、起こりうるシナリオの一つとして「米国が欧米の世論を次のように誘導するのを貴殿〔毛〕は許すことになる。それは、共産党が平和を求めているため、彼らとの和議は不可能であるし、中国で平和を達成するためには、1918～1921年の4年間、ロシアに干渉したような大国による軍事干渉を行う他に方法はないといった内容の誘導である」⁶⁶。

ただし、ミコヤンによれば、中国のおかれた環境はシベリア出兵のころほど不利ではなかった。彼はいう。「中国の工業発展のプロセスは、ソ連

邦と人民民主主義諸国が存在するという条件の下では、ソ連邦の工業発展よりも容易であろう。ソ連邦は、その樹立当初から外国の干渉と戦闘に大部分の資金を費やさなければならなかったからだ」。また彼は、諸外国の在華資産について、日仏、可能ならば英国の各資産を国有化すべきであるが、「新政府が米国人の利益を考慮する」ことを知らせるため、「米国の資産に対しては慎重な政策をとるべきだ」と語った。そして「共産主義者をリーダーとする政府が中国情勢を制するとき、この問題を再考し、情勢や米国人の行動にかかわりなく決定すればよい」とした⁶⁷。

当面、中国をめぐる米國と衝突する火種はつくりたくないという判断がうかがえる。スターリンにとっては、中共がソに接近を拙速にすすめることもまた警戒すべきことであった。彼は、「現状で貴殿〔毛〕がモスクワに出発すると、敵方が中国共産党を自主性のないモスクワに依存した勢力であるかのような権威失墜に利用するだろう」から毛の訪ソは延期すべきだと本人に伝えていた⁶⁸。

むしろモスクワは、自分たちよりも中国が東アジア地域の革命において一定の役割をはたすよう促した。その論理を整理してみよう。

まずミコヤンは、中国革命の性格をこうとらえていた。「中国の条件はロシアやヨーロッパの条件とは異なる」ため、「中国にとってロシア革命や人民民主主義諸国の路線は適さない」。ロシアは、「帝国主義者に抑圧されたわけではな」く、人民民主主義諸国は「ドイツ圧制からの解放それ自体が共産主義者による民主主義政権の樹立を促した」。それに対して、「中国革命は反帝国主義の性格にそって、国内にいる帝国主義者の地位を掘り崩さなければならない」⁶⁹。この「反帝国主義的革命という性格」こそ、中国革命がもつ「独自の道」から生まれたものであった。ミコヤンは、こう論じてもいた。「中国の経験を一般化することが、アジア諸国の革命運動にとって理論的価値をもつということまで、果たして否定できるだろうか。もちろん、それはできない」⁷⁰。

そこでミコヤンは、ヨーロッパと東アジアの革命をなかば分業するような構想を、おぼろげながら話した。「我々の党の見解としては、中共中央はコミンフォルムに加わるべきではなく、中国共産党をリーダーにした東アジア諸国の共産党情報局を創設するべきである。第一期には、中国、日本、朝鮮の三つの共産党から構成すべきである。その後、他の共産党も継続的に引き込んでいけばよい」。ただし、毛から「中共とソ連が直接的

な関係を持つべきかどうか」質問されたとき、ミコヤンはそれを肯定した⁷¹。革命を完全に分業するというものではないものの、中共の積極的な役割を促したことは事実である。

さらにミコヤンは、新しい中ソ同盟をつくることについて、まったく言及しなかった。彼が語ったことは、現中ソ同盟がもつ協定の一部を撤廃するということくらいだった。彼によれば、旅順口に関する協定は、「国民党と日本の共謀を阻止し、米国がソ連と中国国内の解放運動に敵対するのを阻止するため」に締結されたものであった。ただし、ソ連はこれを「不平等な協定だと考える」。「いまや中国共産主義者が政権を握ろうとしており、国内情勢は根本的に変化している」から、ソ連は「対日講和締結後、すぐにこの不平等な協定を撤廃し、旅順から自身の軍隊を撤退させると決定している」。「もし中国共産党が軍隊を即時全面撤退すべきだと考えているのであれば、ソ連はこれをすすめる用意はあ」⁷²。

ソ連は、中国に新しい政権が生まれることは予測しながらも、新しい同盟の成立を急ごうとまではしなかった。それどころか、ソ連軍のプレゼンスを後退させてもよいとまで提案していた。中共による過剰な対ソ接近が、暗黙のうちに抑制されていたことになる。

4. 国家建設のかたち

では、ソ連はこのように国際政治を構想しながら、中国の新たな国家建設をどのように考えていたのだろうか。

まず、内政不干渉の原則が、意外なほどに重要な役割をはたしていたことを確認しておこう。国府から国共調停を求められたとき、ソ連は毛の意見を尊重しながら、正式な回答を決めたのである。当初、スターリンは、中共がソ連の調停に同意するかどうか確認が必要だとする回答を用意していたが、同時に彼は、この回答に「もし同意されないときには、より適切な回答を我々に示唆されたい」と毛に打診していた⁷³。スターリン自身、「南京と米国による平和の提案は、まちがいに欺瞞的政策の現れ」だと考え、国民党軍がやがて「力を温存したあとで」反撃するとみていた。ただし、ソ連の助言は「強要」ではないから「受け入れても拒絶してもよい」し、「我々の回答は、貴殿[毛]の要望を軸に据えるつもりである」と毛に伝えてもいた⁷⁴。結局、ソ連は国府の調停依頼に対して、「他国への内政不干渉原則を堅持」することを確認した上で、中国人自身が「民主的で、平和愛好

的な国家として中国を再統一」すべきだと正式に回答したのだった⁷⁵。スターリンは、現政権の延命にいつさい手を貸さなかったばかりか、中共の戦略にも過剰な干渉をすることなく、むしろ後者を尊重したときえいえる。

では、ソ連はどのようなプロセスを経て中国に新しい政治体制をつくるべきだと考えたのだろうか。スターリンは、米国と国府の影響力を排除しながら、新しい連合政府をつくるべきだと考えていたようである。1月6日、スターリンは毛にこう伝えている。「現状において、そのような[民主連合]政府を組織することは、国民政府の崩壊を促進し、中国の新たな、さらに力強い民主勢力の発展を助長するだろう」。ただし、その組織化を夏まで待てば、「国民党員が米国人の助けを借りて、連合政府創設のイニシアティブをにぎり、夏以前に自分たちの連合政府をつくり」かねない。従って、「夏まで待たずに、北平解放後、すぐにこれらの措置[政協会議の招集と民主連合政府の形成]を講じるほうがよくないだろうか。このことによって、中国連合政府組織を独自に計画している国民党と米国の指導者を混乱させることができる」⁷⁶。

その連合政府の構成について、1月14日、スターリンは毛に次のように助言していた。たとえ国民党が平和交渉の条件を受け入れたところで、中共は停戦してはならない。政協会議で「中国の唯一の政府」として連合政府を創設することを宣言するべきであるし、その政府は共産主義者が主席、総司令官、閣僚ポストの3分の2を占めるものとする⁷⁷。

ところが、連合政府形成の時期については、見解がゆれ動いた。当初、上記のように、北平解放後すぐに開始するよう助言していたにもかかわらず、訪中したミコヤンはこう語ったのである。「スターリン同志は、仮に毛沢東同志が[北平解放後ではなく]南京解放後に連合政府を形成するのがよいということに同意されるのであれば、彼[スターリン]もそれに同意するという意見をお持ちである」⁷⁸。

さらにミコヤンは、政協会議や連合政府などの構成について、まったく助言しなかった。彼は、軍事戦略についても、助言らしい助言はしていない。例えば、上海と南京における戦略について、次のように語るくらいだった。「2～3ヵ月攻撃を中止することは、国民党側に混乱をせずめ、抵抗を組織するための休息を与えることにならないか。というのも南京側が平和の条件に同意すれば、それだけ彼らが休息を求めていることが強く示されるからだ」⁷⁹。後日、毛が軍事戦略を体系立てて話したとき、それに対し

てミコヤンが明示的に回答した形跡はない⁸⁰。

次に、ソ連は経済建設について、どのような提案をしたのだろうか。政治体制と同じように、ここでも社会主義化を長期的にすすめることが助言された。ミコヤンは、劉少奇の見解に同意しながら「民族ブルジョアジーに対する慎重な政策は正しい」と話した上で、こう述べた。「今のところ、その企業の国有化については、話をしなくてもよいし、よく観察する方がよい。政権が強くなったときに、その問題を提起するとよい」⁸¹。また彼は、現代国家にとって工業化がきわめて重要であることも説いた。「中国は経済的に対照的である。例えば、上海は巨大な産業の中心地であるが、農村は遅れてい」る。さらに、こう強調した。「現代国家の基礎は工業にある。工業発展すれば、国民の生活水準を上げることは容易になる」。農地改革だけでは、「国家の技術的・工業的発展の問題まで解決することはできない」

82。

このようにミコヤンは、社会主義経済に移行するとき、工業発展がきわめて大きな比重を占めると助言したが、ソ連は中国に対してどのような援助を与えようとしたのだろうか。

ミコヤン訪中前、オルロフは毛に次のような話をしていて、中共から要請さえあれば、ソ連は鉄道の技師やその他作業員を派遣する用意はある⁸³。ミコヤン訪中後、彼はおもに二つの分野で援助を提案した。まず、ミコヤンは「我々 [ソ連] は兵器生産の組織化を援助し、助言者を用意することに原則同意する」とした。その上で、「高射砲と対戦車砲については、いま何もいえないが、検討するようモスクワには伝える」と話していた⁸⁴。次に、彼はこのような話もした。「I. コワリョフ同志は経済問題に関するソ連閣僚会議の代表であり、彼の活動範囲は満洲と華北である。……彼は名目上、中長鉄道を担当しているが、実質的に彼の活動は中国全体に及ぶ」⁸⁵。

ソ連は、鉄道技師・兵器生産・助言者の用意といった点で援助すると明示したものの、ミコヤン訪中時に具体的な内容までは示さなかった。

さて、ミコヤンは中国の国家建設をどのようにすすめるべきかについて、以上のような助言をしてきたが、国際政治の構想に比べれば、その内容はそれほど充実したものではなかったといえる。

VI 二つの中ソ同盟のあいだ

ミコヤンの秘密訪中は、1945年と1950年にそれぞれ成立した二つの中ソ同盟の間におかれた、まさに移行期とよぶにふさわしいイベントであっただろう。一方では、1945年の中ソ同盟がなおも生き残り、ソ連は国府との外交関係を維持することにあくまでも固執していた。しかし他方、内戦の進展によって、その内実は大きく崩れはじめ、中国に新しい政権が生まれる前夜でもあった。モスクワと中共の幹部どうしが、濃密な交渉をくり広げたのは、このような移行期に他ならなかった。

このとき、ソ連と中共のあいだに重要なコンセンサスがあったことは事実である。まず、近いうちに国府を排除して、中共をリーダーにした連合政府をつくることについては、両者の見解は一致していた。さらに、日米による勢力伸張をくい止めるために、これまでソ連の軍事プレゼンスが有用だったという点についても、両者の評価に大差はなかった。

ここで重要な利害の一致をみつけながら、新たな中ソ同盟がつけられていくプロセスを考察することは、たやすい。ところが、表面では両者の利害が一致しているときでも、その内実を解剖してみれば、両者の戦略があまりに対照的であることに気づかされる。

中共にとっては、自らの政権をつくるのが最優先の課題であったため、「現状変革」という国内の国家建設が戦略の中心にあった。これを土台にしながら、国際政治は構想された。そのとき彼らは、米国による軍事介入のリスクがあることは計算に入れながらも、それよりは東側陣営を選択することに、より大きな利得を見いだした。この選択は、やがて国際政治において勢力配分の大きな変動を生むことになる。

他方、ソ連にとっては、新たな戦争を回避するという国際政治の構想こそ戦略の軸軸であっただろう。そのために、中共が拙速に対ソ接近をすすめるのを警戒し、それを抑制するためにいくつもの提言をくり返したのである。また、国府政権が近いうちに瓦解すると知りながらも、彼らとの公式関係を放棄することなく、あくまでも「現状維持」に固執した。新たな中ソ同盟をつくるという姿勢は、このときまったく明示されなかった。

ミコヤンの秘密訪中によって生まれた利害の一致は、このように対照的な戦略が互いにぶつかりあい、均衡地点をみつけたときによく成立したものだだったといえる⁸⁶。ソ連は東アジアにおける戦争を回避したいと考

えながらも、そのために現地の革命を強くコントロールするというところまでしなかった。それどころか、東アジア地域における革命を発展させるために、中共の役割に期待するという姿勢までとったのである。

両者が対照的な戦略をかかえながらも、やがて同盟をつくりあげていくまでには、まだいくらか時間が必要だった。

＜資料：ミコヤン訪中の議事日程＞

	出席者	主な議題
【第一回 1月30日】	A. И. ミコヤン、И. コワリョフ、E. コワリョフ、毛沢東、周恩来、劉少奇、朱徳、任弼時、師哲	中国の軍事情勢／党史（党の誤った方針）／幹部教育
【第二回 1月31日】	同上	連合政府形成／中共中央におけるソ共中央代表／内戦情勢／国民党の海軍力／幹部／労働組合／青年・婦人のなかの運動／国府との会談／国際貿易／党の対外関係（外交承認、外国のマスメディア、外国企業）
【第三回 2月1日午後】	ミコヤン、周（毛の代理）、朱、師	国際関係（党の対米関係、連合政府の承認問題、対外政策の諸原則）／外国資産の扱い
【第四回 2月1日夜】	ミコヤン、И. コワリョフ、E. コワリョフ、周、朱、師	少数民族（イスラム教徒、内モンゴル）／国民党軍（陸海軍）、国民党の各指導者（宋子文、張治中、邵力子）／人民解放軍（軍備、不足）
【第五回 2月2日午後】	ミコヤン、И. コワリョフ、E. コワリョフ、任、朱、師	財政（課税、予算、貨幣）／通商／産業／農村経済
【第六回 2月3日午後】	ミコヤン、И. コワリョフ、E. コワリョフ、劉、任、師	資本没収（国内外企業）／国家資本主義経済／買弁ブルジョアジーへの政策／解放区の経済構造／中共の経済政策の特性／通商／産業基盤の育成（ソ連・新民主主義諸国からの援助）／経済建設の錯誤／土地国有化／貨幣改革
【第七回 2月3日夜】	ミコヤン、И. コワリョフ、E. コワリョフ、毛、周、劉、任、朱、師	国共会談と外国の調停／ユーゴスラビア／アジア諸国の共産党の連携／中共党史（4期区分と基本問題の紹介）
【第八回 2月4日（時間不明）】	同上	民族問題（全般、内外モンゴル、新疆）／新疆の鉄道建設／中共-ソ共関係／ソ連による援助／国共交渉／将来の政権（政協会議準備も含む）／諸外国との条約関係（中ソ条約も含む）

【第九回 2月5日午後】	同上	外国資本／中国のインテリゲンチヤ／ 中共中央全体会議／党内の自己批判／ 軍隊における党の課題／中国の工業発 展レベル／中国革命の路線・性格／中 共党員の理論的水準の向上
【第一〇回 2月5日夜】	同上	党内情勢／労働問題／軍事情勢・戦略 (大規模作戦から平和攻勢へ)／駐華 米国人ジャーナリスト
【第一一回 2月6日】	同上	外モンゴル／中ソ条約／少数民族／経 済政策(工業化、協同組合的経済)／ 国家権力(全人代、省政府)／政府首 脳／幹部の状況・課題／ソビエトの対 中借款／中共中央の計画(49年2-3月) ／青年の運動
【第一二回 2月7日(推 定。正確な日付不明)】	不明(議事録にはミコヤ ン、毛、劉、任、朱が登場)	中共の経済政策／貨幣／予算／経済構 造／経済政策実施における錯誤／外国 企業に対する姿勢／党内の危険な趨勢 ／社会主義への移行期の特徴

(出典) PKO-V-2, No.426-439を基に松村作成。

付記

本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金、若手研究(B)「二つの中ソ同盟(1945-50)の比較研究—戦後東アジア国際政治の起点」(課題番号22730150)の研究成果の一部である。

註

- 1 師秋朗整理『峰与谷:師哲回憶録』红旗出版社、1992年(以下、『師哲回憶録』)、41、44頁;A.M. Ледовский, *СССР И Сталин В Судьбах Китая: Документы и Свидетельства Уч астника Событий 1937-1952*, (Москва, 1999), с.58-59.
- 2 中共が消極的なスターリンを同盟者としてアジアに呼びこみ、ソ連は中ソ友好同盟相互援助条約を契機にして、東アジア地域で守勢から攻勢に転じ、やがて朝鮮戦争を招いてしまうという物語である。Vojtech Mastny, *The Cold War and Soviet Insecurity: The Stalin Years*, Oxford University Press, 1996; Michael M. Sheng, *Battling Western Imperialism: Mao, Stalin, and the United States*, Princeton University Press, 1997; Shen Zhihua (沈志華), "Sino-Soviet Relations and the Origins of the Korean War: Stalin's Strategic Goals in the Far East," *Journal of Cold War Studies*, Vol.2, No.2 (Spring 2000), pp.44-68; Odd Arne Westad, *Decisive Encounters: the Chinese Civil War, 1946-1950*, Stanford University Press, 2003. こうした研究の批判的検討は、Fuminori Matsumura, "Postwar America and the Fall of the 'Great Power China': From the Marshall Mission to the Asian Cold War," *National Institutes for the Humanities, Contemporary Chinese Area Studies, Contemporary China Review*, No.2, Nov.2008, pp.36-78.
- 3 Sergei N. Goncharov, John W. Lewis and Xue Litai ed., *Uncertain Partners: Stalin, Mao, and the Korean War*, Stanford University Press, 1993, pp.36-44.
- 4 Westad, *Decisive Encounters*, ch.7 (とくにp.236) .
- 5 薛衡天『民国時期中蘇関係史(1917-1949)』下、中共党史出版社、2009年、9章。
- 6 かつて半軍はミコヤン訪中について、それが毛の訪ソ前に中共の方針を探るためのものだったと議論していた。Niu Jun, "The Origins of the Sino-Soviet Alliance," in Odd Arne Westad

- ed., *Brothers in Arms: The Rise and Fall of the Sino-Soviet Alliance, 1945-1963*, Stanford University Press, 1998, p.64. 近年、彼はミコヤン訪中によって、中ソは国内外政策をめぐって広範な合意を得たと論じた。中ソ関係は未定であったが、ミコヤン訪中が積極的なインパクトを与えたと評価しているのである。Idem, “The Birth of People’s Republic of China and the Road to the Korean War,” in Melvin P. Leffler and Odd Arne Westad eds., *The Cambridge History of the Cold War*, Vol.1 (Origins), Cambridge: Cambridge University Press, 2010, p.233.
- 7 公刊順に並べておく。中共中央文献研究室編『周恩來年譜 一八九八—一九四九』中央文献出版社、1989年；同編『毛沢東年譜 一八九三—一九四九』下巻、中央文献出版社、1993年；同編『劉少奇年譜 一九四九—一九六九』下巻、中央文献出版社、1996年；同編『任弼時年譜 一九〇四—一九五〇』中央文献出版社、2004年；同編『朱徳年譜 一八八六—一九七六』新編本、中巻、中央文献出版社、2006年。
 - 8 李海文整理『在歴史巨人身边：師哲回憶録』1991年；師『師哲回憶録』。
 - 9 Ледовский, СССР И Сталин В Судьбах Китая, с.54-65. ただし、ここには訪中前に交わされた中共とモスクワ間の電報、さらに訪中後の回想なども収録されている。
 - 10 А.М. Ледовский, Р. А. Мировицкая, В. С. Мясников(Составители), *Русско-китайские отношения в XX веке. Т. V: Советско-китайские отношения. 1946-февраль 1950 гг. Кн. 2: 1949-Февраль 1950 гг.* Отв. ред. С. Л. Тихвинский. М: Памятник и исторической мысли, 2005г (以下、PKO-V2), No.426-439.
 - 11 『毛年譜』下、448-119頁（1949年1月31日）。なお、以下の該当箇所でも記載内容はほぼ同一である。『周年譜』、810-811頁；『任年譜』、588頁；『朱年譜』、1324頁。
 - 12 Ледовский, СССР И Сталин В Судьбах Китая, с.48-50.
 - 13 松村史紀「アメリカの戦後『満洲』政策：『伝統的方針』の終焉へ（1946.1-6）」戦後「満洲」史研究会編『近きに在りて』第57号、2010年6月、13-23頁。
 - 14 Ледовский, СССР И Сталин В Судьбах Китая, с.75.
 - 15 Там же, с.48, 80.
 - 16 Там же, с.50-51.
 - 17 Там же, с.51-53.
 - 18 毛沢東からスターリンへの電報（1949年1月9、10日）、PKO-V2, No.400, с.10-11, No.402, с.14-15；テレピン [オルロフ] から F.クズネツォフ [ソ共中央における中共中央との連絡員] への電報（1月10日）、Там же, No.401, с.11.
 - 19 テレピン [オルロフ] からクズネツォフへの電報（1月13日）、PKO-V2, No.408, с.20；スターリンから毛への電報（1月14日）、Там же, No.409, с.22；毛からスターリンへの電報（1月17日）、Там же, No.418, с.29.
 - 20 「ミコヤン覚書」、Ледовский, СССР И Сталин В Судьбах Китая, с.56-58.
 - 21 『師哲回憶録』、43頁；薛『民国時期中蘇關係史』下、231頁。本文引用文中の[]内は引用者による。特別に断らない限り、以下も同様。
 - 22 「ミコヤン覚書」、Ледовский, СССР И Сталин В Судьбах Китая, с.65.
 - 23 毛沢東からスターリンへの電報（1月10日）、PKO-V2, No.402, с.14.
 - 24 毛沢東からスターリンへの電報（1月12日）、PKO-V2, No.407, с.20.
 - 25 ミコヤン-毛沢東らの会談記録（1月30日）、PKO-V2, No.426, с.34.
 - 26 ミコヤン-毛沢東らの会談記録（2月5日夜）、PKO-V2, No.435, с.79.
 - 27 ミコヤン-毛沢東らの会談記録（1月31日）、PKO-V2, No.427, с.40.
 - 28 毛沢東からスターリンへの電報（1月12日）、PKO-V2, No.407, с.19.
 - 29 テレピン [オルロフ] からスターリンへの暗号電報（1月13日）、PKO-V2, No.408, с.20.
 - 30 ミコヤン-毛沢東ら会談記録（1月31日）、PKO-V2, No.427, с.41.

- 31 ミコヤン-毛沢東ら会談記録 (2月4日), *PKO-V-2*, No.433, c.69-70.
- 32 毛沢東からスターリンへの電報 (1月17日), *PKO-V-2*, No.418, c.29.
- 33 毛沢東からスターリンへの電報 (1月10日), *PKO-V-2*, No.402, c.14.
- 34 ミコヤン-毛沢東らの会談記録 (1月31日), *PKO-V-2*, No.427, c.37.
- 35 ミコヤン-毛沢東らの会談記録 (2月4日), *PKO-V-2*, No.433, c.70-71.
- 36 ミコヤン-毛沢東らの会談記録 (2月5日), *PKO-V-2*, No.434, c.77.
- 37 ミコヤン-劉少奇らの会談記録 (2月3日), *PKO-V-2*, No.431, c.59.
- 38 ミコヤン-毛沢東らの会談記録 (2月6日), *PKO-V-2*, No.437, c.83.
- 39 ミコヤン-毛沢東らの会談記録 (日付なし、推定2月7日), *PKO-V-2*, No.439, c.91-92.
- 40 薛『民国時期中蘇関係史』下、238頁。
- 41 ミコヤン-毛沢東らの会談記録 (1月30日), *PKO-V-2*, No.426, c.35-36.
- 42 ミコヤン-毛沢東らの会談記録 (2月5日), *PKO-V-2*, No.434, c.77.
- 43 ミコヤン-周恩來らの会談記録 (2月1日), *PKO-V-2*, No.428, c.43.
- 44 ミコヤン-毛沢東らの会談記録 (2月4日), *PKO-V-2*, No.433, c.68, 72.
- 45 ミコヤン-毛沢東らの会談記録 (日付なし、推定2月7日), *PKO-V-2*, No.439, c.92.
- 46 ミコヤン-劉少奇らの会談記録 (2月3日), *PKO-V-2*, No.431, c.60.
- 47 ミコヤン-毛沢東らの会談記録 (2月6日), *PKO-V-2*, No.437, c.86.
- 48 ミコヤン-毛沢東らの会談記録 (1月31日), *PKO-V-2*, No.427, c.42.
- 49 ミコヤン-任弼時らの会談記録 (2月2日), *PKO-V-2*, No.430, c.54.
- 50 以上は、周が語った内容による。ミコヤン-周らの会談記録(2月1日), *PKO-V-2*, No.428, c.46, 47. 当時、中共中央が提起した外交活動についての体系的な指示のうち、少なくとも以下の文書には、上記の内容は明示されていない。「中央關於外交工作的指示」(1949年1月19日)；「中央關於外交工作方針的補充指示」(1949年1月25日), 中央檔案館編『中共中央文件選集』第18冊、中共中央党校出版社、1992年、44-49、78-79頁。ただし、前者の指示には、「いかなる外国及び国際連合による中国内政干渉であつても許さぬ」、それは「中国が独立国家だからである…」という表現はみられる。同上、48頁。
- 51 ミコヤン-毛沢東らの会談記録 (2月4日), *PKO-V-2*, No.433, c.68.
- 52 ミコヤン-毛沢東らの会談記録 (2月4日), *PKO-V-2*, No.433, c.72.
- 53 ミコヤン-毛沢東らの会談記録 (2月6日), *PKO-V-2*, No.437, c.82.
- 54 ミコヤン-毛沢東らの会談記録 (2月4日), *PKO-V-2*, No.433, c.71-72.
- 55 ミコヤン-毛沢東らの会談記録 (2月6日), *PKO-V-2*, No.437, c.82.
- 56 ミコヤン-毛沢東らの会談記録 (2月3日), *PKO-V-2*, No.432, c.63.
- 57 「目前形勢和党在一九四九年的任務」(1949年1月8日、中央政治局會議を通過)、『中共中央文件選集』第18冊、17頁。なお、彼らは米国の対中政策に二面性があると分析していた。一つは、国民党の残余勢力や地方軍閥を支持することで人民解放軍への抵抗を続けるというものであり、もう一つは革命陣営内の反対派につけ込んで革命を「内部破壊」するという政策である。同上、17-18頁。
- 58 ミコヤン-毛沢東らの会談記録 (1月31日)；ミコヤン-周恩來らの会談記録 (2月1日午後), *PKO-V-2*, No.427, c.41；No.428, c.45-46.
- 59 注2の各文献を参照。
- 60 ミコヤン-周恩來らの会談記録 (2月1日), *PKO-V-2*, No.428, c.45.
- 61 ミコヤン-周恩來らの会談記録 (2月1日夜), *PKO-V-2*, No.429, c.51.
- 62 ミコヤン-毛沢東らの会談記録 (2月4日), *PKO-V-2*, No.433, c.68.
- 63 師『師哲回憶録』、41-42頁。
- 64 ミコヤン-毛沢東らの会談記録 (2月3日夜), *PKO-V-2*, No.432, c.62.
- 65 以上の引用文は、会談における発言というよりも、モスクワに対する報告用の説明文だと思わ

- れる。ミコヤン-毛沢東らの会談記録（2月7日 [推定]）、*PKO-V-2*, No.439, c.90.
- 66 スターリンから毛沢東への暗号電報、1月14日、*PKO-V-2*, No.409, c.21.
- 67 ミコヤン-毛沢東らの会談記録（2月5日）、*PKO-V-2*, No.434, c.75-76.
- 68 スターリンから毛沢東への電報、1月10日、*PKO-V-2*, No.403, c.16.
- 69 ミコヤン-毛沢東らの会談記録（2月5日）、*PKO-V-2*, No.434, c.76.
- 70 ミコヤン-毛沢東らの会談記録（1月30日）、*PKO-V-2*, No.426, c.36.
- 71 ミコヤン-毛沢東らの会談記録（2月3日）、*PKO-V-2*, No.432, c.63.
- 72 なお、中朝鉄道に関する協定は「主にロシアの資金で建設された」ため、「不平等」ではないと述べた。ミコヤン-毛沢東らの会談記録（2月6日）、*PKO-V-2*, No.437, c.82.
- 73 スターリンから毛沢東への電報、1月10日、*PKO-V-2*, No.403, c.15.
- 74 スターリンから毛沢東への暗号電報、1月14日、*PKO-V-2*, No.409, c.21-22.
- 75 A.Y. ヴィシンスキー-傅秉常の会談記録、1月17日、*PKO-V-2*, No.415, c.27-28.
- 76 スターリンから毛沢東への電報、1月6日、*PKO-V-2*, No.396, c.7-8.
- 77 スターリンから毛沢東への暗号電報、1月14日、*PKO-V-2*, No.409, c.22.
- 78 ミコヤン-毛沢東らの会談記録（1月31日）、*PKO-V-2*, No.427, c.37.
- 79 ミコヤン-毛沢東らの会談記録（1月30日）、*PKO-V-2*, No.426, c.35.
- 80 ミコヤン-毛沢東らの会談記録（2月5日夜）、*PKO-V-2*, No.435, c.78-80.
- 81 ミコヤン-劉少奇らの会談記録（2月3日）、*PKO-V-2*, No.431, c.58.
- 82 ミコヤン-毛沢東らの会談記録（2月5日午後）、*PKO-V-2*, No.434, c.75.
- 83 テレピンからクズネツォフへの電報（1月10日）、*PKO-V-2*, No.401, c.13.
- 84 ミコヤン-毛沢東らの会談記録（2月1日夜）、*PKO-V-2*, No.429, c.51.
- 85 ミコヤン-毛沢東らの会談記録（2月4日）、*PKO-V-2*, No.433, c.68.
- 86 この両者の対照性は、その後成立する中ソ同盟に反映されていく。毛里は、中ソ同盟の特徴の一つとして、「戦略目標が、現状維持を志向するソ連に対して、台湾問題を抱える中国は現状変更を強く求めている」ことを指摘する。川島真・毛里和子『グローバル中国への道程 外交150年』岩波書店、2009年、115-116頁。時代状況は異なるが、「現状維持」と「現状変革（変更）」という中ソ両者の戦略の対照性が、その後継承されていくことをここで確認しておきたい。

マレーシアの対中接近と ASEAN 協調 —ZOPFAN に隠された地域外交協力—

平川 幸子

I はじめに

1974年から1975年にかけて、マレーシア、フィリピン、タイのASEAN諸国が次々と中国との外交関係を樹立した。これらは、いずれもそれまで反共、反中の立場にあった国家である。たとえば、マレーシアは国内にマラヤ共産党や多くの華人を抱え、国家転覆を企てる勢力の背後に共産中国がいるのではないかとの危惧を常に抱えていた。そのため1957年マラヤ連邦として独立後も接触を回避する一方、国民党政権（台湾）との実務関係を深めて1967年には領事関係を築いていた。ただし、これは「承認」行為や正式な外交関係ではないことを対外的に表明していた。

フィリピンは、1947年の独立後も長期にわたって米国への経済的、軍事的依存体制を維持してきた。アジア反共戦略の拠点として、基地提供だけでなく1960年代半ばまで米国主導の反共キャンペーンの全てに参加していた。1958年の台湾海峡危機以来、フィリピンと台湾とは軍事戦略面での盟友であり、経済社会面でも密接な関係を築いていた。

タイでは、戦後、国内共産党を脅威とする軍事政権が、自らの政権正統性の維持の目的からも米国との同盟面を強化し、共産中国と敵対していった。1948年以来、9年間にわたりタイの国政を担当していたピブーン（Phibun Songkharam）は、1950年に米タイ軍事協定を結び米国の反共戦略にコミットし、国内でも次々と反共活動法を成立させた。その後の、サリット（Sarit Tanat）政権、タノム（Thanom Kittikachorn）とプラパート（Praphas Charusathien）による軍事政権も親米反共路線を強固に貫き、共産中国に敵対する姿勢を崩すことはなかった。

1970年代のデタント期において、これらの反中あるいは反共的な

ASEAN 三国が対中政策を転換した動きについて、本稿では米中接近など東南アジア域外大国の国際政治からの構造的影響ではなく、むしろ域内小国がアジア冷戦を自立的に克服する地域的な試みとして捉える¹。その中心的役割を果たしたのは、1960年代末から中立化、非同盟志向の外交ビジョンを打ち出し、対中政策を早々と転換したマレーシアであった。本稿の視角からは、米国の同盟国であったフィリピンとタイも、マレーシアとの外交協調つまり ASEAN 外交の文脈から対中接近を進めた事実が指摘できる。それは、自国のパワーだけで中国には対抗できないと認識する東南アジア諸国が、域外大国の米国への依存ではなく、域内の隣国との外交協力によって対中バランスを取り、自立的に地域秩序を再構築しようとする試みであったと評価できる。

本稿では、その歴史的契機として、1971年の中国国連加盟後にクアラルンプルで開催された ASEAN 外相会議で合意された「東南アジア平和・自由・中立地帯」(ZOPFAN) 宣言に焦点を当てる。この時に、ASEAN 5カ国(上記3カ国に加えてインドネシア、シンガポール)は、対外的には地域秩序に関する普遍的なコンセプトを宣言する一方、裏では対中政策で協調する行動指針に秘密合意していた。具体的にはマレーシアが先陣となって国交正常化に向けて中国と交渉を行い、その経緯の中で得られた情報や感触について逐一、パートナー諸国に報告と相談をするという合意である。

実際、この出来事は、重要な対外政策決定に際しては事前協議や合意形成を行うという ASEAN 的慣習の最初の事例であると見られている²。しかし、その初めての事例に至った経緯や具体的な事実に関しては、今まで必ずしも明らかにはされてこなかった。そこで本稿は、主に英国の外交一次史料を用いて ZOPFAN の真意を捉え、その背景についてマレーシアの立場からの分析を中心に行う。さらに、ASEAN 三国の対中共同歩調の包括的検証を行い、三国間に一定の連携があったことを指摘したい。

II マレーシアの対中政策転換の背景

マレーシアがマラヤ連邦として英国から独立したのは1957年のことであった。この時期は、1955年にアジア・アフリカ会議(いわゆるバンドン会議)が成功裏に開催された後ということもあり、地域には自立的な雰

団気が満ちていた。実際に、ラーマン (Tunku Abdul Rahman) 首相は、マラヤの対外政策として独立・非同盟を標榜している。ラーマン自身の言葉によると、「独立」とは「いかなる影響からも自由な」ことであり、「非同盟」とは「バンドンとジュネーブの精神に従う」ことであった³。独立直後には、「独立」と「非同盟」という言葉がマラヤ連邦の外交方針としてたびたび使われていた。

しかし、現実には、当時の東南アジアがおかれていた国際政治状況において、ラーマン政権が、「いかなる影響からも自由」であるわけにはいかなかった。マラヤ共産党による政権転覆の脅威を抱えていたラーマン政権が選択したのは、独立後も英連邦の一員としてとどまることであり、英国との相互防衛条約 (Anglo-Malaysia Defence Agreement: AMDA を締結することであった。そして、マレーシアは英国との同盟関係を通じて西側陣営に傾斜していった。この決定は、今日でもラーマン個人の親英 (西欧) 傾向によるものであると、一般には理解されている⁴。ラーマンは宗主国である英国で受けた教育や人脈、経験によって政治キャリアを築いており、英国との協調的關係によってマレーシアを独立に導いていた。彼の心中には、アジア人として民族自決や脱植民地を支持する精神が確かにあり、それは国際舞台の場でたびたび発揮されていた。しかしその一方で、国際共産主義に対しては激しい嫌悪感、脅威感が同居していたのである。

英国と同盟関係は結ぶが、米国が主導する反共軍事地域組織である SEATO には加盟しないという姿勢も、ラーマンのこのようなアンビバレントな感情の現れであった。彼が選んだのはむしろ、1961年に隣国フィリピン、タイとの間で ASA (東南アジア連合) という地域協力組織を結成する自立的な外交努力であり、基本的にはバンドン精神に則る道であった。ラーマンは遅くとも 1958年までには、地域協力について構想し始めたとされるが、その基本的な考え方は、東南アジア地域における経済文化協力を通じて国内開発を推進することによって域外大国の経済的支配から自由になり、共産主義運動も抑えられるというのが骨子であった⁵。ラーマンは、親西欧、及び非同盟諸国からなる多国間条約機構の設立に積極的であり、その後も、インドネシア、フィリピンとの間でマフィリンドを結成するなど、東南アジアでの地域協力外交を進めることに強い関心を抱き続けた。

1968年1月、英国が経済的理由によりスエズ以東の軍事力を撤退する

ことを表明した一週間後、マレーシア議会で、イスマイル議員（Tun Dr. Ismail）は「域内諸国が集団で東南アジアの中立化を宣言する機が熟した」と発言した。そして、その中立化を現実的、具体的に実現するためは、「共産中国を含む三大国」によって保障されなければいけない、今こそ東南アジア諸国が相互不可侵条約を結び、隣国がどのような政治体制を選択しようともそれを受け入れ、内政不干渉という共存政策を宣言するべきである」とした⁶。三大国とは、中国、米国、ソ連を指している。

このイスマイルの発言に対して、当時のラーマン首相がさほど気に留めなかったのに対して、その後、第二代首相になるラザク（Tun Abdul Razak）は、「賢明で、想像力があり、先見の明がある」と考えた⁷。イスマイルの発言の背景には、英国、米国のアジア離れ傾向が進む一方で、それに代わるかのように、中ソ両国の積極的なアジア政策が顕著になっている、という危機感があった。しかし、この状況は新しい自立的な地域秩序の構築によって域外大国の影響力を排除するチャンスでもあると、ラザクは捉えたのである。

1970年9月にラザクが首相に就任すると、イスマイルの東南アジア中立化構想はマレーシアの新外交の重点的目標となった。就任後間もなくラザクは、ザンビアのルサカでの非同盟諸国首脳会議に出席した。非同盟を標榜して建国したマレーシアであったが、今までこの会議に参加したことは過去に一度もなかった。この舞台で、ラザクは自らの主張を表明したのである。それは、中国の出現により今日の世界は二極ではなく少なくとも三極になった、その三極とは中国、ソ連、米国であり、この三大国が保障することにより東南アジア全域の中立化が可能になるだろう、その実現のために非同盟諸国グループの積極的な支持を望むという主旨であった⁸。この文脈からわかるように、マレーシアにとって最初から中立化政策とは中国の存在を前提とするものであり、それゆえに対中政策とは不可分であった。

この新外交政策は、マレーシアの新しい対外アプローチである全方位外交的な「Winning hearts and minds」路線との整合性を持って推進された。「心の通いあう関係」というコンセプトは、インドネシアが推進する「国家強靱性」「力による外交」との対比として、マレーシアの柔軟で関係調整型の外交イメージを形成する上で特に顕著になっていく⁹。

また、地域安全保障の問題とは別に、マレーシアの国内的要因として、

ラザクが進めていた民族統合政策を結実させる目的もあった。公民権を持たないマレーシア居住の華人は、20万人とも30万人とも推測され、彼らの国籍問題の解決がマレーシアの国家建設の過程で重要課題となっていた。彼らの存在をマレーシア国民と確定することによって、国内の安定化を図る必要があったのである。そのためには、中国政府との直接交渉が必要であった。

幸いなことに、この頃にはマレーシア政府によるマラヤ共産党対策が一定の功を奏していた。以前は中国共産党と中国政府を同一視していたが、徐々に中国共産党と中国政府を分離して対処する下地が整いつつあった。マレーシアと中国との二国間の国交関係の樹立のために、中国共産党としてではなく一国の政府として中国指導部に接近する余裕がようやく生まれていたのである。

マレーシアの対中接近の意思は、まず国連における中国代表権問題の投票行動の変化に表れた。国連総会で、「国連に中国が不在であることは、組織的に重大な欠点である。一大国の適切な役割を拒否することは、世界秩序の安定や調和の達成を不可能にする¹⁰⁾」と演説したマレーシアは、米国が提出した「重要事項指定方式」に賛成しなかった。そして、国連からの台湾追放には反対という譲歩をつけながらも、中国加盟案を初めて支持したのである。

マレーシアはこの時、国連総会のロビーを積極的に秘密外交の場として利用し、北京と外交関係を樹立して間もないカナダ政府に対して、マレーシアとの関係改善について中国政府に感触を探るよう依頼している。このような間接的接触の結果、ラザクは中国が中立化構想について関心を持っているという感触を得た¹¹⁾。

実際に、1971年初頭からは、マレーシアと中国の間で、直接の接触が徐々に開始された。中国側からの好意的サインは、マレーシア国内の水害犠牲者に対する中国紅十字会からのマレーシア赤十字 (Mal Red Cross) への支援物資提供という形で示された。さらにこの時期、中国からのラジオ放送「マラヤ革命の声」によるマレーシア非難が減少しており、マレーシア外務省では、これは中国側が他国との関係改善の意思を表す際の傾向であると分析していた¹²⁾。これ以降、まずは貿易や文化、スポーツなど民間レベルでの関係掘り起こしに向けて水面下の接触が図られるようになる。

マレーシア政府は、4月には、中国映画の撮影隊に対して初めて入国を

許可している。撮影隊はマレーシアの華僑、華人の前で撮影を行い熱狂的な歓迎を受けた。その後の記者会見で、ラザクは、マレーシアが中国との外交関係の樹立を最終目標としていると認めた。その上で、「中国問題は我々の新外交政策の中心である」と強調したのである¹³。

このような強いメッセージは、翌5月に予定されていたマレーシア貿易使節団の北京訪問の成功を期して向けられたものであった。ラザクはこの訪中を、非公式ながらも両国間の「人々同士の関係 (people to people relationship)」の開始だと位置づけ、最近の中国の諸国家への友好的な態度から見て、マレーシアの中立化政策は成功するチャンスがある、と語っている¹⁴。訪中団長を務めたマレー商工会長兼国営貿易会社ペルナス会長であるテング・ラザリー (Tengku Razaleigh) も、訪問前の会見で、「チャンスがあれば中立化政策について話し、中国側の反応を知りたい」と明確に表明していた¹⁵。

果たして訪中の成果は大きかった。特に、この時、中国が初めてマレーシアを「馬來西亞 Ma-Lai-See-Ya」と正式国家名で表現したことは大きな進歩であり、関係の重要な転換を意味した。中国側の歓迎の態度は明らかであった。李強対外貿易副部長が晩餐会を主催し、中国国際貿易促進委員会 (国貿促) のメンバーとの間の会談も用意された。その上で、今後、互惠平等精神に基づいて友好を発展させ、直接貿易を推進することで両者が合意したこと、次回は国貿促代表団がマレーシアを訪問することが、中国側でも公式に発表された¹⁶。

このように、中国側もマレーシアを主権独立国家として、事実上の承認行為に踏み出す姿勢を見せた。また、中立化構想について、周恩来は、ラザクのコンセプトに似た考えを自分も持っていること、領土主権に関する不干渉主義や相互尊重は中国の政策でもある、と共感を持って話したという¹⁷。この経緯を聞いて、少なくともラザリーは東南アジア中立化に対する中国側の反応は、「きわめて良好」だと認識していた¹⁸。

そして、予定通り8月には、化工輸出入公司総裁である張光年に率いられた中国国貿促代表団がマレーシアを訪問した。ラザクは代表団を迎えるにあたり、前もって議会で「我々の中国政策は、『二つの中国』でもなく、『一つの中国、一つの台湾』政策でもない。台湾住民が自らの将来の決定権を否定されないという了解の上での『一つの中国』政策である」と、改めて承認の意思を示して、中国側を迎えた¹⁹。台湾住民の自決権という譲歩は

ついているものの、「一つの中国」という中国側にとって核心的で決定的な要素への支持を示したのである。

マレーシアにとって、中国訪マ団の最大の成果は、ラザク本人が初めて中国の代表と直接対話を果たしたことだといえるだろう。ラザクは、今回の中国代表団が、政治的対話の責任者ではないとわかっていたが、それでも積極的に会談のイニシアチブを取り、重要事項に関して直接感触を得ようとした。たとえば、中立化構想については、自らは超大国 (Super Power) ではないし、帝国主義者である大国と並び立ててほしくないという中国側のニュアンスを理解した²⁰。

このようなラザクのイニシアチブによりマレーシアの中国接近は、米中接近よりも若干早いペースで進行していたのである。1971年10月25日の国連総会では、マレーシアは、他の ASEAN 諸国とは違う投票行動を取った。米国や日本の提出した「逆重要事項指定方式」に反対しただけではなく、台湾を追放し中国加盟を支持する「アルバニア案」に賛成を投じた。そして、この「アルバニア案」が通過したことにより、中国の国連代表権は台湾から北京政府に代わることになった。つまり、マレーシアは、北京行きのバスに遅れることなく乗り込んだのである。

III ZOPFAN 宣言の成立背景

マレーシアの中立化構想を実現するためには、ASEAN 諸国の支持と協力が必要である。マレーシアはパートナー諸国に対し、どのようなアプローチをとったのであろうか。マレーシアが ASEAN 諸国に対して中国を含む三大国による中立化を議題として提出したのは、1971年3月、マニラにおける第四回 ASEAN 外相会議においてであった。しかし、この時の ASEAN 諸国の反応は、決して積極的、好意的なものではなかった。

シンガポールのラジャラトナム (Sinnathamby Rajaratnam) 外相は、マレーシアの構想は現実的に ASEAN の限界や課題を示すものではなく、大きな変化はないと提案を重要視しなかった²¹。タイとフィリピンは、イスマイルが示した中立化構想のうち「イデオロギーにかかわらず関係を築く」という点では理解を示したが、SEATO の加盟国である立場上、安全保障面での変化に対しては慎重であった²²。最も反発したのは、インドネシアであった。9月にバリで開かれた国際会議でマリク (Adam Malik)

外相は、大国側からの「一方通行の」慈善の産物である中立化は、大国間の関係に影響を受ける脆弱で不安定なものであると反論し、「国家的強韌性 (national resilience)」というインドネシア独自の概念で対抗した²³。

これに対しマレーシアは、近く予定されているクアラルンプルでの外相会議の場で、東南アジア中立化に関する「何らかの公的宣言」を発表することを望み、インドネシアとの仲介者としてタイのタナット (Thanat Khoman) 外相に役割を依頼した²⁴。タナットは ASEAN 結成時にも、両国間の調整役として活躍した人物であった。

結果的に、1971年11月の ASEAN 外相会議では、マレーシアが推進してきた中立化構想は、ZOPFAN 宣言という形式で結実した²⁵。しかし、その内容はマレーシアの当初の提案からは変化していた。原案の特徴であった「共産中国を含む三大国による保障」という内容が削除され、「中立化」という概念もあまり突出しないように修正されている。

宣言は、長めの前文に続くわずか2項目であり、第一項は「東南アジアが域外大国からのいかなる形態や態様の干渉からも自由な平和、自由、中立地帯としての承認と尊重を確保するため、当面必要なあらゆる努力を払う決意である」となっている。「中立」に加えられた「平和」という言葉は、前文によると1955年のバンドン宣言の精神を継承している。また、「域外からのいかなる形態や態様の干渉からも自由な」という表現は1967年のバンコク宣言を踏襲している。第二項は、東南アジア諸国は「力と結束、より深い関係に貢献しうる広範囲の地域協力のために、協調的努力をするべきである」という、きわめて一般的な内容にとどまっていた。

ラザクとともに宣言作成作業をしたタナットも、「本来の中立宣言よりも、平和的共存、地域的政策協調などの原則的表明に関して多くのドラフトを作成した」と認めている²⁶。この変更にはどのような経緯があったのだろうか。

宣言の起草過程では、各国代表団の事務レベル協議で意見は分かれていた。しかし、「広い統一戦線」という見解で一致していた外相たちの介入により、宣言内容の大規模な変更が迅速に決定されたのである。この過程において、「目的か手段かは論じない」として外相たちが一致団結して最重要視したのは、ひとえに ASEAN の「一体性 (unity)」であった²⁷。統一戦線とは、中国に対して一体となって臨む、という意味に他ならない。

この連帯感の契機になったのは、国連に正式加盟を認められたばかりの

中国とどう向き合うかという ASEAN 共通の問題意識であった。中国の国連参加が未確定であった時期には、「中立化」に関して必ずしもまとまっていなかった ASEAN 諸国だが、重大な国際情勢変化が起きた後で、結束を急速に固めた。そして、既にマレーシアから提案されていた中立化原案を修正する形で、何らかの地域外交協力宣言を発出することに大きな意義を見出したのである。ASEAN5カ国のうちマレーシアだけが中国の国連加盟に支持票を投じたり、中立化宣言をめぐってマレーシアとインドネシアの間で対立意見が出ていたそれまでの現状を調整し、まずは「一体性」を前面に押し出して、不安定な情勢変化に立ち向かう必要があるという認識を共有した。結果的に、そのことは、マレーシアの当初提案の趣旨に叶うものであった。

実際に、ラザクは、駐クアラルンプル英国ハイ・コミッションの代表に対し、ZOPFAN 宣言とは、「中国との関係調整のための文脈をつくりだす」ものであったと説明している²⁸。また、ガザリ (Muhammand Ghazali bin Shafie) 特命相は、当時東南アジアにいた英国議会次官に、「公にはできないが、宣言の現実的な重要性、また他の東南アジア諸国内にも中立化支持を拡大する重要性は、中国対策にある。中国が、かつてのバンドン会議のような会議を主催し、東南アジアでのリーダーシップを取るかもしれないから、防衛的なポジションを作るのだ。原則的枠組みさえ作っておけば、中国問題を調整することができる」と語っている²⁹。

マレーシアは最終的に原案撤回に納得していた。ラザクは閉会演説で、「[ZOPFAN の] 目的は、全ての国家が厳正に我々の独立や統合性を尊重し、我々の国内問題に公然、非公然、いかなる方法でも干渉しないことによるのみ達成される。これは、我々が前進するための唯一の基盤である。もし、いかなる形であれ、我々への内政干渉があるならば、我々は中立ではありえない、何者も我々に中立を期待する権利を持たない³⁰」と語り、「中立化」達成のための核心的意味が「内政不干渉」であることを強調した。

具体的にマレーシアが求めていたのは、国内の華人と共産党活動に対する中国の内政不干渉であった。1957年のマラヤ独立から15年近い年月を経て、国家建設、国民統合が進み、マラヤ共産党対策が一定の功を奏していたとしても、依然としてマレーシアの強い対中警戒感は一掃されたわけではなかった。中国との非公式な直接交渉が進展し、国連など公の場で支持する立場を表明しても、根本的な対中脅威感は依然として消えはしない。

その中国に対して同じ感覚を共有しているのは ASEAN 諸国であった。中国を「他者」とすることで、ASEAN 諸国は集団的アイデンティティを醸成したのであり、中国の国連加盟がその契機となったのだといえる。

マレーシアは、地域的な後ろ盾を中国に示唆することによって、今後の中・マニ二国間交渉において自らの価値を高めようとしていた。中国が今後、マレーシアだけではなくフィリピンやタイなど他の ASEAN 諸国に対しても国交正常化を望み宥和的に接近してくることを十分予測していたのである。マレーシアは、自らが ASEAN 代表であり、自分との交渉は今後他の ASEAN 諸国にも影響を与えることを、中国に対して示そうとした。このように「自分の手で交渉カードが切れる状況」を望むマレーシアの態度に対して、英国は「ナイーブではなくむしろ現実的、戦術的」であるとして高く評価していた³¹。

つまり、マレーシアはこの会議で、中立化に関する原案を撤回する代わりに、対中戦術を遂行するための地域協力を確保したといえる。それこそが、マレーシアにとって ZOPFAN の最大の意義であった。この時、対外的には伏せられた公的宣言以外の重要合意事項を、後に英国の外交官は以下の2点にまとめている³²。

1. ASEAN 諸国は北京との関係発展について密接に協議すること
2. マレーシアはパートナー諸国への相談なしに対中政策を進めない

マレーシアは、以後、ASEAN という集団的立場を背負って、中国との交流をさらに活発化させた。1972年に入ると、1月に国営貿易企業ペルナス、3月には天然ゴム技術使節団が、相次いで北京を訪問した。4月には、大規模なマレーシア貿易団が広州交易会に参加した。さらには、マレーシア卓球協会、医師会代表が訪中するなど、交流分野は多岐に広がった。やがて、9月には、ラザクが訪問中のウィーンでのマレーシア政府主催パーティに、駐オーストリア中国大使が招待され、翌10月にはウィーンでの中国国慶節行事にマレーシア人が招待されるなど、ハイレベルでの交流も開始された。

そして、決定的な進展は、1972年11月の秘密ミッションの時に起きた。ラザクの経済筆頭顧問のラジャ・モハル (Raja Mohar) に率いられた貿易使節団が、表向きの目的を超えて実際には外交関係樹立に関する二つの

重要問題、つまり華人と共産党問題を中国側と最終確認するミッションを有していたのである。それは、中国政府がマレーシア国内華人の現地国籍を認めることと、マラヤ共産党の活動に関知しないことであった。加えて、この交渉の際に周恩来は、マレーシアが前年の国連中国代表権投票において、日米の提案を否決しアルバニア案を支持したことへの感謝を改めて述べたという³³。

このように1972年末までに、中国・マレーシア国交樹立に向けての基本的合意は整った。しかし、この事実が公然の秘密となつてからも、マレーシア政府はASEAN諸国の中で自らが突出するような印象を控えていた。ラザクは、「中国は国連加盟国であり、国際的役割を担おうとしている。そのような中国と、いつかは外交関係を持つことは自然なことである。ASEAN友好国とは、この問題についてお互い協議することで同意している³⁴」と語り、徐々にASEAN諸国との協調姿勢を公言するようになっていった。また、同時期の「マレーシアと中国との関係に変化はない。それは、根本的には貿易とスポーツ分野に限定されている。ASEAN諸国と中国との関係正常化は、各国が自ら決定する問題である。しかし、外相たちはお互いに相談しあうことで一致している³⁵」というコメントには、マレーシアの先導役を表向き否定だけではなく、ASEAN Wayの本質的な要素が示されている。つまり、各国の判断という主権部分を第一義に置きながら協議を重視するという方法論が明確に語られているのである。実際に、1973年2月のクアラルンプルでのASEAN外相会議後には、ASEAN諸国は対中国交正常化を進めるが、その時期は各国が判断する、という方針が表明されている。

その後もマレーシアと中国の間での非公式に見える貿易やスポーツ交流の際には、常に重大な政治的接触が含まれており、外交関係樹立に向けての最終調整が図られた。そのなかでも特に、1973年6月の中国卓球チームのマレーシア訪問は、大きな意義を持つものであった。この時に、代表団に含まれていた官吏からマレーシア外務省に対して、台湾との断交後も「日本モデル」に従って一定の民間交流を続けることを了解する意向が伝えられたのである³⁶。

その官吏の名前は陳といい中国と政治的関係を持たないアジア諸国との関係調整を専門としていた。陳はマレーシアに到着すると、既に前年の交渉で面識のあったマレーシア外務省のラザリ・イスマイル（Razali

Ismail) に電話をかけてきて、近くニューヨークで予定されている両国間交渉に際して何か不安点はないかを尋ねた。ラザリがすぐに答えたのは国内華人の国籍問題についてであった。多くのマレーシア華人は、実際には北京ではなく台湾が発行するパスポートを所持していたため、今後マレーシアが国民党を相手にせず共産党政権だけを交渉相手とする以上、その実務処理は頭の痛い問題だったのである。また、台湾には3000人を超えるマレーシアからの留学生が滞在し、大規模な領事業務を抱えていた。ラザリは、その業務を続行するために台湾にも何らかの代表を留め置くことができないかを尋ねた。

これに対して陳は、「日本をモデルとした事務所の設立」には反対しない意向である、という中国政府の意向を伝えた³⁷。中国側は、マレーシアと台湾の断交後の関係継続は、国交樹立の障害とは見ていない、という見解を伝えたのである。陳からの提案は、マレーシアにとって大変な朗報であった。日本をモデルとした事務所というのは、日台間の「交流協会」をイメージしており、それは領事館に代わって通商領事業務を扱う財団法人であり「民間」機関であった。それは、準公式のステータスを持つ通商事務所であるが、実質的に政府を代表していたという意味では、「過去に新華通信社が中国政府を代表していたような方式」とも解釈できた³⁸。いずれにしてもニューヨークでの本格的交渉の前に、台湾との関係継続について中国が容認姿勢を明確に伝えてきたことは、マレーシアにとっては大きな収穫であった。これらの情報は、約束通り、逐一、他のASEAN諸国に伝えられた³⁹。

中国とマレーシアの最終交渉は舞台をニューヨークに移し、両国の国連代表によって詰めの作業が行われた。その後、マレーシア国内の選挙日程に合わせて最適なタイミングが選ばれた結果、ラザクは1974年5月に中国を訪問、5月31日に両国の外交関係樹立に関する共同宣言が発出されたのであった。

IV フィリピンの事例

独立以来、米国への依存が強かったフィリピンの外交政策に変化が現れるのは、1965年11月の選挙で、フェルディナンド・マルコス (Ferdinand Edralin Marcos) が第六代大統領に選出されてからのことであった。マ

ルコスはまだ48歳、就任演説で「国の偉大性の回復」を訴え、清新な印象を与えていた。マルコスの登場によって、米国に全面的に追隨する反共路線は見直された。フィリピン議会で発表された新たな対外政策は、米国との緊密な関係を保ちつつも、社会主義陣営の国家との関係を打開するという方針であった⁴⁰。演説構成も、冒頭、東南アジアから説き起こし、第三世界への対外政策に触れた後、最後に対米政策に取り上げるなど、アジア重視の姿勢が出ていた。とりわけ、サバ領有や密輸問題でこじれていたマレーシアとの関係改善は解決すべき課題とされた。

マルコスの新しい外交方針によって、1966年5月にフィリピン人の対共産圏への旅行禁止令が緩和された。以来、将来の経済文化関係構築の可能性を求めて、実地調査的な貿易ミッション派遣が許可されるようになった。派遣先は、まず東欧諸国から始められた。東欧諸国については、前年10月に米国のジョンソン (Lyndon Johnson) 大統領が、米国は東欧諸国への「新しい橋、考えや教育、文化、貿易、技術協力、そして平和や繁栄のための相互理解の橋」をかけたいと発言しており、その背景の下で積極的に進められたものであった。1967年2月には、エカフェ (ECAFA: 国連アジア極東経済委員会) 会議で初めてソ連と会談し、それ以後、貿易協会、下院議員の代表団の訪ソ、そして商工次官のソ連、東欧訪問と続くのである。

輸出市場拡大のため共産圏との貿易開始の用意があるという方針は、1968年3月の大統領演説でも明確に語られている。しかし、同年の11月の外交政策会議で決まった原則は、「特定の社会主義国と、制限つきで、特別に、選択的に、商品ごとに、またケースごとに実施する」というものであり、対象国も中ソを外したブルガリア、ユーゴスラビア、チェコ、ポーランドに限られていた。このようにマルコスは中国対策については、慎重に進めていったのである。

フィリピンの対中政策をより複雑にさせていた背景として、1968年末から、フィリピン国内において、米国によって一度は制圧されたフィリピン共産党が毛沢東主義と結びつく形で復活していたことが挙げられる。1968年12月、毛沢東主義を唱える大学生知識人と旧 HMB 団員が中心となって、新たにフィリピン共産党が組織され、やがてホセ・マリア・シソン (Jose Maria Sison) をリーダーとする武装集団である新人民軍 (New People's Army: NPA) が結成された。NPA は、主に日米からの外資を積

極的に取り入れて開発を推進するマルコス政権下であって、一般労働者と若い学生の支持を得て、フィリピン全土で勢力を拡大していた。新たなフィリピン共産党の機関紙 *Ang Bayan* (The People) では定期的に中国共産党からの「兄弟へのメッセージ」が掲載された。また、北京のラジオ放送でも、定期的にフィリピン共産党の革命行動や新人民軍の勝利が放送されていた。それゆえに、マルコスが取った新人民軍対策は、中国共産党を相手にすることでもあった。新人民軍と中国共産党を分離して対処できるのか、あるいは同一視するのか、この点にマルコスの対中政策のジレンマがあった。

実際に、新外交政策で示された通り、マルコスは就任以来、従来からの米国への協力体制を崩したことはなかった。上院議長時代にはベトナム派兵反対の急先鋒であり、大統領選でもその点をアピールして勝利、当選したはずのマルコスだが、実際には、1966年6月には、「民生部隊の派遣」という名目で、事実上の派兵法案を成立させている⁴¹。そして9月に訪米すると、米議会両院合同会議において「共産主義勢力の伸長から自由と平和を守る」と演説して、派兵を正当化した。さらに、帰途ハワイではベトナム参戦国会議を呼び掛け、10月には「マニラ会議」を主宰し、同盟国が結束して戦争遂行の意思を示し、「アジア太平洋における自由と進歩」を宣言している⁴²。しかし、フィリピンが派遣したのは、タイやオーストラリアのような戦闘部隊ではなく、あくまで民生部隊にとどまっていた。戦闘要員の派兵はマカパガル政権時代からの懸案であったが、議会と国民世論の抵抗を理由に米国の要求には応じなかったのである。

医療・建設分野に従事する部隊と護衛戦闘部隊の混成からなる約2000名が、1966年8月から3年余りにわたってベトナムに派遣された。この間、マルコスは米国からの追加派兵要請に応じず、1968年3月頃からは小刻みに兵力削減に入り、1969年11月には同盟国に先駆けて年内での全面撤退を発表している。いずれもベトナム情勢を的確に読んだ上での、きわめて効率的な対米協調政策であり、マルコスの姿勢はしたたかであった⁴³。

このように、マルコス政権下でのフィリピン外交は、ちょうどマレーシアが中立化政策を構想し始めた1968年頃から、明確に米国への協力を抑制する路線を取り始めており、それに代わる地域安全保障をどのように実現するかについて摸索しており、それは「マレーシアの提唱する東南アジア中立化政策と、米国との同盟による効果的な防衛の間を漂流している」

時期であった⁴⁴。マルコス大統領、ロムロ（Carlos P. Romulo）外務長官の言動も、確定された政策に基づいているようには見えず、少なくとも駐マニラ英国大使館では、機会や聴衆に合わせて違う言い方をしていると感じていた。

しかし、この難題に関して、結局、フィリピンは米国の力に頼るだけでなく、隣国と協調しながら中国との直接チャネルを構築する道を選んだといえる。1971年初頭の議会でマルコス大統領は、新外交政策を表明し、中国を含む共産諸国との貿易制限を解除した。ちなみに、ニクソン大統領も同じく1971年1月の大統領年次教書で、初めて中華人民共和国という呼称を使い、今後一年間、米中接触の可能性を検討すると述べて、3月から4月にかけて対中規制を次々撤廃している。フィリピンの対中接近は、このような米中接近という大きな流れの予兆の中で進んでいったともいえるが、マレーシアと同様、若干早いペースで独自の接近を進めていた。

周恩来はそのようなフィリピンに対して、マレーシア同様、非常に強い歓迎の意を示して応えている。5月上旬に中国に非公式貿易代表団を送った際（ちなみにこの日程はマレーシアの非公式貿易代表団の訪中と重なっている）には、フィリピン代表団は歓待を受け、周恩来から「中国はフィリピンとの外交関係樹立を、両手を広げて待っている……時間がかかるかもしれないが我々は待つことができる」という強いメッセージを受け取った⁴⁵。その2カ月後のニクソン訪中声明を受けて、マルコス大統領は、国連と同じくフィリピンも「二つの中国」的政策を迫られていると発言した⁴⁶。そして、その年の10月の広州交易会には、マレーシアとともにフィリピンのビジネスマンも招待を受け初参加している。つまり、11月のZOPFAN宣言以前に、フィリピンもマレーシアと同様、ある程度の対中接近を進めて直接の感触を得ていたことがわかる。

しかし、台湾と外交関係を持たないマレーシアと違って、フィリピンの場合は、中国承認に関しては台湾問題という重いジレンマを抱えていた。ZOPFAN宣言後の1972年1月、マルコスは「我々はソ連など敵対的社会主義国家と同じく、中華人民共和国とも和解を進行させ関係を築いていく必要がある。フィリピンは中華人民共和国と双方向の交流を進めている。台北の国民政府の態度が明らかでないので問題は非常に複雑だが、我々としては同時に二つの政府と各種の形式で交流することを歓迎している」と話している⁴⁷。

しかし、この「二つの中国」案は、一蹴された。翌2月には、マルコスの夫人の親族であるベンジャミン・ロムアルデス (Benjamin Romualdez) が密使として北京に向かい、周恩来と面会を果たした。この時、ロムアルデスは台湾とフィリピンの外交関係を現状維持したままでの、中国との外交関係の樹立の可能性について尋ねたのである⁴⁸。中国側は即座に否定したが、その態度は極めて原則的、非妥協的であった。

とはいえ、中国側の提案により、台湾との外交関係は維持したままで、フィリピンと中国との間での民間レベルの経済・社会分野の交流が開始された。翌3月には、上院議員が銀行、貿易代表団5名と一緒に訪中した。4月にも、フィリピン女医協会代表団、及び、フィリピン・中国交流協会が次々と訪中する。5月には、農業関係者グループが、中国の農業大臣と面会を果たし、フィリピン憲法代表者会議の一行も訪中した。7月には、上院議員ら6名が訪中し、8月にはフィリピン卓球協会議長が、北京で開催されたアジア卓球連盟の会議に参加している。北京駐在の英国外交官モーガン (M.H. Morgan) によれば、「クアラルンプル宣言以来、中国との接触に最も強い関心を見せていたのはフィリピン」であった⁴⁹。

「新社会」建設という経済発展を目標におき、9月に戒厳令を発令して独裁体制を強めたマルコスにとって対中貿易からの利益は魅力が大きかった。1972年末には、国営のフィリピン輸出貿易公社が、中国との直接貿易を扱うことが決定され、1973年からは貿易代表団の往来が開始された。

中国の文献によると、1973年5月5日、周恩来は、フィリピン商工会議所代表団のトップと接見し、「台湾との外交関係がある限り、フィリピンと中国との国交樹立はまだ困難だが、我々は貿易、文化、卓球やバドミントンなどのスポーツ交流を通して関係を発展できる」と話している⁵⁰。さらに、「台湾住民の民生を傷つけないよう」台湾との経済競争を回避し、むしろフィリピンと台湾の経済関係を促した⁵¹。このように、1973年5月の段階で、「一つの中国」という原則内でフィリピンが中国とも台湾とも関係を両立できる具体的方法を、周恩来自らが示唆していた。

翌6月には、前述したように、中マ関係では台湾の断交方法として「日本モデル」を了解することが、中国からマレーシアに直接伝えられた。そして、このことはZOPFANの秘密合意によって、フィリピンに伝えられたと推測できる。つまり、フィリピンは、台湾問題をそれほど心配せずに中国との関係改善を進めていける確信を得たと考えられるのである。

1973年10月の石油危機に際して、中国はフィリピンに対して大量の石油を「友好価格」で供給することを表明した。11月には、王耀庭国貿促委員会主任を団長とする貿易代表団が中国側として初めてフィリピンを訪れ、マルコスと会談し、一気に交渉は進展した。1974年になると、フィリピンが開発のために欲してやまない石油が、中国から輸送され始めた。3月に、マルコスは、夫人の叔父であり現職の駐米大使であるエドアルド・ロムアルデス (Eduardo Romualdez) にバスケットボールチーム団を率いて訪中させ、この時に周恩来との間で決定的な会談が持たれた⁵²。その後、マルコスが招集した外交政策会議で、ロムロ外務長官から正式に中国「承認」案が提出され、マレーシアに先駆けてでも行う方針が内部決定された⁵³。

5月31日にマレーシアと中国の国交樹立宣言がなされると、タタド (Francisco Tatad) 主席報道官は、東南アジアにとって「勇気づけられる展開」とコメント、翌6月1日にはロムロ外務長官が改めて「新外交政策」を発表し、地域主義を推進するとともに社会主義世界との関係を拡大し、モスクワ、及び北京との外交関係に関しては、「条件が整った時に」樹立すると語った⁵⁴。

7月にはフィリピン石油代表団が訪中し、李先念副首相、李強対外貿易相と会談の上、原油輸入交渉を行った。この後、9月にマルコス大統領は、夫人と長男を北京に派遣した。周恩来とも毛沢東とも接見したイメルダ (Imelda Romualdez Marcos) 夫人は「私の訪問によって、すでにフィリピンと中国との関係に変化が起きている」と語った⁵⁵。石油と原材料に関する貿易協定が改めて締結され、イメルダ与李先念の間で文書が署名された。その後、フィリピン政府による中国承認方針が表明された。

1975年2月、フィリピンと中国の両国は、東京と香港において重要な秘密会談を行い、正式な外交関係の樹立に関して最終合意に達した⁵⁶。そして、3月1日、マルコス大統領は、中国との外交関係樹立方針を正式表明したのであった。この時期、ベトナムではサイゴン陥落まで秒読み段階であり、米国内では台湾への関与が再び議論されていた。しかし、フィリピンは、これまでの経緯から台湾との「断交」を自ら進んで決定した。この決定からは、同盟国である米国からは距離を置き、ASEAN 諸国との地域外交協力を重視しながら対中政策に臨んでいくという姿勢が読み取れるのである。

V タイの事例

アジアの近代以降の歴史を振り返ると、タイは列強によって植民地化されることを免れた東南アジア唯一の国である。また、戦中は親日的立場を取り英米に対して宣戦布告をしたにもかかわらず、終戦前の政権交代によって敗戦国の地位を免れた。このように、タイは伝統的に自主的な外交能力を備えた国家であり、その基本的な外交理念は、ある特定の大国が単独で自国に対する支配的影響力を持たないようにする、すなわち地域における大国観の勢力均衡を維持することにあった。

しかし、戦後、軍部による政権が続いたことにより、タイの外交政策では米国の反共戦略への依存と冷戦外交への追従が優先されてきた。なぜなら、タイにとっての最大の安全保障上の問題は、中国系住民（華僑、タイ籍華人）を中心とした共産主義運動からの脅威であったからである⁵⁷。

1965年の年明け、タイ国共産党が愛国統一戦線を結成、国内でのゲリラ闘争方針を表明すると、タイ当局の米国への依存と全面的協力体制はさらに深まった。ベトナムでは、米国の北爆が恒常化し、本格的軍事介入が開始され、タイへの全面的協力体制を要請した。米国による北爆のほとんどがタイ国内から発進された⁵⁸。1967年9月からは、タイ国軍のベトナム派兵が実施された。派遣された第一陣は、名目上は「志願兵部隊」であったが、通称「女王のコブラ」や「ブラック・パンサー」と呼ばれるタイ陸軍の精鋭部隊が含まれていた。1969年1月から2月にかけて第二陣が派遣され、最大時には総勢約1万2000名のタイ兵士がベトナム戦争に従事した⁵⁹。

ところが、タイ側の最大限の協力体制にもかかわらず、ニクソン大統領は、グアム・ドクトリンに先立つ1969年5月14日のテレビ演説で、米軍撤退を含む「八項目提案」を示した。そして、ベトナム戦争を共に戦ったタイ政府には事前の協議も通告もないまま、6月にミッドウエイでサイゴン政府のグエン・バン・テュー（Nguyen Van Thieu）大統領と会談し、南ベトナム駐留米軍のうち2万5000の撤退を表明したのである。

ニクソンがタイに事前の相談をすることなく政策転換を表明したことにより、タイ政府には米国への疑問や不信感がもたらされた。米国が東南アジアを放棄するかもしれないという現実と直面して、外交方針を再考する契機が生まれたのである。そして、路線変更について最も意欲的だったの

は、それまでも地域外交を推進してきたタナット外相であった。

キャリア外交官出身であり、1960年代前半から ASA や ASEAN を通じて隣国のリーダーたちと意見交換をする機会の多かったタナットは、域内で大国間の勢力均衡を維持していくという柔軟なタイの自主外交の伝統に回帰する時期が来たと考えた。そして、米国撤退後の東南アジア地域情勢を考え、中国との国交正常化の機会を模索し始めたのである。

タナットの中国問題に関するコメントには、常に接近の可能性や余地が示されていた。たとえば、「タイが反共でも反中でもないことを示すために、我々には北京と座って話し、平和的共存関係樹立のために意義ある対話をする用意がある」とし、今までのタイの硬直した「反共」姿勢を修正する発言をしている⁶⁰。彼は中国承認問題について、大国による冷戦のロジックからではなく、北京はゲリラ戦争を宣言し台湾はそのような戦争を宣言しないから外交関係を持てるのだ、という説明の仕方をしている。その上で、「タイは反中ではないが、中国が反タイなのだ」という見解を示した。また、「自分はアジアの平和のために、北京の代表者としていつでもどのような場所でも話し合いたい。中国をアジアのファミリーの一員にするために、孤立から引き戻すことが必要である」とも語っている⁶¹。このように、タナットは、タイがイデオロギーの違いを超えて中国と共存する意思を明確に示していた。

また、中国問題に対処するための最良の方法は、アジアの非共産主義国家が集って共産中国を我々と歩こうという気にさせることだと語り、ASEAN などの地域機構の重要性を述べている。アジア地域の外交について「非同盟運動や、親北京的政策は、どちらもうまくいかない。非同盟運動をやってきた国がまず攻撃された。親北京的政策を取る国家は、潜入や転覆の脅威にさらされている。それゆえに、他に多くの選択があるとは思えないのである。我々は共に機能し協力するための拠点を作り、育てるべきだ⁶²」と話している。これらのタナットの発言からは、米国追随ではなく、地域主義の基盤にたって中国と共存していこうとする姿勢がうかがえる。

1969年7月のニクソン訪タイ直後に、タナット外相はベトナムに派遣した1万2000のタイ人部隊の撤退を表明した。グアム・ドクトリンの趣旨に沿ったもので、アジアにおける米国の同盟国が自国の安全保障について自己責任を負うためであるとして、共産ゲリラ対策にまわすというのが

理由であった。

同時にタナットは、タイ国内に駐留する約4万8000の米軍の撤退についても交渉を開始した。8月から翌1970年8月まで2次にわたって行われた交渉の結果、撤退は予定通りに進み、1971年5月の時点でその数は3万2000にまで削減された。この規模の撤退は実質的に決定的な変化を示すものではないが、数字よりもタイの対米自主外交の姿勢を示したという点で政治的意味があった。

1971年7月にニクソンが訪中計画を発表すると、タナット外相は中国問題について一層精力的に取り組むようになった。北京との関係改善についてASEAN首脳とも意見交換を重ねていた。また中立化案に関して意見の違うマレーシアとインドネシアの間で妥協点を見いだす仲介をしたのがタナットであった。その努力が結実したのが、11月のクアラルンプルでのASEAN外相会議であり、中立化に関するZOPFAN宣言の発出であった。三大国の保証による中立化というマレーシアのオリジナル原案を叩き台にして、中国問題を内密に協議した結果、表向きの宣言内容こそトーンダウンしたが、今後の対中政策については、必ず事前協議をするという裏合意を得たのであった。草案の起草から完成原稿までのプロセスは、タナットの筆を中心にして進められた。

ところが、タナットが地域外交の場で活躍している一方で、タイ国内では非常事態が起きていた。11月17日、タノムとプラパートは、政権を握っていた自分たちに対して軍事クーデターを断行し、憲法、国会、政党の全てを解散、廃止してしまった。その理由は、共産主義勢力の脅威と、憲法を乱用する一部政党人が引き起こした政治混乱を抑止することだとされた。その結果、タナットは閣外に去ることとなったのである。タナットが推進していた対中接近路線は、タノム・プラパートの軍事政権が志向する対米協調路線とは対外的に両立できないものになっていたのが理由である。クーデター後の外相ポストは、タノム自ら兼務することとなった。

しかし、実際のところ、タノム・プラパート政権はタナットが敷いた路線を完全に放棄したわけではなかった。極右的な反共主義を標榜していたタノム・プラパート体制だが、実際には1970年頃から中国との間に真実の了解があれば関係の障壁は排除できると考え、中国への接近政策を提議していたと、後にプラパート本人が語っている⁶³。それゆえに、対中国政策では協調路線を取るというZOPFANの裏約束は守られ、タナットの敷

いた路線は継続されていたのである。

マレーシアやフィリピンが非公式、民間レベルで積極的に対中接触を進めていた1972年2月頃、タイの卓球チームに対し、9月に行われる北京でのアジア卓球連盟大会への招待状が届いた。宛先はタイ・オリンピック委員会会長のプラパートになっていた。

プラパートはこの申し出を受けて、タイ卓球連盟に対し訪中許可を与えた。ZOPFANの裏合意に基づき、マレーシアやフィリピンと歩調を揃えることに躊躇はなく、むしろメリットを見いだしていた。そして、特別顧問として自分の側近であるプラシット（Prasit Kanchanawat）革命経済・財政・工業次官を同行させ、中国側の感触を探らせることにした。許敦茂という中国名を持つ中国系タイ人であり、上海暨南大学への留学経験を持つ中国通のプラシットは、結果的に「特使」として周恩来と会談した最初のタイ政治家となった⁶⁴。

プラシットの訪中について書かれた文献が伝える中国外交の実態は興味深い。香港経由で北京に到着後、一人貴賓室に通されたプラシットは、中国人民対外友好協会常務理事の程瑞生から「今から、あなたは中国政府の来賓になりました」と告げられ、以後、卓球チームとは別行動を取らされるのである⁶⁵。北京飯店に部屋を用意されたプラシットは、以後、連日、午前中は観光旅行に連れて行かれ、午後には廖承志対外友好学会中日友好協会会長、韓念龍外交部副部長、李強外貿部副部長ら中国政府の要人との面会を続けることとなった。

最初に面会した廖承志は、同時期に最終段階に入っていた日中国交正常化交渉の状況を詳細に伝えている。国交正常化以前の日中民間貿易の時代から直接対日関係を手がけていた廖承志の話は説得力に富むものであった。彼は、タイと米国との密接な関係について、それは全てタイの事情であり中国は干渉しないと伝えた。実際に、日本との国交正常化交渉では米国との断交や駐留米軍撤退などの関係変更を一切求めなかった点を強調し、「我々は日本との外交関係樹立を参考にする」姿勢を明らかにしている⁶⁶。また、中国政府は、日本が天皇制国家であることを受け入れるように、タイの国王制度を受け入れることをプラシットに対して約束した。さらに、中国は世界各国の人民革命闘争をしているが、他国に派兵することはないと何度も強調し、中国への警戒心を解こうとした。

また、最後に登場した周恩来は、プラシットに対して「中国はタイとの

友好関係を強く願っている。外交関係樹立に関して眼前にはいくつかの障害があるが、中国はタイの事情を理解する。中国は待つことができるし急いでいない。まずは貿易関係を築き民間交流をすればよい」と告げた⁶⁷。既に一連の要人との会談を通して、中国側の立場は極めて明確に伝えられていたが、周恩来の友好的な態度はその最終確認であった。

まずは民間交流を進めたいという中国側の方針は、マレーシア、フィリピンに対する方針と一致するものであった。これらについて、逐一、ASEAN 諸国間で情報交換や確認作業が進められたことは想像に難くない。結局、中国からの申し出に対して、タイ政府はマレーシア、フィリピンと足並みを揃えて10月の広州交易会に貿易団を派遣することで応えた。17名の団員の中には、民間実業家とともに駐香港タイ総領事や商務官も含まれた。団長にはプラシットが指名され、中国側と実務交渉を進める権限が正式に与えられた。代表団は広東での仕事の後、北京に招待され、李先念副総理の出迎えを受け、交渉を行った。

同時期に、タイ政府は、国連総会のロビーや第三国で、外交官同士の秘密接触を促すよう指示した。マレーシアが中国との国交正常化で実質的な合意に達した後の1973年1月23日、プラパート副首相は、バンコク・ポストのインタビューに答え、中国大陸との貿易再開と中国・タイ関係の緊張緩和方針を表明した。以後、正式な指示に基づき、ワシントンやイスラマバード、ウィーン駐在のタイ大使たちは、積極的に中国側と水面下で接触した。

1973年3月には、チャートチャイ (Chachai Choonhan) 外務次官がラオス訪問中、ビエンチャンで中国大使と会うなど、ハイレベルでの接触が開始された。そして、6月には、中国から卓球チームが、マレーシア経由でタイを訪れた。これは外交部官僚に率いられたミッションであり、先述したように、マレーシアに対して台湾問題を「日本モデル」で処理することを提案した代表団であった。8月には、タイ卓球チームが再び北京での大会に参加した他、外務省政治局長と東アジア局長に引率されたバドミントンチームが北京を訪問し、鄧小平に迎えられている。9月の国連総会では、チャートチャイと喬冠華副外相との会談が持たれた。

1973年10月14日の政変によりタノム・プラパート政権が失脚したが、文民政権が誕生したことによって、逆にタイ・中国関係は一気に進展した。政治活動、及び思想表現は実質上全く自由になり、米国離れを求める

声が急激に高まった。そして、同時期に起きた石油危機は、フィリピンの例と同じくタイと中国との関係をより決定的なものとしたのである。中国側からの「友好価格」での販売申し出を受けて、12月、チャートチャイが、北京を訪問し政府レベルでの初めて取引を行った帰国後、中国承認について「単に時間の問題だ」と語った⁶⁸。

1974年になっても中国とタイは、スポーツや医学的な交流ミッションを活発に相互訪問させているが、いつでも訪問団には官僚が含まれていた。1975年1月には、セーニー（Seni Pramroj）新首相のもとで、外相となったチャートチャイが再び代表団を率いて北京に向かい、前年を上回る買い付けを契約した。

3月に社会行動党を率いるククリット・プラモート（Kukurit Pramroj）が首相に就任すると、中国を承認し外交関係を樹立することが公式表明された。「タイの新政府の外交方針にとって、イデオロギーや政治体制の違いは問題とはならない。タイに対して善意を持ついかなる諸国もタイの友人であり、タイは隣国との関係を強化したい。このことは、全ての点でASEAN加盟国への支持と協力につながる。大国との関係でバランスを取るために、タイ政府は中国を承認し国交正常化を行う⁶⁹」というククリットの発言からは、伝統的なタイ外交への回帰方針とともに、ASEAN協調の姿勢を見ることができるといえる。

5月末から、大規模なタイ議員団を率いてプラシットが再び訪中した。出迎えた韓念龍外交部副部長に対し、プラシットは、「タイ政府が最近、中国との外交関係樹立を決定したことを特別な喜びを持ってお知らせする。フィリピンが中国と外交関係を樹立する100番目の国家であるならば、タイは101番目である」と伝えた⁷⁰。ククリット首相が訪中し、国交正常化に関する中・タイ共同宣言が発表されたのは6月30日のことであった。

VI おわりに

以上に見てきたように、マレーシア、フィリピン、タイの対中関係の進展を見ると、国交正常化という到達点に向かって、一定の運動性と類似のプロセスが見られる。1968年に「三大国の保障による東南アジア地域の中立化」というアイデアを得たマレーシアは、1970年に入りラザク政権の下で、積極的に独自に対中接近を模索し始めた。中国が好意的に応えた

結果、1971年から、中国とマレーシアは民間分野から徐々に交流を始め、「中立化」や将来の国交正常化について、徐々に感触を探りあった。5月に貿易代表団が訪中した後、周恩来やラザク自らが時折登場しながらの相互交流を通して両国政府の意思が確認された。その結果、同年10月の国連総会ではマレーシアは、アルバニア案に投票という一歩前に出た行動を取った。マレーシアは自らの新たな対中政策、地域外交ビジョンについて既に確信を得ていたのである。

しかし、このようなマレーシアの突出した行動は翌11月のASEAN外相会議で、地域的連帯感と外交協力の見地から調整された。中国が国連代表権を正式に得たという新たな現実（たとえそれが自ら推進した結果であったとしても）に直面して、マレーシアはいったん対中政策を他のASEAN諸国のレベルに合わせたのである。

マレーシアはZOPFANに関して、「三大国の保障による中立化」という原案を撤回し、自らが一歩退いてでも対中政策を集団的に遂行する道を選んだ。そして、独自に接近した中国チャネルからの全情報を、ASEAN諸国に対して積極的に提供し共有物として役立てようとした。それは、域的外交協力を得ることで中国に対する自らの立場を強化する試みでもあった。ZOPFANの現実的な意義は、表向きの中立や平和、自由という宣言ではなく、秘密理の対中政策協調合意にあったといえよう。

フィリピン、タイという米国の同盟国も、1968年頃から東南アジア地域における米国の撤退の予兆を察して、慎重ではあったが、マレーシアの提案する新たな地域安全保障の考え方に興味を抱いていた。アジア外交を重視していたフィリピンの方はマレーシアとほぼ同じペースで対中接近を開始しており、ZOPFANの裏合意を大いに利用して対中政策を修正していったと考えられる。タイの場合は、クーデターを起こした軍事政権の事情から、表面的に対中政策の変更を打ち出しにくかったが、水面下ではZOPFANの裏合意に基づいて対中政策の転換が進行していた。

1972年の間に、フィリピンとタイは、マレーシアと足並みをほぼ揃えた。この二国はマレーシアとは違って、台湾との外交関係という重い制約を抱えていたが、その解決策は中国との非公式接触の過程で周恩来から示された。つまり、「一つの中国」の原則に基づき、台湾との外交関係があるうちは中国とは「民間」関係という前提の下で、スポーツや医学、文化の分野で活発に交流が進められたのである。そして、1973年の6月には、

中国からマレーシアに対して、断交後の台湾との関係は「日本モデル」で維持するという意向が示された。この情報はマレーシアへの朗報であっただけでなく、台湾との関係が深いフィリピン、タイにとっては難題突破に向けてより重要な価値を持つものであった。

ZOPFAN の裏合意から約1年後に、ASEAN 各国首脳は、対中政策については協議をするが国交樹立のタイミングは各自判断するという、主権重視の典型的な方法を表明するようになった。その1年間は、ASEAN 諸国にとって、事前協議やコンセンサス、内政不干渉など、後にいわゆる ASEAN Way と呼ばれる方式の試行期間であったといえよう。また、ASEAN にとって中国問題とは、それほどまでにインパクトのあるアジェンダだということがわかるのである。

最後になるが、ZOPFAN の合意に基づくマレーシアからの中国情報の提供は、他の加盟国であるインドネシア、シンガポールに対しても同様に行われていた⁷¹。インドネシアは1965年の9・30事件による中国との関係断絶という特殊な国内事情を抱え、「華人国家」シンガポールも ASEAN 諸国内で対中国交正常化を最後に行うと公言していたため、対中国交正常化は1990年まで遅れることとなった。しかし、この大幅な時期の違いは ASEAN 内での障害とはならなかった。つまり、対中政策協調という地域的外交協力の一方で、内政不干渉原則は強く働いていた。その意味でも、対中政策に関する合意形成の経緯や過程は、やはり ASEAN Way の嚆矢としての重要事例であろう。

註

- 1 その視角を示したものとして、黒柳米司「アジア冷戦と ASEAN の対応—ZOPFAN をてがかりに」『アジア研究』第52巻第2号、2006年4月。
- 2 山影進『ASEAN シンボルからシステムへ』東京大学出版会、1991年、158頁。
- 3 同上、25頁。出典は1956年の統一マレー人国民組織 (United Malays National Organization: UMNO) の10周年大会でのラーマンの演説による。
- 4 Chandran Jeshurun, *MALAYSIA: Fifty Years of Diplomacy 1957-2007*, Talisman Publishing Pte Ltd, 2007, pp.23-25.
- 5 山影、『ASEAN』26頁。
- 6 H. Heiner, *ASEAN and the ZOPFAN Concept*, Singapore: ISEAS, 1991, p.13.
- 7 Noordin Sopiee, "The "Neutralization of South-East Asia"", in Hedley Bull, ed., *Asia and the Western Pacific*, Melbourne: Nelson, 1975, pp.137-138.
- 8 Deputy Prime Minister Tun Abdul Razak's speech at the Lusaka Summit Conference of Non-Aligned Countries, 9 September 1970 (Extracts) R.K. Jain ed. *China and Malaysia*,

- 1949-1983, New Delhi: Radiant Publisher, 1984, p.141.
- 9 当時の対中政策に関わったマレーシアの元外交官への筆者インタビュー（2006年6月14日 Nikko Hotel, Kuala Lumpur）。
- 10 Deputy Prime Minister Ismail bin Dato Abdul Rahman's speech in the UN General Assembly, 15 October 1970. R.K. Jain, ed. China and Malaysia, p.145.
- 11 Malaysia/China 22 Jan 1971. British High Commission (Kuala Lumpur) FCO24/1164. British National Archive（以下BNAと略記）。
- 12 Malaysian/Chinese Relations 15 Feb 1971 British High Commission (Kuala Lumpur) FCO15/1924 BNA.
- 13 Abdul Razak's press conference, 25 April 1971 (Extract) R. K. Jain, ed. China and Malaysia, p.159.
- 14 Statement by Prime Minister Abdul Razak, 4 May 1971. Ibid., p.160.
- 15 Statement by leader of Malaysia trade mission Razaleigh bin Tengku Hamzah before his departure for Peking, 6 May 1971. Ibid., p.161.
- 16 Hsinhua report on the visit of Malaysian trade delegation, 16 May 1971 Ibid.
- 17 Razaleigh's statement in Kuala Lumpur, 18 May 1971 Ibid., p.162. Malaysia and China: The Establishment of Diplomatic Relations (Confidential Kuala Lumpur Dispatch) of 2 July 1974, British High Commission Kuala Lumpur p5. FCO15/1924 BNA.
- 18 Ibid.
- 19 Abdul Razak's statement in Parliament, 26 July 1971 R.K.Jain, ed. China and Malaysia, pp.164-168.
- 20 Chinese Trade Delegation 15 Sep 1971 British High Commission Kuala Lumpur, FCO 24/1173 BNA.
- 21 Nicholas Tarling, *Regionalism in Southeast Asia : to foster the political will*, London ; New York : Routledge, 2006, pp.152-153.
- 22 Ibid.
- 23 *Far Eastern Economic Review*, 25 September 1971 , pp.32-33.
- 24 Nicholas Tarling, *Regionalism in Southeast Asia* p.155.
- 25 宣言文書は、Dick Wilson, *The Neutralization of Southeast Asia*, New York: Prager, 1975, pp.198-199.
- 26 Telegram, 26 November 1971, 1041. FCO24/967 BNA.
- 27 (Confidential) ASEAN FOREIGN MINISTERS 8December 1971 British High Commission, FCO24/967 BNA.
- 28 Ibid.
- 29 Ibid.
- 30 Ibid.
- 31 Ibid.
- 32 CHINA AND SOUTH EAST ASIA 29 December 1972 British Embassy Peking, FCO 24/967 BNA.
- 33 王俊彦『中国外交演義 新中国時期』北京、世界知識出版社、1995年、241頁。
- 34 Abdul Razak's statement in Dewan Rakyat, 11 December 1972. R. K. Jain, China and Malaysia, p.193.
- 35 Abdul Razak's statement in Dewan Rakyat, 31 January 1973. Ibid., p.194.
- 36 Malaysia/China 19 June 1973 British High Commission Kuala Lumpur, FCO15/1924.
- 37 Ibid.
- 38 Ibid. ラザリの話を聞いた英国人外交官が書き記した解釈による。

- 39 この点を明確に証拠立てる文書を現在までに筆者は持ち合わせていないが、直接担当していたマレーシアの元外交官からの証言から推測できる。
- 40 “State-of-the Nation Address,” *Manila Daily Bulletin*, 25 January, 1966.
- 41 なお、この派兵に関しては米国からの軍事経済援助及び米軍のインドシナ駐留に伴うフィリピン人の雇用割出に関する密約が、マルコスと米政府の間で交わされたという。Jose V. Abueva, *The Philippines: “Tradition and Change”*, *Asian Survey*, Vol. 10, No. 1 (January, 1970) pp. 61-62.
- 42 「マニラ会議共同コミュニケ」 1966年10月25日、アメリカ大使館文化交流局広報部。
- 43 後日、明らかになったところによれば、装備・訓練など派兵経費として少なくとも3900万ドルがジョンソン米大統領から秘密予算として供与されていた。多額の援助供与とあまりに少ない見返りに気づいた同大統領は怒り心頭に発したという。浅野幸徳『『フィリピン-マルコスからアキノへ』アジア経済研究所、1991年、59頁。
- 44 PHILIPPINE FOREIGN POLICY: AND ASEAN FOREIGN MINISTERS’ MEETING British Embassy Manila, 18 July 1972 FCO 24/1270 BNA.
- 45 5月8日の周恩来の発言。『東南アジア月報』1971年5月135頁。人民日報1971年5月9日。
- 46 陳鴻瑜『中華民国興東南亜各国外交関係史(1912-2000)』台湾鼎文所局、66頁。
- 47 蕭曦清『中菲外交関係史』台北正中書局、1995年、84頁。
- 48 Victor C. Funnell, “The Development of Relations between China and the ASEAN Countries,” *SPECTRUM*, Vol 3, No. 4 (July 1975) p. 26.
- 49 (Confidential) CHINA AND SOUTH EAST ASIA 29 December 1972 British Embassy Peking, FCO 24/967 BNA.
- 50 王俊彦『中国外交演義』243頁。中共中央文献研究室編『周恩来年譜一九四九～一九七六』下、中央文献出版社(1973年5月5日)590頁。
- 51 Gregory Clark, “Turning in to Taipei” *Far Eastern Economic Review*, June 11, 1973.
- 52 Bernard Wideman, “A Point For Detente”, *Far Eastern Economic Review*, May 13, 1974.
- 53 抄転有關菲律賓政情分析、請參考核弁。行政院新聞局長錢復から外交部、1974年6月24日、太平洋經濟文化中心駐馬尼拉弁事処、目録番号172-3、案卷番号1123 台湾国史館。
- 54 Justus M. Van Der Kroff, The “Malaysian Formula”: Model for Future Sino-Southeast Asian Relations? *Asia Quarterly*, vol. 4, 1974. *Morning News*, June 1, 1974. ならびに、*Asian Research Bulletin*, April 30, 1974, p. 2637.
- 55 *The New York Times*, September 25, 1974.
- 56 陳鴻瑜『外交関係史』67頁。
- 57 村嶋英治「タイにおける共産主義運動と中国革命—タイ共産党の成立をめぐる—」池端雪浦ほか編『岩波講座 東南アジア史 第8巻 国民国家形成の時代』(2002年 岩波書店)259頁。
- 58 ある米国人ジャーナリストの推計によると、米軍機のタイ国内からの出撃回数は、一週間に900回から1500回に及んだという。また、1966年から3年間に、コーラートとタークリーの二つの基地からだけでも、9万トンの爆弾が北ベトナムに投下された。これは北爆の75%を占め、他の基地を加えると80%以上がタイからの出撃だったと推計されている。末廣昭『タイ 開発と民主主義』岩波新書、1993年、55-56頁。
- 59 ベトナム戦争におけるタイ軍の協力については、高埜健「ヴェトナム戦争の終結とASEAN-タイとフィリピンの対米関係比較を中心に」『国際政治』第107号、1994年9月。Surachart Bamrungsuk, *United States Foreign Policy and Thai Military Role, 1947-1977*, Bangkok: Editions Duangkamoi, 1988, pp. 117-131 および、R. Sean Randolph, *The United States and Thailand: Alliance Dynamics, 1950-1985* Berkley, CA: Institute of East Asian Studies, Univ. of California, pp. 49-81を参照。
- 60 Foreign Minister Thanat Khoman’s statement at a press conference in Tokyo, 26 February

- 1969(Extracts). R. K. Jain, *China and Malaysia*, p.155.
- 61 Thanat Kohman's Statement in a television interview. 2 March 1969 (Extract) Ibid.,
- 62 Thanat Kohman's address at a luncheon hosted by the American Management Association in Bangkok, (March) 1969. Ibid., p. 156.
- 63 1985年、新中原報記者のインタビューに答えている。楊行、李靈 『泰国基辛格—許敦茂』（1997年 書誌情報の記載なし）117頁。
- 64 Khien Theeravit, "The relationship between Thailand and China-Problems and prospect", *Bangkok Bank Monthly Review*, Vol.19. No.12 (December 1978).
- 65 楊行、李靈 『泰国基辛格』、98頁。
- 66 廖承志「中泰友好符号两国人民的利益」（1972年9月1日）廖承志がタイ卓球代表団顧問ブラシット訪問時に会見した際の談話とされる。『廖承志文稿』481頁（書誌情報の記載なし）。
- 67 楊行、李靈 『泰国基辛格』、140頁。
- 68 *The Nation* (Bangkok), December 30, 1973.
- 69 Policy Statement issued by Prime Minister-designate Kukrit Pramoj, 17 March 1975 (Extracts) R. K. Jain, *China and Malaysia*, p.196.
- 70 楊行、李靈、『泰国基辛格』、157頁。
- 71 注9を参照。

中国の同盟観

—なぜ同盟を組まないか—

徐 顕 芬

I 中国の同盟小史

1. 問題意識

中華人民共和国（以下、中国）とどう付き合うか、昨今世界では、この問題が熱く論じられているが、ここでは、中国が他の国とどう付き合うかを問うことにしたい。

建国後60年余りが経過したが、この間、だれもが中国の内政、外交に大きな変化があったことを指摘する。だが、中国政府は自らの外交政策を一貫して「独立自主の平和外交」だと規定し、強調してきた。実際、中国が公式に独立自主政策を打ち出したのは、1982年9月の中国共産党第12回全国代表大会（以下、第12回党大会）の時であった。当時、実質的な最高指導者であった鄧小平は、それが正真正銘の「不結盟」（いかなる国家あるいは国家集団とも同盟を結ばないという意味）であると断言していた¹。

その一方で、中国は冷戦期に日米同盟を堅持する日本に対して常に「日本人民に同情する」と表明していたし²、グローバル冷戦が終結した後、日米安保体制の再定義を経て今日に至ってもなお日米同盟を堅持する日本に対して強い疑念を持っている。それは、日米同盟が中国を潜在的脅威とみなす可能性から、日米が中国に対して共同で対抗しようという構図が存在するのはもちろんのこと、その背後に中国が同盟一般に対して大きな違和感を持っていることも強く関連している。

中国は多くの国家及び国家集団とパートナーシップ関係の構築を唱える一方で、いかなる国家及び国家集団とも同盟を結ばないと宣言している。ではなぜ、中国はこのような「不結盟」政策を唱え続けているのか。本章では、中国の「不結盟」政策がリアリストのどのような国際システムにお

ける力関係だけで決まったのではなく、むしろ歴史的体験から生まれた独自の規範によって形成されたという視点から回答を導いてみたい。これまでの中国の歴史的体験から「不結盟」政策の政治的な本質についてアプローチしてみたいのである。中国は中ソ同盟の締結および崩壊からどのような教訓を得たのか、1970年代末から80年代初めにかけて米中戦略的提携関係³の形成と解消からどのような教訓を得たか。この二つの歴史的教訓について考察したうえで、1982年に公式に打ち出した独立自主政策の背景を詳述する。これらの考察を通じて、現在のパートナーシップ関係の構築を理解する。

同盟が組まれる理由は様々であるが、議論を少しでも単純化するために、土山實男は同盟を結ぶ論理を、バランスとバンドワゴンという二つの要因からまとめている。バランスの論理が勢力間の均衡をはかるために同盟を結ぶというものであるのに対して、バンドワゴンの論理は自分の勢力拡大と利益獲得のために同盟を結ぶというものである⁴。では、中国は中ソ同盟を締結するとき、そして米中の戦略的提携関係を形成するとき、それぞれどのような論理に基づいていたのだろうか。また中国はその経験から何を学んできたのだろうか。このような問題を考察する前に、まずは中国の同盟小史を概観しておくことにしよう。

2. 中ソ同盟からパートナーシップ関係へ

中国は、古くから同盟形成の歴史を有する。古い歴史上の諸侯国間においては、「結盟」（同盟形成の意味）が対外戦略の常套手段とされてきた。そして1949年10月、中華人民共和国が成立した後、1950年2月にソ連と「中ソ友好同盟相互援助条約」を結んで、極めて強い同盟を組んでいたかにみえた。少なくとも1950年代は中ソ同盟の蜜月時代であった。

しかし、1956年のソ連共産党第20回党大会におけるフルシチョフ（Nikita Sergeyevich Khrushchev）のスターリン批判をめぐり、中ソ間にイデオロギー上の食い違いが生じた。1957年に開催された第一回モスクワ会議からマルクス主義、社会主義をめぐる論争が展開され⁵、その後いわゆる中ソ論争は収まるどころか、むしろ激しさを増していった。1960年7月にソ連は中国に派遣中のソ連人専門家を1カ月以内に引き上げると通告した。1962年キューバ危機に際して、中国はソ連を「冒険主義」「敗北主義」「大国主義」として非難し、この頃から中ソ対立は西側に

も公然のものとなった。その後、1963年より中国共産党はソ連共産党を批判する系統的な長大論文を公表して、中ソ論争が公に展開された。文化大革命時、中ソはさらに激しい応酬を繰り返した。中ソ対決のピークが、1969年3月に起こった珍宝島事件と呼ばれる国境紛争である。それから10年後の1979年4月、中国政府は中国駐在ソ連大使に、中ソ友好同盟相互援助条約を翌1980年の期限満了後延長したいと伝えた。中ソ同盟は名実ともに、ここに崩壊した。

ソ連との同盟関係は中国にとって非常に得難い教訓を残した。実利以上に、外国と同盟関係を結ぶことによる負の経験は大きかった。中国がなぜ同盟を結ばないかを問うには、中国の同盟史を振り返って、その歴史的経験を探り出す必要がある。中国が中ソ同盟から何を学んだかについては、次の「II」で論じる。

珍宝島事件後、ソ連を主要敵と見なし、1970年代を通して日米との関係を回復・発展させてきた中国は、1979年末ソ連のアフガニスタン侵攻に伴い、米国との戦略的提携関係を一層強めた。これは米中日間の「擬似同盟」とまで言われたが⁶、この関係は長くは続かなかった。米中関係は台湾問題をめぐってぎくしゃくし始め、双方の思惑及び対応策がほとんどかみ合わず、平行線をたどったからである。1982年5月に訪中した、知中派であるはずのブッシュ（George Herbert Walker Bush）副大統領とも台湾問題については米中間で意見の一致を見ずに平行線をたどったことから、中国は米国との認識の溝の深さを悟ったことだろう⁷。中国は、米中間の戦略的提携においては米国に依存していると認識したため、そこから脱却しようとする戦略的調整をはかったのだろう。どうして、そしてどのように戦略的調整を行ったかについては、次の「III」で論じる。

戦略的調整の結果、中国は1982年9月の第12回党大会で独立自主政策を打ち出すことになった。その後、中国は「不結盟」を繰り返し強調してきた。1990年代には、中国の経済発展に伴い「中国脅威論」がくすぶるなか、中国はパートナーシップ関係の構築を訴えてきたが、それは今日まで続いている。独立自主政策は中国にとってどのような意味を持っていたのか、またパートナーシップ関係とはどういうものかについては、「不結盟」政策の規範的性格から敷衍して、最後の「IV」で考察し、本章の結びとしたい。

II 中ソ同盟からの教訓

1. 独立自主を勝ち取るための同盟

中華人民共和国建国直前の1949年7月1日に、毛沢東は政治論文「人民民主主義独裁を論ず」を発表し、向ソ一辺倒政策を宣言した。建国直前後に、劉少奇（1949年6月21日～8月28日）、毛沢東（1949年12月16日～50年3月4日）、周恩来（1950年1月20日～50年3月4日）が相次いで訪ソし、スターリン（Joseph Stalin）と辛抱強く交渉した結果、1950年2月14日に「中ソ友好相互援助同盟条約」が締結された。中国はなぜソ連と同盟を結んだのだろうか。

一般的に同盟を組む最大の目的は、外からの攻撃に対する安全保障である。中ソ同盟は、条約の第一条「締約国のいずれか一方が日本または日本の同盟国からの攻撃を受けて戦争状態に入った場合は、他方の締約国はただちに全力をあげて軍事上その他の援助を与える」という条文で分かるように、軍事同盟であり、強固な攻守同盟である。

しかし、中国は自国を外敵から守ることだけを中ソ同盟の目的としたわけではない。一辺倒という言葉が鮮明に表しているように、ソ連との全面的な同盟を望んだ。当時の中国共産党指導者たちが考えていた最重要課題は、革命の徹底的な勝利であった。それを達成するため、新中国の国際的承認を勝ち取り、国家安全保障を確保し、独立主権国家としての対外政策を採用し、国家建設を軌道に乗せること等々山積の課題を抱えていた中国にとって、ソ連の力が必要となっていた。

新生中国はまずは国際的承認を得なければならなかった。しかし、新生中国の誕生は冷戦の形成期であり、まさに東西いずれの陣営に属するか、国際政治秩序上での自己意識を固めつつ、その針路について選択を迫られる時期であった。毛沢東は、中立という第三の道はあり得ないということに加えて、ソ連への一辺倒について旗幟を鮮明にしたのである。ソ連も、中華人民共和国が建国宣言した翌日に中国を承認し、ソ連の周囲に集まった社会主義国家も相次いで新中国を承認した。中国は中ソ友好同盟相互援助条約の調印式において、同条約と諸協定が「中国人民に自分たちが孤立していないことを理解させたこと」に意義があると述べた⁸。

新生中国は国家安全保障を確立するためにもソ連の力が必要であった。中国の軍事力は士官の訓練から装備の提供に至るまでソ連から多大な援助

を受けて、次第に整備されてきた。建国時には皆無に等しい状態であった中国海軍もソ連の艦艇を模倣あるいは改造した艦艇をそろえ、1950年代末期には自立の態勢をとりうるまでに至った。1957年、ソ連がロケットおよび航空機などの軍事新技術の面で中国を援助する協定（「国防新技術協定」、後述）が結ばれたこともあり、ソ連の軍事技術援助は原爆サンプルの提供に限らず広範囲に及んだ⁹。

また、中国は対外政策を再構築する際、ソ連の全般的な支援を求めたのである。劉少奇は、スターリンとの会談の中で、中国の対外政策について包括的に話しあった。同盟条約の第四条には、両国の「共通の利害に関するすべての重要な国際問題については相互に協議する」と規定されている。

新生中国はまたソ連の援助下での国家建設を願った。中国の政治体制のあり方についても、劉少奇とスターリンとの会談のなかで重要な議題となった。劉少奇は訪ソから帰国する際、ソ連の専門家、ソ連による借款だけではなく、ソ連の国家建設のモデルもまた持ち帰ったのであろう。新生中国はソ連モデルで国家を再建しようとしたのである¹⁰。周恩来が同盟条約の調印式で述べた、条約のもう一つの意義は、これが「中国経済の回復と発展の助けとなること」であった。条約第五条は、互いにあらゆる可能な経済的援助を与え、かつ必要な経済的協力を行なうことを約束すると規定している。同盟条約の締結と同時に、中ソは様々な実務協定も締結した¹¹。中国は借款供与協定¹²により総額で3億米ドルの借款を受けるだけではなく、その後ソ連から極めて重要な技術援助も受けた¹³。中国はソ連からの経済援助を求めるだけではなく、ソ連の社会主義建設の経験をモデルにして国家建設を進めていたのである。

中ソ同盟は日米を仮想敵にして、それと対抗すべく締結された東側陣営の同盟の一つとして明らかに攻守同盟であったが、中国の同盟運営過程からみれば、中国がソ連と同盟を組む同盟行動の基本的論理は、利益獲得と勢力拡大のためのバンドワゴンにある。中国は、初めて主権国家としての自立性を増強するためソ連と同盟を結んだのであった。同盟の締結は、本来であれば自国の自立性をある程度犠牲にして他国の安全保障政策に頼ることになる。その意味で中国の中ソ同盟締結の動機と伝統的な同盟締結のそれとは異なる面があるといえる。このようにして、中国は常に利益の獲得と自立性の喪失というジレンマを抱え、両者の葛藤の中で、中ソ同盟を運営していたのである。

2. 同盟がなぜ破綻したか——不平等感からの脱却

中国は中ソ同盟に全面的に依拠して、新生国家を建設しようとした。1950年代を通して中国は文字通り物心両面でソ連から多大な援助を受けてきた。にもかかわらず、中ソ同盟は1960年代初めごろから亀裂が生じ、破綻していった。なぜか。

中ソ同盟が破綻した原因については、すでにたくさんの研究が出ており¹⁴、破綻の要因はいくつも考えられる。①イデオロギー論争、②国家利益の衝突、③中国の対外政策と対内政策をめぐる不一致、④指導者の性格の問題、などである¹⁵。本来、いかなる同盟であっても、同盟国間に意見の相違があるのは当然である。相違を受け入れることで協調を実現し、これにより、同盟当事者間に一種の妥協が成立し、同盟関係は維持されることになる。なぜ中ソ間では妥協点を見出すことができずに同盟が破綻したのか。

それは、両者間に具体的な問題をめぐって意見の相違が生まれた背景には、両国関係が不平等であるという中国指導者の認識があったからである。1989年5月16日、ソ連共産党総書記ゴルバチョフ（Mikhail Sergeevich Gorbachev）との会見で中ソ関係の正常化を宣言した鄧小平は、1960年代、特に1960年代半ばから主な脅威の源泉はソ連であったと明確に述べた。また鄧は、ソ連とのイデオロギー論争では中国側にも誤りがあったことを認めた上で、中ソ同盟関係における「本当の実質的な問題は不平等であり、中国人が侮辱を感じていた」と明言した¹⁶。

ここで、上で取り上げた中ソ同盟の破綻要因について、それぞれ具体例を検討してみたい。まず、イデオロギーの論争を中ソ破綻の主要原因とみなす先行研究では、破綻の淵源を1956年のソ連共産党第20回党大会におけるスターリン批判をめぐる中ソ間の意見相違に求めている。また、イデオロギー論争における中心的な争点の一つはソ連による平和共存政策の提唱とそれに対する中国の非難にあった。しかし、その背景には、傲慢なソ連「老大哥」（兄貴）の態度に納得できない中国指導者の感情と、共産主義運動におけるリーダーシップをめぐる主導権争いが存在したのである。1980年5月、鄧小平は中央の指導的幹部との談話で、「われわれはソ連共産党のあのやじ党的な振り舞いや大国ショービニズムのやり方に一貫して反対してきた。彼らは対外関係で、覇権主義の路線と政策をとっている」と述べた¹⁷。

次に、国家利益の衝突の具体例として、1958年夏に起こった「長波電台」と「連合艦隊」事件、さらには1959年にソ連が中国に核兵器開発の援助を停止したという問題などが挙げられる。「長波電台」と「連合艦隊」は、いずれもソ連から提案のあった軍事協力であり、前者は中国国内に無線基地を作るという計画、後者は中ソ共同で太平洋艦隊を設置するという計画である。中国はこのいずれの提案に対しても自国の主権を侵害するものだとして、ソ連に対して強く抗議した¹⁸。フルシチョフによる共同艦隊設置の提案を聞いた毛沢東は、激昂したという¹⁹。近代以降、外国に主権を侵され続けた中国には、自国領土内に外国の軍事基地が存在するような事態を絶対に許すことはできない、という感情面での問題があった。

核兵器開発に関するソ連の冷淡な態度に触れた中国は「馬鹿にされている」と認識し、ソ連に憤りを感じていた。ソ連は中国の核兵器保有を望んでおらず、中国に核の傘を提供することで、核技術を提供しないという方針をとり続けていた²⁰。一方、毛沢東は、ソ連が提供する「核の傘」による保護に甘んじることなく、核兵器を自力開発することに固執していた。中国側の依頼を受けて、ソ連は1955年から平和的利用に限って原子力に関わる対中援助を開始した。中国はそれにも満足せず、ソ連側に核技術の援助を拡大するよう再三要請した。1957年からソ連はついに政策を修正し、1957年10月に「新式兵器と軍事技術装備の生産および総合的原子力工業の建設に関する協定」（略称「国防新技術協定」）に署名して、中国の核兵器開発にも協力し始めた。しかし1959年6月20日、ソ連共産党は中国共産党に書簡を送り、①原子爆弾のサンプルと技術資料を提供できないこと、②西側と交渉中の核実験全面永久禁止に関する協定が締結された場合、中国の原子爆弾製造の必要がなくなること、③ソ連は中国に「核の傘」を引き続き提供すること、などについて中国側に提示した。これは事実上、1954年の段階の援助内容に戻すことを意味した²¹。ソ連は設備提供を中止し、1960年8月までに核開発関連事業に関わるソ連専門家233名全員を引き揚げた。ソ連は依然として中国に「核の傘」の提供を強調したが、毛沢東にとっては、核兵器の保有は政治的にも軍事戦略上でも、重要かつ象徴的な意味合いを持っている。彼は「核兵器は持たなければならないが、持ったところで使えはしない。使えないけれど、持っていないと軽くみられ、馬鹿にされる」と認識していたのである²²。

さらに、中国の国内外政策をめぐる中ソ間の不一致の具体例としては、

1958年夏に起きた台湾海峡危機と、1959年にソ連が中国の大躍進に対して与えた批判がよく挙げられる。1958年8月23日、金門島事件とも呼ばれる第二次台湾海峡危機が起これ、米国の航空母艦6隻が台湾海峡に集結する事態に陥った。毛沢東は、当時フルシチョフが北京に4日間も滞在していたにもかかわらず、早くから計画していた金門島砲撃の行動をフルシチョフに一切教えなかった。台湾海峡危機をめぐるのは、同盟条約の権利と義務に対する中ソ間の認識のギャップは極めて大きかった。ソ連からみれば、軍事行動を起こすほどの重大な問題については同盟国と意見交換することが必要であったし、中国には同盟国であるソ連に事前通告する義務があると彼らは当然のように考えた。しかし毛沢東にとっては、台湾との関係が国内問題である以上、ソ連は無条件に中国を支持するのが当たり前であり、中国がソ連に事前に相談するような性格の問題ではなかった²³。中国はこのことを通して、社会主義陣営の中で自立的に行動する能力と立場を誇示しようとした。

フルシチョフを何よりも激怒させたのは、中国が台湾海峡危機の空戦で獲得した米国のミサイルをソ連に提供するのを拒否したことである。これはソ連が核兵器開発の分野で中国に協力するのを中止することに直接つながった。中国の建国10周年前夜の記念すべきスピーチの中で、フルシチョフは「あらゆる社会主義国はソ連と時計を合わせてくれなくては困る」と述べ、間接的に中国を批判した²⁴。フルシチョフの中国滞在（1959年9月30日～10月4日）は、中国とソ連の指導者間に極めて大きな感情的しこりを残し、その後、中ソ指導者間の関係回復不可能なほどにまで、両者間の対立は深刻な状態になっていった²⁵。

1959年7月18日、ポーランドにおいてフルシチョフは、中国の大躍進政策を間接的に批判する見解を発表した²⁶。それはソ連が中国の内政に関与し、毛沢東を貶めようとするものだとして、毛沢東はソ連に対する反感をさらに強めていった²⁷。

百余年にわたって外国からの従属化圧力と闘ってきた指導者たちは、社会主義国との関係においても自国の自主性を確保することに必死であった。特に個性の強い毛沢東は、ソ連との同盟関係において、強い不平等感を感じていたことだろう。当初、中ソ同盟に全力でコミットメントしようとしていた中国にとって、この同盟の経験から学んだ教訓は大きかった。何よりも、中国はこの経験を通じて同盟に関する認識の原型をつくりあげ

ていくことになった。つまり、バンドワゴン論理に基づいた同盟が、弱者側（中国）に不平等感を強めることになったという歴史的教訓が中国外交の基本認識になっていくのである。

III 米中戦略的提携関係の形成と解消

1. 米中の戦略的提携関係

1969年の珍宝島事件を契機に、中国はソ連を主要敵と見なし、ほぼ同時期から、米中接近を図り始めた。1972年2月のニクソン（Richard Milhous Nixon）訪中により米中接近が実現し、日本はニクソン・ショックをうけ、ひと足早くその年の9月に中国との国交正常化を実現した。そして、1978年10月に日中平和友好条約を締結して、日中間は関係を発展させる政治的基盤を築いた。米中間は1979年1月1日付で国交樹立に至った。米中関係と日中関係は初めて良好な方向に連動していた。これに対して、1979年1月訪米の帰路に日本に立ち寄った鄧小平副総理は、「米中の上海コミュニケが日中国交正常化を動かしたとすれば、日中平和友好条約は米中国交樹立を動かした。米中国交正常化は福田〔赳夫〕政権の日中条約締結の決断と関係がある」と両者の関連を明らかにした²⁸。

特に1979年末、ソ連がアフガニスタンに侵攻したことを受けて、米中間の戦略的提携関係は一層強化されたし、米中関係と日中関係が連動していたこともあり、米中日は一種の疑似同盟関係を形成しつつあるように見えた²⁹。1979年1月に鄧小平が訪米した際、彼はソ連の覇権主義に対抗する国際統一戦線に米国も含まれると明言した。また、帰路に日本に立ち寄り、米中日の疑似同盟の堅固なる様子を演じて見せた。

米中間の対ソ戦略の面における協力関係、特に軍事面での提携関係も急速に具体化していった。まず、1979年4月に訪中した米国上院代表団に対して、中国は、①米国艦船の中国寄港、②米国製兵器の購入、③中国領土内での米国によるソ連のミサイル発射実験探知活動への協力などに関心を有していることを明らかにした³⁰。

次に、1980年1月に訪中した米国防長官ブラウン（Harold Brown）は、ソ連が米中両国の共通の利益を脅かした場合には、「外交のみならず防衛面でも中国と補完的な行動をとる」可能性を示唆し、米国政府が中国に対して「軍事支援装備品」（非殺傷性兵器）の輸出を認める決定をしたこと

を伝えた。鄧小平はブラウンに、「米中両国は協力して世界平和維持とソ連覇権主義に対抗すべきである」と語った³¹。これを契機に米中軍事協力に関する交渉が始まり、その後新疆ウイグル自治区のコーラとチタイに、ソ連のミサイル発射実験の電子探知施設が建設された。

さらに、軍事転用の可能性のある高度技術の移転に関して、米国政府は4月に、輸出管理制度上の相手国分類における中国の位置づけをソ連圏諸国からなる（Y）から切り離し、中国のみからなる（P）という分類を新たに設けた。これによって、軍事転用可能な高度技術の対中輸出に道を開いた。耿飈副総理が5月に訪米する際、米国側は若干の軍事・民間両用技術の移転や一部の軍事装備の対中輸出を認める方針を示した³²。また、7月大平正芳総理の葬儀に参列する際、華国鋒総理がカーター（Jimmy Carter）大統領と会談し、「米中国交樹立以来の両国関係発展を振り返り、[両者]ともに両国関係が満足すべき進展状況にあることを認めた」のである³³。

米中関係は、以下二つの特徴をもつと考えられることから、戦略的提携関係にあると言えよう。まず一つは、両国関係にはソ連を仮想敵とする前提が存在する。1972年の米中コミュニケでは、「[米中両国は]いかなる国家あるいは国家集団もアジア太平洋地域において覇権を求める試みに反対する」という反覇権条項を盛り込んだ。日中共同声明もこの条項を踏襲した。これを境に、中国は1970年代を通して、自国と米国、日本、パキスタン、イラン、トルコ、欧州と結ぶ一つの反ソ統一戦線を結成し、いわゆる「連米抗ソ」の「一条線」戦略の下で外交を展開してきたのである。いま一つは、軍事的提携関係が協力関係の最も重要な側面となっていることである。つまり、米中の戦略的提携関係の成立過程においては、勢力均衡論理が主要な根拠として働いていたのである。

2. 台湾問題をめぐる米中関係のギクシャク

これだけ見れば、米中間戦略的提携関係はますます緊密化するようになされたが、米中間には台湾問題という対立の種も残されており、それが徐々に顕在化していくことになる。

台湾問題は米中国交樹立交渉においても最大の難題であった。国交樹立後まもなく、1979年3月に米国が台湾関係法を成立させ、中国はこれを「受け入れ難い」と抗議したが、米国政府はとりあわなかった。翌1980年、

米大統領選挙の選挙期間中、共和党候補者のレーガン（Ronald Wilson Reagan）はしばしば「台湾との公式関係復活」を口にして北京の神経を苛立たせた。9月22日、米下院は台湾に対する戦艦5隻の譲渡案を可決して北京の憤慨をさらにあおった³⁴。10月2日、米国と台湾の非公式代表機関である米国台湾協会と北米事務調整委員会との間に合意が成立し、これによって双方の駐在員はともに外交官特権と免責権を認められることになった。中国外交部は直ちに米国政府に対して抗議し、「中国人民は絶対にこれを受け入れるわけにはいかない」と批判した³⁵。このようにして、1980年秋から台湾問題、特に対台湾武器売却問題をめぐって米中関係が暗転していく。

1981年は激しい外交の攻防戦が展開される年となった。6月ヘイグ（Alexander Meigs Haig, Jr.）国務長官訪中の際、ヘイグの回想によれば、鄧小平はカーター政権時代の約束不履行（20億ドルの借款提供と技術移転）を非難し、黄華外相は台湾への武器売却を批判した。鄧小平は、「もし米国がやりすぎると、米中関係が足踏みをすどころか、後退する可能性もあると語った」³⁶。その後、中国は参謀部長補佐劉華清の訪米の延期、訪米団長として派遣する人材の格下げ、さらに第三国を通じて米国指導者に不満を伝えるなど、問題の深刻さを強調することに必死であった。同年9月には、米国が年末あるいは1982年初頭に台湾に対して次期主力戦闘機（FX）を輸出するとの情報が中国側に入った。

1981年10月、メキシコのカンクンで開催された南北問題会議の際、黄華外相がヘイグを通じて、中国総理が掲げる米国の対台湾武器売却に関する二原則をレーガン大統領に伝えた。その一つは、対台湾売却武器の性能と数量をカーター政権期の水準以下に抑えること、いま一つは、期限を規定し、その期限内に武器売却を徐々に減少させ、最終的には完全に停止する、という内容であった³⁷。10月末に、黄華外相が訪米し、ヘイグ国務長官との間で本格的交渉を行った。中国側は武器供与の停止を要求し、しかも打ち切り期限を明示するよう要求した。ヘイグはこのときの様子を、「これは最後通牒だ。私は思わず自分の耳を疑った」と回想している³⁸。黄華外相はレーガン大統領に、性能・数量問わず、武器を売却する場合には、たとえそれがカーター政権期の水準以下であったとしても、中国側は強い反応を示せざるを得ないし、両国関係が停滞ないし後退されるのは避けられないと述べ、これを第三の原則として示した³⁹。武器売却停止期限

の設定が中心的な議題になった。この問題をめぐって、両者の主張は平行線を辿ったが、12月に次官級交渉を行うことだけは約束された。12月4日、章文晋外務次官と米国駐中国大使が交渉に臨むことになった。

1982年1月、極東および太平洋事務担当の國務長官補佐ホルドリジ(John Holdridge)が訪中し、米中間で協議してコミュニケを出すことを提案した。それ以降、コミュニケの内容を中心に協議は継続した。1982年5月、ブッシュ副大統領訪中の際には、中国側は、これまでカンクンとワシントンの会議で示してきた「決められた期限内の武器売却停止」という主張を一部譲歩し、「一定の期限内」に売却停止をするよう求めたが、米国の主張とは依然として隔たりがあった。最終的に、米中両国は1982年8月17日に「米中共同コミュニケ(米国の対台湾武器売却問題について)」(以下、八・一七コミュニケ)を発表し、米国側は「台湾への武器売却を長期的政策として実施するつもりはないこと、台湾に対する武器売却は質的にも量的にも米中外交関係樹立以降の数年に供与されたもののレベルを越えないこと、及び台湾に対する武器売却を次第に減らしていき一定期間のうちに最終的解決に導くつもりであること」を表明した。これによって米国の対台湾武器売却問題には、一定の進展がみられた。

台湾への武器売却問題を米国と交渉する過程で、中国は戦略的な調整に着手した。このとき辿りついた結論が、第12回党大会で表明された「独立自主政策」であり、これによって中国は米国との戦略的提携関係を解消していくことになった。なぜ台湾問題をめぐる対立によって、中国指導部は米国との戦略的関係を見直さねばならなくなったのだろうか。

まず、中国が米国による台湾への武器売却を中国の主権侵害にあたることと認識していたことが挙げられる。例えば、『人民日報』は「中国は外国による台湾への武器売却に断固反対する」と題する社説のなかで、「こうした状況の下で、米国が引き続き台湾に武器を売却し、中国の主権を犯すことは、中国の平和統一を妨げるものである」と痛烈に批判した⁴⁰。

さらに重要な理由として挙げられるのは、米国に二重のカードとして扱われることへの懸念が中国側にあったことである。一つは、武器禁輸緩和カードであり、いま一つはソ連カードである。武器禁輸緩和カードとは、米国が、米国兵器と高度技術を欲する中国の心理を逆手にとって、中国に対する兵器と高度技術の輸出制限を緩和することによって、台湾への武器売却に対する中国の了解をとりつけようとするものである。実際、1981

年5月にヘイグが訪中した際、彼は殺傷性兵器もケース・バイ・ケースで輸出を認め、高度技術の輸出制限をさらに緩和することによって、対台湾武器売却に対する中国の理解を取り付けることを図った⁴¹。言い換えれば、中国は高度技術などで米国に多くを依存するがゆえに、その代価として台湾問題での譲歩を迫られたことになる。このとき中国はこのように認識し、猛烈に反発した⁴²。

ソ連カードとは、米国が中国の反ソ心理を逆手にとって、対ソ戦略の協力を承諾することにより、中国に対して米国優位の外交を展開しようとすることを意味する。実際、1981年6月、ヘイグは米国が断固としてソ連に反対し、中国との戦略的共通利益を守るという立場を強調した。また、1982年5月5日にブッシュ副大統領は、訪問先の杭州の空港で行った書面講話の中では、中国側と議論すべき問題は米中間に存在する問題ではなく、双方が直面する様々な問題であると述べ、その双方が直面する問題として、アフガニスタン、ポーランド、カンボジア、世界経済危機などを強調した。これに対して、中国側は、米国が米中間の問題、とりわけ台湾問題を意図的に隠しながら、米中共同で国際戦略を立てようと表面的に取り繕ったに過ぎないと、認識していた⁴³。5月8日、ブッシュ・鄧小平会談の中で、ブッシュはレーガン大統領がカーター前大統領と違い、ソ連を抑制するための決意と能力を兼ね備えていると強調したのに対して、鄧小平の主張は主に台湾問題に向けられていた⁴⁴。鄧小平と趙紫陽はブッシュとそれぞれ会談したが、米中両者の主張は依然平行線を辿るのみであった。北京は最終的に対外戦略転換を決意していたのであろう。

中国は対ソ戦略上、対米依存せざるを得ないために、その代価として、台湾問題での譲歩を強要されたという認識をいだいていた。これがソ連カードに関わる問題であり、中国にとっては特に容認できないものであった⁴⁵。このことに関して『世界知識』の記事は、次のように指摘する。「米国の首脳部のなかには、ある錯覚を持っているものがある。つまり、中国は反覇権闘争のため、また四つの近代化を進める上で米国の経済・技術協力を必要としているために、対米二国間関係、とりわけ台湾問題をめぐって国交樹立時に交わした約束に反する行動すら受け入れると考えるものがあるのである」。「この疑念や錯覚が、中国との戦略的協力関係の発展を妨げ、[米中が] 共同してソ連に対抗しようとする際、不利にはたらくことは明らかであろう」と⁴⁶。中国が米国に依存する以上、苦い薬も呑み下

すだろうという予測が米国の対中政策の背後に存在するという見方について、鄧小平は「台湾問題で米中関係が後退しても、われわれは苦い薬は呑まない」ときっぱり断言した⁴⁷。

こうして中国は、対米依存の方針を採用する限り、米国からいかなる譲歩を引き出すことも困難になるし、かえってワシントンの主張に服従せねばならなくなると認識するようになり、親米反ソの外交路線を修正することになった。中国はこの外交戦略の調整によって、米中戦略的提携関係を解消し、米国との間に一定の距離を保つこととなる。

3. ソ連を主要敵としない

米国と戦略的提携関係の調整を進める中で、中国はソ連との和解の道を模索し始めた。

それまでの中ソ関係は険しかった。1970年代を通して、中国はソ連を主要敵とみなして反ソ統一戦線の形成を外交政策の中心に位置づけていた。中国はソ連の膨張政策、とりわけそのアジア政策を中国包囲網の設定として認識し、1978年末ベトナムのカンボジア侵攻が始まると、直ちにそれをソ連の策動ととらえた⁴⁸。ベトナムのカンボジア侵攻と中国の対ベトナム「懲罰」戦争、そして1979年末のソ連によるアフガニスタン侵攻は、ただでさえ深刻な中ソ対立に油を注いだ。中国政府は直ちに声明を発表し、ソ連がアフガニスタンを武力侵略したことはソ連の覇権主義を暴露したものであると激しく非難した⁴⁹。中国にしてみれば、ベトナムのカンボジア侵攻に続き、自国の西方で国境を接するアフガニスタンにソ連が侵攻したことは、いわゆる「中国包囲網」が一段と強化され、自国の安全保障にさらなる悪影響を及ぼすことが予想される事態であった。

しかし、1980年夏以降になると、中国のソ連非難は次第にトーン・ダウンし、国連その他の公式の場を除き、国内での反ソ宣伝は極めて少なくなっていた。同時期に台湾問題に関する対米批判が高まっていた。

一方、ソ連は米中関係を「鷹と竜の同盟」（鷹は米国を、竜は中国を指す）と呼び、これを「米中結託」として非難した。ソ連による非難は1980年6月のソ連共産党中央委員会総会においてピークに達した⁵⁰。その後、非難のやりあいが続いたが、中ソ間には実務問題をめぐって慎重な接触を試みた。中ソ国境河川合同委員会は1981年3月に例年のように開催され、貿易支払協定は6月に調印され、中ソ国境鉄道連絡輸送委員会定例会議が4

月に開催されたことは中国の文化大革命以来初めて発表された。他方で、前述したように、この時に中国の指導部はすでに台湾問題に対する米国の政策に不満を募らせつつあった。1981年、台湾問題をめぐって米中関係は暗転しており、同年末には米中関係は険悪な様相を呈し始めた。ソ連が米中関係の亀裂に気づくのはこの1981年末になってからであって、これを機に彼らは中ソ関係の正常化に向けて中国に頻繁にシグナルを送り始めたのである⁵¹。このように対米関係と対ソ関係のせめぎあいが続くなかで、中国が対外戦略の調整を考え始めたのは自然な流れであっただろう。

中国がソ連のシグナルに積極的に反応することになったのは、1982年3月24日、ブレジネフ（Leonid Il'ich Brezhnev）がタシュケントで演説を行い、中国との関係正常化を呼びかけたときであった。当時の新聞司司長の銭其琛（2か月後ソ連東欧問題担当の副外相に転任）の回顧録によれば、鄧小平はブレジネフが伝えたシグナルにすぐさま注目し、外交部に電話をかけ、ブレジネフ談話に対して直ちに反応せよと指示したという⁵²。3月26日に銭其琛は記者会見を行い、ブレジネフ書記長の談話に「留意」とすると表明、「中ソ両国関係と国際問題についてはソ連の実際の行動を重視する」⁵³と語り、ソ連の出方次第によっては関係改善交渉に応ずるという姿勢を示したのである。それまで中国がソ連のメッセージに全く聞かずに貸さなかったことからすれば、「その行動を見守る」という姿勢へと大きく変わったことになる。これを契機として、中国は対ソ関係正常化の政策を正式に進めていった⁵⁴。また同日、外交部は米国大使館において口上書を交わしており、そのなかで移民問題をめぐって台湾を「一つの独立した外交主体」と見なすことに抗議し、これをすぐに修正するよう要求した。

1982年夏、鄧小平は自宅に幹部らを呼び、中ソ関係について検討したが、そのとき参加したメンバーには陳雲、李先念、銭其琛がいた⁵⁵。この席上、中ソ関係を正常化するために、ソ連に対して三つの障害の解決を求めることが条件として提起された。中ソは長期間にわたりイデオロギーの論争に終始してきたが、この三原則は現実問題の解決を重要視するものであり、イデオロギーの論争から国家利益の配慮へと戦略を転換させるものであった。米中「八・一七コミュニケ」署名の一週間前、中国は外交部ソ連東欧司司長の洪亮をモスクワに派遣して、事情の説明にあたらせた。1982年後半から、中国は実質上「一条線」戦略の理論枠組みである「三つの世界論」を封印した。1982年9月1日の第12回党大会開幕を前に、中ソ双方

は両国の外務次官級を政府特使として交渉にあたらせることを確定していた⁵⁶。そして10月に中ソ外務次官級会談を持つこととなった。

中ソ関係はその後1980年代を通じてようやく実質的な改善に至るが、この時点ではソ連を主要敵としないことが決定されたのである。こうして、中国の外交戦略は主要敵という桎梏から解放されたのである。

4. 「国際的風波」に影響されない日中関係の構築

1980年代初頭における中国の外交戦略の転換を扱った先行研究は、中国がいかに米ソとの関係調整を進めたのかについて重点的に分析してきたが、日本をプレーヤーとして扱うことはあまりなかった。しかし、先に述べたように、米中関係と日中関係とは連動しており、米中日疑似同盟と言われるほどに日本は重要なアクターであった。中国が対米ソ戦略を調整する場合、日本との関係調整も自ずと必要になるというわけである。

しかし、米中間の戦略的提携関係とは異なり、日本はソ連と向きあうために中国と戦略的関係をもつことを極力回避してきた。1972年の日中共同声明に反覇権条項は入ったものの、そのとき締結を約束していた日中平和友好条約の交渉過程において、日本は反覇権条項を盛り込むことに反対してきたのである。それでも何とか締結できたのは、日本が「第三国条項」の挿入を提案し、中国から同意を取り付けたからである。1970年代を通して、中国はたとえ日本に接近したとしても、日本の「中ソバランス外交」⁵⁷に直面してしまうため、ソ連に向ける日本との戦略的関係を思い通りに構築できないことが分かったであろう。こうした状況を前にして、中国は戦略的調整のための第一歩として、「国際的風波」（国際情勢の変動）に影響されない両国関係の構築を日本に呼びかけた。いわば、別の意味での「第三国条項」に体现されることを日本に求めようとしたのである。

趙紫陽首相は1982年5月31日から6月初めにかけて訪日して、第一回の首脳会談で国際情勢について、以下の3点を日本側に伝え、意見交換を行った⁵⁸。第一に、対ソ関係の緊密化を急がないことを鈴木善幸首相と確認しあった。このとき趙首相は「ソ連の覇権主義に、われわれが連合して対抗すべきだという状況に変わりはない」として、あくまでも厳しい対ソ姿勢を示した。また彼は、中国との関係改善を呼びかけたソ連の平和攻勢の背後にはソ連の経済不振があるだけでなく、米国と同盟国との離反を図ろうという意図があると指摘したうえで、「中ソ関係には基本的に変化は

ない。ソ連の指導者が中ソ関係の改善を願っていることには留意しているが、国境紛争などについてソ連が行動で示さない限り、言葉だけでは信用できない」と述べた。これに対し、鈴木首相は「日ソ間には北方領土問題という制約があり、関係改善は容易ではない」と述べた⁵⁹。日中両国首脳は両国の対ソ政策を確認しあった。

第二に、米中関係と中ソ関係を切り離して対処することを日本側に伝えた。趙首相は米中関係については「多くの難しい問題が存在している」と表現し、米国の対台湾武器売却に反発したが、「米中関係が変われば中ソ関係が変わるわけではない」とも指摘した⁶⁰。

第三に、趙は日中関係を発展させる必要性を強調しながら、「中米関係がどう進展しようとも、中国が日本との友好協力関係を発展させていくとの方針については少しの変更もない」⁶¹という決意を再三にわたり表明した。対台湾武器売却問題をめぐって米中関係が悪化しても、日本との関係は重視していくという考えを明確にし、米中関係に影響されない日中関係の構築を呼びかけたのである。6月1日、鈴木首相との会談で、趙紫陽は日中関係が「長期的、安定的、国際的風波に影響されない」ものであるべきだと提起した⁶²。

当時、中国はソ連の拡張主義に対する警戒心が解けず、依然として厳しい対ソ認識をもっており、米国とも「台湾問題」という主権にかかわる問題をめぐって真正面から対立していた。このように複雑に展開する大国間ゲームの中におかれた中国は、対日関係を最も安定的に発展させたいと期待したことだろう。中国は米中関係と中ソ関係の連動を切り離すだけでなく、米中関係と日中関係の連動もまた切り離そうとする姿勢を、国際社会に向けて明示したのである。

IV 独立自主政策と「不結盟」

中国は対米依存からの脱却、ソ連を主要敵とする桎梏からの解放、そして日本との安定的な関係の構築などそれぞれ戦略的調整を行ってきた。このような調整を経て、胡耀邦総書記は、1982年9月に開かれた第12回党大会の政治報告の第5部で「独立自主の対外政策を堅持する」という報告を行った。1984年5月、鄧小平はこの独立自主外交政策を正真正銘の「不結盟」であるとまとめた⁶³。その後、独立自主の「不結盟」政策は今日に

至るまで正式な外交政策の基本路線として表明されることになる。

なぜ、中国はいかなる国家あるいは国家集団とも同盟を結ぼうとしないのか。本論の分析から、以下の点が明らかになった。第一に、バンドワゴン論理に基づいて同盟を結んだ場合は、弱者が強者に不平等感を強いられる恐れがある。第二に、勢力均衡論理に基づいて同盟あるいは戦略的提携関係を結んだ場合は、弱者が強者のカードにされてしまう恐れがある。第三に、上述のいずれの場合においても、主要敵を立てることが前提となるため、かえって自国の外交的余地が狭められてしまう恐れがある。

ここで、中国の外交戦略的調整の結果打ち出された「独立自主政策」が何を意味するのかについてももう一度確認しておきたい。

第一に、大国に依存しない政策である。胡耀邦総書記は政治報告のなかで、次のように語った。「建国以来33年間、中国はいかなる大国あるいは国家集団にも決して依存せず、またいかなる大国の圧力にも決して屈服しないということを、われわれは実際の行動で全世界に示してきた」⁶⁴と。鄧小平は党大会の開会式で次のように述べた。「独立自主、自力更生は、過去、現在、将来を問わずわれわれの立脚点そのものである」、「いかなる外国であっても中国を従属させようと望んではならないし、中国が自身の利益を犠牲にするような要求をのむと期待してもならない」と⁶⁵。これらの発言は、今後中国の外交戦略として、米ソのような大国と同盟を締結したり、戦略的提携関係を作り上げたりすることは基本的にないという決意表明に近いものだろう。

第二に、諸外国をカードとして利用することもなければ、彼らからそのように利用されることもないという政策でもある。中ソ同盟では経済・技術分野から軍事方面に至るまでソ連に大きく依存していたために、ソ連にカードとして利用され、国内政治にまで干渉されたと中国は認識した。また米国との間に作り上げた戦略的提携関係においても、弱みを握られ、対ソ戦略をカードとして切られ、さらには台湾問題をめぐって中国の利益が脅かされたと中国は考えた。1982年8月21日、鄧小平は、訪中した国連事務総長ペレス・デクエヤル（Javier Perez de Cuellar）を前に、冗談交じりに「私個人はブリッジをやるのが好きですが、中国は政治のトランプをする〔カードをする〕のが好きではない」と述べた。翌日、黄華外相は会見で、「中国はいかなる大国にも従属しない。中国は米国カードを切ってソ連に対応することもなく、ソ連カードを切って米国に対応することも

なく、誰からもカードとして利用されることを決して許さない」と述べた⁶⁶。

第三に、主要敵を立てずに外交を展開するという特徴がある。従来の対外戦略は、中ソ同盟の時代であっても、米中戦略的提携の時代であっても、主要敵を立てて、それに対応するために第三国との関係を構築してきた。ここには、敵の友は敵であるという論理が働いており、一方の陣営に組みずれば、他の陣営もしくは他の国家との対立もまた不可避になるのである。1982年の戦略的調整によって、米中関係の調整が中ソ関係の進展を引き起こし、さらに中ソ関係の調整が、米中関係に進展をもたらすという循環がみられた。主要敵を立てないことによって、相対立するはずの超大国を相手に同時に関係改善をはかることが可能となったのである。それは冷戦に対する認識の昇華であり、二極構造のなかで、中国は独立自主的行動をとることのできるある種超然とした外交上の地位を獲得したといえるだろう⁶⁷。独立自主外交は、1980年代末の中ソ関係の正常化をもたらすことにもなったし、ポスト冷戦期における外交の起点にもなった。

確かに、中国は独立自主「不結盟」政策に依拠することで、大国に翻弄される状況からうまく脱出したかに見える。しかし、これは同時に大国間政治から身を引くことでもあった。1980年代の中国は大国といえるほどの地位にはおらず、あくまでも発展途上国として経済発展をひたすら重視する姿勢を貫いてきたのである。

しかし、中国は経済発展に伴い、大国化していく。このような状況を前にして、国際社会の認識が変化し、中国脅威論が登場したのは1990年代前半のことである。このころから中国は外交政策の中心に、国家及び国家集団とのパートナーシップ関係の構築を位置づけるようになる。パートナーシップは「疑いなく、同盟でも敵対でもない提携関係として定義される新たな国家間関係であり、冷戦終結以前の同盟・敵対・対立といった関係と区別される」といわれる⁶⁸。だが、これは細かな内容までを含めた定義としては不十分だろう。中国政府はパートナーシップ関係について、「四不一全」、即ち、「不結盟、不孤立、不対抗、不针对第三国 [同盟を結ばず、孤立せず、対抗せず、第三国に向けられるものでもない]、全方位外交を行う」という表現を公式に使うことが多い。

言い換えれば、現在の中国外交は、依然として同盟の教訓を生かしており、他の国とは、明らかに同盟と異なる、あくまでもゆるやかな友好関係

を構築するという外交戦略をとっている。

註

- 1 『鄧小平文選 第三卷』人民出版社、1993年、57頁。
- 2 例えば、サンフランシスコ対日講和条約に対する中華人民共和国中央人民政府外交部長周恩來の声明、『人民日報』1951年9月19日。
- 3 1970年代末から80年代初頭にかけての米中関係について、先行研究では「戦略関係」あるいは「戦略的協力関係」で表現される。今現在の米中関係も「戦略的協力関係」と言われるが、それと区別するため、ここでは「戦略的提携関係」と呼ぶ。共通の対抗対象（ソ連）があり、軍事的提携関係が協力関係の重要な側面として強調される関係であることを意味する。「Ⅲ」で詳述する。
- 4 土田實男『安全保障の国際政治学』有斐閣、2004年、301-310頁を参照。バンドワゴンの場合には、脅威の側の懐に入り込み、それと同盟を締結することとして議論されるが、土田實男は、日本の日米同盟の締結論理としてバンドワゴンにあると主張し、「脅威の側」であるかどうか言及せず、「利益獲得と勢力拡大のため」を強調している。本論は土田説を援用する。
- 5 『鄧小平文選 第三卷』、291頁。
- 6 『中国総覧』1980年、139頁。
- 7 米中関係における台湾問題に関しては、陶文釗「中米関係中的台湾問題」張蘊嶺編『中国対外関係：回顧と思考（1949～2009）』社会科学文献出版社、2009年、269-290頁を参照されたい。1982年の米中交渉に関しては、黃華『親歴と見聞——黃華回憶錄』世界知識出版社、2007年、257-269頁が詳しい。また、呂乃澄、周衛平編『大棋局 中日米関係風雲五十年』当代世界出版社、2001年、233-248頁を参照されたい。
- 8 『人民日報』1950年2月15日。
- 9 石井明「中ソ関係——一巡した紛争サイクル」岡部達味他編『中国をめぐる国際環境』岩波書店、1990年、171-172頁。
- 10 1988年5月18日、鄧小平はモザンビークのシサノ（Joaquim Alberto Chissano）大統領との談話の中で、ソ連モデルを全面的に真似たことが多くの問題をもたらしたと述べた。『鄧小平文選 第三卷』、261頁。
- 11 例えば、「中国長春鉄道、旅順口および大連に関する協定」、「ソ連政府から中華人民共和国政府に長期経済借款を供与し、ソ連より購入する工業および鉄道の機械設備の支払いに充当することに関する協定」（「中華人民共和国に援助を供与する協定」）などである。
- 12 この協定は、1950年から5年間、毎年同額すなわち総額五分の一ずつを引き渡し、中国の経済を回復、発展させるためにソ連が引き渡す発電所、金属および機械製造工場などの設備、石炭および鉱山採掘のための鉱山設備、鉄道およびその他の輸送設備、レールおよびその他の資材などを含む機械設備と資材の支払いに充てることになっていた。利息は年利1%、資本主義国の供与する借款に比べて破格の低利である。
- 13 周恩来は建国10周年の記念論文「偉大な10年」のなかで、ソ連から受けた援助の意義について次のように述べている。「我が国人民は、建国10周年を祝うにあたって、ソ連が第1次5カ年計画の期間中に我が国を援助して166項目の建設を行い、昨年と今年はまた、我が国を援助して125項目の建設を行う協定を新たに締結し、さらにこの10年間に相前後して経済、文化、教育関係の専門家1万8000余名を派遣して中国で仕事をさせてくれたことに対して、特に感謝しなければならない。同時にまた、そのほかの社会主義国が、第1次5カ年計画の期間中に我が国を援助して68項目の建設を行い、さらに相前後して1500余名の専門家を派遣して中国で仕事をさせてくれたことに対して感謝しなければならない」。『輝かしい十年』外文出版社、1960年、70頁。
- 14 沈志華「中蘇同盟破裂的内在原因」（沈志華編『中蘇関係史綱（1917-1991）』新華出版社、2007年）の467頁の注①を参照。

- 15 牛軍『冷戦期中国外交』千倉書房、2007年、170頁。
- 16 『鄧小平文選 第三卷』、294-295頁。錢其琛『外交十記』世界知識出版社、2003年、36-37頁。
- 17 鄧小平が中央の指導的幹部との談話「兄弟党の関係を処理する重要原則について」1980年5月31日、『鄧小平文選1975-1982』東方書店、424頁。
- 18 韓念龍編『当代中国外交』中国社会科学出版社、1988年、112-114頁；唐家璇編『中国外交辞典』世界知識出版社、2000年、727-728頁。
- 19 石井「中ソ関係」、172-173頁。
- 20 沈志華「援助と制限：蘇聯对中国研制核武器的方針（1949～1960）」沈志華、李濱編『脆弱的聯盟：冷戦与中蘇関係』社会科学文献出版社、2010年、208-210頁。
- 21 同上、237-238頁。
- 22 『毛沢東選集 第五卷』人民出版社、1977年、271頁。
- 23 牛軍『冷戦期中国外交』、168頁。
- 24 Alan J. Day ed., China and the Soviet Union, 1949-1984, The East Press, 1985, pp.14-15.
- 25 牛軍『冷戦期中国外交』、176頁。1959年夏のことであった。
- 26 毛沢東「關於研究人民公社問題的批語」（1959年7月29日、8月1日）『建国以来毛沢東文稿・第八冊』中央文献出版社、1992年、390-392頁。
- 27 牛軍『冷戦期中国外交』、176頁。
- 28 『鄧小平年譜1975-1997（上）』中央文献出版社、2004年、486頁。[]内は引用者、以下も同様。
- 29 『中国総覧』1980年、139頁。
- 30 高木誠一郎「米中関係の基本構造」岡部達味他編『中国をめぐる国際環境』岩波書店、1990年、135頁。
- 31 『人民日報』1980年1月9日。
- 32 『人民日報』1980年5月30日。
- 33 『人民日報』1980年7月11日。
- 34 『人民日報』1980年10月5日。
- 35 『人民日報』1980年10月9日。
- 36 アレクサンダー・M・ヘイグ・Jr. 著、住野喜正訳『ヘイグ回想録《警告》：レーガン外交の批判下』現代出版、1985年、27-28頁。
- 37 黄華『親歴と見聞——黄華回憶録』世界知識出版社、2007年、260-261頁。
- 38 ヘイグ『警告』下巻、32頁。
- 39 黄華『回憶録』、262頁。
- 40 「中国堅決反对外国向台湾出售武器」『人民日報』1981年12月31日。
- 41 高木誠一郎「米中関係」、138頁。
- 42 黄華『回憶録』、259-260頁。また、呂乃澄、周衛平編『大棋局』、238-239頁も参照されたい。
- 43 同上、263頁。
- 44 同上、264頁。
- 45 鄧小平「維護世界和平、搞好国内建設」『鄧小平文選 第三卷』、56-57頁。
- 46 武仁「聯合抗蘇の格局形成了嗎？」『世界知識』1981年2期、3頁。
- 47 『鄧小平思想年譜』、中央文献出版社、1998年、179頁。
- 48 『人民日報』1979年1月10日。
- 49 中華人民共和国政府声明、1979年12月30日。
- 50 石井「中ソ関係」、185頁。
- 51 同上、185-186頁。
- 52 錢其琛『外交十記』、18-19頁。
- 53 『人民日報』1982年3月27日；錢其琛『外交十記』、4頁。
- 54 牛軍「“告別冷戦”：中国實現中蘇関係正常化的歴史涵義」沈志華、李濱編『脆弱的聯盟：冷戦

- 与中蘇関係』社会科学文献出版社、2010年、551頁。
- 55 錢其琛『外交十記』、6頁。
- 56 同上、10頁。
- 57 日本の対中、対ソの関係を、「中ソ等距離外交」と名付ける研究がある。例えば、添谷芳秀『日本の「ミドルパワー」外交』筑摩新書、2005年。だが、実際の対外政策上において「中ソ等距離」の外交実態が存在せず、ただ外交戦略上において中ソ間のバランスを取ろうとしたことから、筆者は「中ソバランス外交」と呼ぶ。
- 58 外務省外交史料館開示文書（18-04-1026-2）、『趙紫陽總理訪日会談記録』。
- 59 同上。
- 60 同上。
- 61 同上。
- 62 『中華人民共和国日史』1982年33巻、118頁。
- 63 『鄧小平文選 第三巻』、57頁。最初は胡耀邦が十二大の政治報告の中で提出した。趙紫陽は1984年5月15日の『政府工作報告』、1986年3月25日の『關於第七个五年計画的報告』の中で、この政策を詳述したし、後者の報告の中で正式に「独立自主の平和外交政策」という概念を使った。『当代中国外交』452-458、472頁。
- 64 『人民日報』1982年9月8日。
- 65 『鄧小平文選 第三巻』、3頁。
- 66 肖冬連『六十年国事紀要 外交巻』湖南人民出版社、2009年、262頁。『人民日報』1982年8月23日。なお、鄧小平も「中国は米国カードを切らず、ソ連カードもぎらない。中国はカードとして使われることも許さない」と繰り返した。『鄧小平文選 第三巻』、57頁。
- 67 牛軍「“告別冷戦”」、551頁。
- 68 蘇浩「調和のとれた世界——中国外交の枠組みに見る国際秩序」飯田将史編『転化する中国：台頭する大国の国際戦略』防衛省防衛研究所、2009年、36頁。

冷戦後の米国外交と対日中認識

—米紙報道の文脈分析—

森川 裕二

1 はじめに——「二つの戦後」秩序の立体像という方法

本章では、東アジアにおける国際秩序の立体像を描くことの方法論的な意義を明らかにするとともに、1990年代の米紙報道の中の対中・日関係について定性分析を試みることにより、冷戦後東アジア国際秩序の動態を考察してみたい。

序章（松村論文）の中でも言及されていたように、東アジアにおける国際政治の構造と変動を「立体像」として描写する場合、〈帝国〉論や中心・周辺（CP）理論に象徴的な階層的なパワー秩序（垂直的次元：1次元）と、敵対・友好といった国家間の関係性（水平的次元：2次元）を合成した空間（3次元）分析の枠組みや視座では十分に国際秩序の実態に接近することは難しい。とくに、冷戦期およびその終焉後の米欧の経験から導かれた既存の理論と方法を普遍的な規準と位置づけ理念型として東アジアへ空間的に拡大させても、アクター間を「点と線」で結んだ、平板な描写とならざるを得ないためである。

国際政治学は戦争を違法化し、集団安全保障を制度化すれば平和が実現できるといった発想、すなわち国際問題の法律家的・道徳家的アナロジーを見据えたうえで、国際政治の本質を権力闘争の場として描くか、あるいは国家が国力を用いて国益を追求する過程ととらえて分析し、アナーキー、ヒエラルキー、立憲的（コンステイチュショナル）という三つの次元で論じることを常としてきた¹。しかし、こうした国際政治の単純化は、観察対象とその分析の次元を継ぎ足すように拡大しても、場合によっては既存の国際政治理論が追求してきた価値中立の科学と似て非なる別物となりかねない。このため、実際の政策決定過程において紛争や対立の背後にある

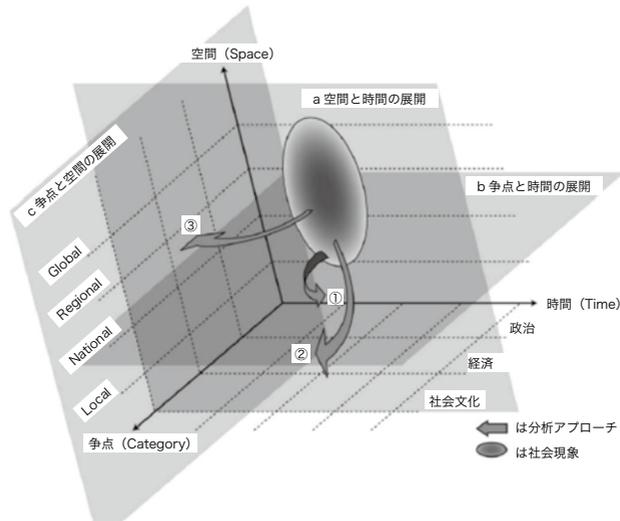
危機や脅威を茫漠と論じて、激変する世界を後追いついた知見を引き出し、国際政治における支配的な国家の統治機能の一端を正当化する政策科学の色合いを深めてきた²。

国際政治理論と実態のこうしたずれが指摘されるように、演繹的な立論と帰納法的な推論を加える実証研究型の国際関係理論のあり方は国際システムの転換期に直面し、方法論上のパラダイムの転換を求められている³。科学的な因果分析を狙いとする、英米の経験をもとにした国際関係理論を理念型として東アジアへと空間的に拡大することの方法論上の問題点と関連づけて、本章の目的を整理しておきたい。

第一に〈時間軸〉の在り方がかねてより指摘されてきた。ここでいう〈時間軸〉というのは万人に共通な時を刻む時計のことではない。国際秩序が相対的に「現状維持」の状態を保ちながら緩やかに変容していても、より長期の観察では、アクターや地域固有の属性とともに構造変化の軌跡をたどっている。〈時間軸〉とは、時計の文字盤のような無味乾燥な時の刻みを意味するのではなく、国際秩序を考察するために必須の要素として、各地域固有の世界観と国家の属性に裏打ちされた歴史的な展望を概念化したものとして位置付けられよう。つまり、〈時間軸〉は、点と線の配列で描写される、空間の時系列変化を計るための普遍的な規準＝座標軸として固定された規準ではなく、国際関係の土壌となる地域に固有な性格に綾とられる歴史・思想・認識の記述そのものであり、空間変動を解明するための変数になる。そして、この場合の空間と時間はそれぞれ独立に存在する固定した座標軸としてではなく、歴史的・地域的な意味内容の含む国際政治現象を形づくる要素であり、したがって時間・空間がともに変動する不可分の要素として記述される国際秩序は4次元空間の立体像（＝時空）として描かれるはずである。

国際関係で繰り広げられる社会現象を“立体像”として図6-1に示してみた。冷戦後の国際政治では、関係主体を国家に限定してみても争点領域は従来の伝統的な軍事的安全保障に、国際経済問題やさらに社会文化領域の争点が相互に影響を及ぼし合いながらひとつの社会現象として目の前に出現する。この図でも明らかなおり、上述した〈時間軸〉は変動し、多様な争点領域を総合すれば、国際政治空間は4次元を超えるものとなる。「時間と空間」、「時間と争点」、「空間と争点」のいずれかの平面に映し出される現象も複雑な変動を繰り返す。

図6-1 国際関係の立体像



注) 筆者作成

<時間軸>が普遍的なものでないことを簡明に示した研究例をあげると、たとえば、下斗米伸夫は、米ソ二極構造で捉えられてきた冷戦をソ連側の史料から「イデオロギー、地政学、核」という三つの局面から記述し、アジア冷戦に独自の<時間軸>を変数として位置付けて、東アジアの国際秩序を「立体化」し、流動性や非対称性を浮き彫りにし、冷戦後世界の多極化を予兆している⁴。

本書各章でも、東アジアにおける独自の国際政治の<時間軸>によって変動する立体的な舞台を設定し、より長期の歴史的記述と併せて、同盟理論、帝国を考察のための中心概念に据えた国際関係理論を批判的に踏襲しつつ、パワーとその行使による因果関係を検証し、その背後に存在する国際関係主体の認識の変化と在り様を明らかにするという研究姿勢を一貫して共有している。本章においても、冷戦期のイデオロギー対決が消滅した1990年代の、国際関係の相互依存と流動性が一段と増す中で東アジアの空間変動としてのダイナミズムを、米紙報道に表象される米国の対日中認識を比較考量することで、4次元の立体像の「戦後」秩序について考え

てみたい。

第二に、点と点を結ぶもの、すなわち国際秩序の関係主体同士の行動のパターンの因果（原因と結果）関係からだけでは、将来の秩序変化につながる胎動を読みとることがむずかしいことである。キング（Gary King）、コヘン（Robert O. Keohane）、バーバ（Sidney Verba）は、因果関係を推論する定量研究一般に用いる方法論の、国際関係をはじめとする定性研究への応用を説いている⁵。しかし、第二次世界大戦後、日本とドイツという枢軸国が支配してきた地域の権力の空白をいかに処理するか—いわゆる戦後処理を起点にした「二つの戦後秩序」はながらく「現状維持」の状態を保ち続け主体同士の行動のパターンが「戦争と平和の中間状態」を示している、他面では紛争・対立、和解・協調といった相互作用が不断に繰り返されている。つまり、国際関係主体が、合理的に情勢判断を加えて政策決定を試みて「現状維持」に努めようとしても、その過程では相互の主観的な認識が複雑に交錯し、政策観と政策認識および実際にとられた政策が単線的に連続することはない⁶。

それに対し、ジョージとベネット（George and Bennet）らは、原因と結果の分析射程から除外される狭間の事実関係が実際にどのような仕組みの下の現象であるのかを考察し評価することによって、仮説形成（abduction）を目指す「過程追跡」（process seeking）分析の有効性の強調し、歴史研究と国際関係理論にもとづく事例研究の方法を融合することの有効性を示唆している⁷。史実を記述する方法と、「点と点を線で結ぶ」図式にも例えられる国際政治の現象を単純化しパターン化したものにとらえて科学的推論をもとに因果律を解明する実証型の研究とは方法論上、親和性がなくむしろ対立するものとしてみなされてきた。その意味では、国際政治理論を踏まえて因果関係を解明すると同時に、原因と結果の間にあって単純化することによって分析対象から外れていく事象の変化を過程追跡する方法論的手法は、実証研究と歴史的記述という相容れない二つを止揚し連動させる手法ともいえよう⁸。

本章では、「過程追跡」型の研究手法と同様に新聞論説・論壇に内在する世論と対外政策関係の変遷を追うことにより、対象期間における米国の対中・日政策認識から、転換期の東アジアの「戦後」秩序＝＜時間軸＞の立体的な変動を検討し、21世紀のポスト「冷戦後」秩序につながる水脈について考えをめぐらしてみたい。

II 問題の所在

1. 「力の政治外交」の条件変動

本書の全体枠組みにもとづき、とくに東アジアの「戦後」秩序について、その骨格となってきた同盟関係を軸に問題の所在を明確にしておきたい。欧州の同盟管理の手法を東アジアにそのまま拡大できないことは、序章でも紹介されたように、中国と台湾、そして日本の存在が大国である米国の「巻き込まれる恐怖」(fear of entrapment) に結びつき、同盟の起源に大きなインパクトを与えることになった⁹ことから明らかである。V. チャ(Victor D. Cha)によれば、米国は冷戦期、ソ連の脅威を封じ込めるために欧州とアジアの双方に同盟関係を構築したが、とくに東アジア地域において米国にとっての同盟関係の論理的動機は、主要敵に対抗するための軍事的防衛や抑止だけではなく、同盟国が米国を大規模な紛争(中国大陸との紛争)に巻き込んでいくような単独行動を制止することであった。言い換えれば、同盟国が主体的に政治的軍事的に単独行動に乗り出す決定権すなわち「戦争の選択肢」を事実上、米国の掌中におくことでもあった¹⁰。

V. チャは、こうした米国の同盟相手に課せられたこの制約的な論理にもとづく外交を「パワープレイ(powerplay)」「力の政治外交¹¹」と名づけて、「非対称の同盟関係の創造」を目的とするその原理を「大国が巻き込まれるような単独で攻撃的な行動を小国がとることを抑制する」と定義づけている。中国に対峙する米国が、同盟国を「現状維持」勢力に押しとどめ、「非公式の総力戦」の殻の中に封入しようとする国際政治上の意図が如実に表れた概念である。「力の政治外交」の結果、米国の物質的・軍事的な影響力を希釈させるような、欧州のNATO(北大西洋条約)に相当する多国間主義的な地域枠組みはアジアに醸成されずに、「力の政治外交」がもっとも浸透しやすい二国間同盟がこの地域の国際秩序の主な構成要素となっていく。ここに、東アジアの「二つの戦後」秩序を規定する米国独自の戦略的な「時間軸」が刷り込まれている。

さらに、注目すべき点は、議論の中のアジアの小国は、大国の同盟相手国の単独行動に「巻き込まれる」(entrapment)もしくは「見捨てられる」(abandonment)恐怖¹²の狭間で同盟戦略に対して受け身に行動する実体ではなく、国際秩序の中で単独行動を模索する「能動的」な性格を持つ国際関係の主体としてみなされていることである。米国による、こうした「力

の政治外交」が成立する条件として次の三点が指摘されている。見方を変えれば、「現状維持」によって特徴づけられてきた「二つの戦後」秩序の変動は、以下の三条件しだいで同盟国の行動の自由度が拡大する中で、激しさを増すことになる。

①外的脅威

②力の非対称性・不均衡 (asymmetry, power disparities)

③巻き込まれる脅威 (fear of entrapment)

ソ連崩壊後に生じた「力の真空」により、「外的脅威」の曖昧さが増すとともに、1980年代以降急激に拡大した日本の経済力と中国の潜在的脅威の台頭といった状況が、米国の軍事・経済力を脅かす。「力の政治外交」の三条件のうち、①と②が中国の強大化傾向によって、より流動的なものとしてとらえられ、同時に「力の政治外交」の主要な役割を東アジアで担ってきた同盟国の日本が、冷戦後の敵との見方も浮上してくる。①②③のこうした蓋然性の増大によって、東アジア地域固有の歴史的展望ともいうべき「二つの戦後」秩序と展望という<時間軸>の揺らぎが「力の政治外交」の変更を促すことになろう。このことは、強大化する中国に対する評価いかんで、米国の「巻き込まれる恐怖」を背景にしてきた東アジアにおける同盟関係を左右する可能性を示唆している。

2. 米外交原則の変動

では、「力の政治外交」を取り巻く諸条件の変動によって、冷戦終結後の1990年代の米外交の原則はどのような変動を遂げてきたのか。1990年代の米国の対アジア政策の論点は、潜在的な脅威としての中国といかに向きあうか、それまでの「力の政治外交」の主要な役割を担ってきた日米同盟をいかに再定義するか、この二点に焦点を絞り、論点を整理しておきたい。前者の論争軸は、中国に対し冷戦期のような「封じ込め」(containment)で臨むのか、市場主義・民主主義の原理を規範とする国際社会に「関与」(engagement)させるべきか、についてである。

冷戦後のブッシュ (George H. W. Bush) 政権は、1990年に発表した東アジア戦略構想 (EASI) の中で、米国のアジアへの関与を段階的に縮小させていく方針を明らかにし、アジア諸国に勢力均衡の担い手として

自律性の探求を促した。それに対し、1992年、景気後退下の米大統領選挙に経済重視の路線を鮮明に掲げて勝利したクリントン（W. J. Clinton）政権は、前政権の対アジア方針を転換する。1993年2月には大統領補佐官のA. レイク（A. Lake）が、「封じ込め」に代わる米外交の基本原則として「拡大」（enlargement）戦略を打ち出し、「市場経済を信奉する民主主義国の構成する自由主義共同体を拡大する。民主主義に敵対する国家の侵略に反撃し、人道上の問題が存在する地域に民主主義と市場経済の定着を支援」する方針を明確にした¹³。さらに、「拡大戦略」を発展させて、「関与と拡大の国家安全保障戦略」を1995年2月に発表した¹⁴。その骨子は、①世界のリーダーシップを米国が発揮する、②世界のもっとも力のある国々との協力関係、③経済と安全保障における国際・地域枠組みの改善と協調、④民主主義と人権の擁護、の四点である。

この中でとくに民主主義と人権を冷戦後の米外交の中心概念のひとつとして明確に打ち出し、アジア諸国にも普遍的価値としての適用を強調した点が「関与と拡大」の特徴であった。中国については、「米国の経済的利益と政治的利益の双方を包含する」存在と位置づけ、ソ連という共通の脅威を喪失した中米両国を「関与」戦略でつなぎとめることを主眼としていた。しかし、これらの戦略は、客観的な分析にもとづく議論というよりは、グローバルな国際秩序を遠望しつつ、東アジアの国際秩序を、それまでの米国を中心とする「現状維持」という＜時間軸＞上に置く、対外政策の理念的な性格を帯びたものであった。

「関与と拡大」はつまりは「力の政治外交」の奇形である。民主主義、市場経済、人権という米国の価値観を国際社会の基本原則に据えて国際枠組みでの協調的行動に関与させることをつうじて、同盟相手国に単独行動の抑制を求める価値観外交である¹⁵。相手国を「現状維持」勢力へと誘導し平和の実現を目指す点では、「封じ込め」戦略と共通しているし、また、強大化する中国の将来像を、超大国としてイメージしている点でも「封じ込め」戦略と一致している。「封じ込め関与」（conengagement）¹⁶という造語が生まれるほどの理念的な言葉の持つ論理的な不明瞭さゆえに、政策執行の段階では両者の異同を明確に特定することは難しい。サッター（R. Sutter）¹⁷、ロス（R. Ross）¹⁸ら「関与」政策支持派でもあるネオリベラル（新自由制度主義）の国際政治学者は、対中政策の「封じ込め」戦略について、これが中国側の意図や目的を憶測し、「中国の戦略的能力を過大

評価」した「時代錯誤」の戦略であるとの評価を下すとともに、「封じ込め」と「関与」が少なからず共通項をもっていること、そして「関与」という概念が曖昧さをもっていることをそれぞれ指摘した。強いていえば、「中国の台頭をどのように評価するか」との問いに対する回答が議論の分かれ目となっておいた。たとえば、軍事的安全保障、政治、経済を中心にした多様な問題群の中でもとくに経済成長を優先する「関与」政策支持派であっても、経済的に台頭する中国が将来、現状に不満を持つ「現状改革」勢力へと転じるものとみなしうるのかどうかの認識いかんで、その時々々の争点によっては「封じ込め」に近い政策を主張することになる。

分析結果をもとに後述するが、米国内の対中評価の揺らぎが米中・日米間のアジア政策認識の歪み＝＜時間軸＞の変動にも影響を及ぼし、その後の東アジア地域における国際秩序の変動要因として作用してきたものと思われる。

III 定性分析

1. 分析の方法

ジャーナリズムは世論と対外政策をむすぶ媒介項としての役割と機能を持つが、具体的に世論と国家の対外政策への影響評価を下すことは難しい。「正しい対外政策に関する合理的根拠を、合理的というより感情的な志向の強い世論の支持から導くことはできない」¹⁹というモーゲンソー(H. Morgenthau)の言葉にあるとおり、報道と世論の中で扱われる「国際情勢は構造と一貫性に欠け、対外政策への影響がきわめて限定的である」²⁰ためである。しかしまた、情報がグローバルに伝播する時代にあっても、思想的バイアスを払拭し国家中心的要素を外交や国際政治関連の報道から完全に排除することは難しいことも事実である。報道内容にメディアと関連する民族、国家の主観認識が埋め込まれている事例は少なくない。本章では、米国を代表するリベラル紙であるワシントンポスト(The Washington Post)とニューヨークタイムズ(The New York Times)二紙から、1990～99年の、「米中」(US-China)、「米日」(US-Japan)をキーワードに、解説・オピニオン記事をキーワード(完全一致)検索し、以下に示す3段階の手順で分析した²¹。

- ①語彙の抽出と分類：語彙を自動的に検出し、手作業によって類似の複合語を、本章の分析概念にまとめてグループ化するコーディングと呼ばれる作業。
- ②可視化：コード化した語彙群同士が、どのように記事文脈に結びついていのか。語彙と語彙の連関を量的データとして分析し、その結果をネットワーク（共起ネットワーク）図に可視化する作業。
- ③再文脈化：共起ネットワーク図を手がかりに、もとの新聞記事の引用・解釈すべき部分に着目し、記述分析する。

膨大な量の語彙からなる質的データである新聞記事から、本章の分析概念に合致した語彙をとり出し出現パターンを計量分析することにより、見落とされがちな記事中に埋め込まれた世論の特徴を簡明に把握できるようになる。さらに質的な記述分析を組み合わせて、米外交における対中・日認識それぞれの変化の過程を追跡し考察を加えた。

検索結果では、1990～99年の10年間で日米関係の解説・オピニオン記事数64本（英文2万553ワード）、同期間の米中関係記事数91本（英文2万325ワード）。同期間を対象に2009年に実施した日本の全国紙（朝日新聞、毎日新聞、読売新聞3紙）の論説・解説記事の共起ネットワーク分析結果（以下、「全国紙定性分析」）²²との比較を可能にするため、分析枠組みを踏襲し同じ分析ソフトウェアを用いて、記事の全文（見出し・本文）をいったん日本語に翻訳したのち、①～③の作業を実施した（表6-1-①と②、表6-2-①と②）。

表6-1-① 日米関係記事・見出し（日本語訳）一覧

1990-95年
日米安全保障条約30周年の検証
冷戦後の地域枠組み、日米安保
日本の展望、日米同盟の固守
抑止の保証、力の真空を防止
日米同盟によるポスト冷戦の節約 本当の脅威は日本の貿易と投資
安保ただ乗りで問題に立ち向かえるか
安保ただ乗り論の誤解
冷戦後のアジア太平洋 日米安全保障条約の見直しが必要

日米安全保障条約の政治、経済条項を復活し再構築せよ

日米協力の枠組みで、経済と政治の安定、防衛・非核戦略を構築

もうひとつのジョージ ケナン X 論文を探求

外交の中心課題の欠落、外交に対する無関心

ソ連崩壊後の外交の中心課題の欠落

ソ連崩壊後の国家の安定

冷戦後の世界経済統合と米国の相互依存、多角的外交

ソ連崩壊後の米国の懸念は同盟国・日本

混沌とした中での同盟関係

火をふくマッチ、同盟国間の摩擦

同盟による協力に疑問、同盟国

米国のリーダーシップの終焉

欧州の政治的变化

日本の軍国主義復活はない
米国の存在はアジアの安定

地域安全保障観に世代間格差
日本、ドイツの防衛と民主化

関係の変化：安全保障から経済の緊張へ、変わる同盟の資産

米国のリーダーシップの受容、経済面の自由裁量の保持
＝日米摩擦の回避

共通の脅威から共通の利益に、基づく関係に

アジアに戦略資源を収集、日本と中国は強敵

平和的な中国は期待できない

日本の再アジア化と脱欧入亜、低下する米国の影響力

米国排除の現代版「大東亜共栄圏」の警備員・日本

日中双方に同時に接近しない
日本はアジア地域の安全保障に責任を持つ

アメリカのアジア方針は、貿易赤字の削減

適度に強いロシアは対中国戦略上、必要

日米安全保障条約の見直しに影響

アジアの米軍基地縮小、自衛隊の人的・平和維持活動への支援

日米関係の強化の必要性＝日本の対米依存の見直し

クリントンの国内政治不安と APEC 首脳会議出席見送り

日米同盟に新しい生命、役割を

日米同盟と国際協調を強化

原爆投下とアジアの経験

日米安全保障条約は東アジアの安定のための基礎

米兵少女暴行事件：米国の迅速な対応、SACO の発足

米軍 10 万人体制と東アジアへの関与を再確認

東アジアの不確実性：北朝鮮、中国の大国化

東アジアの酸素＝日米同盟に代わる存在はない

合計 本数45, 文522, 段落94, word数13,212

1996-99年

アジア太平洋でのアメリカのパワーと信頼性の後退

日本は韓国と共同で北朝鮮に圧力を

アメリカの最重要な安全保障関係、日米同盟

日米貿易戦争の結末、日本の輸出増とナショナリズム

米中関係の複雑さ

クリントン政権の建設的曖昧さ

中国とアジアへの不確実性のシグナル

中国の最恵国待遇の延長は米国の経済的利益かつ国益

貿易は中国が変わるための万能薬ではない。
人権、政治的自由

日米同盟を保持させる存在の中国

ソ連崩壊、中国の台頭

アジアに拡大する日本の直接投資

日本のみで中国の脅威に対応できない

日本は中国と朝鮮半島の脅威という現実を直視せよ

日米同盟が、アジアの安定と中台問題の平和的解決を促進

日米安全保障協力のガイドライン、アジアの環境変化に対応

ソ連の消滅、潜在的脅威の中国と北朝鮮

日本の軍事的役割の増大にアジア諸国の警戒感

米国と中国の均衡を望む

新ガイドライン、日本の防衛からアジア地域の安全保障へ

中国に譲歩するな

外交の難題は最高潮に

日米安全保障の再定義は米外交の成功例

日本の消えない記憶

歴史の犠牲者は日本のライバル

日米安全保障協力は中国にとっての微妙な問題

三つのノー、四つのノーを日本に強要する中国

台湾は日米安保協力に含まれない

合計 本数24, 文287, 段落27, word数7,341

表6-1-② 米中関係記事・見出し（日本語訳）一覧

1990-95年
中国の孤立は悲劇となる
中国の世界への関与は米国の国益
日米外交の摩擦？
中国はアジアの発火点 日米関係にも断層＝貿易摩擦
日本と中国によって、米国の威信が低下 米国の地域利益の現象
日本の懸念：中国の急激な変化
中国の混乱はアジアを不安定にする
対中政策の動揺、世界最大の関心事
重要方針、増加信任、減少麻煩、発展合作、不口對抗
米中関係とアジアの安定
中国の譲歩を模索、人権など
米中関係の悪化
衝突前夜の米中関係を懸念し米中首脳会談を提案
変わる米中関係の空気
経済関係が安全保障・人権問題に好影響も
新しい関与政策 東アジアのポスト冷戦の再構築
貿易と人権問題：米ソ対立時代からの時代遅れの発想
アジア戦略には中国が必要
米国の役割：アジアの安定、信頼できる外向的志向の中国
中国経済は世界のエンジン
中国を対外的にオープンにすることが重要
貿易拡大は中国の対外開放の動機
真の対話をすべき、対話のための共通の基盤をつくれ
対話の制度化、貿易交渉の武器輸出と人権を切り離せ
中国の国際的正統性と中国の基本的人権
APEC 首脳会議の期待
貿易戦争、包括的関与の見直し
貿易戦争と日米同盟 台湾武器輸出と中国の反米主義、包括的関与の見直し
クリントン、急接近を抑制
中国、米国の内政干渉を批判
重要すぎる米中関係、対決は回避したい
中国のパキスタン武器輸出、米国の台湾武器輸出 米国の同盟国に不安
合計 文：240， 本数：32， 段落：35， word:6,694

1996-99年

経済大国中国の出現はポスト冷戦の構造問題

明確な戦略のない米国の中国戦略
WTO加盟、人権、台湾、複合的な問題群

ルールにしたがわずばWTO加盟もなし

中国の途上国待遇のWTO加盟と保護貿易は悪影響を及ぼす

米国の戦略的利益の障害を除去
中国を世界システムに組み込むベンチマーク

中国のWTO規則の順守は米中関係の予測可能性を増大

米中関係の構築は米国の国益

世界の安全保障と繁栄

反中認識を抑制する手段

混乱する中国へのメッセージ

中国への不安

中国を排除する余裕はない

米中関係は改善の途上

米中対決か、中国の国際システムへの関与か
アジアの均衡を左右

中国への主権尊重と人権

天安門事件の衝撃の深さと関係改善

米中首脳会談、共通利益の強調

中国献金疑惑、香港返還への懸念
苦悩する対中関与政策

中国バッシングの波

経済的な覇権、軍事国家の道を歩む中国

米中の経済的紐帯
封じ込め？ 関与？ あいまいな対中政策

関与政策の放棄は危険、中国問題を悪化

米中貿易、中国の中間層を拡大、人権問題は中国を閉鎖的にする

中国たたきの実態、米中貿易への影響を懸念

クリントンの建設的関与政策に対する議会の不信

大統領選献金疑惑、イランへのミサイル輸出、混迷するPTR

悪化する中国の人権問題、パキスタン、イラン支援

中国が世界貿易機関(WTO)加盟と人権、台湾問
建設的関与の失敗

中国問題を貿易問題に関連づけることは問題

建設的関与政策は人権問題に効果がない

冷戦後の変容とその原動力

相互不信の関係

米中の共通目的の消滅とソ連崩壊
米中関係の将来の前提
中国近代化が中国の政治改革と建設的な関係を築く
台湾問題、香港返還が試金石、世界が注視
人権、制裁アプローチは無効
楽観的な「戦略的な建設的パートナーシップ」
人権問題の改善に期待
WTO加盟と中国の重い負担
中国重視は米国の同盟国に受け入れられるか
中国スパイ疑惑
ニクソンの中国政策、ソ連の孤立化と弱体化、論理的、人権を犠牲
クリントン政権、コマーシャルが政策の原動力
中国にアジア政策を集中
米国を主要敵とする中国、国益を追求する中国
李登輝の「二つの中国」発言
中国からの警告
李の台湾：分離主義、アジアの安定性に貢献、台湾は「一つの中国」を受け入れるべき、「ひとつの中国」の再定義を
「二つの中国」は実行不可能な選択肢
「一つの中国」は米中関係の架け橋
米中関係の安定は台湾の利益
「一つの中国」を順守すべき
建設的戦略的パートナーシップ、摩擦と競争の時代に突入
新しい冷戦とは異なる戦略的パートナーシップ
合計 文:506, 本数:54, 段落:59, word:13,631

表6-2-① 日米関係記事コーディング集計結果

1990-95年	段落比	1996-99年	段落比
*米国のアジア関与政策	100.0%	*中国の存在	77.8%
*米国	67.0%	*米国	77.8%
*中国の存在	17.0%	*東アジア地域	44.4%
*冷戦後の国際秩序	12.8%	*日米同盟の継続	37.0%
*日米安全保障の修正	12.8%	*朝鮮半島問題	33.3%
*米国の敵	10.6%	*台湾	29.6%
*日米同盟の継続	8.5%	*米国の敵	25.9%
*アジア太平洋地域主義	8.5%	*対中戦略	22.2%
*朝鮮半島問題	6.4%	*自由貿易体制	14.8%
*冷戦後	5.3%	*アジアの安定	11.1%

*日本の歴史認識問題	5.3%	*経済摩擦	11.1%
*東アジア地域	5.3%	*米国のリーダーシップの後退	11.1%
*地域安全保障	5.3%	*米国の信頼性低下	11.1%
*対中戦略	4.3%	*アジア太平洋地域主義	7.4%
*経済摩擦	4.3%	*最恵国待遇問題	7.4%
*米国のグローバルな指導性	3.2%	*日米安全保障協力のガイドライン	7.4%
*自由貿易体制	3.2%	*多国間協調	3.7%
*孤立主義的傾向	3.2%	*日本の歴史認識問題	3.7%
*日本の再アジア化	1.1%	*米国のアジア関与政策	3.7%
*中国の脅威	1.1%	*冷戦後	3.7%
*軍事的脅威	1.1%		
#コード無し	0.0%	#コード無し	3.7%
段落:94		段落:59	

表 6-2-② 米中関係記事コーディング結果集計表

1990-95年	段落比	1996-99年	段落比
*米国	57.1%	*米国	49.2%
*中国の人権問題	48.6%	*米中関係	32.2%
*東アジアの安定	40.0%	*中国の人権問題	28.8%
*米中関係	37.1%	*東アジアの安定	23.7%
*台湾問題	17.1%	*建設的関与政策	17.0%
*貿易問題	17.1%	*対中戦略の見直し	17.0%
*冷戦後の国際秩序	11.4%	*中国の脅威	15.3%
*クリントン政権の対中政策	11.4%	*中国 WTO 加盟	10.2%
*対中戦略の見直し	11.4%	*台湾問題	8.5%
*日米関係の断層	8.6%	*民主化	8.5%
*北朝鮮核開発	8.6%	*冷戦後の国際秩序	6.8%
*米国の同盟関係	5.7%	*香港返還	6.8%
*日本の独自外交	5.7%	*クリントン政権の対中政策	6.8%
*戦略的パートナー	5.7%	*米国の指導性	6.8%
*米国の指導性	5.7%	*中国武器輸出	5.1%
*対中関与政策	2.9%	*北朝鮮核開発	3.4%
*民主化	2.9%	*米国の同盟関係	1.7%
		*米中対決	1.7%
		*建設的パートナーシップ	1.7%
		*米中貿易赤字	1.7%
#コード無し	0.0%	#コード無し	15.3%
段落:35		段落:94	

2. 共起ネットワーク分析の概要

(1) コーディング

新聞記事の中に出現する、名詞、助詞、副詞などすべての語彙を分析の対象にして、語彙と語彙のつながりをネットワークとして描画した場合、ノード（点）や辺（線）の数が膨大になり、全体像を可視化したとしても、文脈の構造を把握できないという問題が生じる。そこでコーディングとよばれる作業の助けが必要になる。

「東アジア」、「関与」、「人権」など出現頻度の高い研究テーマにとって重要なキーワードを検出する。本章では、出現頻度（5回以上）を基準にして語彙（固有名詞、地名、組織名）を強制抽出した。さらにいくつかの語彙をひとつの概念にまとめるためのコーディングの作業を実施した。つづいて、コードが出現するパターンを段落単位で集計・分析（表6-2-①、6-2-②）し、その結果から出現パターンの近似したコード同士を結び、「共起ネットワーク」として描画する。(i) 媒介中心性²³（コードとコードをつなぐ役割を示す指標）、(ii) コードの出現パターンの類似する語彙の連鎖をグループとして分類したサブグラフ、という二つの指標をもとに、出現頻度の高いものは円の大きさと、またつながりの密接さを辺の太さでそれぞれ表現した。

(2) 時期区分

筆者が先行実施した全国紙（邦字紙）の定性分析に用いた「日米安全保障の再定義」のプロセスとの整合性と比較可能性に配慮して時期区分を設定した。具体的には、日米関係ではクリントン政権下のジョセフ・ナイ（Joseph Nye, Jr.） 国務次官補（当時）による「日米安全保障対話」（US-Japan Security Dialogue, 通称・ナイ・イニシアティブ）構想が公表され「日米同盟の再定義」の骨格が固まった1995年と、「日米安全保障共同宣言」を発出し同盟強化の方針を明瞭にした1996年を分岐点にして、前期（1990～95年）と後期（1996～99年）の二期に区分した。前期が日米同盟の再確認、後期が日米同盟の強化の時期と位置付けられる。本章の研究テーマでは、前期はクリントン第一期政権が外交の基本方針として「関与と拡大」を打ち出し冷戦後の東アジア安全保障の骨格が整うまでの期間、後期は対中政策を中心に「関与」政策を検証する時期に相当する。

3. 分析・考察

(1) 先行研究

分析結果の考察に入る前に、分析対象期間である①前期(1990～95年)、②後期(1996～99年)の日中、日米関係の概況を、主に先行調査・研究を整理して本章の課題を確認しておきたい。

①中国：対日関係は安定／対米関係の変動大、日本：対中認識の曖昧さ

国際政治学者、閻学通ら清華大学国際問題研究所主催の共同研究「中国対外関係定量予測」調査(以下、「定量調査」)²⁴によると、「中米関係が抱える問題は構造的な矛盾であり、長期的に改善できないため、米国の政権交代などによっても関係を大きく変化することはない」²⁵とされ、他の大国との関係と比べて中米関係は構造的に不安定で変動予測が難しい二国間関係であるという²⁶。この研究では、人民日報、中国外交部のホームページ公開情報さらにニュースとしてとり上げられていない情報を、「友好・良好・普通」／「不和・緊張・対抗」のプラス・マイナス各三段階で主観的に評価し長期の定量分析を実施している。1989年天安門事件後の米国が対中制裁を実施して以降、米中関係は概ね「不和」の領域で変動し、2000年代も「非常に不安定」な状態が続いている。対照的に日中関係の「定量調査」結果では、1980～90年さらに反日デモが勃発した2005年まで一貫して「良好」な状態を継続して示している。日本の曖昧な政策認識に特徴づけられた「日米安全保障の再定義」プロセスで「日中間の相互猜疑が、1990年代半ばに深刻化していた」²⁷時期においても、「良好」な関係で安定的に推移している。

それに対し、「全国紙定性分析」結果の共起ネットワーク図から読みとれる日本の対外認識では、一方で日中関係を柱に冷戦後東アジアにおける多国間主義を展開し対米自主を確立する方向を模索し、他方では前者とは矛盾する「日米安全保障の再定義」による二国間同盟強化を目指した時期でもある。こうした内部矛盾を抱えた曖昧な日本の姿勢に対して、中国の対日不信が増長していった。

②中国：「良好」な米中関係、日本：日米認識ギャップが鮮明化

「定量調査」では、1996年4月の「日米安全保障共同宣言」後の米中関係は、1997年の江沢民国家主席の訪米を境に、1998年のクリントン大統領

領の訪米から1999年5月の在ユーゴスラビア中国大使館へのNATO 誤爆事件の直前までは、1980年代以来の「良好」な水準に好転している。

「全国紙定性分析」では、「安保再定義」の「周辺地域」認識と、対中認識という二種類の日米認識ギャップが明瞭になってくる。日米同盟における「周辺地域」は米国にとっては冷戦後の地球規模の世界戦略の射程の一部に収まり、クリントン政権の「関与政策」によって米国の中国脅威認識が後退していく。日本は、「周辺地域」についての具体的な地理的範囲を明示せずに、短期の脅威としての朝鮮半島情勢、長期の脅威としての中国をそれぞれ曖昧に示唆しながら「極東」中心の「周辺地域」を安全保障の目標として正式に設定する。その結果、中国外交を柱に据えて東アジアの多国間主義を目指そうとする意図は薄れて、日米同盟の中での日本の戦略的価値の向上を図ろうとする。

- ①、②を要約すれば、次の三点が主な特徴として浮かびあがってくる。
 - (i) 米中関係の実態は「不安定」な状態が続くが、「関与政策」で徐々に改善
 - (ii) 日中関係の実態は「良好」だが、「日米同盟の再定義」によって「相互猜疑」が増長
 - (iii) 日米関係の実態は「同盟再定義」により「強化」されるが、対中認識ギャップが拡大

以上の特徴は、米中二国間の勢力均衡が不安定さを抱えながらも、一方で日中関係を「現状維持」の中に押しとどめさせ、他方では米国の対中戦略とくに日米同盟の在り方が、日本の対中認識や中国の対日認識を左右してきたという、興味深い論点が示唆されている。①外的脅威、②力の非対称性・不均衡、③巻き込まれる恐怖、という第二節で考察した米国の「力の政治外交」の三つの条件に照らせば、冷戦終焉後の1990年代の現状では、②についての物的な変化はみられず、中国の将来に対する潜在的な力とそれを行使する意図についての恣意的な評価と対応に、この時期の米国の「外的脅威」認識が少なからず影響を及ぼしてきたことがうかがえる。さらに、そうした米国の「外的脅威」認識が対中、対日政策といったアジア政策をつうじた立ち振る舞いの中に映しだされてきた。以下、その変遷の過程を、米紙報道の計量テキスト分析結果から追跡してみたい。

(2) 分析

1990年代の米外交は、主にクリントン政権（第一期1993～96年、第二期1997～2000年）下の対外政策で占められ、米紙上の日米、米中関連の論壇の多くは、冷戦後の世界とアジアへの米国のリーダーシップとその内容を問うものである。先述したとおり、クリントン政権のアジア政策の基本方針「関与と拡大」の骨格が整うのは、本章の時期区分「前期」末であり、これは同時に「日米同盟の再定義」が試みられた時期に相当する。それ以前の1990年代の対アジア政策は通商分野に極端に偏っており、経済主義的政治（*econopolitik*²⁸）の様相をみせていた。このとき米国の政策は、共産主義を「悪」とする冷戦下の行動基準を、閉鎖経済や権威主義体制を「悪」とするものへ変え、その手段も経済中心の価値外交の性格をもつものになっていた²⁹。日米関係においても、1994年の包括経済協議および翌年の自動車・部品協議に象徴される貿易摩擦が最高潮に達した時期である。

以下、①②日米、③④米中それぞれ時期区分に沿って、共起ネットワーク図と元のテキストデータから主要な特徴点を抽出してみた。

①日米関係（前期・1990～95年）—「日本脅威」と「日米同盟の再評価」へ
前期（1990～95年）の分析結果を描画した図6-2-①の共起ネットワーク図で、冷戦後のアジアの地域秩序と日米間の経済摩擦のサブグラフ（語彙の集合）が確認できる。米国と東アジア・太平洋地域との関連を表す語彙の集合である「米国のアジア関与政策」の出現頻度が高く、冷戦後の「日米同盟の見直し（再定義）」と地域秩序の関連性についてサブグラフができあがっている。

具体的に、記事中には、以下のような特徴的記述と見出しがみられる。

「東アジアには冷戦終結後の東欧諸国の民主化、ドイツ統合のいずれに相当する現象もみられない。冷戦期の問題が残されている東アジアの安全保障にとって、日米同盟を再定義し継続することこそが地域安全保障となる」（1990年6月22日）³⁰、「（米外交における）中心課題と基本原則が欠落」（1992年2月7日）³¹。このように、日米同盟を柱に米国が東アジアの安全保障を見直す必要性を強く主張する論調が多くみられる。

共起ネットワーク図には、「日米同盟の継続」と「中国の存在」の二つが、冷戦終結直後の日米関係についてのさまざま争点をつなぐ形状をなしてい

る（媒介中心性・大）。しかし、論争の根底には、「中国の存在」以上に「日本脅威」が喧伝され、「日本のアジア化」、「米国排除の現代版大東亜共栄圏の警備員」（1992年4月26日）³²に対する警戒があった。「第二次大戦後に形成された米国のリーダーシップの終わりを懸念」（同）する遠因には、米国との摩擦が政治問題化していた日本経済の競争力があった。それが、「日米同盟の再定義」の目途がつく1995年になると、「中国は長期的に軍事的、経済的の最大の脅威」（1995年11月19日）³³との見方が浮上しつつ、「日米安全保障条約に政治・経済条項を復活させ、アジア太平洋の政治・経済協力のための包括的枠組みを日米同盟の見直しの中で構築が必要」（同）という日米同盟にアジア太平洋安全保障枠組みとしての新しい役割を求める論調が目立ち始める。

②日米関係（後期・1996～99年）—「中国脅威」と日米協力

クリントン第二次政権期（1997～2000年）では、台湾問題を巡る曖昧な対外姿勢や、対中政策において人権問題を切り離し最恵国待遇（MFN）問題等で再び経済重視の実利的方針を示し始めたことにより、同政権の「対中戦略」に批判的な評価と中国脅威論を強調する傾向がみられる。

図6-2-②の共起ネットワーク図においても、日本経済への脅威は影をひそめ、代わって「日米同盟の継続」が「中国の存在」（＝中国脅威）と表裏一体に議論された経緯が明らかである。当時の日本政府が「周辺地域」の地理的定義に中国・台湾を含めるかどうかについては曖昧な姿勢をとるという戦略³⁴で終始一貫していたのに対し、米紙報道では「曖昧さは、中国、台湾のみならずアジアの同盟相手国に不確実性のシグナルを送る」（1996年2月28日）、「日米安全保障の対象は、中国の脅威と日本の対外直接投資が広がるアジア地域である」（同）³⁵と批判的な見方が示されている。一方で、「[日本は] 中国に対し第二次世界大戦の戦争責任明確にし、アジア安全保障問題に[対応すべき]」（1996年5月10日）³⁶と日本のアジア太平洋安全保障への軍事的貢献や米国との集団安全保障の障害となってきた、日本の歴史認識問題の処理を促す主張もみられる。

ただし、米紙報道では「日米同盟の再定義」の結果生まれた新ガイドラインについて、日米安全保障の対象地域がアジアに拡大されたという点と、中国をはじめとするアジア地域が日本の軍事的役割の増大に対して警戒しているという矛盾を指摘しながらも、「新ガイドラインによって日本は安

全保障を、自衛から地域安全保障に焦点をシフトし、米国のアジアへの関与を支援する日米協力の制度的配置を整備した」と肯定的評価を与えている（1997年9月28日）³⁷。

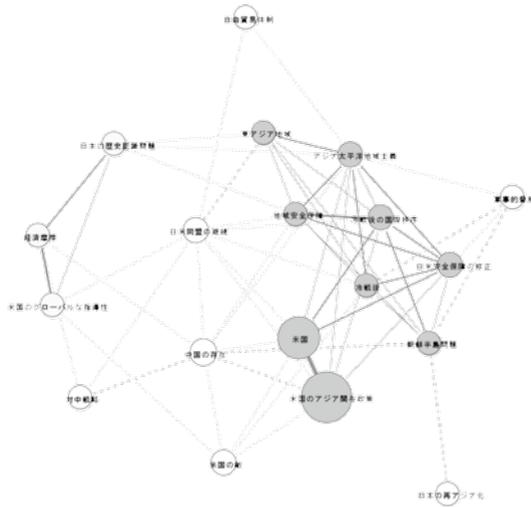
以上の共起ネットワーク図に現れる記事の傾向を総合すると、①②の時系列比較で明らかのように、1990年代の日米関係では、日米同盟を再定義し冷戦後のアジア太平洋秩序の根幹に据えようとの意図が日米双方にうかがえる。ただし、共起ネットワーク図にも示されるとおり、日米同盟とアジア「戦後」秩序に対する米国内での争点は、経済力に由来する「日本脅威」を背景にした日米貿易摩擦から中国の経済的・軍事的脅威への対応にシフトしてきた。これに伴い、米紙の記事は、米国が自国の防衛を目的に「力の政治外交」によって日本を同盟管理してきた戦略は変容を遂げ、今や同盟管理の対象がアジア太平洋地域へと拡大したと解釈していたことが分かる。しかもその場合、日米同盟が想定しているのは、長期的には中国の存在、短期的には朝鮮半島への対応であると理解されている。記事中に描かれている米国の外交姿勢は脅威認識等で微妙な変動をみせつつも、米中関係の「現状維持」を図ろうとするものであった。言い換えれば、米紙の中では米中間の「力の均衡」による「現状維持」を前提にしながら、冷戦後の日米関係とアジア太平洋安全保障について一貫して語られてきたのである。

③米中関係（前期・1990～95年）—経済と安全保障のリンクを形成

図3-1にみるように、共起ネットワークは、「東アジアの安定」、「クリントン政権の対中政策」、「貿易問題」といった通商関係と地域秩序の連動を示唆するサブグラフを形成し、その周辺に「台湾問題」（媒介中心性・大）、「北朝鮮核開発」「日米関係の断層 [貿易摩擦]」など当時の米国外交の主要なアジェンダが配置されている。

冷戦終焉直後の日米関係が「貿易摩擦という断層」構造を抱える中、中国とも対米貿易黒字が拡大し始め、その結果、日中経済の世界市場での急激な拡大がアジアでの影響力拡大に結びつき、米国の利益と威信を傷つける。こうした懸念に対し、ソ連崩壊によって先行き不透明な「米中関係を貿易問題のみで判断することの誤り」（1990年1月6日）³⁸についても指摘されていた。しかし、ブッシュ政権からクリントン政権への移行は、対中政策と経済問題の結びつきを一段と強めていくことになる。

図6-2-① 日米関係記事・共起ネットワーク（1990～95年）

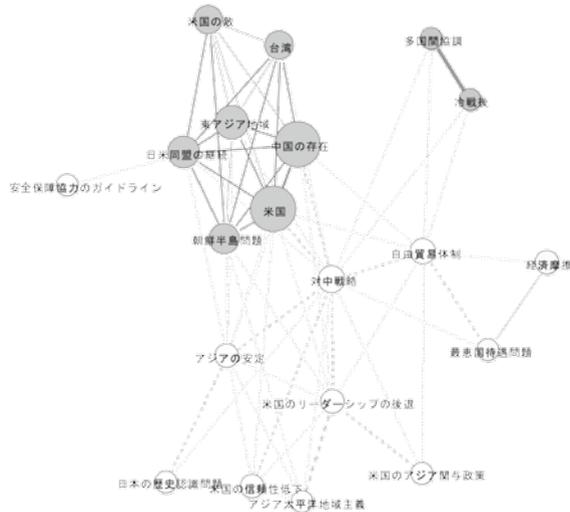


N（ノード数）19
 E（辺）60
 D（ネットワーク密度）0.351
 媒介中心性：「日米同盟の継続」、「中国の存在」

注) N は、円が多くなるほど出現頻度が大きく、網掛けにより密接な語彙のつながりの集合であるサブグラフを表示した。辺は太線ほど結びつきが強い。

1993年11月のクリントン・江沢民シアトル会談を機に「米中関係の空気」は変わり始め、米国の対中戦略認識も変化の兆しを見せ始める。この時期、米紙においては「対中貿易拡大は米国にとっての中国開放の契機となり、中国の経済成長は民主化と人権についての諸慣行の改善につながる」との見方が中心的な論調となり、「人権問題と切り離して経済問題を進展させることにより米中関係を改善」するという方針が強く支持されるようになる。1970年代の米中接近いらい米国は旧ソ連への対抗手段として中国との疑似同盟関係を用いてきたが、その米国が「中国カードの再生」、「中国を〔国際社会の一員に〕育てる」（1993年1月26日）³⁹ ことによってアジア大洋地域の安全保障秩序を維持しようとの考えがここに現れている。その重点的な課題としてその後のWTO加盟の議論にもつながるMFN(最

図6-2-② 日米関係記事・共起ネットワーク (1996～99年)



N (ノード数) 20
 E (辺) 65
 D (ネットワーク密度) 0.342
 媒介中心性: 「対中戦略」

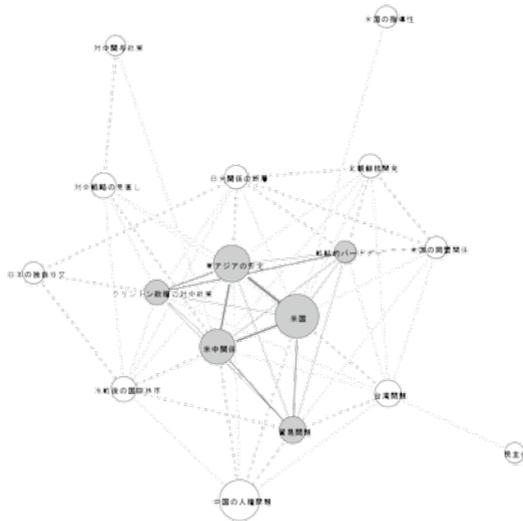
恵国待遇) 延長問題に多くの紙幅が費やされてきた。

経済的利益とアジアでの安全保障対話枠組みの双方をつくり上げようとする考えは、「関与政策」を安全保障戦略の基本方針として正式に打ち出す1995年にさらに明瞭さを増し具体性を帯びてくる。冷戦期いらいの「現状維持」の構図を起源とする「台湾海峡問題や、北朝鮮核開発疑惑問題など米中が対立する問題群は中国との協力を欠いて解消できない」(1995年4月5日)⁴⁰という考察が現れたことがその証左である。こうした発想の下に、その手段を統合が進む世界経済の中での米中関係に見出そうとする米国の政策意図が記事文脈から読み取れる。

④米中関係(後期・1996～99年) —中国構造問題への対応限界

この時期には、1996年の米大統領選挙をはさんで、「中国の脅威」と関係づけられた、クリントン政権の「関与政策」の評価が論説の中心テーマになっている。図6-3-②の共起ネットワークの配置は米中関係前期の図

図6-3-① 米中関係記事・共起ネットワーク (1990~95年)



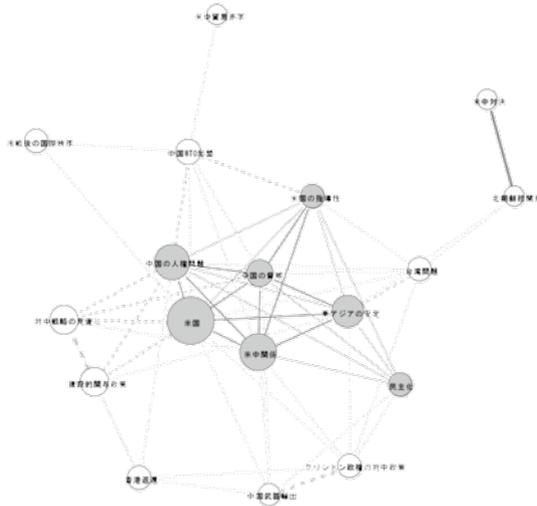
N (ノード数) 17
 E (辺) 60
 D (ネットワーク密度) 0.441
 媒介中心性: 「米中関係」「台湾問題」

注) N は、円が多くなるほど出現頻度が大きく、網掛けにより密接な語彙のつながりの集合であるサブグラフを表示した。辺は太線ほど結びつきが強い。

図6-3-①と比べても大きな変化が見られない。ただし、前期との差は、「東アジアの安定」と「米中関係」がサブグラフを形成し、その中で「中国の脅威」と「人権問題」が中心的な配置を占めているところにある。

つまり、「関与政策」の批判的な検証とともに、中国を将来の「現状改革」勢力視する論調が、前期以上に増えてくる。この時期になると、「グローバルな経済大国・軍事大国としての中国の出現」(1996年1月7日)⁴¹は当然視されており、バブル崩壊後の余韻の消失とともに「日本脅威」も消え去って、クリントン政権の当初の粗削りな対中、対日姿勢も「日米同盟の再構築」の作業と「関与政策」の表明とともに、日中経済のグローバルな統合と日米同盟によるアジアの安全保障体制が地域の安定に結びつくとの見方に修正されていく。しかし、米国の経済的利益と安全保障をリンク

図6-3-② 米中関係記事・共起ネットワーク (1996～99年)



N (ノード数) 18
 E (辺) 60
 D (ネットワーク密度) 0.392
 媒介中心性: 「東アジアの安定」「中国 WTO 加盟」

させた「関与政策」は、「明確な戦略のない中国戦略であり、WTO 加盟問題、人権、台湾、知的所有権などの複合的な問題群」(1996年1月7日)⁴²に対し、「パッチワークキルト (つぎはぎの布切れ)」(同) のように場当たりの対応であるとの評価もでてくる。

「米中の共通利益を強調し、経済的に自由化した中国が、WTO 加盟に向けた最後の仕上げ」(1997年4月13日)⁴³として中国とクリントン政権が臨んだ1997年の江沢民訪米時の首脳会談を前に、米紙の報道は米中関係の改善に期待を寄せているほか、1999年4月の朱鎔基の訪米時には「戦略的、建設的パートナーシップ」(1999年7月18日)⁴⁴による「人権問題の改善」、「中国近代化と政治改革」(同)の可能性に議論が集まっている。だが、台湾問題を含めて封じ込め派 VS 関与派という論争軸はそれまでに変わることなく、「新しい冷戦もなく、米中関係は摩擦と戦略的競争」(同)⁴⁵という特殊な関係に入ったとの見方が生まれてきた。

以上の共起ネットワーク図に現れる記事の傾向をまとめると、米国の経済重視の政策については肯定的評価を与えながらも、他方ではクリントン政権の「関与政策」の場当たりの対応への批判もまた並存していることが分かる。とくに、米国主導の世界経済の統合が米国の経済的利益に合致するとの見方については、米紙の報道は一貫して肯定的な評価を与えている。しかし、経済的利益と安全保障戦略を一体とみなすクリントン政権の関与政策については、巨大化する中国の脅威認識を背景にした論調が目立ち、中国の人権および政治改革といった構造的な問題への対応の限界が指摘されている。

IV まとめ

「現状維持」によって特徴づけられてきた東アジアにおける「二つの戦後」秩序が、日本、中国が独自の行動をとろうとする中で、どのような変容のプロセスを示してきたのか。本書全体の東アジア国際秩序を立体像として把握するというテーマに従い、その方法論的枠組みを検討し、米国のアジア方針の視座から対中政策と日米同盟を中心に米紙論説記事から変化の過程を追跡してみた。考察の結果、明らかになったことは、ひとことでいうと、1990年代の東アジアは、米国の「関与政策」の中で経済的な達成のみを同一の<時間軸>に沿って探求してきた10年とみなすことができよう。アジアとグローバルそれぞれの局面での冷戦終結を二度経験した東アジアは、イデオロギーと国際関係の緊張緩和をもたらし、各国とも経済を軸にした関係を模索した。その結果、「中心と周辺」の経済的な勢力関係は古典的な配置とは正反対のものとなり、日本と中国経済が「二つの戦後」秩序の「現状維持」にとって最大の脅威としてみなされることになった。

米国のアジア政策もこの文脈を踏襲するものであり、原理原則以上に経済的利益を重視した「関与政策」によってアジア太平洋秩序の「現状維持」を目指しながら、日本、中国との関係位置を柔軟に変更しようとして戦略的調整の試行錯誤を繰り返してきた形跡が読みとれる。冷戦期以降の米国の「力の政治外交」の諸条件（①対外的脅威、②力の不均衡、③米国がアジア同盟国の単独行動に巻き込まれる恐怖）に沿って、考察結果から浮き彫りにされた立体像（時空間）としての東アジア国際秩序について以下の三点をあげて本章の総括としたい。

第一に、経済重視の〈時間軸〉についてである。1990年代後半には、巨大化する中国が米国にとっての東アジアにおける対外的な脅威として明確に位置付けられ、国際的な経済的相互依存関係によって経済的利害の調整と、安全保障秩序の「現状維持」を同時に達成しようとした。この意味で、米国と中国そして日本はグローバル経済の拡大と展望という同一の〈時間軸〉上にあったとみなすことができるだろう。そのため、日米貿易摩擦の終息や中国のMFN延長問題さらにはWTO加盟については米国国内世論を二分する対立関係を背景にして報道されていたが、対立の調整は容易であった。

第二には、〈空間〉の多元化と争点の複雑化についてである。冷戦後の経済的実利を重視した米外交は、「複合的な問題群」が錯綜する東アジアの国際秩序の構造的な特性についての十分な分析に欠けていた。それどころか、こうした客観的分析と情勢判断とは距離観のある「キルトパッチワーク的」な「関与政策」がとられ、人権、民主化などの中国国内政治改革、領土（台湾）問題、朝鮮半島情勢等の問題についての政策認識は収斂することがなかった。これらは、米中関係の完全な決裂・対決にはいたらずとも、対立の構図は解消されることなく、争点ごとの場当たりの対応を生むことになり、それが地域的な不安定要因になってきた。その結果、アナーキー、ヒエラルキーに抽象化された3次元の空間ではとらえられない複雑かつ不確かな空間が出現していった。

第三に、冷戦の終結によって「力の政治外交」の諸条件と環境が大きく変化する兆しがでてきたが、米国と同盟国との関係には依然として「力の政治外交」が変質しながら根強く存続した。とりわけ先行調査・研究との比較でみた場合、冷戦後の国際環境の変化が著しい中で、日米同盟の再定義は歴史のより長期的な展望を見出すことにより、東アジア地域における安全保障と構想を打ち出すきっかけとはならなかった。むしろ、旧来の〈時間軸〉にとどまることなる。

21世紀にはいって、数度の国際経済危機を繰り返し、米国経済と軍事力の相対的な後退と中国の大国化の勢いは衰えることなく続いている。グローバル経済の統合＝〈時間軸〉と、「現状維持」の構図をとりながら様々な争点が錯綜する東アジアの「二つの戦後」秩序＝〈空間軸〉。これらの時間・空間の歪んだ立体像もまた継承されているのである。

註

- 1 石田淳「国際関係論はいかなる意味においてアメリカの社会科学か」『国際政治』第160号、2010年、152-165頁。
- 2 佐藤幸男編著『国際政治モノ語り』法律文化社、2011年、15頁。
- 3 たとえば、Jorg Friedrichs & Friedrich Kratochwill, "On Acting and Knowing: How Pragmatism Can Advance International Relations Research and Methodology," *International Organization*, Vol. 63, No. 2, 2009, pp. 703-731.
- 4 下斗米伸夫『アジア冷戦』中央公論新社、2005年。下斗米伸夫「冷戦終焉二十周年の冷戦論争—ロシアを中心に—」『歴史評論』通巻723号、2009年、9-14頁。
- 5 Gary King, Robert O. Keohane, and Sidney Verba, *Designing Social Inquiry: Inference in Qualitative Research*. New Jersey: Princeton University Press, 1994.
- 6 時空間の中で非直線的に遷移する「政策知識～政策意識～政策選好」の連関についての理論的考察については以下を参照。森川裕二「地域秩序の変動と分析アプローチの課題」、松村史紀、森川裕二、徐顕芬編著『NIHU 現代中国早稲田大学拠点研究シリーズ2 二つの「戦後」秩序と中国』早稲田大学現代中国研究所発行、2010年3月、173-190頁。
- 7 Alexander L. George, and Andrew Bennett, *Case Studies and Theory Development in the Social Sciences*. Cambridge: MIT Press, 2005, pp. 11-13. 定量研究と定性研究の方法論的論理を、同一の認識論的形式にすべきというKKVの主張に対し、仮説検証型の定量研究の手法が、仮説形成型の研究に適していないことのほか、以下のような本章とも関連する批判を加えている。①KKVは、二変数の相互作用の単純なケースについて議論していること、②統計的分析モデルが、複雑な相互作用についても処理可能であるという主張は、楽観的であること。③因果関係の複雑さ、多元的な相互作用や経路依存効果、agentとstructureの相互作用などについて関心が払われていないこと。
- 8 構成主義の国際政治学者、ウエント (Alexander Wendt) は歴史研究や事例研究に用いられる過程追跡の方法論としての有効性に言及し、同時に因果メカニズムの解明も理論的な課題として重要視している。厳密に言えば、ウエントの理論では、社会科学理論一般が探求する因果効果 (causal effect) に、構成効果 (constitute effect) を追加し、あくまでも因果関係の探求を理論の目標に設定している。前者を「構造がagentのとくにアイデンティティとインタレストという属性にもたらす (因果) 効果」であるのに対し、後者の構成効果は「agentの行動にもたらす効果」と分類し、とくに後者に焦点を当て、ミクロの相互作用による「構成効果」を論じている。以下を参照。Alexander Wendt, *Social Theory of International Politics*. Cambridge and New York: Cambridge University Press, 1999 (特に、p.25).
- 9 Victor D. Cha, "Current of Power: U. S. Alliances with Japan and Taiwan during the Cold War," in G. John Ikenberry, and Takashi Inoguchi eds., *The Use of Institutions: The U. S., Japan, and Governance in East Asia*, New York: Palgrave Macmillan, 2007, p. 113.
- 10 本書「序章」の「二つの東アジア地域」の節を参照。
- 11 本書「序章」では、powerplayの邦訳は、原文に忠実にカタカナ表記で統一されている。本章では、powerplayを分析と考察のための中心的な概念として用いた。国際政治の数理論的考察に用いるゲーム理論の中で用いられる術語と、パワーを手段とする同盟外交についての記述・分析概念との混同を避けるために「力の政治外交」の訳語をあてることにした。
- 12 Glenn H. Snyder, *Alliance Politics*, New York: Cornell University Press, 1997, pp. 20-21, 182-186.
- 13 Remarks of Anthony Lake, Assistant to the President for National Security Affairs "From Containment to Enlargement," at Johns Hopkins University School of Advanced International Studies in Washington, D. C., September 21, 1993.
- 14 The White House, *A National Security Strategy of Engagement and Enlargement*, February

- 1995.
- 15 Joseph S. Nye, Jr., "East Asian Security: Case for Deep Engagement," *Foreign Affairs*, Vol. 74, No. 4, 1995, pp. 90-102.
- 16 「封じ込めによる接触」との誤謬もある。米国の関与政策についての批判的な評価については、中国側からは対米・日不信ともとれる警戒感が存在した。「アメリカは自分の力を発展させる一方、他方では中国を抑制する同盟を進展させる」。以下を参照。葉自成「中日関係の発展に対するアメリカの影響について—中国の視点から」、宇野重昭、唐燕霞編『転機に立つ日中関係とアメリカ』国際書院、62-65頁。
- 17 Robert G. Sutter, "China's Rising Power: Alternative U. S. Strategies-Findings of a Seminar," CRS Report for Congress. June 6, 1996; U. S. Department of Defense, East Asia Strategy Report, February 1995.
- 18 Robert S. Ross, "China II : Beijing as a Conservative Power," *Foreign Affairs*, Vol. 76, No. 2, 1997, pp. 23-44.
- 19 Hans J. Morgenthau, *Politics among Nations*. 5th. ed., New York: Knopf, 1978, p. 558.
- 20 Ole R. Holsti, "Public Opinion and Foreign Policy: Challenges to Almond the-Lippmann Consensus Mershon Series: Research Programs and Debates," *International Studies Quarterly*, Vol. 36, No. 4, 1992, p. 443.
- 21 本章で使用した KH Coder 2.x は、立命館大学産業社会科学部の樋口幸一氏が開発したテキスト分析を目的にしたソフトウェアである。新聞・雑誌記事、自由記述などの質的データを定性分析するソフトウェアには、QSR 社の NVIVO などが普及しているが、KH Coder 2.X は統計解析機能「R」が組み込まれており、本章でも定性分析と統計解析を一体的にした計量テキスト分析に活用した。
- 22 森川裕二「冷戦後の日中関係と国際認識—新聞記事の共起ネットワーク分析」、松村史紀、森川裕二、徐顕芬編著『NIHU 現代中国早稲田大学拠点研究シリーズ2 二つの「戦後」秩序と中国』早稲田大学現代中国研究所発行、2010年3月、143-172頁に所収。
- 23 中心性はひとつのネットワークの中での重要性を表す指標。本章の分析で用いた「媒介中心性」は三つ以上のノード（点）で構成するネットワークにおけるそれぞれのノードが互いに媒介しあう重要度と集中度合いを表す。詳細については、金光淳『社会ネットワーク分析の基礎』勁草書房、2003年、141-143頁を参照。
- 24 闊学通等編『中外関係鑑覧』高等教育出版、2010年。闊学通、漆海霞等編著『中外関係定量予測』世界知識出版社、2009年。いずれも実態分析を目的とした研究成果ではなく、中米、中ロ、中日、中仏、中独、の二国間の政治的関係について長期、短期（3カ月）予測を目的にしたプロジェクトの成果である。予測率（正確さ）も二国間関係によっても開きがあり、また特定の二国間関係によっても安定していない。本章では、過去の実態評価の部分のみを参照した。
- 25 闊学通等編『中外関係鑑覧』、91頁。
- 26 同上書、87-91頁によれば、一般的には首脳会談は二国間関係の改善に役に立つ。ただし、米中首脳会談と米中関係は例外である。米中関係の最大の特徴は、利益衝突が安全保障、政治、経済、文化と広範囲に及び構造的であり、首脳会談の開催までは客観的に存在する利益衝突を回避しようとするが、首脳会談が終わったとたん、構造的な問題が表面化し関係が悪化する。
- 27 徐顕芬「中国と日米安全保障体制の再定義—曖昧性に関する一考察」、松村史紀、森川裕二、徐顕芬編著『NIHU 現代中国早稲田大学拠点研究シリーズ2 二つの「戦後」秩序と中国』早稲田大学現代中国研究所発行、2010年3月、138頁。
- 28 Jian Yang, *Congress and U. S. China Policy 1989-1999*, New York: Nova Science, 2000, p. 258.
- 29 クリントン政権の対外政策の変更については、以下を参照。阿部純一「新秩序の構築を目指すアメリカの東アジア戦略」、小島朋之、竹田いさみ編『東アジアの安全保障』南窓社、2002年、

53-54頁。

- 30 “Stick With A Good Thing,” *The Washington Post*, June 22, 1990.
- 31 “Rethinking Foreign Affairs. Are They Still a U. S. Affair?” *The New York Times*, February 7, 1992.
- 32 “Keeping Our Allies From Becoming Our Adversaries,” *The Washington Post*, April 26, 1992.
- 33 “Just Like Gulliver,” *The Washington Post*, November 19, 1995.
- 34 「周辺事態」、「周辺地域」についての「日本政府の曖昧戦略」の詳細は、徐巖芬「中国と日米安全保障体制の再定義」、132-133頁。
- 35 “Foreign Affairs; J-a-p-a-n and C-h-i-n-a,” *The New York Times*, February 28, 1996.
- 36 “Views on U. S. Asian Policy: Lost Credibility and Weak Leadership,” *The New York Times*, May 10, 1996. 引用文中の □ 内は引用者による。以下、とくに断りが無い限り同様。
- 37 “An Apology Rooted in Fear; Japan to Ask Pardon of a Now-Robust China for Past Atrocities,” *The Washington Post*, November 25, 1998.
- 38 “Don't Encourage a China Hostile to Freedom; Keep the Door Open,” *The New York Times*, January 6, 1990.
- 39 “Collision With Tokyo?” *The Washington Post*, January 26, 1993.
- 40 “China Talks,” *The Washington Post*, April 5, 1999.
- 41 “China Knocking; They Want to Enter the World Economy, But Will They Play by the Rules?” *The Washington Post*, January 7, 1996.
- 42 “The China knock; Does it think that they want to enter global economy but will they play by the rule?” *The Washington Post*, January 7, 1996.
- 43 “The China Conundrum; Engaging Beijing May Be the Only Choice,” *The Washington Post*, April 13, 1997.
- 44 “Two Chinas, But Only One Answer,” *The Washington Post*, July 18, 1999.

あ と が き

本書は、早稲田大学現代中国研究所・次世代研究会が手探りでつづけてきた研究の一つの成果である。研究歴の浅いメンバーにとっては、個別研究をするだけでも苦労が多い。だからこそ、それぞれの強い個性を残しながら、それでいて何らかの共同の作品をつくることはできないだろうか。この大きな野望と悩みと格闘することから、この作品づくりは出発している。

とはいえ、この格闘のなかにも、メンバーみんなで中国をめぐる現代国際政治を考えることの楽しさがあった。なかでも、2010年には中国が実質GDP（国内総生産）で日本を抜き、世界第二位になるという大きな変化があった。そのような変化を前にして、考察の主軸にしたのは、あくまでも前回の作品（『二つの「戦後」秩序と中国』2010年3月）で示した大まかな見取り図であった。大きく変化するものを相手にするときこそ、変化しにくいものを見失ってはならないと考えたからである。

本書の序章で広げた地図を頼りにして、それぞれのメンバーが個別に研究を深めていった。序章で示した見取り図は、共同研究のための出発点ではあるものの、やはり一つの個別な研究成果でもある。各執筆者には、序章を土台にしながらも、そこから離陸して各人の専門に沿った個別研究を展開していただくようお願いした。それこそが「次世代」研究会にとっての強みになるし、新しい発見もあると考えたからである。

今回の共同作品には、どうしても「近代」の部分で補強してくれるメンバーが必要だった。そこで、問題意識を共有してくれる研究者に執筆をお願いした。幸いにも、我々の要求を全面的に快諾してくださったことで、今回の作品を何とか仕上げることができた。

ここで、本書作成までに費やした研究会の活動を紹介しておきたい。

2010年4月24日	2010年度研究計画案の検討、個別の研究報告
5月28日	研究会全体の方向性についての議論、個別の研究報告
6月25日	個別の研究報告
8月31日	全体報告（松村）、個別の研究報告
10月9日	個別の研究報告
11月13日	個別の研究報告
12月5日	出版刊行についての打ち合わせ（松村、森川、平川）
2011年1月22日	本書全体について議論

この間、天児慧先生（早稲田大学アジア太平洋研究科教授）と毛里和子先生（早稲田大学名誉教授）にはご多忙のなかにもかかわらず、研究会にそれぞれ一度ご出席いただき、叱咤激励と貴重なご助言・ご指導をいただいた。本書には未熟な部分も多く、大きな課題が残されているが、両先生をはじめとする現代中国研究所、アジア研究機構関係の諸先生、スタッフのみなさんのご支援があつてこそ、この成果が生まれたといえるだろう。このような支援こそ、次世代研究会が研究を続けていくための力の源であるし、本書で残された課題は我々が研究会を続けていくための存在意義であるに違いない。このような研究成果を発表する機会を与えてくださった両先生の配慮に重ねて心より感謝申し上げる。

2011年4月吉日 編者一同

執筆者紹介（＊は編著者、執筆順）

松村史紀 (MATSUMURA Fuminori) (序章、第3章担当＊)

宇都宮大学国際学部専任講師。博士（政治学）。専門は現代中国をめぐる国際政治、アジア冷戦史。主な著作に、共著『冷戦史の再検討：変容する秩序と冷戦の終焉』（法政大学出版局、2010年）、共編著『二つの「戦後」秩序と中国』（早稲田大学現代中国研究所、2010年）、「アメリカの戦後『満洲』政策——『伝統的方針』の終焉へ（1946.1-6）」（『近きに在りて』第57号、2010年6月）など。

鈴木仁麗 (SUZUKI Nirei) (第1章担当)

明治大学文学部非常勤講師、早稲田大学アジア研究機構現代中国研究所招聘研究員。博士（文学）。専門はアジア史、内モンゴル近現代史。主な著作に、「満洲国建国期の対東部内モンゴル政策——関東軍による政策決定過程とその初期理念」（『東洋学報』87-3号、2005年）、「内モンゴルと近代日本」（早稲田大学モンゴル研究所編『モンゴル史研究：現状と展望』、明石書店、2011年）など。

遠藤正敬 (ENDO Masataka) (第2章担当)

早稲田大学台湾研究所招聘研究員、大阪国際大学非常勤講師。博士（政治学）。専門は政治学、日本政治史、東アジア国際政治史。主な著作に、『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍：満洲・朝鮮・台湾』（明石書店、2010年）、「満洲国における身分証明と『日本臣民』——民籍法・戸籍法・寄留法の連繫体制」（『アジア研究』第56巻第3号、2010年7月）など。

平川幸子 (HIRAKAWA Sachiko) (第4章担当)

早稲田大学アジア太平洋研究科助教。博士（学術）。専門は戦後東アジア国際関係史、アジア地域統合。主な著作に、「台湾経験から考える地域統合論」（『問題と研究』40巻1号、2011年）、「アジア地域統合と中台問題」（『国際政治』158号、2009年）、「二つの中国」ジレンマ解決への外交枠組み——「日本方式」の一般化過程の分析」（『国際政治』146号、2006年）など。

徐顕芬 (XU Xianfen) (第5章担当*)

早稲田大学現代中国研究所客員講師 (専任扱い)。博士 (歴史学、政治学)。専門は東アジア国際関係、日中関係、中国外交。主な著作に、訳書 (中国語訳) 『中日関係：従戦後走向新時代』 (中国社会科学文献出版社、2009年)。毛里和子 『日中関係：戦後から新時代へ』 岩波新書、2006年)、共編著 『二つの「戦後」秩序と中国』 (早稲田大学現代中国研究所、2010年) など。

森川裕二 (MORIKAWA Yuji) (第6章担当*)

富山大学極東地域研究センター特命助教 (『東アジア「共生」学創成の学際的融合研究』担当)。博士 (学術)。専門は国際関係論、国際政治経済学。主な著作に、『東アジア共同体の構築4 ネットワーク解析』 (毛里和子との共編著、岩波書店、2006年)、『東アジア地域空間の変動と形成』 (単著、早稲田大学出版部、2010年) など。

NIHU現代中国早稲田大学拠点 研究シリーズ

編集委員会 天児慧
劉傑
唐亮
青山瑠妙
齊藤泰治
新保（小林）敦子
阿古智子

東アジア地域の立体像と中国

NIHU 現代中国早稲田大学拠点 研究シリーズ5

2011年5月1日発行

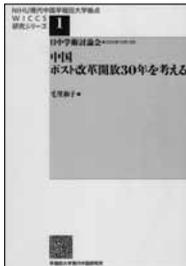
編 著 者 松村史紀、森川裕二、徐顕芬

発 行 所 人間文化研究機構（NIHU）現代中国地域研究幹事拠点
早稲田大学現代中国研究所
〒169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1
早稲田大学 早稲田キャンパス9号館914号室
Tel : 03-5287-5091 Fax : 03-5287-5092
<http://www.china-waseda.jp/>

装 丁 伊藤滋章

印 刷 所 能登印刷株式会社

NIHU 現代中国早稲田大学拠点 WICCS 研究シリーズ

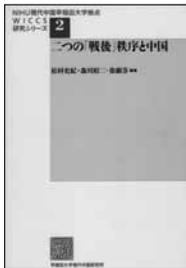


NIHU 現代中国早稲田大学拠点
WICCS 研究シリーズ 1

毛里和子 編

『中国 ポスト改革開放30年を考える』
日中学術討論会 2009年10月19日

2010年2月1日発行



NIHU 現代中国早稲田大学拠点
WICCS 研究シリーズ 2

松村史紀・森川裕二・徐顕芬 編著

『二つの「戦後」秩序と中国』

2010年3月6日発行

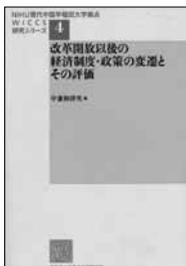


NIHU 現代中国早稲田大学拠点
WICCS 研究シリーズ 3

園田茂人 編著

『天津市定点観測調査 (1997-2010)』
単純集計結果にみる時系列変化とその解釈

2010年12月1日発行



NIHU 現代中国早稲田大学拠点
WICCS 研究シリーズ 4

中兼和津次 編

改革開放以後の経済制度・政策の変遷と
その評価

2011年3月1日発行

NIHU現代中国早稲田大学拠点

W I C C S
研究シリーズ

5

東アジア地域の立体像と中国

松村史紀・森川裕二・徐顕芬 編著

ISSNコード1884-7498 2011年5月発行